

ぼっけ生きもの倶楽部
令和7(2025)年度事業報告書

令和8年6月(2026年6月)

令和7年度事業報告書 目次

I.基本方針	p5	7. 定点撮影記録	
		7.1 撮影方法	
II. はじめに	p6	7.2 撮影結果	
1. 調査・撮影・測定活動		8. 湧水量・地下水位測定	
2. 自然環境保全		8.1 測定方法	
		8.2 測定結果	
III. 調査・撮影・測定	p8	(1) 湧水量測定結果	
1. 植物調査		(2) 地下水位測定結果	
1.1 調査方法		8.3 考察	
1.2 調査結果			
(1) 植物相調査		IV. 環境保全活動	p14
(2) 千葉県レッドデータリストに含まれる種		1. 令和7年度草刈り要望図面提出	
(3) 特定外来種		2. 市管理区域	
1.3 植物カレンダー		2.1 はじめに	
2. 野鳥観察		2.2 自然共生サイト申請について	
2.1 観察方法		(1) 申請理由	
2.2 観察結果		(2) 申請携帯	
(1) 野鳥リスト		(3) 自然共生サイトの体制	
(2) 鳥類繁殖		(4) ぼつけ生きもの倶楽部への協力 依頼について	
3. 昆虫調査		2.3 草刈り	
1.1 調査方法		(1) 予算申請用図面・入札時の計画 図・修正した計画図	
1.2 調査結果		(2) 第1回目草刈り	
(1) タマムシ		(3) 第2回目草刈り	
(2) 甲虫目、半翅目		(4) 第3回目草刈り	
4. 両生・爬虫類調査		(5) 第4回目草刈り	
4.1 調査方法		(6) 第5回目草刈り	
4.2 調査結果		(7) 令和8年度予算申請用図面(原 図)について	
(1) 両生類調査結果		2.4 草刈り管理と予算管理	
(2) 爬虫類調査結果		2.5 渇水対策	
5. 哺乳類調査		2.6 ぼつけ生きもの倶楽部の活動	
5.1 調査方法		2.7 市民参加による公園等の管理作業に 関する協定 作業	
5.2 調査結果			
6. 魚・貝類調査			
6.1 調査方法			
6.2 調査結果			
6.3 考察			

3. 県管理区域	VI. 事業	p24
3.1「自然再生サイト」への申請	1 希少種保全・再生事業	
3.2 令和7年度草刈り・外周路補修	2 「カエル」お助け事業(継続)	
3.3 ぼっけ生きもの倶楽部の活動	VII. 啓発活動	p26
4. 外来生物駆除活動	1. 教育面から大柏川第一調節池緑地の活用	
4.1 植物編	VIII. 写真撮影	p27
4.2 ミシシッピーアカミミガメ・ライギョ駆除		
4.3 アメリカザリガニ駆除	IX. 支援活動	p27
5. 蚊対策		
6. 看板類	X. 行事	p27
6.1 説明看板更新、貼付資料更新	1. 市川市主催の行事への参加	
6.2 掲示板、樹木名板保守点検		
V. 情報の共有化	XI. 活動記録(入園日誌)	p27
1. ぼっけ生きもの倶楽部の展示パネルなど		

資料編

p28

I. 基本方針

大柏川第一調節池緑地は、市民と行政の協働のもとに、治水施設に加え、下記に示す水辺の自然を活かした「自然環境創造型の調節池」として整備されました。

- 1 洪水被害を軽減します。
 - ✧ 真間川流域の総合治水対策の一環として、適正な貯水容量の確保を第一の目的とします。
 - ✧ 日頃から、洪水時の水の怖さや、その対策を知り、水防の意識を高められる場を目指します。
 - ✧ 水と緑の財産を次世代に残します。
 - ✧ かつての大柏川流域における自然空間を保全・復元し、水と緑の財産を次世代へ残すことを目的とします。
 - ✧ 谷底低地の多様な水辺を復元し、人にとっても動植物にとってもよい空間とします。
- 2 自然にふれる場所とし豊かな自然観を育みます。
 - ✧ 安全で親しみやすい水辺で、子供から大人までが生き物にふれ、豊かな自然観を育むことを目的とします。
 - ✧ 様々な生き物が生活していける空間を創造し、地域の自然や水循環の大切さ、人と自然の共生について学べる環境学習の場とします。
- 3 気持のよい安らぎの空間を提供します。
 - ✧ 自然を楽しむことのできる、静かで気持のよい安らぎの空間を提供することを目的とします。
 - ✧ かつての自然環境や風景を時間をかけて復元し、四季を楽しみながら散策や観賞できるよう図ります。
- 4 地域意識のつながりや文化の継承に寄与します。
 - ✧ 自然と文化を一つのものとして考え、里づくり、ふるさとを意識した人の集う場所を創造することを目的とします。
 - ✧ 地域の伝統文化等の継承を目指します。

この大柏川第一調節池緑地は、一般の公園と異なり、この場所での主役は決して人ではなく生物となっているのが大きな特徴であり、その利用方法は、下記のように指定されております。

1. 真間川流域の総合治水対策を理解する場として利用します。
 - ✧ 総合治水や水防意識の啓発に関する説明・案内板を設け展示等します。
 - ✧ 地域に根ざした動植物を保護する場として利用します。
 - ✧ 地域の生態系に配慮し、貴重な湿地の自然が残るよう整備します。
2. 子供も大人も動植物にふれあい、自然体験できる場として利用します。
 - ✧ 調節池の中に、動植物とのふれあいを目的とした浅い池を設けています。
 - ✧ 掘削しない場所に、人が憩える北部広場を設けています。
3. 子供達の環境学習の場として利用します。
 - ✧ 小中学校の環境学習や総合学習の場として活用できるよう、自然を観察できる場などを設けています。
4. 外周道路は遊歩道として利用します。
 - ✧ 自然環境や景観に配慮し、散歩道として親しまれる道路を設けています。
5. ビジターセンターは、多目的集会室やレクチャールームとして利用します。

（北方遊水池の会 2004年度報告書より）

市川市市政戦略会議(平成23年11月15日)において、大柏川第一調節池緑地の特徴についての啓発不足、来園者について、水と緑の部長から下記の発言がなされています。

1. 所管課としてはなぜ利用が一定の範囲に限られていると考えているか。

回答

まず、市民団体や地元、県、市で検討し、調節池内の自然環境創造型施設として整備してきた経緯がある。PRの不足や地域性、交通手段の問題もあったと思うが、自然環境創造の概念を固守したため多様なイベントに利用されなかったということが、市民の認知度や興味の不足につながった部分があった。

2. いわゆる自然を愛でる人を多く呼びたいのか、それとも元々の趣旨から離れたいわゆる一般の市民をもっと多く来てもらっていいのか。

回答

やはり自然環境の保全・復元が目的ということから、基本的には自然環境への理解・興味がある人を呼び込みたいと考えている。その上で、一般の人が来ることで目的を理解してもらって利用が増えることは歓迎するし、そのように仕向けていきたい。

II. はじめに

市には図面作成可能な職員がいらないとのことで、令和5年6月、今後継続性を確保できる体制構築をされることでしたので草刈業務に協力することとなりました。しかし、草刈業務は自然環境課の業務に馴染まないとのことで、業務の習得はなされませんでした。

その結果、令和6年度は市との業務のやり取りが不可能な状態となり、令和7年度佐原部長へ自然環境課の体制の立直しなどを要望しました。話合いの結果、部長からは、市とぼつけ生きもの倶楽部間に意思疎通が上手くいっていないことが問題であるとの結論となり、直近6月に控えています「草刈り業務」「渇水対策」が円滑に行えますよう、レスポンス良く取り組んでいきますので、引き続きご協力依頼がありました。

5月30日の会議で下記の草刈り業務の基本資料の読み合わせをし、相互に齟齬が無いことを確認しました。

- ① 大柏川第一調節池緑地における草刈りガイドライン
- ② 大柏川第一調節池緑地における草刈り図面について

8月1日の会議(佐久間次長同席)で、自然環境課長より、新しい維持管理を適用するとの提案が出されました。しかし、期途中での変更は混乱を来すため、令和7年度は従来通りの草刈り業務とし、新しい維持管理業務は令和8年度から適用することとなりました。

この新しい案に対し次長から自然環境課長へ「自然共生サイト」が認可された後には、入園者が増える事を考慮し、「入園者の安全」の見直しと「生物多様性の保全と再生」の二つの要件を考慮した「新しい考え方」を作成するよう指示されました。

それらの資料を作成し、次の会議を1ヶ月以内に開催することになりました。次回会議を再三打診しましたが、12月の時点においても資料が作成されていないが判明しましたので;

- ① 佐久間次長は、令和8年度の草刈りは、①と②の修正版に従って実施するよう指示が出されました。
- ② 予算申請は終わっていますので、令和8年度の予算申請用図面(原図)は自然環境課が作成済となりました。その結果、令和8年度以降は、ぼつけ生きもの倶楽部が予算申請用図面を提出する義務はなくなりました。

令和9年度以降は、協定書を締結しているため、自然環境課作成の草刈り原図に対して、ぼっけ生きもの倶楽部は倶楽部の草刈り活動との整合性を取るために必要に応じてコメントするのみとなります。

次に、自然共生サイトについては、環境部では令和8年2月までに自然共生サイトを申請する計画でしたが、達成できなかったようです。

詳細は下記資料を参照下さい。

[資料 II.01 環境部長佐原達雄さまへの挨拶とお願い](#)

[資料 II.02 大柏川第一調節池緑地の維持管理と自然共生サイトについて](#)

[資料 II.03 大柏川第一調節池緑地における草刈りガイドライン](#)

[資料 II.04 大柏川第一調節池緑地における草刈り図面について](#)

[資料 II.05 大柏川第一調節池緑地における草刈り図面について\(令和8年度版\)](#)

[資料 II.06 令和7年8月1日の面談記録](#)

1. 調査・撮影・測定活動

ぼっけ生きもの倶楽部の調査・撮影・測定はほぼ計画通り実施できました。

2. 自然環境保全

大柏川第一調節池緑地の草刈り業務は、担当者、主幹事項であります。多忙な佐久間次長自らが現場の状況を見て回られ、話し合いにノ臨まれました。

1年間を通してのやり取りをした結果、

- ③ 安全面では、次長と小川課長では考えに差がある。
- ④ 小川課長は、次長の指示に従わず資料を作成しなかった。
- ⑤ 自然環境課は何が問題であるかが分っていない。

とのことにはは驚かされました。

6月30日、突如、松村課長(当時)が作成した下記の資料について、「市で作成する事務手続きに関する文書は、起案して上司の承認を得る」となっているが、**起案の履歴がない**とのことであった。

「大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について」

「大柏川第一調節池緑地における草刈りガイドライン」

注) これらの資料は、施行令に相当するものと思います。ここで言及している上司とは誰をさしているのでしょうか。

令和4年度の会議では、自然環境課から「4月時点で修正している。課用の資料として取り扱う」との回答を得ている旨返答しました。

7月11日のメールには、「大柏川第1調節池緑地におけるガイドライン」「大柏川第一調節池における草刈りガイドライン」は他の文書との重複や仕様書の解釈に疑義が生じることから改廃を検討する必要があると考えております。との連絡がありました。

公文書番号付き資料が上司の承認を得た資料であるとする下記資料のみとなります。

- ・ 大柏川第一調節池緑地管理方針(市川第20070628-0185号)

他の下記資料には、公文書番号が付いていません。

- ・ 「基本方針」
- ・ 「大柏川第一調節池緑地管理マニュアル」

- ・ 「排水口内の(1)水止め方法及び(2)水抜き方法について」、
- ・ 「棚池の水止め用品に係る仕様」
- ・ 「「ビジターセンター(職員)による中低木(2m 以下)剪定の考え方」

起案履歴がないのであれば、自然環境課は何を基に業務を遂行してきたのであろうか不思議に思います。

なお、令和8年3月27日、管理方法に変更が生じるような提案があった場合は、酒井様に連絡するよう後任の西倉次長へ申し送りをしておりますとの次長メールが届きました。

III.調査・撮影・測定

1. 植物調査

前年度と同様に外周路より棚池側において植物調査を行い、植物相・群落組成表を作成した。

1.1 調査方法

調査は、外周路より棚池側における全域を踏査により行った。

1.2 調査結果

(1) 植物相調査

今年度は新たに確認された種はなかった、これまでの確認種は全 45 科 182 種となっている。

2022 年に確認されたオオアカバナは今年度も確認されているが、繁殖は前年度と同様にやや減少した。

棚池の 3 か所(自噴池水路, 2-①, 2-③)に移植したハンゲショウは自噴池水路に移植したものは確認されたが、2-①, 2-③に移植したものは確認されなかった。

確認種は表 1-1 植物相一覧 2025 を参照して下さい。今年度は新たにセンダン(センダン科)が確認された、これまでの確認種は全 45 科 182 種となった。、2-②で繁殖していた外来種であるウチワゼニクサは、駆除の継続によりほぼ見られなくなった。

(2) 千葉県レッドデータリストに含まれる種

調査結果を表 1-3 千葉県レッドデータリストに含まれる種に記す。

2-①に保護しているガガブタ、アサザは順調に繁殖しています。しかし、イトモは消滅したようであるが様子を見ることにしています。また、2-②池などにも移植したこともありそれらの棚池でも観察されるようになりました。

2-②池に移植したガガブタの繁茂が見られるようになった。



2-②池のガガブタ

表 1-3 千葉県レッドデータリストに含まれる種

千葉県レッドブック 2023年版			
名前	区分	頁	備考
オオアカウキクサ サンショウモ科	要保護生物	60	開園時 6池観察 現在消滅
デンジソウ デンジソウ科	重要保護生物	46	開園時 6池観察 現在消滅
タタラカンガレイ カヤツリグサ科	一般保護生物	376	開園時 2-②池 3-②池 現在 1-①池 2-②池観察
ツツイトモ ヒルムシロ科	重要保護生物	213	4-①池で繁茂したが、その後優占種が繁茂し消滅か。トロ箱内で育成中。
カタシャジクモ シャジクモ科	最重要保護生物	473	殆どの棚池で繁茂 イノカシラフラスコモ相当 474
アサザ ミツガシワ科	重要保護生物	321	市川自然博物館より譲り受け植栽した 江戸川水系の物。棚池へ植栽。
ガガブタ ミツガシワ科	要保護生物	362	1-①池で観察され、育成し、植栽した。 棚池へ植栽。
ジュンサイ スイレン科	最重要保護生物	115	2023年、市川自然博物館より譲り受け トロ箱で育成中。千葉県自生の物。
ジョウロウスゲ カヤツリグサ科	一般保護生物	370	下池に自生。 観察用として自噴池へ植栽。
サジオモダカ オモダカ科	重要保護生物	207	下池に自生 観察用として自噴池へ植栽。
コオホネ スイレン科	重要保護生物	205	一時 1-②池に植栽したが消滅

(3) 特定外来種

H25 年 10 月の台風 26 号により進入したアレチウリ、オオブタクサは継続して除去を行っているが、まだ少数が確認されている。

昨年から見られるようになったアメリカフウロは数を増やしてきた、池周辺の道路の路肩に多く見られるため今後も増えていくことが懸念される。

1.3 植物カレンダー

[表 1-2 大柏川第一調節池緑地の主な植物 カレンダー](#)を参照下さい。

2. 野鳥観察

2.1 観察方法

観察期間 2024.04～2025.03

2.2 観察結果

(1) 野鳥リスト

[表 2-1 大柏川第一調節池緑地 鳥類リスト\(200310～20260331\)](#)を参照下さい。

(2) 鳥類繁殖

[図 2.1 2025 年 鳥類 繁殖確認図](#)を参照下さい。

3. 昆虫調査

3.1 調査方法

(1) 任意採集

採集による調査は行わず、踏査により確認した特記事項を記す。

3.2 調査結果

(1) タマムシ

南門付近のエノキ、ケヤキの樹上を飛翔するタマムシが見られた、またミズキへの産卵も確認された。



撮影：渡辺孝利

これまでに確認された種は下記の表のとおり。

表 3-1 チョウ目（鱗翅目）

1	アオスジアゲハ	11	コムラサキ
2	アカボシゴマダラ	12	ツバメシジミ
3	イチモンジセセリ	13	ツマグロヒョウモン
4	キアゲハ	14	ナガサキアゲハ
5	キタテハ	15	ナミアゲハ
6	キチョウ	16	ヒメアカタテハ
7	キマダラセセリ	17	ベニシジミ
8	クロアゲハ	18	モンキチョウ
9	ゴマダラチョウ	19	モンシロチョウ
10	コジャノメ	20	ヤマトシジミ

(参考)2024 年までの確認種。

(2) 甲虫目、半翅目

詳細については、[表 3-3 甲虫目](#)、[表 3-4 半翅目](#)を参照下さい。

4. 両生・爬虫類調査

4.1 調査方法

外周路より棚池側を踏査、目視確認および採集により調査を行った。

4.2 調査結果

(1) 両生類調査結果

調査結果は、表 4-1 両生類確認結果を参照下さい。

今年度もニホンアカガエルは確認されなかった。

ニホンアカガエルの産卵も前年に引き続き確認出来なかった。

表 4-1 両生類確認結果(捕獲確認)

1	アカガエル
2	アマガエル
3	アズマヒキガエル
4	ウシガエル

(2) 爬虫類調査結果

今年度もシマヘビ、アオダイショウを目撃回数が激減した、今年度もヤマカガシについては確認されなかった。

唯一の在来種であるスッポンの産卵が 4-②で確認された。ミシシipp-アカミミガメの生息数はかなり少なくなったが今年度も2-②で3匹が捕獲され、この他にも②-①,②で2～3匹が確認された、いずれも10cm程度の個体であった。

今年度もクサガメ、イシガメは甲羅干しの姿も確認されず、トラップで捕獲されることもなかった。



表 4-2 爬虫類現在までの確認結果

1	アオダイショウ	6	スッポン
2	イシガメ	7	ミシシipp-アカミミガメ
3	カナヘビ	8	ミシシipp-ニオイガメ
4	クサガメ	9	ヤマカガシ
5	シマヘビ		

5. 哺乳類調査

5.1 調査方法

外周道路より棚池側を踏査、目視により確認した。

5.2 調査結果

ホンドタヌキは継続して個体、溜め糞が確認されている。

調査結果は、表 5-1 哺乳類確認結果を参照下さい。

表 5-1 哺乳類確認結果

1	ホンドタヌキ
2	ネコ

6. 魚・貝类等調査

6.1 調査方法

排水口内調査を9月28日に、水温測定は7月27日に実施しました。

まお、1-③池に設置していたフナ用魚礁は、ガマで覆われていたので、20/12 に撤収しました。



図 6.1 魚類調査
調査期間・漁礁場
所・水温測定場所図

に示す。

6.2 調査結果

今までの捕獲結果は、表 6-1 魚类等捕獲結果、表 6-2 甲殻類、表 6-3 軟体動物に記す。

表 6-1 魚类等捕獲結果

	捕獲できた魚等の種類
1	モツゴ
2	カダヤシ
3	ヨシノボリ類
4	ギンブナ
5	ライギョ
6	ドジョウ

表 6-2 甲殻類

	捕獲できた魚介類
1	アメリカザリガニ
2	スジエビ
3	モズクガニ
4	カタツムリ

表 6-3 軟体動物

	捕獲できた魚介類
1	モノアラガイ
2	タイワンシジミ
3	ヒメタニシ
4	ドブガイ

6.3 考察

(1) ドブガイ

1-①池の排水口に、ドブガイが観察されました。1-①池、2-①池では、多くのヨシノボリが観察されているので、ドブガイが繁殖していると思われる。

(2) 排水口内の魚類

各棚池の排出口内の魚類調査結果、カダヤシ、スジエビとタイワンシジミ多く生息していることが確認されました。1-①池の排水口には、昨年同様タイワンシジミが多く観察されました。

ライギョは、1-①②池、2-①池、4-①②池と5-①②池と6池には居ると推測できます。

詳細は、表 6-4 排水溝内の魚類調査結果と、図 6.3 各棚池排水溝内の魚類調査箇所を参照して下さい。

(3) 棚池水温

棚池の夏場の水温は、31度から34度であった

詳細は、[表 6-54 棚池水温測定結果](#)を参照下さい。

7. 定点撮影記録

調節池緑地の月ごとの変化を見るために、毎月第3週の日曜日に、外周路に定めた6点のポイントで撮影をした。撮影ポイントは、図 7.1 定点撮影箇所に示す。

撮影期間は、2025年4月から2026年3月までの毎月の記録と、2007年から2026年までの年度別の記録である。

7.1 撮影方法

デジタルカメラを用いて撮影した。

7.2 撮影結果

[図 7.2 大柏川第一調節池緑地の四季の遷り変り](#)に示す。

[図 7.3 大柏川第一調節池緑地の年度別の遷り変り](#)に示す。

8. 湧水量・地下水位測定

8.1 測定方法

湧水量は、ビーカーで測定した。測定箇所は、[図 8.1 湧水量及び地下水位測定箇所](#)を参照下さい。

地下水位は、真間川改修事務所から供与されたロープ式水位計を用いて測定した。測定箇所は、遮水壁外側の第1帯水層4箇所と第2帯水層5箇所及び、遮水壁内側の第2帯水層3箇所の合計12箇所です。

測定は、原則第2日曜日に実施しました。

湧水量の測定箇所(A14-2)のカバー更新時に、ホースを抜いたため、放水が止まったので、期間は、2012年4月1日から、2025年11月30日までです。

地下水位の測定期間は、1998年1月から2026年3月31日までである。

8.2 測定結果

(1) 湧水量測定結果

地下水位(A3-2)、(A14-2)と棚池(1-②池)及び（ゲンゴロウ池)の水位との差を利用し、自噴させその湧水量を測定した。

詳細は、[図 8.2 地下水位測定井戸湧水量](#)を参照下さい。

(2) 地下水位観測結果

測定結果は、[図 8.3 地下水位測定結果](#)に示す。

東日本大震災によって、遮水壁外側の第2帯水層の水位は、約 0.5m 上昇した。一方、遮水壁内側の第2帯水層の水位は、約 2.4m から 0.3m 下がったが、その後年々徐々に上昇し 1.0m 位となっている。

8.3 考察

A3-2 の湧水量は、約9トン/日、A14-2 湧水量は、約6トン程である。A3-2 の地下水位に大きな変化は見られないが、湧水量は、年々減少傾向にある。井戸の底に泥などがつまっているのが原因であると思われます。一方、A14-2 の湧水量はほぼ一定に推移している。カバー更新でと止まっているが、来年度には従来適用していたサイフォン方法で（湧水量を復活することを計画している。

東日本大震災の後、特に、遮水壁内側第2帯水層の地下水位の大幅な下落が何を意味しているかは未だ不明である。その後発生した地震では、水位に大きな変化はみられない。今後も引き続き推移を注視していく。

池内にある全ての地下水位測定井戸の水位は、水面より3, 4m下にあると推定されるので、不用意に測定井戸の塩ビパイプを抜くと、地下水へ池の水が侵入し、地下水汚染を引き起こすと思われるので注意が必要である。

IV.環境保全活動

1. 令和8年度草刈り要望図面提出について

5月30日の会議において、令和8年度から新しい草刈り図面などを作成することになりましたので、令和8年度以降からは、ぼつけ生きもの倶楽部が作成していました予算申請用図面（第2回目から第5回目と翌年の第1回目の図面）の提出は不要となりました。令和8年度第1回目の草刈り図面案のみ提出しました。

詳細は、[資料保 01.1 令和8年度第1回目草刈り範囲](#)を参照下さい。

2. 市管理区域

2.1 はじめに

入札時の仕様書は、自然環境に順応した草刈りを適用していることを念頭に記載されていますが、自然環境課は、「順応」の意味を全く理解できていないことが分かりました。

5月の会議において、小川課長より、仕様書に従って業務を遂行するので、入札時に添付した計画図のみで十分である。よって、入札の資料に記載の無い施工図、実施図は作成しない。

しかし、自然環境に順応したやり方について言及したところ、計画図（施工図版）、計画図（実施図版）は作成するとのことであった。すなわち、従来と大きく変わらないように感じました。

自然環境課は、仕様書と図面（予算申請用図面、計画図、施工図、実施図）の関係を令和6年度に説明したにも係わらず十分理解できていないようでした。仕様書には、本委託は単価契約のため数量については目安とし、監督職員との協議によって行った実績作業数量を清算数量とすると明記されています。すなわち、草刈り前の現地調査によって草刈り範囲などを修正するため、草刈り施行用の図面（施工図）が必要であることなど説明しても理解できないようであった。施工図を仕様書に記載するかは、自然環境課が決めることですが、実施図の記載の必要はないと述べました。

自然環境課が指示された「入園者の安全」の安全基準は、VC から入園者を確認できることとし、外周路の棚池側を幅、4mないしは、2m範囲の草刈りを行ってきました。

佐久間次長の指示に従って、第3回目に1ー①、2ー①の周囲は草刈りが行われた結果、明るく広い水面、見通しの良い通路の確保ができました。しかし、親水池として人為利用が想定されている自然環境活用ゾーンは、年間複数回の草刈りが必要だと感じたとのメールが届きました。一方、現場を見ない小川課長からは、1回/年で十分であるとの回答 7/2 でした。

なお、「安全」に関しては市の管轄ですのでぼっけ生きもの倶楽部としてのコメントは差し控えました。

2.2 大柏川第一調節池緑地の自然共生サイト申請について

環境部の計画では、今年度（令和7年度）2月末までに申請書を完成しする計画でしたが達成できませんでした。なお、申請に当たっては、二宮元環境部長が議会で回答されています下記の事項についての検討もされるよう進言しました。

- ◆ 継続的な管理体系の構築
- ◆ 管理コストの増加
- ◆ 取組の評価方法などを検討

しかし、「生物多様性の保全」すら理解できない自然環境課が、現場の状況を適宜把握し評価した結果を維持管理へ反映したり、環境省の公開サイトの更新を図る等の対応ができるとは思いませんでした。

(1) 申請理由

市は、市域に残された代表的で貴重な自然を保全し、生物多様性の豊かな自然環境を再生するために申請に併せて、本市の生物多様性保全のシンボルエリアとして広く内外の方々にアピールする場所としたい。この考え方は令和7年度中に策定する「第二次生物多様性いしかわ戦略」に反映しますとのことでした。

(2) 申請形態

下記の理由で、環境部のみで対処でき、他団体との調整が不用な「増進計画」で申請するものと推定していました。

- ◆ 計画の点検・評価及び、見直しは、自然環境課である。
- ◆ モニタリングは、鈴木専門員に加え、大柏川第一調節池緑地のみ所轄の渋谷専門員が行っており、手法、実施時期及び頻度などは、既に確立されていること推察できる。
- ◆ イベントは、市主催の自然環境学習プログラムを2回/月に実施している。

しかし、自然環境課には、申請するための諸データが無いと佐久間次長（当時）へ報告されていたので、「連携計画」で申請すると判断されたようです。

自然環境課は、大柏川第一調節池緑地については、団体間の連携関係が構築できているとはいえないと認識していることから、自然共生サイト認定後の大柏川第一調節池緑地の将来像などを話し合うことをきっかけに、「協議会」のような組織ができれば良いと考えてました。

参加を呼びかけようと考えているのは「大柏川調節池ワークショップ」に参加していた市民団体や近隣の学校を想定していました。

連携関係構築の主旨は、今回予定している申請が「多様な主体との連携」が必要であるためで、この協議会の中で、下記の事項についての意見交換を考えているとのことでした。

- ①調節池の草刈り及び来場者の安全対策
- ②渇水対策

③侵略的外来種駆除

④認定後の利活用の方法(動植物の調査や市民向け啓発活動の内容)

令和8年1月27日現在、申請に必要なデータは、市川学園などの学校が担うことで、佐野氏、鳥井氏と話を進めているとのことでした。団体等に説明をされ、それぞれの団体から維持管理手法についての案を募るとのことでした。その場合、大柏川第一調節池緑地の維持管理は、「市川自然環境保全・再生指針」と「遊水池の会での市長の約束」(遊水池の会年報冊子)を満足すること、現状の維持管理手法の問題点を指摘した上での案であることを希望しました。なお、今までの維持管理方法は、遊水池の会の啓発分科会が中心となって数年かけて作成されたものである旨付け加えました。

なお、時間的制限がありますので、今年度は申請することに集中され、二宮元環境部長が議会で回答されています下記の事項については来年度に検討されるよう進言しました。

- ◆ 継続的な管理体系の構築
- ◆ 管理コストの増加
- ◆ 取組の評価方法などを検討

(3) 自然共生サイトへの体制

サイト名	申請部署	維持管理部署	評価 環境省への対応
国分川調節池	環境部 環境総合課	街づくり部 公園緑地課	環境部 自然環境課
大柏川第一調節池緑地	環境部 環境総合課	環境部 自然環境課	環境部 自然環境課

(4) ぼっけ生きもの倶楽部への協力依頼について

申請書には、場の概況、主な植生、確認された主な動植物や越冬、休息、繁殖、採餌、移動など動物の生活史の内容などを記載する必要がありますので、携わった方々へのお話ができた後に、その結果の報告と申請に必要な自然観察などで得た生物等の有用なデータの提供を改めてぼっけ生きもの倶楽部にお願いされました。

しかし、本件については、自然環境課より令和6年3月29日付け公文書(市川第 20240319-0015 号)で評価が下されていますので配慮をお願いしました。その結果、繰り返し資料の提出を依頼してしまい申し訳ありませんでしたとの回答がありました。

詳細については、下記の資料を参照下さい。

[資料 IV.01 大柏川第一調節池緑地の自然共生サイトについて](#)

[資料 IV.02 市議会 令和5年12月15日 石原議員の質問とその回答](#)

2.3 草刈り

令和5年度から令和7年度までの維持管理業務遂行を通して、現状の自然環境課は維持管理能力が欠落している事、環境への影響を評価できない事にも関わらず小手先で管理しようとしていると感じました。

令和7年度も、草刈り業務に必要な「呼び名」が分かる資料が不明であるとか、予算管理に必要な「総量管理表」は昨年同様作成しないなど、草刈り業務を自ずから実施する気が全くない状態でありました。そのため自然環境課からは、何が、何処が分らないなどの質問は皆無でした。また、拝受した図面にコメントして修正を求めても、殆どご回答がないことや、再三再四、会議開催

を依頼しましたが、殆ど無視されました。その結果、ぼつけ生きもの倶楽部は、草刈りに対しての対応はできませんでした。加えて、現場での調査、委託業者への説明、草刈り後の検証も不十分でありました。その原因は、基本となる「用語」、「現場の実態」を十分理解できていないとの印象を受けました。

「区分図」は令和6年度同じ図面のものでしたため、VC職員の草刈り範囲をロータリ式草刈り機導入時に適用した図に修正をするよう何度も申しでしたが、それらの経緯も調べず、うやむやで終わっています。

(1) 予算申請用図面・入札時の計画図・修正した計画図

予算申請用図面を基に作成した入札時の計画図は、理由の説明もなく棚池部の通路、法面、水中草刈り箇所が大幅に削除されました。

第2回目草刈り後、佐久間次長(当時)が現場検証をされた結果、「安全面」から年間複数回の草刈りが必要であるとのことであったが、計画図の変更は第3回目草刈り図面のみ修正されました。

計画図に関する問題点は、各草刈り項目に記載しました。

詳細は、下記資料を参照下さい

[資料保 02.03.01 令和7年度予算申請用図面\(ぼつけ生きもの倶楽部\(提出図面\)\)](#)

[資料保 02.03.02 令和7年度計画図\(入札時添付の図面\)](#)

[資料保 02.03.03 修正した計画図\(第3回目草刈り変更\)](#)

(2) 第1回目草刈り

前年度提出した「予算申請用図面」に、前年度刈り残し範囲と、マツカサスキ箇所の追加草刈りを要求したが、無視された。

詳細は下記の資料を参照下さい。

[資料保 02.03.02 令和7年度計画図\(市の入札時添付の図面\)](#)

[資料保 02.03.04 第1回目草刈り追加要求図面・施工図・と実施図](#)

(3) 第2回目草刈り

草刈り前に関係者への施工図送付なかったため、施工図にヤブカンゾウ、ノカンゾウの注記が無かったため刈られてしまった。

[詳細は、資料保 02.03.05 第2回目計画図・施工図・実施図](#)を参照して下さい。

(4) 第3回目草刈り

佐久間次長(当時)現場を視察した結果、入園者の安全面で問題があるとの指摘を受け、急所自然環境課が、入札時に添付した計画図を変更しました。

耕起をせずに、溝掘り工のみであったので、第5回目草刈り図と同じように耕起を実施するよう修正依頼しました。

その結果、安全性や生物多様性の視点に配慮して作成されました先の計画図が大幅に修正にした主な理由は下記の回答がりましたが、主として「予算枠がある」ためでした。

- ・ 草刈りガイドラインに従って、外周法面4m幅の箇所は、安全性の視点から、予算の範囲があり、4mは実施しない。
- ・ 耕起は安全性の視点を優先させて草刈範囲の追加をおこなったため、予算の範囲があり、4-①池の耕起を見送ることとしました。
- ・ 自然環境課からの変更されてた理由については、下記資料を参照して下さい。

北部広場のフェンス部の草刈りは、施行部の指示では「フェンス外」となっているが、草刈り後では、「フェンス内」となっていましたので修正依頼したが理解できなかったようです。

詳細は下記の資料を参照下さい。

[資料保 02.03.06 第3回目計画図\(入札時添付\)・計画図\(変更\)・施工図・実施図](#)

[資料保 02.03.07 令和7年度第2期計画図の修正について](#)

[資料保 02.03.08 第3回目 計画外草刈りとフェンス草刈り](#)

(5) 第4回目草刈り

市は、計画図にある外周路のハンドガイドよりも、「外周法面、法尻及び遮蔽部のつる性植物・高茎植物の繁茂範囲を除去する。」を優先し、施工図を作成しました。現地調査の結果、下記の箇所を追加を依頼しました。

南側手掘り排水溝内の草刈り範囲(A)

令和6年度未実施のため繁茂箇所(B)

第1回目草刈り時に依頼したが拒否された遮蔽部3箇所(C)

2,3-①池通路3池側部(D)

第2回目時に第1回目に実施したとの理由で削除した範囲(E)

なお、今はVC職員となっているとの回答に対して、VC職員の草刈り範囲は、草刈り機が修理中であるとの理由で、その間外周路の草刈りを実施しませんでした。しかし、修繕後もVC職員の草刈り範囲外となっていましたので見直しを依頼しましたが、過去の経緯を調べることはしませんでした。

詳細は、[資料保 02.03.09 第4回目計画図・修正依頼図・施工図・実施図・草刈り検証](#)を参照下さい。

(6) 第5回目草刈り

施工図作成に当たり、貴課計画図に下記の追加を依頼しました。

- ・ クズが繁茂し、4-①池、3-②池まで勢力を伸ばしておりますので、この間のクス刈り。
- ・ 安全確保として、幅 4m範囲。
- ・ 安全確保の視点から南法面 2 箇所。
- ・ 第1期から第3期まで草刈りを実施していない4箇所。
- ・ いつも見落としをしている2箇所。
- ・ 承水路が欠落していますので、ガイドラインに従って追加。

予算枠を超えた箇所については、できる限り令和8年度第1期に施工できるよう図面作成するとの回答でした。

草刈り期間が10月20日から11月10日でしたが、植生撤去・土砂処理は、翌年3月中旬に延び、4-①、②池の水止め処理は、4月上旬に終わりました。

自然環境課から第5回目草刈り完了日は、植生撤去日であり、水止め処理完了日でないと珍回答でした。

植生撤去工事の遅れは、ベトナム人作業者が、国元に帰っていたためでした。

水止め処理は、従来自然環境課職員が実施していましたが、VC職員も職員であるとのことでVC職員に処理依頼をしたが、マニュアルとは異なったやり方で実施していました。どのような指示をされ、どのように検証したかについては、人事異動時となりでうやむやになっていました。

詳細は、[資料保 02.03.10 第5回目計画図・修正依頼図・施工図・実施図](#)を参照下さい。

(7) 令和8年度予算申請用図面(原図)について

計画図の送付については、入札に添付する図面となることから、情報管理状況を鑑み、事前に公表しないことは、既に了解済です。

しかし、ぼっけ生きもの倶楽部は市と協定書を締結していますので、活動との整合性等を取る必要委があるため、計画図ではなく原図を要求してきました。

拝受した図面は、今までの約束事が無視、令和7年度の図面混在、記載事項に多々ミスあり、第5回目の植生撤去は、R7年度と同じ図面など、誰も照査せずに送ってきた酷いものでしたので下記の事項に対しての回答を1月26日に依頼すると同時に、資料「大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について(令和8年度版)」を送付しました。

- ・ 計画図作成に当たって

安全に対するの考え方と、それを反映した草刈り時期と範囲。

(昨年第3回目、2-②池の東側を刈っていましたが、秋には草ボウボウとなっていた。)

(1-②池、1-③池内の草刈りをしないと、VCから内周路に居る入園者は見えない。)

改善された生物多様性の保全についての説明と、それを反映した草刈り時期ご範囲。

(特に棚池内の草刈り範囲と時期には疑問である。)

- ・ その他資料の提出

年度計画を検討するに当たり、令和8年度と令和9年度第1回目草刈り図面。

草刈り範囲にコメントするに必要な区分図。

計画図の作成及び、各時期の草刈り範囲の変更を考慮する折に必要な資料。

(草刈り面積を算出する時に適用する定数(外周路は30%)、水中は50%)を基に、面積値をまとめた一覧表と総量)。

- ・ 拝受した計画図について 下記の説明依頼。

令和7年度との相違。

ガイドラインに準じて作成されていない理由。

(例:第3回目 4-①池は、溝の堀取り工のみで、耕起はしていない。)

令和7年度のコメントなどの反映箇所。

2月中旬に、金森氏からは、このような説明を求めるような質問や、漠然としたものについてはお答えしかねると、3月中旬には23日まで不在のため、来週中に送付しますとの回答がありましたが、人事異動時と重なり修正版原図の送付はありませんでした。

詳細は、下記の資料を参照下さい。

[資料保 02.03.11 大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について\(令和8年度版\)](#)

[資料保 02.03.12 令和8年度予算申請用原図](#)

2.4 草刈り図面と予算管理

現場調査、草刈り前の業者への説明、草刈り後の検証などが不十分なまま、図面を作成した結果、多くの間違いがある図面を作成していました。それらの図面を誰も照査しない体制に何の疑問ももっていないようでした。例えば、依頼した図面と全く関係無い図面や、修正依頼をしているにも係わらず修正もしない図面が送付されてきました。

図面は従来の都市計画図を基に各種素面を作成していましたが、今年度は、何の説明もなく新しい図面から面積値を算出してきました。

草刈り年度予算は、年間を通して調整するために各期の草刈り数量を記載した「総量管理表」を作成しますが、今年もこの資料を作成しませんでした。そのためか、期毎の枠での調節をしたようでした、加えて、予算枠は、第1回目から第5回目の草刈り費用でありましたが、令和7年

度の予算枠は、第2回目から第5回目までであり、第1回目は随意契約とし50万円が上限としたので、草刈り範囲は依頼草刈り班から大きく縮小されました。

詳細は、[資料保 02.03.13 新しい図面](#)を参照下さい。

2.5 渇水対策

夏場の渇水を心配しましたが、それなりの雨量があり、種池 1-①池への注水は必要ありませんでした。しかし、令和6年度第5回目の水止め作業は、計画では、11月5日に終わることになっていました。本作業は、自然環境課の作業ですので、幾度も作業をするよう依頼しました結果、作業はエイワ建商へ依頼し、令和7年6月1日に実施しました。半年以上、放置したので、植生撤去の効果が薄れました。

令和7年度第5回目の水止め処理は、棚池 4-②池の水止め処理は、令和8年3月末に、4-①池の水位調節は、3月末になっても未調整のままでした。

水止め処理は自然環境課職員が実施してきましたが、VC職員も自然環境課の職員であるとし、VC職員が実施しましたが、4-①池の水止め方法は、自然環境課が作成した「水止め方法」マニュアルに従って施行していませんでした。

2.6 ぼつけ生きものの倶楽部の活動

(1) 活動風景

詳細は、[資料保 02.6.01 活動風景 2025年度](#)を参照下さい。

(2) 2-③池

水中枯れ草刈り、ビオネスト周り草刈り、萌芽更新ヤナギ剪定、水路沿い草刈り、ひょうたん池草刈り、アカガエル産卵対応 水中草刈り

詳細は、[資料保 02.6.02 2-③池 活動記録 2025年度](#)を参照下さい。

(3) 植生撤去

詳細は、[資料保 02.6.03 4-②池 植生撤去 2025年度](#)を参照下さい。

(4) 西 PP

フキ囲い、縁石出し、枯れ枝除去剪定、中透かし剪定、コナラ 暴れ枝剪定、萌芽更新コナラ 萌芽剪定、苗床エノキ 剪定、ツル性植物除像、オオスズメが他巣を急襲発見、樹木名板腐朽 補修、アケビ実り・クルミ採取、剪定(イボタノキ、エノキ、トベラ)、落ち葉掻き、収集、集枝、自生苗木移植、

詳細は、[資料保 02.6.04 西 PP 活動 2025年度](#)を参照下さい。

(5) 北部広場

剪定(ドウダンツツジ群、マテバシイ、コブシ、ツル性植物)、枯れ枝除去剪定、苗床除草

詳細は、[資料保 02.6.05 北部 PP 活動 2025年度](#)を参照下さい。

(6) 市 補助活動

西PP(土系舗装部 草刈り、外周路 路面草刈り、段差視認可草刈り)、西門外 枯れ草刈り、北部 管理道 路面草刈り、フェンス外 草刈り、1-③ 南西部 ヨシ刈り、2-② 南部 枯れ草刈り、2-② 北端 枯れ草刈り、3-① 排水升周り ヨシ刈り、観察壁前 草刈り、4-①観察可能化 草刈り、5-② 水中 水面出し草刈り、外周 苗木周り 草刈り

詳細は、[資料保 02.6.06 市 補助活動 2025年度](#)を参照下さい。

(7) 枯れ木調査

詳細は、[資料保 02.6.07 枯れ木調査](#)参照下さい。

(8) 苗木移植

詳細は、[資料保 02.6.08 苗木移植 2025年度](#)を参照下さい。

(9) 資料保 02.6.09 五角形エリア 活動 2025 年度

詳細は、[資料保 02.6.09 五角形エリア 活動 2025 年度](#)を参照下さい。

2.7 市民参加による公園等の管理作業に関する協定 作業

本協定書に従って、西PP、北部広場の草刈り、剪定などを行った報告書を提出した。

(1) 報告事項

草刈り実施前に鳥類の繁殖状況調査を行っております。

10 月 12 日にアオイトトンボ保全エリアの草刈りを行った。当範囲に地を這うツル性植物がはびこり始めていたので強めに刈りました。

10 月 19 日にオオスズメバチがクロスズメバチの巣を急襲していたのでVC へ伝え、立ち入り制限を依頼しました。

(2) 依頼事項

西PPのピンクテープ巻き済4本(コナラ、クヌギ)の萌芽更新(年2本)及び高木シラカシ、タブノキ、ケヤキなど4本枝透かし剪定をお願いします。(枯れ枝有り)

詳細は、下記の報告書を参照下さい。

◇ [資料保 02.7.1 上半期 草刈り報告書](#)

◇ [資料保 02.7.2 下半期 草刈り報告書](#)

3. 県管理区域

千葉県河川海岸アダプトプログラムの合意書 第4条(1)、第10条及び、第11条に準じて、「令和7年度 アドプトプログラム 活動計画書」を提出しました。

詳細は、[資料保 03.01「千葉県河川海岸アダプトプログラム 活動計画書」](#)を参照下さい。

3.1「自然再生サイト」への申請

申請については、昨年同様、葛南土木事務所の役割は、池の貯留機能の維持が目的であり、自然観共生サイトへの申請は、県本庁から県土整備部へ指示ができれば対応ができるが、そのような指示はきていない。外来種駆除、希少種保全・再生と言われても対処できない。

3.2 令和7年度草刈り、外周路補修

県管理区域の草刈りは、6月16日真間川改修河川設備課、荒井造園土木と草刈り等打ち合わせ、現場巡回、貸与品確認、小屋内部確認をおこないました。

業者は荒井造園土木殿で、契約は2本。「除草工」は9月末まで、「除草工その2」は11月末までが工期で、「除草工その2」は排水機場なども含んでいます。

草刈り期間は、7/8-22、8/8-22、9/1-3、10/2-10、10/22-23 の5回でした。

詳細は、下記資料を参照下さい。

◇ [資料保 03.2.1 千葉県河川海岸アダプトプログラム 実施状況報告書](#)

◇ [資料保 03.2.2 県草刈り打ち合わせメモ\(倶楽部用\)](#)

◇ [資料保 03.2.3 県管理区域 草刈り計画図\(ぼっけ生きもの倶楽部\)](#)

◇ [資料保 03.2.4 県管理区域 施工図\(県図面\)](#)

◇ [資料保 03.2.5 県管理区域 草刈り検証 2025/07/13・20](#)

◇ [資料保 03.2.6 県管理区域 草刈り検証 2025/09/07](#)

◇ [資料保 03.2.7 県管理区域 草刈り検証 2025/10/26](#)

東北地震などで破損した外周路及び、地下水位測定井戸のマンホールなどの修理をした。

詳細は、[資料保 03.2.8 外周路補修とマンホール更新](#)を参照下さい。

3.3 ぼっけ生きもの倶楽部の活動

(1) 県管理区域の作業記録

6池南 枯れ草刈り 集草、6池通路及び水際 草刈り、6池 水中草刈り、6池南端 草刈り、6池南 池法面 草刈り、6池 刈り草集草、6池 升周り 草刈り、枯れ枝除去集枝 6池南、シダレヤナギ 伐採 6池通路、剪定枝 整理 6池南、刈りガマ ヨシ 集草 6池脇、下池水路沿い ヨシ刈り 集草、下池南・北 刈り場 追い刈り、下池 南南東 水路奥 開放水面刈り、下池 北東 開放水面刈り、下池南 水際 草刈り、下池南西 汀線視認可 草刈り、外来シダレヤナギ 伐採 下池南、ジョウロウスゲ囲い周り 草刈り、ジョウロウスゲ保全枯れ草刈り、集草物 搬出依頼、草刈り範囲目印 ロープ張り、半島 作業道 草刈り。

詳細は、[資料保 03.3.01 県管理区域作業記録](#)を参照下さい。

(2) 半島草刈り

砂利面整備、作業道 草刈り、パイプライン 草刈り、塩ビ管周り 草刈り、ノビタキ刈り、セイバンモロコシ刈り、集草物 搬出依頼、半島 砂利面 防草シート敷設。

詳細は、[資料保 03.3.02 半島 草刈り 2024-2025 年度](#)を参照下さい。

(3) 下池 開放水面の変遷

詳細は、[資料保 03.3.03 下池の年度別、水面積の変化 2007－2025](#)を参照下さい。

(4) 不伐エリアの変遷

詳細は、[資料保 03.3.04 伐エリア 県管理区 2013-2025](#)を参照下さい。

4. 外来生物駆除活動

特定外来種の駆除は、管理責任者が処分することとなっています。市の管理区域で観察されたものは、市(自然環境課)が処理することとなっていますが、県の管理区域の草刈りは、葛南土木事務所であるので、観察された生物についての処理は、生物多様センターと思われるが、現在ぼっけ生きもの倶楽部が対処しています。

侵略的外来種については、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」における個別目標「侵略的外来種の導入率及び定着率を2030年までに50%以上削減する」と謳っています。現在、市には、侵略的外来種を位置づけた総合的な外来種対策がありません。市川自然環境保全・再生指針にも記載があるように、市が今後どのように対応するか注視していく必要があります。

4.1 植物編

昨年に続き、侵略的外来種 ヘラオオバコ、クズ、オオブタクサなどの駆除も併せて実施したが、繁茂の勢いが旺盛である。

詳細は、[資料保 04.1 主な外来種の詳細](#)を参照下さい。

4.2 シシッピーアカミミガメ・ライギョ等の駆除

棚池でのアカミミガメ1匹、ミドリガメ捕獲しビジターセンターへ手渡しました。ミドリガメは2-①、②池で度々観察されました。なお、4-②池でクサガメ1匹捕獲したが放流しました。

ライギョは、設置したカメモンドリ、適宜ルアー釣りで引続き捕獲しました。

4.3 アメリカザリガニ駆除

アサザ・ガガブタは、アメリカザリガニのハサミで茎などが切断され激減ないしは、消滅すると云われています。アメリカザリガニの駆除対策として、捕獲したライギョの放流に加え、モンドリを棚池 2-①池のパイプ池に2基、アサザ池に1基とイトモ池に1基を設置しました。

その結果、2023/10/19 から 2026/3/30 まで捕獲数は、パイプ池では、605匹、アサザ池で、138匹、イトモ池(イトモび繁殖は確認されなかった)では、207匹でした。その効果があったのでしょうか、ガガブタ、アサザが繁茂したので、11/23 パイプを撤去しました。

詳細は、[資料保 04.2 2-①池 ザリガニ駆除履歴](#)を参照下さい。



5. 藪蚊対策

令和6年度は、「藪蚊対策としての草刈り並び に、西門側水路西側の汚泥の撤去」をお願いしました。

詳細は、[資料保 05.1 南西水路 草刈り実施箇所\(市図面\)](#)を参照下さい。

6. 看板類

6.1 説明看板更新、貼付資料更新

大看板の板の更新及び適宜貼付資料の更新をしました。

貼付方法は、作業がし易いように、ネジ止めから蝶ネジ止めに改良しました。

詳細は、下記の資料を参照下さい。

[資料保 06.1.1 掲示板修理](#)

[資料保 06.1.2 西ポケットパーク掲示板資料貼り換え](#)



6.2 掲示板、樹木名板保守点検

掲示板、樹木名板の更新が必要です。これらの看板類の経年劣化状態については、2018度に市が点検し備品名、劣化状況、修復の可否についてまとめています。

詳細は、下記の資料を参照下さい。

[資料保 06.1.3 棚池看板修繕箇所\(市の資料\)](#)

[資料保 06.1.4 樹木名板修繕箇所\(市の資料\)](#)

[資料保 06.1.5 看板調査結果\(2019/10/13\)](#)

V. 情報の共有化

1. ぼっけ生きもの倶楽部の展示パネルなど

ビジターセンターの中の階段のない2階の倉庫(一部ロッカー)に、補助金などを基に製作した展示パネル等複数が、ビジターセンター内の階段のない2階の倉庫(一部ロッカー)にあることが昨年確認されていました。今年度 2026/3/22 にそれらのパネルを引き取り取りました。

同時に、北方遊水池の会の資料の保管状況を聞いてたところ、市からは、「VC展示品の保管リストは見たことない、これまでいつ、どのようなときに使用していたのか教えてください。」との回答で自ら調査する考えはなかった。

市が大柏川第一調節池緑地の維持管理について作成するとした「環境保全計画書」については、折に触れて言及してきましたが進展がありません。

VI. 事業

1. 希少種保全・再生事業

開園時(2007年)には、水辺の植生として1年性のカヤツリグサの仲間がたくさんみられ、中には絶滅危惧種であるタタラカンガレイ、ツツイトモ、デンジソウ、オオアカウキクサが観察されました。

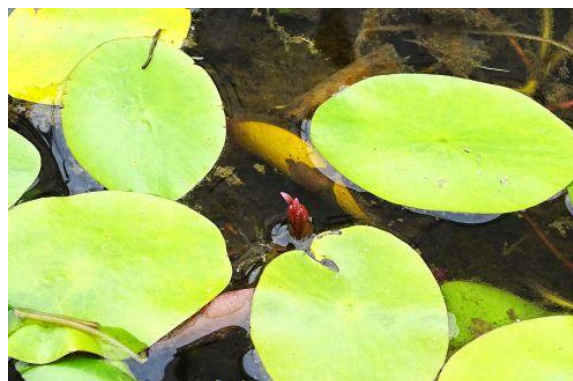
デンジソウは、保全のために、1-①池、3-③池、6池に植栽をしました(H20/-7/13)が、根付きませんでした。その後、隣接のミニ自然園にあるデンジソウをトロ箱で観察した結果、ナンゴクデンジソウと判明しましたので、棚池への植栽はしませんでした。

現在では、「デンジソウ」と「オオアカウキクサ」は、消滅し、「タタラカンガレイ」と「ツツイトモ」のみ観察できます。

その後、全ての棚池でカタシャジクモ、棚池 1-①池でガガブタ、下池で、サジオモダカとジョウロウスゲが観察されました。アサザ、コオホネ、ジュンサイは、市川自然博物館より譲り受け植栽して再生しました。

2025 年現在、希少植物ツツイトモ、タタラカンガレイ、アサザ、ガガブタ、ジュンサイは、保全のためトロ箱で生育しています。その結果、タタラカンガレイ、アサザ、ガガブタの生育環境保全是、ある程度確立しました。しかし、ツツイトモは暗中模索の段階です。

大柏川第一調節池緑地で観察された希少植物は下記の通りです。



千葉県レッドブック 2023年版			
名前	区分	頁	備考
オオアカウキクサ サンショウモ科	要保護生物	60	開園時 6池観察 現在消滅
デンジソウ デンジソウ科	重要保護生物	46	開園時 6池観察 現在消滅
タタラカンガレイ カヤツリグサ科	一般保護生物	376	開園時 2-②池 3-②池 現在 1-①池 2-②池観察
ツツイトモ ヒルムシロ科	重要保護生物	213	4-①池で繁茂したが、その後優占種が繁茂し消滅か。トロ箱内で育成中。
カタシャジクモ シャジクモ科	最重要保護生物	473	殆どの棚池で繁茂 イノカシラフラスコモ相当 474
アサザ ミツガシワ科	重要保護生物	321	市川自然博物館より譲り受け植栽した江戸川水系の物。棚池へ植栽。
ガガブタ ミツガシワ科	要保護生物	362	1-①池で観察され、育成し、植栽した。棚池へ植栽。
ジュンサイ スイレン科	最重要保護生物	115	2023年、市川自然博物館より譲り受けトロ箱で育成中。千葉県自生の物。
ジョウロウスゲ カヤツリグサ科	一般保護生物	370	下池に自生。 観察用として自噴池へ植栽。
サジオモダカ オモダカ科	重要保護生物	207	下池に自生 観察用として自噴池へ植栽。
コオホネ スイレン科	重要保護生物	205	一時 1-②池に植栽したが消滅

1.1 ガガブタ

2019年、2-①池に、8mX12mのパイプ池を作りアサザとガガブタを移植しました。浮いている太いパイプの下には、ネットを張りめぐらせてあり、下端は鉄の棒のおもりを付けて土の中に埋め込んでいます。太いパイプは「浮き」の役目とザリガニが侵入しにくいような役目を持たせていました。アサザは消え、一面ガガブタで覆われました。

2-①池にモンドリを設置し毎週アメリカザリガニの駆除をした結果、捕獲数も少なくなりました。パイプ池外にも広く繁茂したので、2025年11月23日、塩ビパイプを除去し。ネットは底に沈めました。

1.2 アサザ

2023年7月16日新たに広さ8mX8mにネットで周りと底を覆った新たなアサザ池に、アサザの入ったトロ箱2基と練り樽1基を設置しました。同時に、モンドリを設置し毎週アメリカザリガニの駆除をしました。

その結果、アメリカザリガニの捕獲数が少なくなった結果、アサザが繁茂した。そこで、2025年11月23日、ネットを底に沈め、パイプは撤去した。

1.3 イトモ

トロ箱で育てたジュンサイが6/8に初めて開花しました。8/24に2-①池のイトモ池内にトロ箱に移植したジュンサイを入れました。

詳細は下記の資料を参照下さい。

[VI.01 大柏川第一調節池緑地の希少種植物 20260401 改訂](#)

[VI.02 主な希少植物 育成経緯\(202304～202402\)](#)

2 「カエル」お助事業(継続)

昨年同様、内周路脇にある升に剪定枝を束ねたものを升内に再設置しが、草刈りで啓発資料がほぼ全滅したので、再度設置しました。



VII.啓発活動

1. 教育面から大柏川第一調節池緑地の活用

4/28、6/9、11/5 北方小学校が総合的な学習の時間を用いて大柏川調節池の見学会が開催されました。

倶楽部としては、先生方の指導したい内容を詳しく聞き、こちらにどのような支援をして欲しいのか確認することや、必要があれば資料や生き物の捕獲といった準備を行うことが大切である。今後は、低・中・高学年向けに、倶楽部が支援できることを提案するとよいと思う。先生方の多くは、近所にこのような場所があることを知らないのので、生活科・理科・社会科・総合的な学習の時間などの教科と関連付けて学習できることがわかれば、利用したいと思うだろう。



4月28日 北方小学校の大柏川調節池の見学会

詳細は、下記資料参照下さい。

[資料 VII.01 2025 年度 北方小学校見学会の記録](#)

[資料 VII.02 4月28日 北方小学校の大柏川調節池の見学会](#)

VIII.写真撮影

大柏川第一調節池での写真撮影を通じて観察し、野鳥、昆虫毎にまとめた写真です。

詳細は、下記の李陵を参照下さい。

[資料 VIII.01 令和7年度のトピックス\(野鳥\)](#)

[資料 VIII.02 令和7年度に見られた野鳥\(猛禽類\)・野鳥](#)

[資料 VIII.03 令和7年度のトピックス\(昆虫\)](#)

IX 支援活動

真間川流域の総合的な治水対策の重要性について楽しく学べるイベント、「水に親しむ親子のつどい」が、7月26日(土)午前10時～午後2時に開催されたが、協力依頼がなかったので参加しませんでした。

V 行事

1. 市川市主催の下記の事業への参加

令和8年2月26日(水曜)から3月8日(日曜)まで、メディアパーク市川 1階エントランス広場にて開催された「いちかわエコギャラリー」に参加した。



VI 活動記録(入園日誌)

入園日誌(2025/04/01～2026/3/31)

ぼっけ生きもの倶楽部会員名簿

石井映子	猪野和三郎	大根田朱里	加藤きよ子	北村美智子	斎藤慶太
酒井雅朗	高沢克彦	高橋ひろ子	原田純男	藤田尚史	松尾弘道
松本武志	山岸和夫	渡辺孝利			

以上

資料編

- 資料 II.01 環境部長佐原達雄さまへの挨拶とお願い
- 資料 II.02 大柏川第一調節池緑地の維持管理と自然共生サイトについて
- 資料 II.03 大柏川第一調節池緑地における草刈りガイドライン
- 資料 II.04 大柏川第一調節池緑地における草刈り図面につじて
- 資料 II.05 大柏川第一調節池緑地における草刈り図面について(令和8年度版)
- 資料 IV.01 市議会 令和5年12月15日 石原議員の質問とその回答
- 資料 IV.02 令和7年8月1日の面談記録
- 資料 VI.01 大柏川第一調節池緑地の希少種植物 20260401 改訂
- 資料 VI.02 主な希少植物 育成経緯(202504~202602)
- 資料 VII.01 2025年度 北方小学校見学会の記録
- 資料 VII.02 4月28日 北方小学校の大柏川調節池の見学会
- 資料 VIII.01 令和7年度のトピックス(野鳥)
- 資料 VIII.02 令和7年度に見られた野鳥(猛禽類)・野鳥
- 資料 VIII.03 令和7年度のトピックス(昆虫)
- 資料保 01.1 令和8年度第1回目草刈り範囲
- 資料保 02.03.01 令和7年度予算申請用図面
- 資料保 02.03.02 令和7年度計画図
- 資料保 02.03.03 修正した計画図(第3回目草刈り変更)
- 資料保 02.03.04 第1回目草刈り追加要求図面・施行図・実施図
- 資料保 02.03.05 第2回目計画図・施工図・実施図
- 資料保 02.03.06 第3回目計画図(入札時添付)・計画図(変更)・施工図・実施図
- 資料保 02.03.07 令和7年度第2期計画図の修正について
- 資料保 02.03.08 第3回目 計画外草刈りとフェンス草刈り
- 資料保 02.03.09 第4回目計画図・修正依頼図・施工図・実施図・草刈り検証
- 資料保 02.03.10 第5回目計画図・修正依頼図・施工図・実施図・草刈り検証
- 資料保 02.03.11 大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について(令和8年度版)
- 資料保 02.03.12 令和8年度予算申請用原図
- 資料保 02.03.13 新しい図面
- 資料保 02.6.01 活動風景 2025年度
- 資料保 02.6.02 2-③池 活動記録 2025年度
- 資料保 02.6.03 4-②池 植生撤去 2025年度
- 資料保 02.6.04 西PP 活動 2025年度
- 資料保 02.6.05 北部PP 活動 2025年度
- 資料保 02.6.06 市補助活動 2025年度
- 資料保 02.6.07 枯れ木調査
- 資料保 02.6.08 苗木移植 2025年度
- 資料保 02.6.09 五角形エリア 活動 2025年度
- 資料保 02.7.1 上半期 草刈り報告書
- 資料保 02.7.2 下半期 草刈り報告書
- 資料保 03.01 「千葉県河川海岸アダププログラム 活動計画書」

資料保 03.2.1 千葉県河川海岸アダプトプログラム 実施状況報告書
 資料保 03.2.2 県草刈り打ち合わせメモ(倶楽部用)
 資料保 03.2.3 県管理区域 草刈り計画図
 資料保 03.2.4 県管理区域 施工図(県図面).
 資料保 03.2.5 県管理区域草刈り検証 20250713・20
 資料保 03.2.6 県管理区域草刈り検証 20250907
 資料保 03.2.7 県管理区域 草刈り検証 県 20251026
 資料保 03.2.8 外周路補修とマンホール更新
 資料保 03.3.01 県管理区作業記録 2025 年度
 資料保 03.3.02 半島 草刈り 2024-2025 年度
 資料保 03.3.03 下池の年度別、水面積の変化 2007-2025
 資料保 03.3.04 伐エリア 県管理区 2013-2025
 資料保 04.2 2-①池 ザリガニ駆除履歴
 資料保 06.1.1 掲示板修理
 資料保 06.1.2 西ポケットパーク掲示板資料貼り換え
 資料保 06.1.3 棚池看板修繕箇所(市の資料)
 資料保 06.4 樹名板修繕箇所(市の資料)
 資料保 06.5 看板調査結果 (2019-10-13)
 図 2.1 2025 鳥類繁殖確認
 図 6.1 魚類調査 調査期間・漁礁場所・水温測定場所図
 図 6.3 各棚池排水溝内の魚類調査箇所
 図 7.1 定点撮影箇所
 図 7.2 大柏川第一調節池緑地の四季の移り変わり A 地点
 図 7.3 大柏川第一調節池緑地の年度別の遷り変り
 図 8.1 湧水量及び地下水位観測箇所
 図 8.2 地下水位測定井戸湧水量
 図 8.3 地下水位測定結果
 表 1-2 大柏川第一調節池の主な植物カレンダー
 表 2-1 大柏川第一調節池緑地 鳥類リスト(200310~20260331)
 表 3-3 甲虫目、表 3-4 半翅目
 表 6-4 排水溝内の魚類調査結果
 表 6-5 棚池水温測定結果

✕

資料 II.01 環境部長佐原達雄さまへの挨拶とお願い

環境部長 佐原 達雄さま

令和6年5月23日

ぼつけ生きもの倶楽部

本日は、ご多忙の中、貴重なお時間を取って頂きまして誠にありがとうございます。
新年度に当たり、ご挨拶と今年度の対応についてのお願いを述べさせていただきます。

始めに、ぼつけ生きもの倶楽部の出席者を紹介させていただきます。

役員の高沢と事務局担当の酒井です。なお、出席依頼がありました理事長の斎藤は、仕事のため欠席となりました。

次に、昨年12月15日の市議会において、石原議員より、自然環境と緑の保全についての中の一つとして、「環境省の自然共生サイト及びOECM認定に対する本市の見解について」本市の見解を伺っております。

当時の環境部長二宮さまより、下記の答弁がありました。

2022 年に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議において、2030 年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標、30by30 が掲げられました。国では、2023 年度から民間や自治体が所有、管理し、生物多様性に貢献している地域を自然共生サイトとして認定しました。この認定区域のうち、国立公園などの保護地域と重複していない区域について、生物多様性保全に資する地域OECMとして国際的なデータベースに登録することにより、30by30 の達成を図る取組を開始したところです。

本市には、大町自然観察園や大柏川第一調節池緑地など、自然環境の残された多様な生き物たちが生息している区域があります。このように、市内には自然共生サイトへの申請に臨めそうな区域がある一方で、登録検討に当たっての課題もあります。例えば、継続的な管理体制の構築、登録に係る手続への対応、管理コストの増加、地権者全員の同意、国からの支援などがあり、これらの課題を解決していく必要があります。本市の自然環境を将来にわたり保全、推進していくため、今後第二次生物多様性いしかわ戦略を策定する予定であり、この中に自然共生サイトについて盛り込み、取組の評価方法などを検討してまいります。

答弁の中で、自然共生サイトへの申請に臨めそうな区域として、大柏川第一調節池緑地を上げられておりました。当緑地でボランティア活動をしていますぼつけ生きもの倶楽部としては、大きな励みになっております。石原議員も述べていますように、市のご答弁では課題があるとのことですが、決して難しい課題ではなさそうですとも述べております。

OECM の登録に当たっては、まずは自然共生サイトの申請が必要となります。

資料 II.01 環境部長佐原達雄さまへの挨拶とお願い

登録は、令和5年度から始まり、令和6年度の申請期間は、令和6年4月22日(月)～同年5月23日(木)17:00 必着となっております。

市議会でのご回答にありましたように、その後申請の準備を進めておられると思いますが、5月の申請が難しいようであれば、今回は、9月となっておりますので、宜しくお願いします。

なお、本件について令和4年度に、市(現在の総合環境課)の意向をお聞きした折は、前向きに対応されるとのことでした。

環境省の自然共生サイトの申請書類内容を見ますと、今まで市が蓄積されてこれました資料で十分対応ができると思いました。

具体的には、市は、2007年の開園以降、下記の資料を基に、17年間に亘り試行錯誤をしながら管理資料などを作成されてこれております。

- 市川市自然保全再生指針
- 大柏川第一調節池の整備の構想段階(平成12年度)から、市民、学識経験者、県(オブザーバ)を交えて市が主催したワークショップと、その後の検討会で検討された事項

なお、ぼっけ生きもの倶楽部の当緑地での活動は、上記資料に基づき大柏川第一調節池緑地を維持管理するよう市と締結した協定書で規定されております。

また、次長仙波さまは、大柏川第一調節池緑地の造成時に、市役所より、真間川改修事務所へ出向されていまして、大柏川第一調節池緑地が「自然環境創造型」の調節池として整備されてきた基本的な考え方は十分ご理解されておられると思います。

自然共生サイト申請に当たり、大柏川第一調節池緑地の造成時に県と市と市民が合意しました基本に立ち返り、上記諸資料内容の精査・整理などをされる非常に良い機会と思います。

つきましては、所轄部署におかれましては、次長仙波さまのアドバイス等を頂き、大柏川第一調節池緑地の管理について、長年蓄積されてこれました基本的な考え方の再確認の上、遵守の徹底をも要望致します。

例えば、多様な動植物の生息環境を維持することを目的とした草刈り関連の諸資料、剪定資料、2021年作成中であるとされました「環境保全計画書」の完成などがあります。

宜しくお願いします。

資料 II.02 大柏川第一調節池緑地の維持管理と自然共生サイトについて
(令和7年度メールやり取りのまとめ)

日付	メール内容
4月2日	ぼっけ生きもの倶楽部から部長へ 新年度早々に、今後の対応についてのお話しを聞かせて頂ければ幸いです。 つきましては、話し合い日時のご連絡をお待ちしております。 大柏川第一調節池緑地の維持管理は自然環境課に馴染まないと公言され、2年になります。 その結果生じた問題などについては、先のメールで述べさせて頂きました。
	佐原部長
5月20日	Bメール:意思疎通が「上手くいってない」とのこと、同感です。 今回の打ち合わせが良い方向に向かうきっかけになればと思っています。 直近6月に控えています「草刈り業務」「湧水対策」が円滑に行えますよう、レスポンス良く取り組んでいきますので、引き続きご協力お願いいたします。
	小川課長 佐久間次長
4月28日	大柏川第一調節池緑地につきまして、緑地に係る各団体と対等にご意見を伺えるように関係を見直ししていき、引いては連携増進活動実施計画(昨年度までの「自然共生サイト」と同じ意味合い)の申請に繋げていきたいと思っております。このために、関係する団体とお話し合いを提案することを考えて 高沢 各団体との話し合いについて、池の環境の現状、管理内容が無理解であるなかで複数の団体で話し合いを実施しても時間の無駄のように感じます、自然共生サイト申請についてなら必要ないですよ、話し合いの趣旨についてはっきりしてほすいですよね。
4月30日	返信 1.緑地に係る各団体と対等にご意見を伺えるように関係を見直しについて 関係を見直しする必要についての趣旨がわかりません。 ●関係団体とは、2020年に、この緑地の維持管理、活用については、市と関係団体とで話し合いをされておりますので、結論が出ていることと思います。 「環境保全計画」があります。詳細については、金森氏、前任者へご確認ください。 ●同じく、昨年度第1回目の当倶楽部との話し合いの中で言及されましたものと同じ。 その場で我々のコメントの一部は出しておりますのでご参照頂ければ幸いです。 2.「自然共生サイト」の申請について 環境総合課は、昨年度は申請できず、今年度申請するように前向きに対処する。 環境審議会においても、石原議員の質問に対して同じようなご回答を。 記載するに必要な資料は全て整っている。資料が不足、理解できません。 B 滞っています重要案件 ●③②池の水止め処理 ●④ ●⑤ ●令和6年度の第2回目から第5回目までの最終施工図・実施図の提出 2.昨年度の草刈り図面について ●図面者の安全の確保がされていない。 ●自然環境活用ゾーンの考えが反映されていない。 ●製作成のガイドラインに従って作成されていない。 なお、草刈り契約は、単価契約、昨年度と同様草刈り範囲の修正は可能です。
5月19日	会議開催 日時:令和7年5月19日11時～ 場所:第2庁舎4階会議室 出席者:佐原部長、佐久間次長、小川課長、金森 □ 高沢、酒井 議題:「草刈り業務」と「湧水対策」と、その進捗具合に併せて検討できる事項、例えば、「協定書見直し」「自然共生サイト申請」「事業報告書の扱い」 現状の諸問題は、意思疎通がうまくできていないことに原因がある。 解決策として、1回/月の定期的な会議を開催し、ぼっけ生きもの倶楽部もできるかぎりの協力をする事となりました。業務内容には、時間との戦いである「草刈り業務」と「湧水対策」と、その進捗具合に併せて検討できる事項、例えば、「協定書見直し」「自然共生サイト申請」「事業報告書の扱いの検討」などがあります。 第2回目草刈りが、6月20日から始まりますので、まずは「草刈り」についての会議を先行に開催することとなりました。 しかし、今回の話し合いにおいて、自然環境課作成の業務遂行を明記した基本的な諸資料が、ぼっけ生きもの倶楽部間が市から頂いた資料と異なっているとのことでした。 次回の会議は、草刈り関連の手持の諸資料を確認し、その後すみやかにそれら資料に基づき記載内容について現場で確認し合うことで了解されました。
5月26日	小川Kより 当課としては札時の資料である計画図は本来見直しできるものではない 貴団体の意見を伺う機会を設けることが適切だと考えており、令和8年度の計画図案について3月頃に打ち合わせを持つことを提案 自然共生サイトの資料作成スケジュール、現時点で提案できるものはない
5月30日	小川Kより 会議開催 日時:5月30日(金)午前11時から 場所:市川市役所第2庁舎4階会議室4

当課としては入札時の資料である計画図は本来見直しできるものではない
貴団体の意見を伺う機会を設けることが適切だと考えており、令和8年度の計画図案について3月頃に打ち合わせを持つことを提案
自然共生サイトの資料作成スケジュール、現時点で提案できるものはない

議事録 2025/05/30 自然環境課長
出席者：小川課長、金森 高沢、酒井

ぼっけ生きもの倶楽部の酒井です。
30日の会議の話し合い結果をまとめてみました。
コメントがありましたらお願いします。

6月2日

1. 自然環境課とぼっけ生きもの倶楽部の持ち資料についての突き合わせ

A業務遂行の基本的な手引き資料を精査した結果；
□「大柏川第一調節池緑地における草刈りガイドライン（維持管理行医務委託等）令和4年4月」
自然環境課にあるものは「修正中」のもの、ぼっけ生きもの倶楽部に送付したものは「修正中」を二重線で消されたもの。
□「大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について」
□の基本的な資料は自然環境課には無いとのことで、ぼっけ生きもの倶楽部が写しを手渡しました。
□の資料は、草刈り図面である原図、計画図、施工図、実施図の目的、手順、作成時期などを記載した最も重要な資料です。□

参考

□これらの草刈り図面については、昨年8月と、11月の会議において、小川課長、金森主幹に詳細に説明しております。
ガイドラインについても、小川課長に草刈り業務はガイドラインに従っての遂行をお願いし、金森主幹からは、ガイドラインに従って行いますとのご回答を得ています。
□恐らく、小川課長、金森主幹は、両資料の内容は熟知しているものと思います。
□しかし、なぜ意思疎通ができなかったかの原因は依然として不明です。

B「大柏川第一調節池緑地の維持管理業務表」について（別途メール参照）
□持ち資料項目、詳細などを記載したが、まだ完成していない。
□加えて、図面・資料の修正、資料の差替えを依頼した。

2. 6月20日から始まる草刈り関連の処理について

課長・担当者からは、入札の資料に記載の無い施工図、実施図は作成しないし、計画図で十分である。
□コメント
□計画図は、ガイドラインに従って作成していない、関連資料との齟齬などを説明した。
□間違いが有るにも係らず、今までの業務のやり方（施工図、実施図作成）をなぜ踏襲できないのか理解に苦しみます。

3. 計画図の見直しについて

課長と担当者からは、令和7年度の計画図は見直しをしないと強調されました。
課長からは、見直した結果は令和8年度から適用することとした。
最直しに当たっての具体的な考え（方針）の説明はありませんでした。
□コメント
□令和7年度の計画図の見直しについては、例として、間違い箇所を指摘し修正をお願いしましたが、修正するとの確約はされませんでした。
□令和8年度から適用する業務の見直しの際には、自然環境課が作成する（した）「環境保全計画」を基に検討されるようお願いしました。
□他に、現在適用しています「単価契約」についての経緯などを説明に対し、酒井の解釈であり課長の解釈と異なるとのことでした。
□

令和8年度から適用する業務の見直しの際には、自然環境課が作成する（した）「環境保全計画」を基に検討されるようお願いしました。
他に、現在適用しています「単価契約」についての経緯などを説明に対し、酒井の解釈であり課長の解釈と異なるとのことでした。
5月の会議では、令和7年度の草刈り図面の修正をすると理解していましたが、上記のように確約はされませんでした。
次回は、6月20日から草刈りが始まります。
そのほか、自然共生サイト申請、漏水対策、定書の見直しなどがあります。
部長メールでは、「直近6月に控えています「草刈り業務」「漏水対策」が円滑に行えますよう、レスポンス良く取り組んでいきますので、引き続きご協力お願いいたします。」とあります。

それらを踏まえて、下記の提案をしました。
・19日の会議で決めましたように令和7年度草刈りの問題の処理をする。
□6月20日草刈り処理、現場での確認、計画図の修正）
・その後、自然環境課の考えで草刈り業務の見直しをする。
・総合スケジュールの作成依頼をしました。
記載項目は、草刈り業務と漏水対策（今回は時間がないと思いますので外来種除去は除く）と、自然共生サイト申請です。
なお、進捗状況に合わせて、協定書の見直し、事業報告書の扱いについても話し合うとする。
後に、次回の会議日時は、自然環境課より後日連絡する。

	次長へ 6月30日、自然環境課と意思疎通を図るための改善策を探る会議を致しましたので報告とお願いのメールです。 自然環境課とぼっけ生きもの倶楽部の手持ち資料の突き合わせの作業中に、小川課長より下記のお話がありました。 1. 令和7年度は、草刈り業務の見直しはしない。 2. 見直しの成果は、令和8年度から適用する。 自然環境課作成図面の大きな問題点は下記の通りです。 ・ 入園者の安全を十分考慮されていない。(市の作成資料に明記しているにも係わらず) ・ 単に予算内に収めた図面との説明でしたが、重要な生物多様性を考慮されていない。 ・ 昨年、一昨年指摘した内容(草刈りミス防止など)が全く反映されていない。 ・ 他の関連資料との齟齬がある。 会議において、一部上記内容を説明し、修正をお願いしましたが、修正するとの確約はされませんでした。 草刈りは、6月20日から始まりますので、6月15日までに完成すると、市のガイドラインに記載されております。 草刈り業務は時間的な制限がある作業であります。 今回の会議のように、振り出しに戻るよう感じましたので、下記の提案を致しました。 1. 19日の会議で決めたように令和7年度草刈りの問題の処理をする。 (6月20日草刈り処理、現場での確認、計画図の修正) 2. その後、自然環境課の考えを基に、今後の草刈り業務・体制の見直しをする。 3. 上記遂行の総合スケジュールの作成を依頼しました。 スケジュール表の記載項目は、草刈り業務と湧水対策(今回は時間が無いと思いますので外来種除去は除く)と、自然共生サイト申請です。 なお、進捗状況に合わせて、協定書の見直し、事業報告書の扱いについても話し合うとする。 お願い ①上記提案についてのフォローと、②重要な話合いの折には、佐久間さまのご出席を頂き、5月16日の会議のようなアドバイスを頂きますようお願い申し上げます
6月3日	次長メール 5月30日の打ち合わせ前に、小川から7年度については、草刈り範囲を定めた仕様書をもとに、業者選定が終了しているため、今後の変更は難しいと報告を受けたことから、その旨を酒井様に説明し、そのうえで、8年度の入札に向けて、改善点について話を聞くよう私が指示しました。 本メールでご指摘の ・入園者の安全を十分考慮されていない ・重要な生物多様性を考慮されていない については、緊急性がある内容のため小川に確認します。
6月4日	Jへ ”業者選定が終了しているため、今後の変更は難しい”と、都合の良いように事実を曲げて上司に報告していることこそが、現在自然環境課の現状を如実に示しています。これは、意思疎通以前の問題であります。 部長にお願いして始めましたこの会議開催の趣旨は、”大柏調節池緑地の維持管理業務の継続性を確保できる体制を構築すること”にあります。(添付資料をご参照下さい) 3年目に入りましたが、依然として、引継ぎが全くてきていません。 益々悪化しているのではないですか。 今までの草刈り業務について 自然環境の変化に順応できるように、開園以来積み上げてきた維持管理手法です。 その趣旨に沿って、草刈り業務の手引きとしての草刈りガイドライン、各種図面の定義したマニュアルなどを整備し、契約も「単価契約」を採用されてきました。 さて、メールでは、「7年度については、草刈り範囲を定めた仕様書をもとに、業者選定が終了しているため、今後の変更は難しいと報告を受けた」とあります。 文面”変更は難しい”は、事実と反しています。 例として、再度、記載いたします。 令和5年度の例(5/27送付メール内容の一部) 令和5年度の入札時に添付された計画図は、令和4年度と全く同じ計画図でしたので、計画図を書き直し、再入札をされよう提言しました。 しかし、自然環境課は、単価契約であるので、いつでも図面の変更は可能であると再入札はしませんでした。 「計画図」の新規作成など草刈り業務について、自然環境課より、ぼっけ生きもの倶楽部に協力依頼がありました。(添付資料を参照下さい) ぼっけ生きもの倶楽部は、ガイドライン、マニュアルなどに従って、自然環境課に代り、新規に令和5年度の計画図を作成し、その後の関連諸図面の作成などを、自然環境課職員と共に遂行しました。 詳細については、金森主幹にご確認下さい。 令和6年度も、計画図の間違いを訂正した図面(施工図)を作成しております。 令和5年度までは、毎年、前年度8月頃に作成した「予算申請用図面」を基に「計画図」を作成しています。 草刈りは翌年4月から11月までですので、現場の自然環境は8月と異なっています。 そのため、草刈り始める前に自然環境調査を実施し、その結果を反映した図面を作成してきました。 その際、計画図に間違いがあれば、修正をしています。 すなわち、逐次図面の変更をして草刈り業務をしてきました。 詳しくは、ぼっけ生きもの倶楽部が毎年発行しています「事業報告」に、草刈り経緯の詳細が記載していますのでご参照下さい。 次に、「8年度の入札に向けて、改善点について話を聞くよう私が指示しました。」の件 では、令和7年度は、安全性、生物多様性などを無視したままで草刈りを実施して良いと判断されたのでしょうか。 指摘した問題は、従来のやり方で、容易に解決できますので、令和7年度は、今までの維持管理で進めるように提案しました。

	できないと判断されましたのは、上記に記載しました今までの事実を曲げて上司に報告した結果、ご判断を間違われたものと推測されます。 再度、課長、主幹を交えて、R7年度の対処をご検討下さい。 「8年度の入札に向けて 今までの考え方と全く異なった草刈り管理です。 30日に持ち寄った共通資料は、殆ど適用できないと考えます。 つきましては、自然環境は、今までの維持管理手法の問題点を明記され、新しい草刈り業務の基本方針、構想などの提示が必要です。 また、令和8年度から適用する業務の見直しの際には、自然環境課が作成する(した)「環境保全計画」を基に検討されるようお願いしています。 スケジュール管理 草刈りは、6月20日から始まります。 ガイドラインでは、6月15日までに、図面完成となっています。 指摘しました問題をどのように解決されるのでしょうか。 我々には皆目想像できません。 草刈り作業の遅れがないよう、スケジュール管理もお願いします。 参考 5/27メール 自然環境課の考えは、「単価契約」であるので、問題があれば修正は可能であるとされました。 例 単価契約とのことで、計画図を大幅に変更された令和5年度の場合を下記に記載します。 入札時に添付した計画図は、令和4年度の入札時に添付した図面と全く同じものでした。 混乱を避けるため、新たに計画図を起こし、再入札を提案しましたが、図面はいつでも変更できると言うことで再入札はしませんでした。 その結果、入札後、入札図面とは全く異なった「計画図」を新規に作成しました。 その新しい「計画図」を基に、草刈り時期毎に自然環境と検証結果を基に「施工図」を作成しました。 詳細は、担当者金森氏にお聞き下さい。
6月5日	金森メール 呼び名が分かる資料は不明なと、 出来高数量総括表はR6、R7は作成していません。
6月7日	J回答 小川に確認しましたので回答いたします。 ・6月20日から始まる草刈りの件 「変更は難しい」とお答えしたとおり、原則は仕様書通りの業務発注になります。 令和5年度は対応したとのことですが、受託者決定後の変更は、本来行うべきではないと考えます。 そのため、8年度の入札に向けて、今年度中に草刈り範囲について打ち合わせができればと考えています。 今回、酒井様ご指摘の安全確保は重要なため、受託者の了解を得て若干の図面変更を行い対応します。なお、変更箇所については、小川が送信した図面のとおりです。 なお、「生物多様性を考慮していない」は小川に確認してもわかりませんでしたが、改めて教えていただければ幸いです。反映すべきと判断した場合は受託者に再度相談します。 判断を間違えたとの指摘ですが、この2点以外に6月20日の草刈りに向けて、内容を修正することは難しいと考えております。
6月8日	斎藤 計画図を作成するということは、前年の植生状況などを精査し企てることになります。 順応的な維持管理は必須ですので、多く予算取りし適所に適用する形になるのが当たり前です。 第2回目草刈りは多くの生き物が繁殖中ですので、基本的に最低限の草刈りとなります。 過去の経緯を踏まえ、生き物への配慮を行いながら、知恵を蓄積して参りましたが、それらを蔑ろにされたのが現状であることは否めません。 なぜ、手間がかかる棚田状に造成されたのか？ご理解されているのでしょうか？ なぜ、二次的自然に対して草刈り量が減少されるのでしょうか？ どここの田圃に草が蔓延る畦があるのでしょうか？
6月9日	Jへの質問 回答するに当たり、下記コメント致しますので、対処をお願いします。 1. 小川課長から送信された図面とありますが、受信しておりませんので至急送付をお願いします。 その際は、変更した理由と、それに付随して変更した図面、資料がありましたら、それらの送付をお願いします。 2. メールにあります”2点”、”2点以外”と”判断を間違えたとの指摘”の3箇所の内容がよく理解できませんので、ご説明をお願いします。 3. 同じく、メール文面にあります”受託者に再度相談します”とあります。 既に相談された内容と、再度される内容を教えて頂ければ幸いです なお、貴メールの前文については、上記のご回答後にコメント致します。 宜しくお願いします。

6月9日	J回答 1 図面は送信ではなく、6月4日(水)13時30分頃、酒井様が第2庁舎に来庁した際に金森からお渡ししていました。メール送信ではありませんでしたので訂正いたします。 2 (1)2点 ① 入園者の安全を十分考慮されていないこと ② 重要な生物多様性を考慮されていないこと (2)2点以外 (1)①、②以外という意味です。 (3)判断を間違えた 酒井様から6月4日受信したメール本文にある「ご判断を間違われたものと推測」と同じ意味です。 3 既に相談した内容 入札時の仕様から草刈りの範囲を変更すること 再度相談する内容 生物多様性を考慮するために行う草刈り範囲の変更の可否
6月10日	J回答 確認事項についてお答えします。 1 修正された図面とは、「R7年度 第2期」のみでしょうか。 (回答)そのとおりです。 2 修正された箇所と修正されました理由をお知らせ下さい。 (回答)修正箇所 別添ファイル「令和7年度第2期 修正後」と「令和7年度第2期 修正前」を参照してください 修正理由 入園者の安全を確保するため 3 修正箇所を確認するため、お手数ですが、修正前の図面の送付をお願いします。 (回答)別添ファイル「令和7年度第2期 修正後」と「令和7年度第2期 修正前」をお送りします。
6月11日	質問 1. 安全面を考慮した修正箇所 頂きました図面の修正箇所は、30日の会議において、安全面の一例とし指摘した自然環境活用ゾーンの通路のみとなっております。 安全面での修正は、この一箇所1回/年なのでしょうか。 原図をご参照下さい。 ガイドラインに記載されている箇所については、どのようにお考えなのでしょうか。 生物多様性の視点からの修正はないのでしょうか。 他にも修正箇所があるのではないのでしょうか。 今回、生息環境活用ゾーンの通路を削除されていますので、その理由をお知らせ下さい。 2. 区分図について 2020年度の区分図では、自然環境活用ゾーンの通路の草刈りもVCとなっています。 30日の会議では、少なくとも外周路の草刈りはVCであると指摘しました。 計画図が修正されていけませんので修正すべきではないのでしょうか。 なお、区分図には、渋谷専門員の管轄範囲の追記をお願いしていますので、併せて修正して下さい。 現場を見ますと、その範囲が良く分ります。 宜しく願います。
6月11日	次長へ 5月16日の会議内容は、本来担当者レベルで解決すべき事項にもかかわらず、部長、次長まで同席頂くことになりましたことは、残念であり、心苦しく感じております。 30日の会議で私が理解したことは、今まで業務とは異なるやり方の方ようです。 そのためか、今やり取りしている内容は支離滅裂に感じます。 なにか良い方策がありましたら、ご教授・ご指導をお願い致します。 できれば、対面でお話しできれば幸いです。 現在、話が混乱しています。 今議論しているのは、仕様書の変更ではなく、添付資料の「計画書」の変更です。 ご理解して頂くために、30日の会議経緯を下記に記載します。 残念ながら、会議は、時間切れとなり議論途中で終わっていますので、結論が出ていません。 草刈り関連資料の突き合わせをしました。 年度草刈り計画図の話になった時に、小川課長より、「入札時の資料である計画図は本来見直しできるものではない」との発言がありました。 (添付資料「大柏調節池緑地の維持管理業務」、令和7年度草刈り業務の流れ)を参照下さい)

それに対して、今までの業務内容について、下記のように説明しました。
自然環境の変化などに順応した維持管理手法を適用してきました。
具体的な作業手順は、原図を基に計画図の作成、計画図を基に施工図作成、草刈り後の検証結果を基に実施図作成してきました。
原図: 予算要求図面
計画図: 業務委託契約書添付図面
施工図: 委託料支払い図面
実施図: 維持管理用図面
なお、計画図は、発注後及び、施工図作成時また、必要であれば随時変更をしてきました。
そのため、単価契約となっています。

それに対して、小川課長から「それは酒井の解釈であり、私の考えと異なる」とのことでした。
担当者からも、仕様書に「施工図」の記載がないので、計画図以外の施工図は作成しないと強調されました。
そこで、現在の計画図の不備を、例を挙げて説明し、やり取りをしました。
ここで時間切れとなり終わっております。

現段階で整理しますと、下記のように理解しています。

急をようするR7年度の業務について

1. 今までの手順は適用しない。
2. 計画図のみ作成し、施工図は作成しない。

残されている論点

1. 今までの作業手順についての小川課長の見解を確認する。
2. 委託料支払い図面の確認
今までは、施工図でしたが、今回は「計画図」なのでしょうか。
それとも別図面、または資料を作成するのでしょうか。
3. 草刈り図面は、「計画図」のみとなります。
「計画図」は、「原図」を基にして予算内に収めるために作成しています。
 - ・ 予算内に収めた各種面積値を記載した資料と、付帯条件の確認。
 - ・ 原図の各種草刈り範囲を取捨選択した考え方(安全性、生物多様性など)の確認。今までは、ガイドラインに従って作成してきましたが、今回は別の基準があるのでは。
4. 草刈り範囲などの変更が称した場合の対応
委託業者への指示方法、契約は随意契約か。

上記の結論に従って、令和7年度、令和8年度の草刈り管理業務の方向性が決まると考えます。
なお、30日に確認しました下記の資料をぜひ一読頂ければ幸いです。

1. 「大柏川第一調節池緑地管理指針 H19年6月29日策定」
2. 「大柏川第一調節池緑地における草刈りガイドライン(維持管理行医務委託等) 令和4年4月」
3. 「大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について」

Jへ

6月12日 私は、少なくとも令和7年度は、見直しをしている時間がありませんので、今までのやり方、すなわち、3つの文書に従って草刈り業務を実施するしか無いと考えていました。
しかし、30日の会議での小川課長、担当者の話から推察しますと、別のやり方があるようです。
タイムリーに処理ができるやり方で進めることが良いと思います。
今までのやり方に固守はしてはいません。

Jへ

6月17日 いろいろな課題がありますので、まずは、佐久間さまと私2名での話が良いと思います。多忙の中、お時間を取って頂きお礼申し上げます。
日時は、26日でいかがでしょうか。
議題は承知しました。
1. 草刈り業務。(体制も含みましよう)
大柏川第1調節池緑地の維持管理としては、草刈り、渇水対策、外来種駆除があります。
今回は、草刈りを主と致しましょう。
2. 自然共生サイト。
市の考えをぜひお聞かせ下さい。
認可後は、素晴らしい展開が期待できますので楽しみです。
なお、26日の資料を準備しますので、ご希望がありましたらご連絡をお願いします。

	J回答 対面話し合い 6月26日(木)14時にDJターセンター 1.「大柏川第一調節池緑地管理指針 H19年6月29日策定」 2.「大柏川第一調節池緑地における草刈りガイドライン(維持管理行医務委託等)令和4年4月」 3.「大柏川第一調節池緑地における草刈り図面について」 4. 令和7年度 第2期 計画図 修正前 5. 令和7年度 第2期 計画図
6月17日	質問 現在、R7年度の対応として、安全面、生物多様性などについてメールのやり取り中と理解しております。 1. 安全面を考慮した修正箇所 頂きました図面の修正箇所は、30日の会議において、安全面の一例とし指摘した自然環境活用ゾーンの通路のみとなっております。 安全面での修正は、この一箇所1回/年なのでしょうか。 原図をご参照下さい。 ガイドラインに記載されている箇所については、どのように考えなのでしょうか。 生物多様性の視点からの修正はないのでしょうか。
6月19日	他にも修正箇所があるのではないのでしょうか。 今回、生息環境活用ゾーンの通路を削除されていますので、その理由をお知らせ下さい。 2. 区分図について 2020年度の区分図では、自然環境活用ゾーンの通路の草刈りもVCとなっています。 30日の会議では、少なくとも外周路の草刈りはVCであると指摘しました。 計画図が修正されていけませんので修正すべきではないでしょうか。 なお、区分図には、渋谷専門員の管轄範囲の追記をお願いしていますので、併せて修正して下さい。 現場を見ますと、その範囲が良く分ります。
	回答 1. 今回は、施工図を起こさないようですので、どのように委託業者にご指示されるのか → 計画図で範囲を示します。 2. 安全面での修正は、この一箇所1回/年なのでしょうか。 → そのとおりです。今年度の草刈り業務委託の変更は今回のみです。
6月20日	3. 今回、生息環境活用ゾーンの通路を削除されていますので、その理由をお知らせ下さい。 → 予算額は変更できないため、人が通る部分は優先し、人が通らない部分は見送ることになりました。 4. 2020年度の区分図では、自然環境活用ゾーンの通路の草刈りも、VCとなっています。 30日の会議では、少なくとも外周路の草刈りはVCであると指摘しました。 計画図が修正されていけませんので修正すべきではないでしょうか。 → 生息環境活用ゾーンの通路はVCの担当ではありません。
	質問 作業日、22日エイワ建商殿が作業を進めており、第2回目の草刈りは始まったようです。 1. 委託業者へは、計画図でご指示された件 貴課のメールでは、ガイドライン・マニュアルに従って作業を進めるとのことでしたので; ・ マニュアルにあります業者支払い用施工図の作成日をお知らせ下さい。 ・ 実施図の作成予定日をお知らせ下さい。 もし、作成される予定が無い場合は、その根拠をお知らせ下さい。
6月23日	2. 安全面 今回の草刈りは市が安全面から指定している草刈り範囲の草刈りもしていません。 ガイドラインを読まれるようお願いします。 30日に指摘した箇所は、我々が気づいた箇所を一例にすぎません。 貴課で作成されました「大柏川第一調節池緑地管理方針」を読まれることをお勧めします。 安全面については、市川市の安全基準などに準じて対処するものと理解しております。 それ故、施工図作成の前には、市は現場の状況を把握され、安全面から問題があると判断された場合は、施工図に反映されるのではないのでしょうか。 加えて、VC職員のご意見も参考にされるようお願いします。 少なくとも、安全面については、ぼっけ生きもの倶楽部の意見は参考にすぎず、責任はありません。

	J回答 1. 施工図の作成について →委託業者に計画図で作業を発注しているため、施工図、実施図の作成は行いません。 2. 安全面 →現時点で安全面に問題があると判断していません。 3. 変更時の判断 →前年度の結果から、安全性や生物多様性の視点に配慮して、翌年度の計画図を作成するものと考えているため、原則として年度途中に計画図の変更はしません。 →令和7年度発注分は、計画図作成前までに酒井様の意見を伺っていなかったことから、5月30日に伺った内容を必要に応じて取り入れたため計画図の修正を行いました。 4. 外周路について →別途令和7年度区画図をお渡しします。 5. 課長の意見 →業務委託は原則として、発注時の仕様に従って実施してもらべきと考えているため、原則として修正することは考えておりません。 そのため、計画図を作成する際は、十分に打ち合わせが必要だと考えています。
6月24日	Jへ 自然環境課の草刈り業務遂行の実情を如是に表しているようです。 このような内容を発信できることには、疑問を抱きます。 26日に本件について述べさせていただきます。
6月27日	回答 こちらこそ、ありがとうございます。 自然環境課と今後の対応について話し合い、こちらの考えをまとめ、再度、お時間をとっていただき、自然環境課も同席して打ち合わせをしたいと思います。 自然共生サイトについても、目的や申請の際に各団体の皆さんに協力を求めたい内容などを整理しますので、改めて打ち合わせをお願いします。
6月30日	Jへ 26日お話ししましたように、前提が異なっています。 今までも草刈り業務委託は、発注時の仕様に従って実施してきました。 それ故に、ガイドラインにありますように施工図を作成してきました。 課長はじめ課内の皆さんのご意見は、なにか勘違いされているように思います。 議論しているのは、仕様書の変更ではありません。 ご確認をお願いします。 メールへの返答は下記に記載します。 1. 何か勘違いをされているのではないのでしょうか。 貴課からは、「ガイドラインに従って作成する」とのメールを受信しております。 施工図の作成は必須です。 実施図は契約と関係ありません。 「大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について」を参照して対処下さい。 2. 安全面 「問題があると判断していません。」とのことですが、ガイドラインの記載事項と現場を見てのご判断なののでしょうか。 再度ご検討下さい。 3. 変更時の判断 再度「ガイドライン」をご参照下さい。 5月30日の話は、一例に過ぎません、 過去の図面、前任者などの意見聞かれ修正して下さい。 4. 外周路について 30日のコメントは、少なくとも外周路は、VC職員の作業範囲であると指摘しましたが、26日拝受しました区分図は、未修正ですので修正して下さい。 1. 2棚池の通路は、安全面などを考慮され、次長を交えてご検討されてはいかがでしょうか。 5. 課長の意見 仕様書の修正ではありません。 なにか勘違いされているように思います。

Jへ

大柏川第一調節池緑地の維持管理には、草刈り、漏水対策、外来種除去があります。
これらと密接に関係している「ビクターセンターマター」があります。
確認ですが、今後の対応とは、令和7年度及び、令和8年度の草刈りについてと理解します。
話し合いを効率よく進めるために、下記の資料のご準備をお願いします。

6月30日

令和7年度

- 区分図（26日拝受したものに、外周路と渋谷専門員などの範囲追加）
できれば、令和8年度にも適用できるものとし、今年度試行されてはいかがでしょうか。
誰が安全監視するのかも含めてご検討をお願いします。
日曜日は入園者が多いので、現状の体制は見直されることをお勧めします。
- 計画図作成の経緯が分る資料
マニュアルでは、原図から計画図を作成するとなっております。
総量管理表を作成していないとのことですので、どのようにして作成されたかが分る資料。
- 計画図に作業範囲の数値の記載
委託業者が分るように、昨年度指摘しました草刈り範囲の数値などの記載をお願いします。
- 安全面、生物多様性
メールでは、「前年度の結果から、安全性や生物多様性の視点に配慮して作成」されているとのことですので、具体的に理解できる資料のご準備をお願いします。
安全監視とはどのように、誰がされるのでしょうか。
いつ、どのような時に、誰が誰に報告するのかも含めてご検討をお願いします。
- 作成する資料（確認）
「大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について」内容の確認

令和8年度

上記資料を基に、検討されてはいかがでしょうか。
なお、原図の提出は、8月末頃までとなっています。
市の方針に変更、例えば、安全面の確保などがある場合は、それに沿って対処しなくてはなりません。

自然共生サイト

申請に当たったの諸資料は、既にあるものと理解しております。
目的や申請の際に各団体の皆さんに協力を求めたい内容など、お持ちしております。

最後に、スケジュール管理をお願いします。

- 第3回目草刈り（7月20日開始）：施工図の完成は、少なくとも7月13日
- 来年度の原図提出：8月下旬ころ
- 自然共生サイト関連のスケジュール

Jからの回答

今後の対応とは、令和7年度及び8年度の草刈りのことです。
市で作成する事務手続きに関する文書は、起案して上司の承認を得ることが一般的ですが、酒井様に送っていただいた文書のうち、
「大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について」
「大柏川第一調節池緑地における草刈りガイドライン」
は、起案の履歴がありませんでした。

6月30日 もし、覚えていましたら、どのような経緯で誰が酒井様にお渡ししたのか教えていただければ幸いです。

今回、打ち合わせの事項の1つになっている、施工図や実施図の作成に関することなので打ち合わせ前に、当時の担当者に確認したいと思います。
次に、本日、送信していただいたメール本文に、「2. 計画図作成の経緯が分る資料マニュアルでは、原図から計画図を作成するとなっております。…」とありますが、このマニュアルの名称を覚えていただけないでしょうか。
私は読んでいないので確認します。
資料の準備にあたり、何度かメールでやり取りをさせていただくと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

	Jへの回答 平成4年度の市との会議(12/212)において配布された資料の中の上記資料については、下記の記載があります。 草刈りの基本的な考え方、作成手順等の引継ぎがされていない事に対して、計画図作成まで完成し適用することを確認しています。 コメントとして、「4月時点で修正しているが、課用の資料として取り扱う」 詳細については、会議に出席されました当時の北市課長、武田主幹と金森氏にお聞きして下さい。
6月30日	コメント 30日双方の資料を確認した折、市の資料は「大柏川第一調節池緑地における草刈りガイドライン(検討中)」とのことでした。 その後資料を取り寄せた時には、「大柏川第一調節池緑地における草刈りガイドライン(検討中)」となっていました。 今回の意思疎通を図る会議への消極的な言い逃れのように感じてしまいました。 残念なことに、当事者(課長、主幹、担当者)が過去の経緯を調べ上げる意志が非常に薄いように感じております。 マニュアルのメイショウは、「大柏川第一調節池緑地における草刈り図面について」です。 下記メールに記載しましたメールの会議(12/212)は、2022年12月21日に開催しました会議です。
7月1日	「起案の履歴がありませんでした。」とのことですが、北市課長は、証拠が残るので、会議議事録は作成しないと公言していました。 そのため市作成の議事録は無いと思えますし、我々は入手しておりません。
7月2日	「大柏川第一調節池緑地における草刈り図面について」 「大柏川第一調節池緑地における草刈りガイドライン」 の作成経緯について教えていただきありがとうございます。 聞ける範囲で確認しましたが、作成経緯ははっきりしませんでした。 次回、対面で打ち合わせを行う際に、この2つの文書の取り扱いについて相談させてください。 「大柏川第一調節池緑地維持管理業務委託」(草刈り業務)の仕様書を確認しました。 その2頁2、3行目に「原則として、委託者、受託者、緑地内活動団体の3者により作業時期、内容等の調整を事前に行うこと」とあり、現地で行うかどうかは別として、市、業者、ぽつけ生きもの倶楽部他の団体のみなさんと草刈りの実施前に調整が必要であることがわかりました。 この項目は、利用者の安全性(池と通路の境を明確にする)や動植物の保護(営巣地を避ける)など、団体の皆さんが日々の活動で把握している情報を市、業者が共有し作業を行うことが目的と理解しました。 従いまして、今後は団体の皆さんにお話をお聞きする機会が必要と認識しました。 今回、このような機会を持たなかったことについて、自然環境課に説明を求めていますので、今後の進め方の結論はしばらく時間をください。 第1期の草刈りについてです。 実施期間が6月30日で終了したため、昨日、私が現地で実施状況を確認しました。 以下、その時に気づいたことをお伝えします。 酒井様も日曜日にご覧になっている範囲で構いませんので、作業に不足があると感じているところがあれば教えていただければ幸いです。 1. 第1期の計画図において、外周路及び法面は作業が終了していましたが、生息環境活用ゾーンの4-①、②、5-①、②付近の緑色のラインは未実施でした。 →業者に実施するよう指示済み 実施分は仕様どおりに施工されたと考えています。 2. 1-①、2-①の周囲は今回の実施範囲となっており、草刈りが行われた結果、明るく広い水面、見通しの良い通路の確保ができましたが、親水池として人為利用が想定されている1-②、③、生物の観察を想定する2-②、③は、一部しか行われず、見通しが悪く、水面もよく見えない状態のままで、本来であれば、今回はこの場所の草刈りも実施する必要があったと考えます。 3. ビジターセンターで酒井様にお会いした時に、私は、安全性の確保が最優先とお話ししましたが、その意味から、自然環境活用ゾーンは、年間複数回の草刈りが必要だと感じました。 4. 生物多様性への配慮については、知識がないので、団体の皆さんにお話を聞いて、作業の際に気を付けることを事前に聞くことが大事だと印象を持ちました。 小川課長メール 1. 施工図の作成について > 何か勘違いをされているのではないのでしょうか。 > 貴課からは、「ガイドラインに従って作成する」とのメールを受信しております。 > 施工図の作成は必須です。実施図は契約と関係ありません。 > 「大柏川第一調節池緑地における草刈り図面について」を参照して対処下さい。 当課の現在の考えは、6月24日に佐久間次長より回答したとおりです。 2. 安全面 > 「問題があると判断していません。」とのことですが、ガイドラインの記載事項と現場を見てのご判断なのではないでしょうか。 > 再度ご検討下さい。 佐久間次長も私も現場を見まして、懸念する事項はありますが、問題があるとは判断しておりません。 3. 変更時の判断 > 再度「ガイドライン」をご参照下さい。 > 5月30日の話は、一例に過ぎません、 > 過去の図面、前任者などの意見聞かれ修正して下さい。 当課の現在の考えは、6月24日に佐久間次長より回答したとおりです。 4. 外周路について > 30日のコメントは、少なくとも外周路は、VC職員の作業範囲であると指摘しましたが、26日拝受しました区分図は、未修正ですので修正して下さい。 > 1、2棚池の通路は、安全面などを考慮され、次長を交えてご検討されてはいかがでしょうか。

以前の区分図より検討を重ね、見直しを行い、26日に最新の区分図を送付いたしました。
なお、安全確保などを理由に、区分図に記載のない場所をVC職員が草刈り等を行う場合がありますが、区分図を修正するものではありません。

5. 課長の意見

> 仕様書の修正ではありません。

> なにか勘違いされているように思います。

私の考えは、6月24日に佐久間次長より回答したとおり、原則として計画図の修正は考えておりません。

7月3日	小川Kへ ご回答の内容については、次長とすり合わせをされたのでしょうか。
7月3日	Jへの返答 議論しているのは仕様書の変更ではないと、自然環境課、ぼっけ生きもの倶楽部双方が確認できていると理解しています。 昨年8月、10月の課長・主幹同席の会議において、課長より、図面に対して、ルールに従ってとか、ガイドラインに従って作業をすると言っています。 不可解なことは、なぜ、突如、明確な説明もなく、上記の会議で約束されたことを一方的に反故されたのでしょうか。 明確な説明をお願いします。 次に、課長にお聞きしたいのは、計画図のみで草刈り業務ができると仕様書の何処に記載されているのでしょうか。 明確な説明をお願いします。
7月7日	次長へ C 話合い 7/3高沢宛メールでは、「酒井氏が要求していることのすべてには、市は応えられません。このままメールだけのやり取りでは、お互い時間とエネルギーばかりが消費されてしまいます。」 私の要求とは具体的に何をされているのか、回答できないのは何なのかも不明です。 先のメールでお願いしていますように、話合いを効率よく進めるために、30日の話合いの続きとして下記の2点を文書での提出するようにご指示をお願いします。 なおこの話合い内容は、今後の業務遂行に当たって重要ですので、議事録の作成と文書でのご回答をご指示頂ければ幸いです。 1. 昨年8月、10月の課長・主幹同席の会議において、課長より、図面に対して、ルールに従ってとか、ガイドラインに従って作業をすると言っています。 不可解なことは、なぜ、突如、明確な説明もなく、上記の会議で約束されたことを一方的に反故されたのでしょうか。 2. 草刈り仕様書に従い、従来の原因・計画図・施工図・実施図というプロセスを取らずに、計画図のみで処理できるとした業務内容のご説明。 計画図のみで草刈り業務ができると仕様書の何処に記載されているのでしょうか。
7月8日	次長メール 1. 話合いに関する質問について以下の通り回答します。 高沢様、酒井様には、お忙しいところ恐縮ですが、自然環境課との話合いの機会をいただきたいと考えています。 質問1 7/3高沢宛メールでは、「酒井氏が要求していることのすべてには、市は応えられません。このままメールだけのやり取りでは、お互い時間とエネルギーばかりが消費されてしまいます。」 私の要求とは具体的に何をされているのか、回答できないのは何なのかも不明です。 回答1 例として、施工図、実施図を作成する際に、酒井様が納得するまで繰り返し修正を求められ、職員はその要望に応えきれないことを指しております。 質問2 昨年8月、10月の課長・主幹同席の会議において、課長より、図面に対して、ルールに従ってとか、ガイドラインに従って作業をすると言っています。 不可解なことは、なぜ、突如、明確な説明もなく、上記の会議で約束されたことを一方的に反故されたのでしょうか。 回答2 大柏川第一調節池緑地維持管理業務の仕様書に従って草刈り業務を行うことで、「大柏川第一調節池緑地における草刈りガイドライン」を満たし、「大柏川第一調節池緑地における草刈り図面について」記載の施工図、実施図を作成しなくても維持管理ができると判断しました。 質問3 草刈り仕様書に従い、従来の原因・計画図・施工図・実施図というプロセスを取らずに、計画図のみで処理できるとした業務内容のご説明。計画図のみで草刈り業務ができると仕様書の何処に記載されているのでしょうか。 回答3 仕様書には「計画図のみで草刈り業務ができる」との記載はありません。 仕様書2ページには「原則として委託者、受託者、緑地活動団体の3者により作業時期、内容等の調整を事前に行うこと」とあり、事前調整を行った後に3者が情報を共有できるよう図面を作成する必要があると考えます。 本業務の受託者は、過去に当該業務を受託していたため、事前調整は行いませんでした。貴団体との事前調整は行うべきでした。 第2期については、7月17日(木)9時30分からビジターセンターで市と受託者で事前調整を行います。急な話で大変申し訳ありませんが、ご都合がつけば貴団体の参加をお願いします。 参加が難しいようであれば、別途、意見をお伺いできればと考えています。 その他の質問A、Bについては、話合いの時にお答えします。 また、話合いの時間については、貴団体の都合がよろしければ2時間をお願いしたいと思います。 2 6月26日にビジターセンターでお願いした、自然共生サイトの申請に対する協力依頼について、市の考えをまとめましたので併せてご覧ください。 (1) 申請理由 市域に残された代表的で貴重な自然を保全し、生物多様性の豊かな自然環境を再生するために申請に併せて、本市の生物多様性保全のシンボルエリアとして広く内外の方々にアピールする場所としたい。 この考え方は令和7年度中に策定する「第二次生物多様性いらか戦略」に反映します。 (2) 協力をお願いしたい内容 ① 申請にあたり、関係団体(貴団体を含め、「緑のみずがき隊」「自然誌研究会」「真間川の桜並木を守る会」等)の皆さんと計画作成に関する協議や活動の実施に係る連絡調整を行うために、定期的に開催する会議体を持ちたいので参加をお願いしたいと考えています。 ② 申請書に場の概況、主な植生、確認された主な動植物や越冬、休息、繁殖、採餌、移動など動物の生活史の内容などを記載する必要がありますので、貴団体の活動記録をご提供いただけないでしょうか。

7月9日	上記メールへの返答 自然環境課との話し合いの機会をもつことについては、異論ありません。 草刈り業務は、時間との闘いです。 しかし、残念ながら、貴回答から判断しますと、基本的な事項の理解が全くできていないようです。 それ故に、今後どのように進めて良いか、こちらでは分かりかねます。 できる限りの協力は致しますが、なにか良い案がありますでしょうか。 少なくとも、項目1についてのご回答は、話し合い前までをお願いします。 項目2については、記念となる事項も話し合いの議題に加えて頂ければお互いの励みになるのではないのでしょうか。 大いに期待しております。
	コメント 酒井が納得するまで・・・とは、話をすり替えているのではないのでしょうか。 令和4年度までは、問題無く、自然環境課が作成した2資料に基づいて業務を遂行していました。 このメールは、現担当者2名(昨年10月時)が、今までのような草刈り業務ができないと公言しているに過ぎません。 業務ができない原因を明確にすることが先決ではないのでしょうか。 原因が分れば、解決策を見出し、その後の話し合いがスムーズに進みます。 例えば、問題は、①上記資料内容が理解できないのか、②理解できても業務遂行能力が無いのか、③理解できても草刈り業務は、自然環境課に馴染まないのではやらないの3点にあるのではないのでしょうか。 コメント 再三指摘していますように、何か勘違いをされているのではないのでしょうか。 仕様書に従って草刈り業務を行うからこそ、2資料が必要なのです。 貴回答には、具体的な業務遂行案が述べておりません。 話し合いを効率よく進めるために、事前に下記の資料の送付をお願いします。 施工図、実施図を作成しなくても「市川自然環境保全・再生指針」「北方遊水池の会で市長が約束した事項」を満たした維持管理ができると判断された根拠とその具体的な草刈り業務内容を記載した資料。 コメント 先のメールで説明していますように、この趣旨は、草刈りミスを避けるため、現地で施工図を持って、現地を見ながら、委託業から図面記載内容などの質問に対しての説明と、市からは確認したい事項を説明するものです。 すなわち、この段階では、環境団体の指摘事項をも加味した施工図ができあがっています。 施工図作成時に、受託者の意見を聞くとはどこにも記載されていません。 ガイドラインを参照して下さい。 コメント 意味不明の文章です。 ①「受託者は、過去に当該業務を受託していたため、事前調整は行いませんでした」とありますが、そのような記載がある資料をお知らせ下さい。 ② 第2期の件ですが、受託者と事前調整する趣旨と話し合う議題をお聞かせ下さい。 既に述べていますように、7/17までに、施工図を作成すべきですが、計画図で処理するのであれば、計画図の修正が必要です。 先のメールで指摘していますように、安全面、生物多様性の視点からの図面修正となりますので、7/17受託者と話をする内容ではありません。 それまでに、図面を修正することです。 なお、現場では、市が受託者に説明するものです。 コメント 当時北市課長時にそのような集まりがあり、その後活動をされているようです。 その集まりの趣意書の送付及び、活動内容など分りましたら教えて頂ければ幸いです。 コメント はじめに、自然環境課から、令和5年度に、ぽっけ生きもの倶楽部の事業報告書については、今後活用する予定もないとのことで、市公式ホームページから掲載削除、ビジターセンターに配架した報告書の撤去をしています。(令和6年3月29日付け公文書(市川第20240319-0015号を参照下さい) 詳細は、金森主幹にお聞き下さい。 活動記録の提出はやぶさかではないですが、上記のように不要とまで云われていますので、経緯などを精査され、それなり手続きなどをお願いします。
7月11日	具体的な草刈り業務の遂行案は「市川市自然環境保全・再生指針」「北方遊水池の会で市長が約束した事項」を確認次第お答えしますので、その後に自然環境課との打ち合わせをお願いします。 私の理解では、草刈り業務の仕様書は、「大柏川第一調節池緑地管理方針」「大柏川第一調節池における草刈りガイドライン」を参考として作成しており、仕様書に従うことで、適切な維持管理ができるものと考えております。 繰り返しになりますが、貴団体との事前の打ち合わせについては「原則として、委託者、受託者、緑地内活動団体の3者により作業時期、内容等の調整を事前に行うこと」のみが記載されており、ご指摘の施工図、実施図を作成する旨の記載はありません。 お会いした時にもお話ししますが、「大柏川第一調節池緑地におけるガイドライン」「大柏川第一調節池における草刈りガイドライン」は他の文書との重複や仕様書の解釈に疑義が生じることから改廃を検討する必要があると考えております。 酒井様は、施工図と実施図を作成を求めており、具体的には市が計画図から安全性等を反映した変更図面を作成し、その後、貴団体から生物多様性に関して草刈り時に配慮する事項を確認し、実際の草刈り用の図面を完成させ、業務を実施する手順で進めるように言っていると理解しています。 7月17日の受託者との打ち合わせでは、安全面を考慮し計画図から変更になった箇所の確認するとともに、貴団体には生物多様性の観点から意見を伺いたいと考えていました。 返信のメールに「問題は、①上記資料内容が理解できないのか、②理解できても業務遂行能力が無いのか、③理解できても草刈り業務は、自然環境課に馴染まないのではやらないの3点にあるのではないのでしょうか。」とあり

職員は誠意をもって日々の業務を遂行しています。また、「令和4年度までは、問題無く、自然環境課が作成した2資料に基づいて業務を遂行していました。」とありますが、自然環境課は、酒井様との関係を悪化させないため、相当な配慮を行い対応していたと報告を受けています。

私は4月に着任し、酒井様との対応を自然環境課から相談された際は、**酒井様との対応に限らず「できることは速やかに丁寧に真摯に対応すること」「相当の理由がある場合は丁寧に理由を説明してお断りして構わない」と伝えていきます。**

今回、メールを中心に酒井様と連絡を取り合っていますが、**私の印象として「なぜ、わからないのか、納得のいく説明を求める」との内容が繰り返し問われることを職員は精神的に負担を感じているのだと思いますし、実際にその報告を受けています。**

私は、このように職員が精神的な負担を感じながら対応していることが問題だと感じています。

次に、自然共生サイトについてです。

関係団体との集まりについては、新型コロナウイルスの流行に伴い、開催が立ち消えになったと報告を受けました。趣意書と活動内容を調べて回答します。

活動記録については、貴団体に送付した文書を確認しました。

感情的な文面であることに驚いています。どのようないきさつがあったのかは承知していませんが、市が発信する内容としてふさわしくありません。

「活動記録の提出はやぶさかではない」と言っていたいておりますので、改めて貴団体に協力をお願いするにあたって、**具体的にどのようにしたら良いのかご指示いただければと思います。**

メールのため、真意が伝わらず不愉快な印象を与えていないか心配しております。資料が手元にそろい次第、ご回答いたしますので、その際は対面での打ち合わせをよろしくお願いいたします。

次長メールへの回答

返答1

前から述べていますように、**仕様書に従って業務を遂行することには全く異議がありません。**

返答2

仕様書は、市と受託者間に係わる内容です。

施工図を仕様書に記載するかは、自然環境課が決めることですが、しかし、実施図の記載は必要ないと思います。

7月14日

施工図、実施図は、自然環境に即した草刈りをするために、自然環境課が作成する業務です。

それらの図面については、「大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について」を参照下さい。

その中の「施行図」に「現場での最終チェック(市・業者・「ぼっけ生きもの倶楽部」)で修正作業を行う場合がある。」と記載されています。

この趣旨は、既にコメントしていますように、**草刈リミス避けるための事前打ち合せ**です。

実施図についても、上記資料を参照下さい。

令和5年度の草刈り業務は、同じ仕様書の基に、施工図・実施図を作成しましたので、詳細は、金森氏にご確認下さい。

次に;

① **施工図を作成しない件**

30日の話し合いで、担当者から、「**仕様書に「施工図」の記載がないので、作成しない**」とのことでした。

これは、施工図を作成しない理由の一つと理解しております。

② **実施図は、仕様書に記載するものではありません。**同じく、上記資料の中の「実施図」を参照下さい。

返答3

「大柏川第1調節池緑地におけるガイドライン」は、何かの間違いと思います。

返答4

私が述べていることは、市が今までのやり方について述べているに過ぎません。

作成を求めているのではありません。

草刈り業務は、再度記載しますが、下記の2資料を基にして行ってきました。

「大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について」

「大柏川第一調節池緑地における草刈りガイドライン」

30日話し合いで、酒井が上記の話をした後に、小川課長から、それは酒井の見解に過ぎない、私(課長)の理解と異なるとのことでした。

その後、課長からは、計画図で事足りると発言された段階で時間切れとなって終わっております。今までのやり方を変更する理由と、課長が進めようとしている草刈り業務内容の具体的な説明はありませんでした。

今回は、その続きの議論となりますので、議題は下記の2点となります。

① **今まで蓄積して自然環境課が作成した草刈り業務のやり方を突如変更した理由**

② **計画図のみで進めるとされた課長案の詳細な内容**

次に、施工図と実施図について

草刈り開始する時期と原図作成時(前年度夏ころ)とでは、自然環境課が異なるため、現地調査等をふまえて計画図を基に、安全性、生物多様性を加味して作成するのが「施工図」です。

特に、第4回目草刈り施工図は、現地調査結果を反映することとなっております。

貴課作成の「大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について」を参照下さい。

実施図についても、上記資料に明記しております。

本件については、昨年10月に、小川氏、金森氏に詳しく説明しております

返答6

3点以外であるようですので、その理由をお聞かせ下さい。

その理由が分れば、今後の対応策は容易に見出されましょう。

返答7

次長にそのような印象を与えたことは、私の不徳の致すところです。大変申し訳ございません。
令和4年度までのやり取りと大きな違いは、自然環境課から何が、何処が分らないなどの質問は皆無でしたので、こちらとしての対応はできませんでした。
誠意あるご回答をお願いします。
また、図面に関しては、メールのやり取りのみでしたので、再三再四、会議開催を依頼しました。
やっと開催されたのは、昨年8月と、10月のみで、しかも、担当者は他の要件があるので欠席とのことでした。
これ以上は、愚痴合戦となりますので止めます。
もし、必要とお考えでしたら本件が落ち着いた後にお話しをお願いします。

返答8

市のみでしょうか。
負担を感じないやり方をマネージするのは、主幹・課長の業務ではないでしょうか。
我々からは、課長に、何度の問題解決の場(会議)の開催、現場の実情の説明など申し出ております。
開催された会議は、2回で、時間は、30分、1時間でした。
後者が、お忙しいようでその機会を取ってもらえませんでした。
我々も誠心誠意対応してきていますが、まともな対応も無く、暖簾に腕押しやりとりの状態が長く続きました。
協定書代6条、第8条に抵触しているのではとお聞きしたら、抵触指定はしていないとの回答でした、
(第6条甲及び乙は、お互いに積極的なコミュニケーションを図り、情報を共有する義務を負う
(第8条甲及び乙は、信義に従い誠実に本協定を履行するものとする)
どのような場合、抵触するのかとの問いに関しては、無回答でした。
例として、拝受した図面にコメントして修正を求めても、殆どご回答がありません。
恐らく、その原因は、基本となる「用語」、「現場の実態」を十分理解できていないとの印象を受けました。
令和6年度第5回目の水止め作業は、計画では、11月5日に終えることになっていました。
本作業は、自然環境課の作業ですので、何度も何度も作業をするよう依頼しましたが、作業はエィワ建商が翌年6月1日に行いました。
半年以上、放置したままでした。
その結果、植生撤去の効果が薄れたこと、未だに棚池が満水になっていません。

返答9

協力内容によりますので、その時点での対処となりましょう。
なお、本件のような場合、市の業務処理の仕方については分かりかねますので、我々からの指示は控えさせていただきます。

次長へのメール

次長佐久間様が現状打開のために対処して頂いておりますことについては、会員一同感謝しております。
私酒井は、次長とこのような担当者・主幹レベルの話すること自体異常であり、心苦しく思っております。
さて、今回のやり取りに当たって、前提である項目1、2が不明確であるため、堂々巡りのように感じますので、僭越ながら提案させていただきます。
議題は、草刈り業務と、自然共生サイトの2件

①草刈り業務

30日会議の続き事項

項目1 従来のやり方を変更した理由

項目2 新しい課長案の詳細な内容

項目3 令和6年度と令和7年度の対応

②自然共生サイト

お願い

項目1、2についての次長への返信で、苦勞しております。
ご回答が、次長自身が資料を精査されてのご意見なのか、課長からの意見を聞かれてのご意見なのか、前任者・関係者などの意見を聞かれてのご意見なのかが分りません。
できれば、下記のように記載して頂ければ幸甚です
30日の続きですので、下記の項目に対しての課長の回答をお願いします。
①従来のやり方を変更した理由
②「新しい課長案の詳細な説明」の課長自信の詳細な内容。
それらに対して、次長のご意見(あれば)
それら資料ができあがった段階で、自然環境課の課長・担当者(金森、高橋両氏)とぼけけ生きもの倶楽部との話し合いを行う。
次長からは、必要に応じて発言内容の確認などを行う。
双方の意見を聞かれた後に、前回のよう、次長から次のステップのアドバイスを頂く。
その後、対面での話し合いをお願いします。

次長からのメール

ご提案の件、承知いたしました。

項目1、2

*従来のやり方を変更した理由

*「新しい課長案の詳細な説明」の課長自信の詳細な内容

を課長の小川から回答するよう指示しました。
現段階で作成中のため、いましばらくお時間をいただければ幸いです。

	次長へのメール 明日、17日(木)、ビジターセンターで市と受託者との打合せには、会員の都合が付きませんので欠席させていただきます。 自然環境課から安全面及び、生物多様性について、下記のようにご回答メールが届いております。 “安全性や生物多様性の視点に配慮して、翌年度の計画図を作成するものと考えているため、原則として年度途中に計画図の変更はしません” 先日お願いしました修正図面が届いていませんが、我々から第3回目草刈り図面へのコメントは、下記の通りですのでご検討して頂ければ幸いです。
7月16日	1. 図全面 第1回目で削除されました外流路4m幅箇所の追加 2. 生物多様性 4-①池は、耕起の追加(令和6、7年度第5回目草刈り図を参照下さい) 3. 図の他 草刈り手順の追加 検討に当たっては、草刈りガイドライン及び、送付しています予算申請図を参照下さい。 明日は、上記コメントを基に修正されました図面での話し合いをされますよう希望致します。
7月16日	明日の打ち合わせの件、承知いたしました。 いただいたコメントは自然環境課に申し伝えます。 引き続きよろしくお願いいたします。
7月18日	課長からのメール 佐久間次長より、酒井様からの以下のメール内容を伺いました。 要望されている事項について、自然環境課長より次のとおり回答いたします。 * 従来のやり方を変更した理由について <回答> 仕様書には、「施行図」及び「実施図」の記載がなく、この図面作成の工程が必要とは考えられませんでした。また、「草刈りガイドライン」「図面について」に記載のやり方ですと、酒井氏の意見を一部反映して図面を作成しても酒井氏から繰り返し修正要望等がなされる一方、当課の業務が年々拡大している中で引き続き同様の対応を行うことが難しいと考え、やり方の変更を昨年度に提案しました。仕様書に従って、現地での確認等についても、適宜おこなっていきます。 * 新しい課長案の詳細な内容について <回答> 自然環境課が考えるやり方は以下のとおりです。 ①貴団体からは引き続き、市に「予算申請図」のご提出をお願いします。 ②市は「予算申請図」や過去の「計画図」を参考に、予算案の範囲内で、「計画図(案)」を作成します。 ③市及び緑地内活動団体が「計画図(案)」の内容等について意見交換を行い、市はその結果を基に「計画図」を作成します。 ④仕様書の添付として「計画図」が用いられ、入札が行われます。 ⑤入札後、草刈実施前に、原則として市、受託業者、緑地内活動団体により、作業時期、内容等の事前調整を行い、必要ならば計画図の修正を行います。 ⑥計画図に従い、草刈等の作業が行われます。 このような方法で、管理方針に沿った適切な維持管理ができると考えております。 ※仕様書には「計画図」に基づいて草刈等を実施する旨が記載されており、図面の名称は「計画図」のみを用いるよう整えます。必要に応じて、修正版を作成するものと考えております。 ※③意見交換や⑤事前調整のときには、該当場所とその理由を簡潔に説明していただくことを考えております。 また、昨日に緑地にて受託業者と当課とで現状の確認及び打ち合わせを行いました。酒井様からの佐久間次長宛の別メールにおいての第3回図面へのコメントも参考にさせていただきました。 その結果として、ご指摘の外周路や内周路、棚池通路等の草が高く伸びている場所は草刈として追加し、その代わり第2回目で草刈実施場所と重なって草が伸びてない場所や4-①の溝掘り工などは削除しました。修正した「計画図」2種類(草刈全体のもの、草刈(肩掛式)の幅や面積を赤字記載のもの)を添付いたしますので、ご確認ください。
7月22日	課長へのメール 現在草刈りが始まっています第3回目草刈りについて下記コメントいたします。 1. 図面について 20250717.R7第2期計画図(全体)にあります「ハンドガイド」の図面が届いておりませんので、送付をお願いします。 2. 草刈りについて 先のコメントの事項 ・外周法面4m幅箇所の追加をお願いしましたが、2mとなっていますので、ガイドラインに従って4mに修正して下さい。(安全面の視点から) ・4-①池は、ガイドラインにありますように耕起をすることとなっていますので、追記をお願いします。(生物多様性の視点から) 変更された内容について 安全性や生物多様性の視点に配慮して作成されました先の計画図から大幅に変更されています。 つきましては、変更理由を安全性・生物多様性・その他を変更箇所毎、特に、1、2-②間通路脇及び2-②東側池法面を全て刈る事、生息環境整備ゾーンの棚池通路の草刈り削除について、お聞かせ下さい。
7月22日	次長へのメール 自然共生サイトの申請に当たり、蓄積してきました大柏川第一調節池緑地の維持管理の集大成し、それに従って業務を遂行すると思っていました。 しかし、今回のご回答内容を見ますと、今後生物多様性の保全が図られることについては、心許なく、不安を感じております。 自然環境課との話し合いの前に、我々にご確認したいことがあるのでは推察しております。 私としても、できれば、前もって次長の考えなどお話を聞かせ頂ければ幸いです。 勝手ながら、24、25日を除き、いつでも都合が付きます。 なお、ご連絡を頂ければ、対面での話し合いはいつでも対応いたします。 引き続き宜しくお願いします。

7月22日	次長からのメール 29日午前中、30日、8月1日であれば今のところ予定が入っていませんので、考慮していただけると幸いです。 私が懸念していることは自然環境課が提案した草刈り業務の内容で、来園者の安全と生物多様性の保全が図られるかに尽きます。これについて、酒井様が不安に感じている点をお聞かせください。 また、自然共生サイトの申請に関する協力依頼についてもお話させてください。 7月11日に送信したメールでもお伝えした通り、貴団体に送付した文書は、文面が適切ではなく、失礼をお詫びいたします。その上で、改めて貴団体に文書で協力を依頼したいと考えております。 併せて、酒井様のお考えを伺いたいと思います。
7月23日	次長へのメール 佐久間様と同じ意見です。 すなわち、生物多様性の保全と入園者の安全を担保できること、かつ今後確実にその確立した業務を継承することにあると考えます。 さしあたって、草刈りですが、参考までに、漏水対策、外来種駆除についても検討課題です。 共生サイトに申請されることは、大賛成です。 協力内容が分りましたら、会員と話し合いながら進めることとなりますでしょう。
7月23日	1. 日 時 7月28日(月)9時30分から 2. 場 所 市川市第1庁舎(八幡1-1-1)1階受付カウンター付近で待ち合わせ
7月23日	課長からのメール <回答> ハンドガイドの図面を添付いたします。 2. 草刈りについて 先のコメントの事項 ・外周法面4m幅箇所を追加をお願いしましたが、2mとなっていますので、ガイドラインに従って4mに修正して下さい。(安全面の視点から) <回答> 安全性の視点から、外周路法面の草刈り2mの追加を行いました。予算の範囲があり、4mは実施できません。 ・4-①池は、ガイドラインにありますように耕起をすることとなっていますので、追記をお願いします。(生物多様性の視点から) <回答> 第3回時は安全性の視点を優先させて草刈範囲の追加をおこなったため、予算の範囲があり、4-①池の耕起を見送ることとしました。 変更された内容について 安全性や生物多様性の視点に配慮して作成されました先の計画図から大幅に変更されています。 つきましては、変更理由を安全性・生物多様性・その他を変更箇所毎、特に、1、2-①間通路脇及び2-②東側池法面を全て刈る事、生息環境整備ゾーンの棚池通路の草刈り削除について、お聞かせ下さい。 <回答> 変更内容については、別途、回答いたします。 7/25回答 <回答> 修正について、場所・内容や理由を添付ファイルのとおりまとめましたので、ご確認をお願いいたします。 7/28 再質問 1. " 1、2-②間通路脇及び2-②東側池法面を全て刈る事、生息環境整備ゾーンの棚池通路の草刈り削除"について、生物多様性の視点からのご意見をお聞かせ下さい。 2. 表4-①池の件は、水中草刈りではありません、耕起です。ガイドラインに従って耕起の実施をお願いします。
7月24日	次長jへのメール 次長同席の上の自然環境課との話合いの日時は、8月1日午後にお願い致します。 議題は、主に、7/18付けの課長からの回答についてとなりますが、お互い他の議題もあるかと思います。 事前に調節できれば幸いです。
7月28日	次回、8月1日 13:30から第2庁舎での話合い、承知しました。 なお、話合いの時間は、どのくらいでしょうか。 時間によりますが、今回は、草刈り業務内容の話と理解しております。 話合いがスムーズに進めるために、最初に、今まで用いてきました市作成の下記の資料を基に、用語、趣旨、手順などを逐次確認し合い、その後に、自然環境課のからの議題へ入らせて頂きますようお願いします。 始めに確認し合う資料 1. 大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について 2. 大柏川第一調節池緑地における草刈りガイドライン その後の議題 1. 従来のやり方を変更した理由についてのご説明と確認 2. 新しい課長案の詳細な内容についてのご説明と確認 なお、項目1については前もって詳細をお知らせ下さい。 ・ 酒井氏から繰り返し修正要望等の2, 3例 ・ やり方の変更を昨年度に提案したとありますが、こちらではそのような認識がありませんので、提案日時、内容項目2については、当日詳細な作業内容のご説明をお願いします。

	Ｊへ 昨日は、自然共生サイトの申請に先立ち、生物多様性の保全が担保できるか、私からは、環境団体からの聴取をされる前に、今までこの緑地に関与されてきた方々のこの緑地の価値、問題点などを聞かれますよう進言させて頂きました。 ありがとうございました。
7月29日	先の環境部長が市議会において、自然共生サイトに相応しい場所として、大町自然公園と、この大柏川第一調節池緑地を挙げておりました。 大町自然公園行きのバスは、土日のみの運転で、アクセスが悪いのですが、大柏川第一調節池緑地はアクセスが良いので、市川市の生物多様性保全のシンボルエリアとして広く内外の方々にアピールできる場所としては最適であると確信しております。 私が今までお会いしました多くの方々は、大柏川第一調節池緑地の価値、魅力などを理解しているように感じております。 残念ながら、それらの情報を収集し、啓発する仕組が、残念ながら今までは市にはないと思います。 今回のお話しをお聞きし、以前戦略会議で、水と緑の部長がお話しされたこと(添付)が、実現できるのではと大いに期待しています。 この機会に、できれば今まで関与されてこられました方々のお話等を基にして、大柏川第一調節池緑地の素晴らしさを外部に発信する非常に良い機会と考えられます。 現在ごたごたがありますが、大柏川第一調節池緑地の魅力を共有することで、新しい視界が開けることと確信します。 今回、認可された後の構想についてのお話しはできませんでした。
7月29日	自然共生サイトに関するお話について、専門員に確認するほか、団体以外の関係者の皆さんにお話を伺う件など、所管する総合環境課と自然環境課に話します。 市政戦略会議での水と緑の部長の話を添付していただいたとのことですが、文書は環境部と酒井様の話し合いの内容になっていました。 お手数ですが確認いただければと思います。
8月1日	これまで酒井様とお話をして、市は大柏川第一調節池緑地を自然環境サイトに登録して、どのように利活用していくのか、市民の皆さんが安全に自然に親しめる場所にするためには何をする必要があるのかを考えることが出発点であることがわかりました。 この考えをまとめるためには、現地を見ながら様々な方に話を聞かなくてはなりません。 引き続き教えていただければと思います。 小川課長へ 話合い時間、2時間。承知しました。 本日使用します資料は、下記の通りです。 1. 大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について 2. 大柏川第一調節池緑地における草刈りガイドライン 上記の資料は、市の分は必要部数ご準備をお願いします。 ぼっけ生きもの倶楽部の分は、こちらで準備致します。 2. その他資料 ・添付写真3部 お手数ですが印刷をお願いします。 ・その他、例えば、令和7年度の仕様書など、必要を思われます資料は、各自ご準備しましょう。 3. 議事録作成依頼 議題が、草刈り業務の変更ですので、議事録の作成をお願いします。 小川課長からの返答 ○酒井氏から繰り返し修正要望等の2, 3例。 <回答> 以下に繰り返し修正要望等をなされた一例を記載いたします。 1. 令和6年度10月10日に第2庁舎に酒井氏が来庁され、打合せを行う 2. 打合せ後、草刈時期まで時間がないということで第4期の施工図の修正箇所を酒井氏より受領する 3. 当課にて第4期の施工図修正後、修正版図面および修正に関する考えをメールで送付する 4. 修正の適用有無の回答について、『「予算不足」ではなく、貴課の「大柏川第一調節池緑地管理方針」に基づいた理由をお聞かせ下さい、修正メール内容は、予算を加味して作成したものです。』との回答があり、再度修正箇所の確認と回答がメールで要望される。 8月1日 5. この後、担当者と直接電話やり取りを行い修正する⇒業者へ施工指示をおこなう 6. その後も図面作成に至った経緯(修正箇所として提示があった箇所の適用有無への考え方等)や根本的な草刈業務の目的の回答を要望される。 7. 加えて、今年度の図面についても修正箇所があると指摘はあるものの具体的な場所は提示せずに、『前任者へ聞いてくれ、過去の図面を確認の上ガイドラインを参照して修正してくれ』と要望される。 8. さらに、『予算の都合上や現場確認しが必要ないと判断したため修正しない』と回答するも、その答えを認めないようすで、『●●の視点での意見をご回答ください』などと何度も回答を要望される。 ○やり方の変更を昨年度に提案したとありますが、こちらではそのような認識がありませんので、提案日時、内容 <回答> 大変申し訳ありません。やり方の変更を昨年度に酒井氏に提案したことはありませんでした。 7月18日に発信したメールの中での記載内容の一部を、以下のとおり訂正させていただきたいと思います。 「やり方の変更を昨年度に当課で検討し、今年度に提案しました。」 重ねて、このメール回答での記載誤りについてお詫びいたします。

	佐久間様のご指導の結果、草刈り業務内容の見直しに当たり、基本的な下記の資料内容を理解し合うことができ、双方齟齬がないことが確認できました。 ・因柏川第1調節池緑地における草刈り図面について ・因柏川第一調節池緑地における草刈りガイドライン 加えて、令和7年度は、従来のやり方を踏襲し、新しい案は、令和8年度以降に適用することも決まりました。 次回からが新しい案の話となります。 新しい案では、計画図を基に進めるとのことでした。
8月11日	今後の計画図は、計画図、事前調査結果を反映した計画図、草刈り後の検証結果を反映した計画図から成り、それらは、従来の計画図、施工図と実施図に相当するとの説明でした。 新しい案を議論するに当たり、従来の図面と、新しい計画図の相違が容易に理解できるように、下記の順番での議事進行を要望します。 ①令和7年度の計画図の作成手順など ②施工図(第3回目)、実施図(第3回目)の作成手順など ③令和8年度以降適用を考えている新しい案の説明 話は、具体的な細かい内容となります。 理解をして頂くために、事前に今までの経緯、拠り所などを把握されるのが良いと考え「草刈り業務内容の見直しに当たって メモ」(添付)を作成しましたので一読して頂ければ幸いです。
8月22日	金森氏より、8月1日の議事録案を送付 議事録ですので、お手数ですが、録音データを基に、下記の項目毎の記載をお願いします。 1. 会議の趣旨(目的) 2. 謝辞 ぼっけ生きもの倶楽部が述べた内容 3. 趣旨に沿ったの議事進行(今回は資料内容の読み合わせ) 4. 結論
8月24日	5今後の対応 令和7年度は従来通りとし、自然環境課の案は、令和8年度以降に適用 図長指示 自然環境課は、生物多様性の保全と入園者の安全性の確保が担保できるとして資料の作成 6その他 自然環境課の案は、計画図のみであるので、今年度の計画図作成の経緯等を通して議論を進める。 会議に使用した資料一覧表 次回の面談についてご連絡させていただきました。 日程は、11月10日(月)午後または17日(月)午後 はいかがでしょうか。
10月17日	高橋より提出を依頼しています予算申請図をもとに来年度の計画図案をこちらが作成し、それについてお話できればと思います。 あわせて来年度の進め方についても確認したいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。
10月20日	金森氏へ 面談をするに当たり、下記の資料の送付をお願いします。 修正版議事録と、項目3の説明資料及び、令和8年度より適用する市の新しい草刈り案等の送付をお願いします。 資料拝受後に、日時、面談の進め方などをメールさせていただきます。 本件は、自然共生サイトの申請・運営などにも関係していますので、面談には今まで通り次長佐久間様の同席をお願いします。 1. 議事録 面談をするに当たり、8月24日付けメールで依頼しました修正版議事録が届いて下りませんので送付をお願いします。 2. 8月1日の確認事項 草刈り業務内容の見直しに当たり、基本的な下記の資料内容を理解し合うことができ、双方齟齬がないことが確認できました。 ・因柏川第1調節池緑地における草刈り図面について ・因柏川第一調節池緑地における草刈りガイドライン 加えて、令和7年度は、従来のやり方を踏襲し、新しい案は、令和8年度以降に適用することも決まりました。 3. 次回の話合いの内容 新しい案では、計画図を基に進めるとのことでした。 市からは、従来の業務内容を引き続き遂行することは難しいことの説明と、佐久間様の指示に従い、市の新しい案が「生物多様性の保全・再生と入園者の安全」が担保できるという説明をする。 前回、8月1日から既に2ヶ月半経っておりますので、市の新しい案もできあがっていることと推察されますので、併せてご説明をお願いします。

10月23日	金森氏からの回答 1. 8月1日の議事録については内容が概ね相違ありませんので、8月24日付メールで要望された修正は不要と考えております。 ①会議の趣旨(目的) ④結論 ⑤今後の対応 ⑥その他 以上4点は、議事録に記載してあります。 ②謝辞: 議事録には不要と考え、記載しておりません。 ③趣旨に沿っての議事進行: 議事録と相違ありません。 2. 8月1日の確認事項については異論ありません。 3. 新しい案については、検討しておりましたが、資料作成に至っておりません。 このように何度も繰り返し対応や回答を求められ、そこに時間と労力がかかり、他の業務の進捗にも影響します。まずは面談日程を決めたいと考えております。そこに向けて資料を準備してまいります。
10月27日	貴メールに明記されていますように、貴課作成の新しい草刈り業務は、令和8年度以降に適用されます。 今回の面談では、貴課作成の議事録にありますように、下記の2資料について貴課が説明するとなっております。 ① 市が作成された「ガイドライン」、「図面の定義」などに従って草刈り業務を遂行することが難しい理由の説明資料 ② 市の新しい草刈り業務内容は、「生物多様性の保全と再生、入園者の安全」が担保されている説明資料 今回のメールでは、面談日の設定のみであり、重要な議事次第の記載がありません。 面談日の設定手順としては、まずは上記2資料作成日以降となりますので、貴課での作成完了日をお知らせ下さい。 次回以降の面談では、上記2資料の説明の後、新しい草刈り業務内容の説明となります。よろしく。 なお、「何度も繰り返し対応や回答を求められ…」と述べていますが、図面、例えば、依頼した図面と全く関係無い図面や、修正依頼をしているにも関わらず修正もしない図面が送付されてきました。 これらは、幾度もお願いしてきました送付前の照査がなされていないことが原因ではないでしょうか。 今後は、時間の浪費を避けるためには、送付前には、必ず照査をした後に送付をお願いします。
10月27日	Jへ 8月1日の話し合いでは、議事録にもありますように、市が作成されました草刈り業務に従って遂行することは難しいため、新たな業務内容を適用するとのことでした。 その市作成の新しい草刈り業務は、8月1日の話し合い時 及び下記メールにおいて、令和8年度から適用することを確認されました。 8月1日からほぼ3ヶ月になりますので、自然環境課は、基本的な考えはできあがっていることと推察致します。 「生物多様性の保全と再生、入園者の安全」を加味した新しい草刈り業務を遂行することは、自然環境課の本来のあるべき姿であり大変強く思っております。 つきましては、次回の話し合いは、下記の2資料について、市からのご説明に続き新しい草刈り業務のご説明をされようようにご指示頂ければ幸いです。 ① 市が作成された「ガイドライン」、「図面の定義」などに従って草刈り業務を遂行することが難しい説明資料 ② 市の新しい草刈り業務内容は、「生物多様性の保全と再生、入園者の安全」が担保されている説明資料 なお、安全性に関しては、市が決める事項ですが状況説明を致します。 開園時、市の考えは、「ビクターセンターから入園者が監視できる」ことでした。 具体的には、周辺部開放ゾーンに草刈り範囲の設定と、自然環境活用ゾーンの池内外の草刈りを実施しました。 しかし、ある時期から市の有識者の意見、何も無い粗放状態が自然であるとの意見を採用した結果、自然環境活用ゾーンは、粗放状態となりました。 その結果、ビクターセンターから入園者の確認は全く不可能な状況となりました。 市は、今年度第3回草刈り時に、自然共生サイト認定取得後、入園者が増えることを想定され、自然環境活用ゾーンの一部の草刈りが実施されました。 それらの検証などを含め、市の新しい安全についての具体的な考えがまとまっていると推察しております。 それらを踏まえて、来年度以降は、安全対策のための草刈り範囲、頻度が今年度より大きく増加すると思われます。 同時に、予算の増額の申請も考慮されていると推察しております。 本件は、自然共生サイトの申請と、その後の維持管理業務に深く関わる重要な事項ですので、メールさせて頂きました。
10月27日	次長メール 前回の打ち合わせの時に、30日以内を目途に次の打ち合わせを行うことを約束していたにも関わらず、いまだに行われていないことをお詫びいたします。 ご指摘の内容について確認したところ、自然環境課の話では、①、②の説明資料を作っていないようなので、早急に対応するよう改めて指示いたしました。 なお、今回の打ち合わせも私が同席いたしますので、引き続きよろしくお願いいたします。
12月9日	Jより 1. 令和8年度の大柏川第一調節池緑地の維持管理について 前回の打ち合わせの時に概ね1月以内に、市が資料を示して再度打ち合わせを行うことを 約束していたにも関わらず、いまだに開催されていないことにつき改めてお詫びいたします。 酒井様から10月27日にメールをいただいた際も、自然環境課に対して早急に資料を作成して打ち合わせの日程調整をするよう指示し、催促しておりましたが、現時点まで、報告や相談が無い状態です。 私は自然環境課から大柏川第一調節池緑地をより良くするための改善策の提案を期待していましたが難しいのかもしれない。 本年度までの草刈り方法を令和8年度も継続することも含めて結論を出したいと思います。 私は12月22日(月)以外は、今のところ時間がとれますので、候補日や時間を複数挙げていただけないでしょうか。 2. 自然共生サイト申請について 私のスケジュールでは、今年度中に申請書を完成させたいと考えています。 以前、第1庁舎に来ていただいて、酒井様とお話した際に、「自然共生サイトに申請するにあたり、大柏川第一調節池緑地」の開設に携わった方々にどのような場所としていくか、地域や団体、市などの関わり方について意見を聞くようアドバイスをいただきました。 現在、鳥居さんには総合環境課から話をさせていただき、その際に、市の考えを他の方々にお伝えするような機会をいただけないか相談しており、日程が決まれば私が話そうと思っています。 携わった方々へのお話ができた後に、その結果の報告と申請に必要な自然観察などで得た生物等の有用なデータの提供を改めてお願いするため、酒井様に打ち合わせをお願いする予定です。

	コメント 池をどうするか、どんな池にするのか、そんなことは開園前にとっくに決まっており、我々はそのコンセプトに従って自然復元を行ってきた訳であり、今さら鳥居さん達に意見を聞いて現状よりどんな良い管理計画を作るということでしょうか、現状から今までの管理計画の何処が悪いのか説明して頂き新しく改善した計画案を説明して欲しいです。基本の所から引き継げてないということでしょうか
	返答 前回の面談において、市より理事長高沢の参加を強く要望されています。 しかし、彼は、皆さまと同じように仕事を持っていますので、12月中は忙しく平日は年末まで休むことができません。次回は、年明けになりますので、後日、改めてご都合の良い日時のご連絡を頂ければ幸いです。 1. 令和8年度の大柏川第一調節池緑地の維持管理について 本年度までの草刈り方法を令和8年度も継続することについて はじめに、なぜ急遽本年度までの草刈り方法を令和8年度も継続されるのでしょうか。次回の面談までには、来年度の予算枠は既に確定していることと推察致します。 令和5年度、自然環境課の要望を受け、予算枠が決定し後の維持管理業務の見直しを共にし、ほぼ1年間費やしました。図面修正などが予算枠などを考慮して対処することがいかに困難な作業であったかは、金森氏にお聞き下さい。 12月12日 さい。かつ、自然環境課はそれなりの対応ができる体制が必要です。 令和7年度については、貴課から下記のご回答を得てあります。 □ 令和7年度の草刈り計画図は、安全性や生物多様性の視点に配慮して作成する。 □ 安全については、佐久間次長も小川課長も現場を見まして、懸念する事項はありますが、問題があるとは判断しておりません。 今回は、「生物多様性の保全と入園者の安全」についての考え方は確立されており、明文化した資料の作成が遅れていると推察されます。 つきましては、令和8年度も令和7年度と同じように対応され、資料の作成、改善策は次年度にされてはいかがでしょうか。 なお、ぼっけ生きもの倶楽部は、8月1日の面談での決定事項を基に、既に予算、市への対応などは終えております。 蛇足ながら、次長ご指示にも対処されていない自然環境課の現状では、一市民であるぼっけ生きもの倶楽部とのやり取りには、今年度同様暖簾に腕押しでしょう。 参考までに、再度、年始めに部長同席時にお話し致しました主な問題事項の資料を添付しました。 2. 自然共生サイト申請について 貴メールによりますと、総合環境課は鳥居さんと話をされているとのことですが。 つきましては、鳥居さんが当緑地にどのような事で携わっているとされた理由などをお聞かせ頂ければ幸いです。
12月17日	Jからの回答 今後の対応とは、令和7年度及び8年度の草刈りのことです。 市で作成する事務手続きに関する文書は、起案して上司の承認を得ることが一般的ですが、酒井様に送っていただいた文書のうち、 「大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について」 「大柏川第一調節池緑地における草刈りガイドライン」 は、起案の履歴がありませんでした。 もし、覚えていましたら、どのような経緯で誰が酒井様にお渡ししたのか教えていただければ幸いです。 今回、打ち合わせの事項の1つになっている、施工図や実施図の作成に関することなので
12月17日	Jより 1.本年度までの草刈り方法を令和8年度も継続することについて 8月1日の打ち合わせで酒井様に説明を約束した、「生物多様性の保全と再生安全が担保できる草刈り案」について、自然環境課に確認したところ、作成をしておらず、完成の目途も未定の状態でした。 大変申し訳ありませんが、このまま完成を待つことは現実的ではないと判断し、今後の草刈りについては、「大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について」「大柏川第1調節池緑地における草刈りガイドライン」に従って行うよう指示することを考えています。 このことを持って、「本年度までの草刈り方法を継続する」と表現しましたが、正確には「図面について」と「ガイドライン」に従って実施するという意味です。 2.鳥居さんが当緑地にどのような事で携わっているとされた理由 緑地の開設前のワークショップ等に参加した方であり、現在も「真間川の桜並木を守る市民の会」として活動を継続されていることからお話を伺いました。 3.面会の日程調整について 日程につきましては、1月6日、14日、15日、19日から23日は全日空いています。 それ以外の日の都合の悪い時間帯を外していただければ大丈夫です。 今後進展する話ではないため、高沢様にお時間をとっていただくのは恐縮ですが、もし、高沢様にご出席いただけるなら、以前、月曜日の午後が都合が良いとお話されていたので、1月19日(月)の午後はいかがでしょう。 酒井様にはこれまで打ち合わせやメールのやり取りで、お手数をお掛けして大変申し訳ありませんでした。次回は自然環境課は同席させず私から説明をさせていただければと思います。
12月19日	返答 1. 令和8年度の大柏川第一調節池緑地の維持管理について 令和8年度は、「大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について」「大柏川第1調節池緑地における草刈りガイドライン」に従って業務を遂行される件、承知しました。 蛇足ではありますが、両資料の振り所は「大柏川第一調節池緑地方針」でありますので、運用に当たっては 十分ご理解の上対処しようご指示をお願いします。 大柏川第一調節池緑地の所轄部署は、開園時は公園緑地課でしたので、「生物多様性など」自然環境を考慮した維持管理についてのノウハウがありませんでした。そこで、ぼっけ生きもの倶楽部へ維持管理に関する資料提供の依頼があり承諾し、市の要求をも加味した「予算申請用図面」を毎年8月末までに提出してきました。 本年度小川課長より「草刈り計画図は、安全性や生物多様性の視点に配慮して作成する」、「安全については、問題があるとは判断しておりません」との回答を得ております。 つきましては、 ・今年度以降からは、「予算申請図面」は提出しないこととなります。 ・関連資料「草刈り図面」の「計画図 項目2」と「施工図 項目2文言「ぼっけ生きもの倶楽部」の削除をお願いします。 なお、「入園者の安全」については、市の管轄ですのでコメントは差し控させていただきます。 今後のぼっけ生きもの倶楽部は、市に対しての要望事項と計画図に対しての確認となります。 補足 令和5年度から令和7年度までの維持管理業務遂行を通して、現状の自然環境課は維持管理能力が欠落している事、環境への影響を評価できない事にも関わらず小手先で管理しようとしていると感じております。

参考として、既に提出しました添付資料をもご参照頂ければ幸甚です。
なお、約束を反故してもおとがめが無い「自然環境課」のようでは、次長のご苦労、大変さは良く理解しております。

2. 自然共生サイト申請について

・総合環境課は相談するに当たって、何を解決しようとしたのでしょうか。

鳥居さんは、開設前のワークショップ等に参加していましたが、その後の維持管理については関与しておりません。維持管理と真間川の桜にどんな共通点があるのでしょうか。

・申請に当たっての概要

市川市が「自然共生サイト」を申請する仕組(概要)が理解できません。

対象場所、総合環境課への申請者、申請後の申請者の利点、「自然共生サイト」を満たしている判断方法など

市議会で、二宮元環境部長は、「自然共生サイト」の申請候補として、大町自然観察園や大柏川第一調節池緑地など挙げておりました。

添付資料参照下さい。

しかし、実際は国分川調節池緑地を申請しました。

上記2箇所ではなく、国分川調節池緑地を申請した経緯のご説明をお願いします。

その結果、上記申請の仕組が理解できますので、宜しくお願いします。

Jより

1月19日(月)15時からの打ち合わせの件、よろしくお願ひいたします。

お忙しいところ恐縮ですが、第2庁舎3階にお越しいただければと思います。もし、第1庁舎の方がよろしければ、その旨お知らせください。

当日の議題ですが、「自然共生サイト」についての打ち合わせをお願いしたいです。

前回のメールの回答です。

自然共生サイトの申請には、「増進活動計画実施計画」を作成する必要があり、企業、NPO等が作成、実施する場合と、市町村が作成し、企業、NPO等と連携して実施する場合があります。

そのため、市が申請する場合には団体間の連携と団体と市の連携が必要と考えており、国分川調節池緑地については連携関係ができたことから先に申請しました。

12月22日 大柏川第一調節池緑地については、団体間の連携関係が構築できているとはいえないと認識していることから、自然共生サイト認定後の大柏川第一調節池緑地の将来像などを皆さんと話し合うことをきっかけに、「協議会」のような組織ができたら良いと考えています。

そのため、開設当時に話し合いに参加されていた鳥居様に話を伺いました。

貴団体には、「自然共生サイト」の申請に必要な生息状況や植生、写真などの提供や組織づくりにも協力していただけたらと考えています。

1月19日はこのような内容について酒井様の考えを伺いたいと思います。

なお、草刈りについては、高沢様に同席をお願いしていましたが、メールでお伝えしたとおり、今後の草刈は「大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について」「大柏川第1調節池緑地における草刈りガイドライン」に従って行うこととしました。

自然共生サイトに関する打ち合わせなので、高沢様に同席をお願いするのは心苦しく感じています。可能であれば参加していただけたら幸いです。

Jへ

はじめに、1月19日15時からの打合せ場所は、第1庁舎に変更をお願い致します。

さて、今回国分川調節池緑地と同じように、「連携計画」で申請されるようですが、大柏川第一調節池緑地については、活動の信頼性・適切性を統一的に評価・担保し、活動の価値を明確できる「増進活動実施計画(増進計画)」での申請が相応しいと考えます。

すなわち、体制については;

1. 計画の点検・評価及び、見直しは、自然環境課です。

12月24日 2. モニタリングは、鈴木専門員に加え、大柏川第一調節池緑地のみの渋谷専門員が行ってきています。

手法、実施時期及び頻度などは、既に確立されていることと推察されます。

3. イベントは、市主催の自然環境学習プログラムを2回/月に実施しています。

よって、環境部のみで対処でき、他団体の調整が不用な「増進計画」での申請をされてはいかがでしょうか。もし、連携計画を適用する場合は、どの団体に、どのような役割を要望されるのでしょうか。

ぼっけ生きもの倶楽部の事業報告書の記載内容については、自然環境課からそれなりの評価を得ておりますのでご配慮下さい。

所轄の自然環境課にご確認の上、「増進計画」の適用をご検討下さい。

団体間の連携関係が構築できているとはいえないと認識されている件

ぼっけ生きもの倶楽部との関係については、「お互いに積極的なコミュニケーションを図り、情報を共有する」「信義に従い誠実に業務を履行する」ができるようお願い致します。

大柏川第一調節池緑地の将来像などについては、遊水池の会の会で結論が出ているのではないのでしょうか。

話し合う場を設ける場合は、環境部から、その結論の問題点などを挙げ、それらの改善した案の説明をお願いします。

Jより

1月19日(月)15時からの第1庁舎での打合せの件、承知しました。前回と同じように、受付カウンター付近の待ち合わせでお願いいたします。

12月28日 お会いた時に改めて説明しますが、市が申請する場合は、「連携計画」しか方法がないため、団体間の連携関係を構築したうえで、申請したいと考えています。

そのために、市からお願いしたいことを説明させていただきます。

貴団体の事業報告書の提供については承知しました。繰り返し依頼してしまい申し訳ありませんでした。

	Jへ 次の会議は、1月19日(月)15時、第一庁舎の受付付近でお待ちしております。議題は、自然共生サイトが主となりますが、令和8年度の維持管理についても触れさせ頂ければ幸いです。 1. 自然共生サイト お手数ですが、市からお願いしたい事項についての内容を事前にお知らせ頂ければ幸いです。 効率よく会議を進めるために、それらの情報を基に、こちらでも準備をして望みたいと考えております。 例) 「連携計画」しかないこととされた理由。 団体間の連携関係を構築の趣旨、市の役割(保全・再生、渇水対策と外来生物駆除)、団体の役割など。なお、本件については、二宮元環境部長が議会において、下記のようにご回答されております。 非常に重要な事項ですので、併せて環境部の考えをお聞かせ頂ければ幸いです。 「継続的な管理体系の構築」、「管理コストの増加」と「取組の評価方法などの検討」 1月6日 2. 令和8年度より適用されます大柏川第一調節池緑地の維持管理について(説明のみです) ・ 市からボランティア活動へ提出する資料 修正板「図面について」と修正板「ガイドライン」(メールで依頼済) 令和8年度の予算枠内に収められた年間草刈り図面(ぼっけ生きもの倶楽部からの要望図面作成のため) ・ ボランティア活動が市へ提出する資料 令和8年4月1日から10日までの草刈り図面(令和7年度の随意契約のため) 令和8年度草刈り要望図面 3. その他 「自然共生サイト」認定後の新たな市の取り組みについては、下記の市の資料を参照されてはいかがでしょうか。平成23年11月に実施されました「平成23年度「施設の有効活用にかかる公開検討会」施設ごとの諮問内容について」ぜひ、お願いします。
1月12日	Jより 19日(月)の打ち合わせの件よろしくお願ひいたします。 市から打ち合わせをお願いしたい事項 1. 大柏川については「連携増進活動実施計画」を申請したいと考えています。 理由は別添のとおりです。(当日改めて説明いたします) 2. 団体間の連携のため、貴団体の協議会への参加依頼 (1)参加を呼びかけようと考えているのは「大柏川調節池ワークショップ」に参加していた市民団体や近隣の学校を想定しています。 (2)連携関係構築の主旨は、今回予定している申請が「多様な主体との連携」が必要であるためです。 1月12日 (3)そして、この協議会の中で、 ①調節池の草刈り及び来場者の安全対策 ②渇水対策 ③侵略的外来種駆除 ④認定後の利活用の方法(動植物の調査や市民向け啓発活動の内容) について、意見交換がしたいと考えております。 以上になります。 お忙しいところ恐縮ですがよろしくお願いいたします。 なお、「図面のついて」と「ガイドライン」は自然環境課から受領次第お送りいたします。
1月13日	Jへ 大柏川第一調節池緑地に関する重要と考えております資料は、市にありますのでご参照して頂ければ幸いです。すなわち、 ・市川自然環境保全・再生指針 ・遊水池の会冊子 ・市政戦略会議 ビジターセンター活用資料 2011/11 ・自然共生サイト申請に当たっての二宮元環境部長の議会でのご回答内容 さて、申請するための話合いですので、環境省のHPIにあります「地域生物多様性増進活動の手引きより」を基に話を進めてはいかがでしょうか。 手引きには趣旨、資格など詳しく掲載されておりますので、市からのお話し内容をそれと照らし合わせることができます。 申請部署(自然環境課?)からその手引きを入手させて頂きますようお願い致します。 1月13日 当日、重要な事項は、下記に記載しました。 1. 市の役割 モニタリング、評価、業務への反映 2. 協議会メンバーにご説明する資料の確認 ・ 大柏川第一調節池緑地が、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」であるとした資料 ・ 市の保全・再生に対する具体的な取り組み 今までの維持管理業務の遂行を通して、市は何を保全したのか、何を再生したのか、今後の取り組みとは。 ・ 評議会メンバーについて 選考した理由。団体の場合の規約の確認は。役割は

	3. 二宮前部長のコメントについて 申請に当たっての的確なコメントですので、それぞれに対しての環境部の取り組みをお聞かせ下さい。 ・ 継続的な管理体系の構築 ・ 管理コストの増加 ・ 取組の評価方法などを検討 4. その他 ① 調節池の草刈り及び来場者の安全対策 市の専権事項であります。 市民が「安全」に対して責任は取れませんので、議論する議題ではないと考えます。 ② 渇水対策 既に、遊水池の会で結論がでていますので、市の対策を述べることにあります。 ③ 侵略的外来種駆除 2030年度までに、約50%削減するとのガイドラインがでています。 市の対策を述べることにあります。 ④ 認定後の利活用方法 ビクターセンターのあり方が抜けておりますので追記をお願いします。 その際、市政戦略会議資料を加味しての検討をお願いします。 最後に、令和7、8年度以降についての草刈りについての考えとお願いを述べさせていただきます。
1月15日	金森氏からの回答 1. 「草刈り図面について」の修正案を添付のとおり送付します。 ご確認をお願いします。 2. ガイドラインについては次長より修正指示がないので、特に修正せず従来通りのものを使用します。 3. 来年度の草刈り図面(計画図)については、入札にかかる図面となりますので、近年厳しくなっている情報管理状況を鑑み、事前に公表するのは差し控えていただきます。
1月16日	Jより 19日(月)15時からの面会の約束ですが、臨時議会の審議が長引き、閉会の予定が18時頃になることがわかりました。大変申し訳ありませんが、日程の変更をお願いできないでしょうか。 当日は、佐久間の他に総合環境課長が同席する予定でしたので、日程の調整が難しい場合は、総合環境課長から自然共生サイトの申請に関するお話をさせていただいてもよろしいでしょうか。
1月18日	金森氏へ 1. 確認事項 貴メールによりますと、次長からの指示があった図面についてのみ言及していますが、ガイドラインは指示が無いので見直さないとのことです。 確認ですが、令和8年度の維持管理業務は、次長ご指示に従い実施することで間違いありませんでしょうか。 ご回答後に、項目1、2についての返答致します。 2. 項目3について 2月に完成されます計画図についての取扱は、承知しました。 しかし、8月までできあがっている原因は、入札に関係がありませんので、送付をお願い致します。
1月18日	Jへ回答 理事長高沢は2月中旬まで忙しく、現在約束できる日は、2月21日(土)と、28日(土)とのことでした。 約1ヶ月後となりますので、事前に次長と私のみでの話し合いを提案致します。 議題は、自然共生サイトにいての環境部及び、ほっけ生きもの倶楽部との意見交換とさせて頂ければ幸いです。 正式な結論は、市の強い要望に従い、高沢が同席の会議での話し合い結果としてはいかがでしょうか。 つきましては、次長のご都合の良い日を、2、3ご連絡頂きますようお願いいたします。 議題 1. 自然共生サイト 申請に当たっての諸データは、自然環境課にあると考えております。 認可に当たり、二宮元環境部長が議会で回答されています下記の3項について、環境部の具体的な構想、考えをお聞かせ下さい。 ・ 継続的な管理体系の構築 ・ 管理コストの増加 ・ 取組の評価方法などを検討 2. 令和8年度の草刈り業務 高沢同席時の議題についての説明。 補足 大柏川第一調節池緑地の自然共生サイト申請についての課題、問題などについて、既に、2度総合環境課にメールしております。 回答がありませんので、申請に当たっての問題はないと理解しております。 私個人的にも、申請時に必要な諸データ等は自然環境課にあると推測しております。 自然共生サイトの申請手続きについては、既に環境省から手引きが公開されていますので、申請時に必要な諸データの内容についての話し合いと理解しております。
1月20日	金森より 草刈り図面について案「草刈り図面について」の修正案を添付のとおり送付します。 ご確認をお願いします。 1. 令和8年度の維持管理業務については、草刈りガイドラインに基づいて環境部として実施してまいります。 2. 原因については別途送付します。 原因では掘り取り工及び溝掘り工は4-②池となっておりますが、5-②池を実施しようと考えています。

	金森氏へ 1. 送付いただきました令和8年度の草刈り原図の修正依頼 ・ ガイドラインに準じて作成されていない箇所があります。 ・ 植生撤去は、4-②池のままとなっています。 また、令和8年度の植生撤去する池が、5-②池とした理由をお聞かせ下さい。 その他の詳細なコメントは、送付しました別メールをご参照の上、修正の上再送付をお願いします。 2. 草刈り図面はガイドラインと一対ですので整合性を取られ見直しの上、修正して下さい。 3. 拝受しました「草刈り図面」を修正しました。 金森氏へ 令和8年度の原因を拝受しました。 はじめに、図面送付に当たっては、貴課での照査された図面を送付して下さい。 コメントをするに当たり、下記の事項についてご回答をお願いします。 1. 図面作成に当たって
1月26日	8月の会議において、令和8年度の草刈り図面は、入園者の安全と生物多様性の保全を考慮して作成するとの結論でした。田は昨年安全を考慮しての草刈りを試行されていました。□きましては ・ 安全に対する考え方と、それを反映した草刈り時期と範囲をお知らせ下さい。 ・ 同じく、改善された生物多様性の保全についての説明と、それを反映した草刈り時期ご範囲をお知らせ下さい。 ・ 市は、何をどのように保全するかを明記して下さい。 2. その他資料 ・ 年度計画を検討するに当たり、令和8年度と令和9年度第1回目草刈り図面が欠落していましたので提出をお願いします。 ・ 草刈り範囲にコメントするには、区分図が必要ですので提出をお願いします。 区分図についてのコメントは、既にメールでしておりますので参照下さい。 ・ 計画図の作成及び、各時期の草刈り範囲の変更を考慮する折に必要な資料の提出をお願いします。 3. 下記のご説明をお願いします。 ・ 令和7年度との相違の説明をお願いします。 ・ ガイドラインに準じて作成されていない理由の説明をお願いします。 ・ 令和7年度のコメントなどを反映して下さい。 ・ 令和7年度の図面が混じっているし、図面・記載事項のミスがありますので修正して下さい。
1月27日	昨日は、年度末のお忙しい中、貴重なお時間を取って頂きありがとうございました。 さて、継続的な管理体制の構築、管理コストの増加、取り組みの評価方法などを整備された後に申請するのが理想的であると次長の考えは理解できます。 しかし、この案件は、申請すれば、恐らく認可されると考えますので、時間的制限がありますので、申請することに集中され、その他の事項は来年度にご検討されてはいかがでしょうか。 現在申請に必要なデータは、お話しですと、市川学園などの学校が担うことで、佐野氏、鳥井氏と話を進めているようですので大きな問題は解決済と理解しました。 なお、参考までに、石原議員の質問と回答議事録を添付しました。（今回見せて頂きましたのと相違があるようでしたので、念のため） 次に、市が「生物多様性の保全と入園者の安全」を考慮した維持管理手法などを明記した資料を基に、団体等に説明をされ、それぞれの団体から維持管理手法についての案を募るとのことでした。 話合いでコメントしましたが、重要な内容ですので念のため下記のように記載しました。 "募集に当たっては、大柏川第一調節池緑地の維持管理は、「市川自然環境保全・再生指針」と「遊水池の会での市長の約束」（遊水池の会年報冊子）を満足すること、現状の維持管理手法の問題点を指摘した上での意見募集を希望します。" そうすることによって、現状の維持管理手法の改善が容易になりましょう。 特に、自然のままが良いので何もしない粗放状態が良い等との提案は避けられると思います。 参考までに、今までの維持管理手法は、遊水池の会の啓発分科会が中心となって数年かけて作成されたものです。 なお、「自然共生サイト」の申請に関して過去の経緯などは、いつでも説明致しますので、必要であればご連絡下さい。 最後に、今回は、腹藏なき意見を述べましたので、不愉快な思いをされましたらお詫び申し上げます。 Jより
1月28日	自然共生サイトへの登録が市民の皆さんや団体の皆さんが望まれる方向になるよう進め方を考えて取り組みます。
2月13日	金森より 1/26への回答 遅くなりましたが、以下のとおり回答します。 1. 課内で話し合いましたが、このような説明を求めるような質問や、漠然としたものについてはお答えしかねます。 2. 令和8年度4・5月の計画図を送付します。 区分図については以前より酒井さんとやり取りしましたが、外周路など担当について認識の差があることは認識しております。当課としては令和7年度の区分図と変更ありません。 3. 1と同じ理由で、お答えしかねます。
3月16日	金森氏へ 1. 令和7年度の区分図の送付をお願いします。 2. メールによりますと"外周路など担当について認識の差があること認識している"とあります。 どのように認識されているのか、具体的にお知らせ下さい。
3月16日	金森氏から ご依頼のいくつかの図面については、現在作成・修正・収集中です。 微修正が必要なものもあり、担当者が23日まで不在のため、来週中に送付します。 何度もお伝えしているとおり、区分図については、VCの職員が外周路の草刈りをやるという認識はこちらにはありません。過去の担当に聞いても、長い間そのように対応した事実はありません。

3月17日	金森氏へ 昨年9月1日のメールには、経緯について説明するとありますので、“認識”ではなく、“経緯”の説明をお願いします。 また、参考までに、今年度は、VC職員と思われる方が、外周路、棚池間通路の一部などを刈っております。 VC職員が勝手に区分図を変更することはできないと思います。 変更できるのは、自然環境課の職員ではないでしょうか。 VC職員の草刈り範囲はどのようにご指示されているのでしょうか。 本件の経緯については、昨年9月1日メールでコメントしましたように、松村さん、当時のVC職員及び、シルバーさんに聞かれていると思います。 なお、外周路を刈らなかった理由などは、過去のメールにはっきりと書かれていますので、そのメールを探され、内容を読まれて下さい。
3月27日	この度、4月から情報管理部に異動することが決まりましたのでご報告いたします。 酒井様には大柏川第1調節池緑地の管理や自然共生サイト申請について、お忙しいところ、意見交換の時間をいただき誠にありがとうございました。 後任は、総合環境課長の西倉が昇任し環境部次長となります。 自然共生サイト申請に関連し、今後、他の団体の方々と話し合いを進めていくことになります。 以前、お話したように管理方法に変更が生じるような提案があった場合は、酒井様に連絡するよう申し送りしておりますので、引き続き、ご意見をいただければ幸いです。 引き続き、よろしくお願いいたします。
西倉課長へ	
6月1日	西倉K宛 5月16日、大柏川第一調節池緑地についての下記の議題についての会議を致しました。 1. 大柏川第一調節池緑地の業務についての改善策 2. 協定書の記載内容の追加など（必要であれば） 3. 自然共生サイト申請の加速化 項目3について、佐原部長より、今年度は大柏川第一調節池緑地を「自然共生サイト」に申請する意向を示されました。 ぼっけ生きもの倶楽部も協力するむね申し出ております。 また、環境審議会において石黒市会議員の質問に対して、「大柏調節池緑地も候補となっており必要な資料やデータの収集が整い次第、申請したいと考えております」とのことでした。 つきましては、お手数ですが、申請するにあたっての必要資料・データー式を教えてくださいましたら幸いです。 その資料の中には、ぼっけ生きもの倶楽部の持ち持っているものもあるのではと思います。 また、申請内容に則して、手持ち資料を整備することもありましょう。
7月1日	西倉課長あて メールでお願いしています「自然共生サイト」の申請に当たっての必要資料・データなどをご教授のほどお願い申し上げます。

《修正中》

大柏川第一調節池緑地における草刈りガイドライン

(維持管理業務委託等)

令和4年4月

環境部 生活環境整備課

1. 概要

(1) 管理の基本方針(※「大柏川第一調節池緑地管理方針」抜粋)

大柏川第一調節池は、真間川流域の総合治水対策の一環として、必要な貯水量の確保・洪水時の浸水被害の軽減を第一の目的としている河川施設であるが、水辺の自然環境を活かした自然環境創造型の施設として、池の管理に携わる関係者は、利用者が安全で快適な環境が享受できるよう、それぞれの役割を認識し、連携を図りながら、次のことを目指します。

1. 水辺の自然を活かした自然環境の保全・復元につとめること
2. 池での自然体験を通して動植物に触れ合える環境学習の場とすること
3. 利用者が楽しく安全で快適に過ごせるよう、安全確保・案内指導に努めること
4. 大柏川流域の歴史を踏まえ地域文化の継承と発展に努めること

(2) ゾーン別の利用管理方針(※「大柏川第一調節池緑地管理方針」抜粋)

①周辺部開放ゾーン(北部広場・外周路)

通常の公園緑地の利用を図る区域とし、一般的な公園緑地の管理方法に準じる管理方法を適用する。

②自然環境活用ゾーン(外周法面から2段目の柵池まで)

下池から離れており、外周路も近いため、人の利用に重点をおく区域とする。各池等の方針は以下のとおりとする。

・1-①池、1-②池、1-③池及びそれらの周辺通路

自然環境体験のできる親水池として、柵池の中では最も親水性を持たせ、積極的な人為利用を行う対象とする。この区域に十分な親水性を持たせることで、中心部の池に人為的な利用は制限する。

明るく広い水面や見通しの良い通路を維持する区域とする。

・2-①池、2-②池、2-③池及びそれらの周辺通路

生物観察池として各池を以下のとおり利用管理する。

2-①池は水位が不安定で池が干しあがる状況である。この環境で生息生育していく植物や動物の観察を行う池とする。

2-①池は年間を通し比較的広い水面が維持され、小型魚類・イトモ・多種の湿性植物・カイツブリの営巣などが確認されているため、水面への立入制限するが、動植物の観察を目的としたゾーンとして、観察通路を維持する池とする。

2-③池は現在、池状に水が溜まらず湿地状態になっているため、他の池にない環境に多様な生物が生息生育していく過程を観察する池とする。

・周辺湿地

生物観察湿地として、安全を考慮しつつ湿地の動植物の生息生育環境を維持する。

③生息環境整備ゾーン(3・4・5段目の柵池)

- ・ 3-①池、3-②池、3-③池

生息環境保全池として、これより下側の区域の生態系を保護することを目的とした池とし、池内には手をいれずに植生を遷移させ、観察通路は狭く維持し、比較的粗放な管理を行うことにより、利用者の立入りを緩やかに制限し、動物への干渉を抑えることとする。なお、3-②池ではカイツブリの営巣が確認されている。

- ・ 4-①池、4-②池、4-③池、5-①池、5-②池

生息環境整備池として、鳥類の生息を主目的に環境を整備し、人の立入りを制限する。四季を通じてシギ・チドリ類が生息場所とすること、オオタカ・チョウゲンボウ等が探餌場として利用すること、冬季にタゲリ(チドリ類)により休憩場として利用されること等を目指すものとする。

④生息環境保護ゾーン(6池、下池、半島部)※県管理区域

非開放区であり、利用者から離れている。人の干渉を受けにくく、タヌキや鳥類にとって安全なゾーンであり、冬季においては多数のカモ類が利用している。タヌキや鳥類の利用を妨げることが無いよう、生息環境の向上を検討していくものとする。

(3) 管理作業の方針(※「大柏川第一調節池緑地管理方針」抜粋)

大柏川第一調節池緑地の自然環境を保全する上で、管理作業は最も大きな要素である。本緑地における動植物の取扱いは、他の公園緑地とは異なるものであり、このことを認識した上で管理にあたる必要がある。管理時期・管理方法を間違えると、復元が困難になる等の状況も生じることから、下記の点に注意して実施することとする。

- ・ 日常の池内巡視等や調査等により、自然環境の変化を把握し、適切な時期に適切な内容の管理作業(草刈り等)を行う。
- ・ イトモ・タタラカンガレイ・デンジソウ等貴重な植物やカイツブリ・シギ類・チドリ類・コアジサシ等の鳥類の生息地周辺での作業は、これらの生態・生育等に支障を及ぼさない時期・手法で行う。特に繁殖期は注意する。
- ・ 池内に生息生育する生物の保護のため、除草剤等の農薬は使用しない。また、害虫駆除等の薬品は最低限に留める。
- ・ 樹木等の剪定・整枝は、花芽分化期を避けて実施する。

2. 施工方法

①-1 草刈り

- ・作業時期は原則下表のとおりとし、実施日及び刈込高（1から3cm以下）等は、監督職員と十分に協議し決定すること。

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
4/1～4/15	6/20～6/30	7/20～8/10	9/1～9/10	10/20～11/5

(※契約方法：第1回：随意契約・第2回～第5回：一般競争入札)

①-2 水中草刈り

- ・作業時期は原則下表のとおりとし、実施日及び刈込高（水面より10cm程度を残して刈る）や方法等は、監督職員と十分に協議し決定すること。

第2回	第3回	第5回
6/20～6/30	7/20～8/10	10/20～11/5

②耕起(田起こし)

- ・作業時期は原則下表のとおりとし、田んぼのイメージに整備することを目的とし、棚池内の表土をトラクターで15cmから20cm程度攪拌し、可能な範囲で除根及び根の切断に努めること。
- ・4-①池は田んぼの状態とするために行う。
- ・4-①池の耕起を行う場合、池内の「石の山」を崩さないよう注意する。

第3回	第5回
7/20～8/10	10/20～11/5

③掘取り工（植生撤去）

- ・作業時期は原則下表のとおりとし、実施日及び実施範囲等は、監督職員と十分に協議し決定すること。
- ・単純化した植生(抽水植物など)の根を除根し植生を初期休耕田植生へとすることを目的とし、棚池内の表土を小型バックホウ等で深さ20cm程度の土砂を掘り取る。
- ・掘り取った土砂の置場（通路等）は、監督職員と十分に協議し決定すること。

第5回
10/20～11/5

④溝堀り工

- ・作業時期は原則下表のとおりとし、実施日及び実施範囲等は、監督職員と十分に協議し決定すること。
- ・棚池の水を抜く必要がある際、自然動物への配慮として、一部水が残るスペースを確保することを目的としている。そのため、十分な深さとなるよう、小型バックホウ等を用いて溝（深さ 40～50 cm 程度）を設けること。

第 3 回	第 5 回
7/20～8/10	10/20～11/5

④集草～処分作業

- ・緑地活動団体が草刈及び剪定を行っている。
- ・作業時期は原則下表のとおりとし、緑地活動団体と市、受託業者の 3 者より作業時期等の事前調整を行い、活動により発生した草・枝を処分する。

第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回
4/1～4/15	6/20～6/30	7/20～8/10	9/1～9/10	10/20～11/5

⑤その他

- ・重機等により、車輪の跡がのこった場合、原状復旧すること。
- ・受託業者は外からの種子移入防止のため、緑地内に入る前に草刈機等を洗浄すること（市の役割）
- ・北部広場及び VC 周囲は VC 職員が草刈りを行う。
- ・草刈り作業日程を「ぼっけ生きもの倶楽部」及び「緑のみずがき隊」「大柏川第一調節池自然誌研究会」に知らせる。このうち、草刈を実施している各団体の作業日等を調整し、刈った草の処分を業者に依頼する。
- ・作業日程は VC 内に掲示する。

■第1回(4/1~4/15)

○スケジュール (予定)

日付	3/10	15	20	25	4/1	5	10	15
現地調査	←.....→							
施工図作成	←.....→							
団体等調整	←.....→							
最終確認	←.....→							
草刈実施	←.....→							
検証	←.....→							

作業等の ポイント	・4月草刈の基本的な考え方は、冬季に越冬する生きもののために刈り残した枯草を刈るもの（整備ゾーンの水際50cmを含む） ・具体的には、前年度、第5回草刈（10/下旬～11/月上旬）において、越冬する生きものために草刈しなかった箇所（法面、法尻、各池法面等）の枯草を刈るもの。 ・法面、法尻は、第4回（前年9/1～9/10）草刈り（クズ等）で刈らなかった箇所の枯草を刈るもの。 ・施工図で草刈範囲がわかりづらい箇所は現地で仮杭・ロープ等を設置するなど草刈範囲を明確にする。 ・アズマヒキガエル等の卵が孵化する時期である。 ・カイツブリの繁殖期に入る時期である。 ・カルガモ繁殖期（5月頃）にあたる。
縦水路の 水止め処理	・特になし

■第2回(6/20~6/30)

○スケジュール(予定)

日付	6/1	5	10	15	20	25	30
現地調査	←.....→						
施行図作成	←.....→						
団体等調整	←.....→						
最終確認	←.....→						
草刈実施	←.....→						
検証	←.....→						

作業の ポイント	(留意点) ・作業手順は外側から内側に向かって行うこと。 ・鳥類の繁殖期であり、作業中に営巣を発見した場合は作業を中断する。 ・南側外周路法面(1-③池及び2-③池付近)は、これまでオオヨシキリの営巣が確認されているので刈り幅は外周路端から2mとする。 ・外周路北東部分の刈り幅も通路端から2mとするが、VCからの見通しを考え、一部4m幅部分を設ける。 ・基本的にヨシなどの高径植物群落は手入れしない。 ・水中草刈は、前年度の草刈範囲を確認してから範囲を決める。(1-①池及び2-①池、ともに水際から1m) ・北部広場にも野鳥(キジバト等)が営巣する木々がある。 ・「ぼっけ生きもの倶楽部」「大柏第一調節池緑地自然誌研究会」等の助言を参考に、希少植物等を刈らないよう留意する。(R3年度:南側外周路沿いのクコ、カラムシ。3-①と4-①間通路のヤブカンゾウ) (その他) ・作業日程を「ぼっけ生きもの倶楽部」「緑のみずがき隊」に示し、集草回収を業者に依頼する。 ・作業日程をVC内に掲示する。
縦水路の 水止め処理	・池の法面草刈りを行う場合、原則、2週間前に水止め板1枚を外すこと。 (※1-①池2-①池は排水口の構造上、水止め板は外さない。) ・各池の作業終了後、速やかに水止め板1枚を戻すこと。 ・6月上旬、4-①池に水を溜めるため、水止め板を全て設置する。塩ビ管に蓋を取り付ける。(ツツイトモ観察のため) (※7月下旬まで満水とする。) ・2/中旬~3/下旬まで4-①池に水を溜める。

■第3回(7/20～8/10)

○スケジュール

日付	7/1	5	10	15	20	25	30	8/5	8/10
現地調査	←.....→								
施行図作成	←.....→								
団体等調整	←.....→								
最終確認	←.....→								
水抜き	←.....→								
草刈実施	←.....→								
検証	←.....→								

作業の ポイント	(図面) ・計画図を基に生物調査を踏まえ施工図を作成する。 ・整備エリアはシギ類、チドリ類の飛来期にあたるので7月31日までに完了する。 (留意点) ・作業手順は外側から内側に向かって行う。 ・整備エリアを中心に水中草刈を行い水面の確保に努める。(4-①池及び5-①池全面、4-②池の一部及び2-③池の一部、1-③池の水際) ・鳥類の繁殖期である。作業中に営巣を発見した場合は作業を中断する。 ・4-2池、3-3池間通路と4-2池法面は、よく営巣を確認して実施する。 (その他) ・作業日程を「ぼっけ生きもの倶楽部」「緑のみずがき隊」に示し、各団体の作業日を確認し、集草回収を業者に依頼する。 ・作業日程をVC内に掲示する。
縦水路の 水抜き・ 水止め処理	・池内草刈り及び池法面草刈りを行う場合、原則、2週間前に水止め板1枚を外すこと。 ・耕起を行う場合、<u>原則、2週間前から水止め板全てとゴムを外すこと。</u> ・作業終了後、水止め板等を原状回復すること。 ・作業終了後、4/15までに水止め板等を現状回復(塩ビ管5cm程度空けた状態)すること。

■第4回(9/1～9/10)

○スケジュール

日付	8/10	15	20	25	9/1	5	10
現地調査	←-----→						
施行図作成	←-----→						
団体等調整	←-----→						
最終確認	←-----→						
草刈実施	←-----→						
検証	←-----→						

作業の ポイント	(図面) ・計画図を基に生物調査を踏まえ施工図を作成する。 ・外周法面、法尻及び遮蔽部はクズ及び他のツル性植物の繁茂と高茎植物の繁茂する範囲を調査する。 ・クズ繁茂の密度が高い範囲を図面に反映させる。 (留意点) ・作業手順は外側から内側に向かって行う。 ・外周法面、法尻及び遮蔽部はクズ及び他のツル性植物の繁茂と高茎植物の繁茂する範囲を除去する。(※密度の高い範囲) ・わかりづらい範囲は、仮杭を設置する。 ・クズ搬出経路のための法尻草刈りを行うこともある。(柵と柵の間) ・クズ範囲が分かりづらい場合は、業者と現地確認し仮杭等で明確にする。 ・南側手掘り排水溝内の草刈を行う。 ・4-①池は水田水位に調整する。 ・2-2 池排水口前から北側部分の開放水面は希少植物保全トンボ産卵場所となっている。 ・渡り鳥の飛来時期にあたる。 (その他) ・作業日程を「ぼっけ生きもの倶楽部」「緑のみずがき隊」に示し、各団体の作業日を確認し、集草回収を業者に依頼する。 ・作業日程を VC 内に掲示すること。
縦水路の 水止め・ 水抜き処理	・池内草刈り及び池法面草刈りを行う場合、原則、2週間前に水止め板1枚を外すこと。 ・作業終了後、水止め板等を戻すこと。

■第5回(10/20~11/5)

○スケジュール

日付	10/1	5	10	15	20	25	11/1	5	10
現地調査	←.....→								
施行図作成	←.....→								
団体等調整	←.....→								
最終確認	←.....→								
水抜き	←.....→								
草刈実施	←.....→								
検証	←.....→								

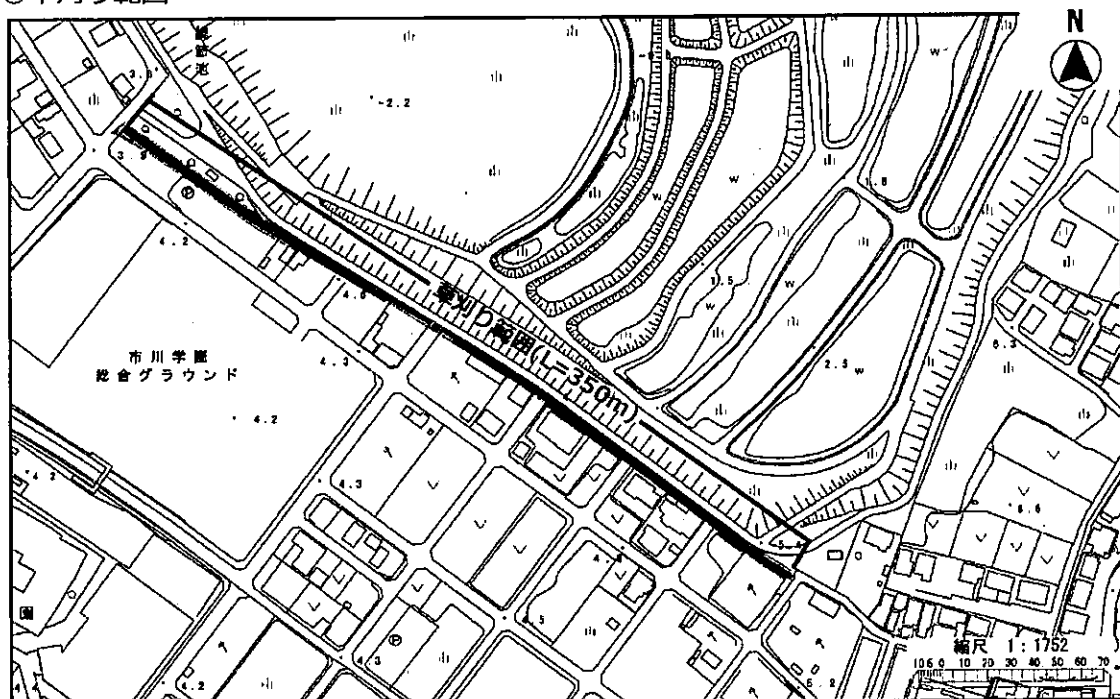
作業の ポイント	(図面) ・計画図を基に生物調査を踏まえ施工図を作成する。 ・冬鳥の飛来ピークにあたるので11月5日までに完了する。 (留意点) ・作業手順は外側から内側に向かって行うこと。 ・冬鳥飛来のピーク時にあたる11/月上旬までに完了するよう努める。 ・外周路南側法面の下部にある手掘り排水溝の機能を確保する。(内周路の乾燥化) ・冬季の遮蔽効果等を考慮し草刈を実施する。 ・掘取り工は「承水路・溝掘り工」を伴う、また土砂置場が問題となる ・掘取り工前、池の水抜き、ライギョ流入注意、排水口にネット設置、生きものの調査実施 ・掘取り工後、天日干しを要する(水質改善) (その他) ・作業日程を「ばっけ生きもの倶楽部」「緑のみずがき隊」に示し、各団体の作業日を確認し、集草回収を業者に依頼する。 ・作業日程をVC内に掲示すること。
縦水路の 水止め処理	① 池内草刈り及び池法面草刈りを行う場合、原則、2週間前に水止め板1枚を外すこと。 ② 耕起を行う場合、原則、2週間前から水止め板全てとゴムを外すこと。 (「排水口内の水抜き方法・水止め方法について」参照) ③ 作業終了後、水止め板等を現状回復すること。(※耕起した池に水が溜まるよう配慮すること。) (※1-①池 2-①池は排水口の構造上、水止め板は外さない。)

■南側水路

○スケジュール

日付	6/初旬	6/中旬	6/下旬	7/初旬	7/中旬	7/下旬
関係課草刈り依頼	←.....→					
県外周柵一時撤去 連絡	←.....→					
草刈り実施	←.....→					

○草刈り範囲



資料 II.04 大柏川第一調節池緑地における草刈り図面について

大柏川第 1 調節池緑地における草刈り図面について

平成 3 0 年 3 月

環境部 自然環境課

□図面種類

(1) 原図(※予算要求図面)

- ①次年度の予算要求資料として作成するもの。
- ②随意契約で実施した施工図、一般競争入札で実施した第1回～第4回の施工図及び第5回の計画図を基に作成する。
- ③作成時期は8月下旬までに原図を作成する。

(2) 計画図(※業務委託契約書添付図面)

- ①次年度予算が概ね固まった段階で、原図を基に作成するもの。
- ②予算範囲内で各回草刈り図面について、「ぼっけ生きもの倶楽部」の意見を聞き見直し作業を行うもの。
- ③作成時期は2月下旬までに計画図を作成する。

(3) 施工図(※委託料支払い図面)

- ①現地調査等を踏まえ、計画図を基に作成するもの。
- ②草刈り作業前に実施する現場での最終チェック(市・業者・「ぼっけ生きもの倶楽部」)で修正作業を行う場合がある。
- ③作成時期は各回草刈り作業前までに施工図を作成する。

(4) 実施図(※維持管理用図面)

- ①各回草刈り完了検査等において、施工図を基に確認作業を行い、施工範囲を超えて草刈りを行った箇所を反映させたもの。
- ②実施図は次回草刈り計画図に反映させるものである。例えば、第1回草刈り範囲を超えて草刈りが実施された箇所が、第2回草刈り計画図に予定されていた場合、その箇所を除く作業が生じることになる。
- ③作成時期は各回草刈り作業中の現場確認、完了検査を踏まえ実施図を作成する。

(5) 年間スケジュール表(※別添参照)

資料 II.05 大柏川第一調節池緑地における草刈り図面について(令和 8 年度版)

大柏川第 1 調節池緑地における草刈り図面について

(令和 8 年度版)

~~平成 30 年 3 月~~令和 7 年 12 月

環境部 自然環境課

□図面種類と年間スケジュール表

(1) 原図(※予算要求図面)

- ①次年度の予算要求資料として作成するもの。
- ②「生物多様性の保全」と「入園者の安全」を反映させて作成する。
- ③随意契約で実施した施工図、一般競争入札で実施した第1回～第4回の施工図及び第5回の計画図を基に作成する。
- ②作成時期は8月下旬までに原図と総量管理表を作成する。
- ⑤ぼっけ生きもの倶楽部へ提出する。

(2) 計画図(※業務委託契約書添付図面)

- ①次年度予算が概ね固まった段階で、原図を基に作成するもの。
- ②予算範囲内で各回草刈り図面について、「ぼっけ生きもの倶楽部」の保全・再生活動との整合性などを確認して作成する。
- ③作成時期は2月下旬までに計画図を作成する。

(3) 施工図(※委託料支払い図面)

- ①現地調査等を踏まえ、計画図を基に作成するもの。
- ②草刈り作業前に実施する現場での最終チェック(市・業者)で修正作業を行う場合がある。
- ③作成時期は各回草刈り作業前までに施工図を作成する。
- ④各回草刈り完了検証結果等において、施工図を基に確認作業を行い、施工範囲を実施しなかった範囲がある場合は、その範囲を除去したもの。

(4) 実施図(※維持管理用図面)

- ①各回草刈り完了検査等において、施工図を基に確認作業を行い、施工範囲を超えて草刈りを行った箇所を反映させたもの。
- ②実施図は次回草刈り計画図に反映させるものである。例えば、第1回草刈り範囲を超えて草刈りが実施された箇所が、第2回草刈り計画図に予定されていた場合、その箇所を除く作業が生じることになる。
- ③作成時期は各回草刈り作業中の現場確認、完了検査を踏まえ実施図を作成する。

(5) 年間スケジュール表(※別添参照)

スケジュール管理にも言及すること。

資料 II.06 令和7年8月1日の面談記録

面談記録	
件名	「ぼっけ生きもの倶楽部」との面談
日時	令和7年8月1日（金） 13:30～15:30
場所	第2庁舎 3階会議室3
出席者	ぼっけ生きもの倶楽部 代表高沢氏、酒井氏 市川市環境部 佐久間次長、自然環境課 小川課長、金森主幹
記録作成者	金森
内容	○大柏川第一調節池における草刈り図面およびガイドラインの2つの種類の資料について、ぼっけ生きもの倶楽部と市の両方で内容を確認した。 ○今までのやり方と、計画図を修正していくという市の考えている新たなやり方には大きな隔たりはないと市は認識するものの、7年度については途中での変更は混乱をきたす可能性があるので、従来通りのやり方（施工図、実施図を使用）をする。8年度については今後検討していく。 【その他の主なやりとり】 ・（ぼっけ）草刈りの区分図について、外周路がビジターセンターの範囲でなくなった経緯を調べてほしい。また、ガイドラインに従って、現地に市が入って、施工図を作って、団体に確認した上で、最後に業者に説明するという形に見直してほしい。 →（市）了承した。 ・（市）代表の高沢さんにもやり取りにぜひ絡んでいただきたい。 →（ぼ）高沢代表は仕事しているので、会議をするなら月曜日の午後にセットしてほしい。 ・（市）ガイドラインと図面について書いてあることは市もわかっていて、これまで行ってきた。ただ、市としてはこれに従ってこの後やるのが難しいので、その理由を説明することと、それに变えたとしても、生物多様性の保全と再生、それから安全が担保できるという説明をするということによろしいか。 →（ぼ）今年度の計画図を作った、その流れをちゃんと見て、直すことが必要だと思う。その上で、次年度生物多様性を担保する安全性の確保が担保できるという考え方をちゃんとした書類でいただきたい。 （終）

資料 IV.01 大柏川第一調節池緑地の自然共生サイトについて

申請理由

市域に残された代表的で貴重な自然を保全し、生物多様性の豊かな自然環境を再生するために申請に併せて、本市の生物多様性保全のシンボルエリアとして広く内外の方々にアピールする場所としたい。

この考え方は令和7年度中に策定する「第二次生物多様性いしかわ戦略」に反映します。

(2) 協力をお願いしたい内容

関係団体(貴団体を含め、「緑のみずがき隊」「自然誌研究会」「真間川の桜並木を守る会」等)の皆さんと計画作成に関する協議や活動の実施に係る連絡調整を行うために、定期的を開催する会議体を持ちたいので参加をお願いしたいと考えています。

(北市課長時にそのような集まりがあり、その後活動をされているので、趣意書、議事録を参照されては)

② 申請書に場の概況、主な植生、確認された主な動植物や越冬、休息、繁殖、採餌、移動など動物の生活史の内容などを記載する必要がありますので、貴団体の活動記録をご提供

(手出に当たっては、令和6年3月29日付け公文書(市川第 20240319-0015号)で自然環境課からが評価下されていますのでご配慮下さい。

自然共生サイト申請について

私のスケジュールでは、今年度中に申請書を完成させたいと考えています。

携わった方々へのお話ができただ後に、その結果の報告と申請に必要な自然観察などで得た生物等の有用なデータの提供を改めてお願いするため、酒井様に打ち合わせをお願いする予定です。

自然共生サイトの申請には、「増進活動計画実施計画」を作成する必要があり、企業、NPO 等が作成、実施する場合と、市町村が作成し、企業、NPO 等と連携して実施する場合があります。

そのため、市が申請する場合には団体間の連携と団体と市の連携が必要と考えており、国分川調節池緑地については連携関係ができたことから先に申請しました。

大柏川第一調節池緑地については、団体間の連携関係が構築できているとはいえないと認識していることから、自然共生サイト認定後の大柏川第一調節池

緑地の将来像などを皆さんと話し合うことをきっかけに、「協議会」のような組織ができれば良いと考えています。

そのため、開設当時に話し合いに参加されていた鳥居様に話を伺いました。

貴団体には、「自然共生サイト」の申請に必要な生息状況や植生、写真などの提供や組織づくりにも協力していただけたらと考えています。

1月19日はこのような内容について酒井様の考えを伺いたいと思います。

「連携計画」で申請されるようですが、大柏川第一調節池緑地については、活動の信頼性・適切性を統一的に評価・担保し、活動の価値を明確できる「増進活動実施計画（増進計画）」での申請が相応しいと考えます。

すなわち、体制については；

1. 計画の点検・評価及び、見直しは、自然環境課です。
2. モニタリングは、鈴木専門員に加え、大柏川第一調節池緑地のみの渋谷専門員が行ってきています。

手法、実施時期及び頻度などは、既に確立されていることと推察されます。

3. イベントは、市主催の自然環境学習プログラムを2回/月に実施しています。

よって、環境部のみで対処でき、他団体の調整が不用な「増進計画」での申請をされてはいかがでしょうか。もし、連携計画を適用する場合は、どの団体に、どのような役割を要望されるのでしょうか。

ぼつけ生きもの倶楽部の事業報告書の記載内容については、自然環境課からそれなりの評価を得ておりますのでご配慮下さい。

↓

貴団体の事業報告書の提供については承知しました。繰り返し依頼してしまい申し訳ありませんでした。

本件については、二宮元環境部長が議会において、下記のようにご回答されております。

非常に重要な事項ですので、併せて環境部の考えをお聞かせ頂ければ幸いです。

「継続的な管理体系の構築」、「管理コストの増加」と「取組の評価方法などの検討」

1. 大柏川については「連携増進活動実施計画」を申請したいと考えています。

理由は別添のとおりです。（当日改めて説明いたします）

2. 団体間の連携のため、貴団体の協議会への参加依頼

(1)参加を呼びかけようと考えているのは「大柏川調節池ワークショップ」に参加していた市民団体や近隣の学校を想定しています。

(2)連携関係構築の主旨は、今回予定している申請が「多様な主体との連携」が必要であるためです。

(3)そして、この協議会の中で、

- ①調節池の草刈り及び来場者の安全対策
- ②渇水対策
- ③侵略的外来種駆除
- ④認定後の利活用の方法(動植物の調査や市民向け啓発活動の内容)について、意見交換がしたいと考えております。

1/27

継続的な管理体制の構築、管理コストの増加、取り組みの評価方法などを整備された後に申請するのが理想的であると次長の考えは理解できます。

しかし、この案件は、申請すれば、恐らく認可されと考えますので、時間的制限がありますので、申請することに集中され、その他の事項は来年度にご検討されてはいかがでしょうか。

現在申請に必要なデータは、お話しですと、市川学園などの学校が担うことで、佐野氏、鳥井氏と話を進めているようですので大きな問題は解決済と理解しました。

団体等に説明をされ、それぞれの団体から維持管理手法についての案を募ることでした。

話合いでコメントしましたが、重要な内容ですので念のため下記のように記載しました。

”募集に当たっては、大柏川第一調節池緑地の維持管理は、「市川自然環境保全・再生指針」と「遊水池の会での市長の約束」(遊水池の会年報冊子)を満足すること、現状の維持管理手法の問題点を指摘した上での意見募集を希望します。”

今までの維持管理方法は、遊水池の会の啓発分科会が中心となって数年かけて作成されたものです。

資料 IV.02 市議会 令和5年12月15日 石原議員の質問とその回答

自然共生サイトとOECMについて伺います。

世界的に環境問題への関心が高まる中で、生物多様性の保全の必要性も広く認識されるようになりました。環境省は、今年度から生物多様性を持った健全な生態系として効果的に保全されている地域として自然共生サイトと認定し、国際的なデータベース、OECMへ登録する制度を始めました。市内には自然環境を保護して適切に管理している緑地や池などが幾つもあると思います。本市でも、この自然共生サイトの認定を受け、OECMとして登録されることで、生物多様性条約が掲げる目標の達成に貢献する必要があると考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 2022 年に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議において、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標、30by30 が掲げられました。国では、2023 年度から民間や自治体が所有、管理し、生物多様性に貢献している地域を自然共生サイトとして認定しました。この認定区域のうち、国立公園などの保護地域と重複していない区域について、生物多様性保全に資する地域OECMとして国際的なデータベースに登録することにより、30by 30 の達成を図る取組を開始したところです。

本市には、大町自然観察園や大柏川第一調節池緑地など、自然環境の残された多様な生き物たちが生息している区域があります。このように、市内には自然共生サイトへの申請に臨めそうな区域がある一方で、登録検討に当たっての課題もあります。例えば、継続的な管理体制の構築、登録に係る手続への対応、管理コストの増加、地権者全員の同意、国からの支援などがあり、これらの課題を解決していく必要があります。本市の自然環境を将来にわたり保全、推進していくため、今後第二次生物多様性いしかわ戦略を策定する予定であり、この中に自然共生サイトについて盛り込み、取組の評価方法などを検討してまいります。

御答弁で課題もあると言いましたけれども、決して難しい課題ではなさそうです。ぜひ策定準備を始めた第二次生物多様性いしかわ戦略には、自然共生サイトの認定実績を記載して、その設定箇所の拡充を進捗の指標としていただけるように要望いたします。

資料 VI.01 大柏川第一調節池緑地の希少種植物

2024/7/28 山岸、高橋、酒井

大柏川第一調節池緑地で観察された希少植物は下記の通りです。

千葉県レッドブック 2023年版			
名前	区分	頁	備考
オオアカウキクサ サンショウモ科	C	60	開園時 6池観察 現在消滅
デンジソウ デンジソウ科	B	46	開園時 6池観察 現在消滅
タタラカンガレイ カヤツリグサ科	D	376	開園時 2-②池 3-②池 現在 1-①池 2-②池観察
ツツイトモ ヒルムシロ科	B	213	4-①池で繁茂したが、その後優占種が 繁茂し消滅か。トロ箱内で育成中。
カタシャジクモ 車軸藻綱シャジクモ科	A	473	殆どの棚池で繁茂 イノカシラフラスコモ相当 474
アサザ ミツガシワ科	B	321	市川自然博物館より譲り受け植栽した。 江戸川水系の物。棚池へ植栽。
ガガブタ ミツガシワ科	C	362	1-①池で観察され、育成し、植栽した。 棚池へ植栽。
ジュンサイ スイレン科	A	115	2023年、市川自然博物館より譲り受け トロ箱で育成中。千葉県自生の物。
ジョウロウスゲ カヤツリグサ科	D	370	下池に自生。 観察用として自噴池へ植栽。
サジオモダカ オモダカ科	B	207	下池に自生 観察用として自噴池へ植栽。
コオホネ スイレン科	B	205	一時 1-②池に植栽したが消滅

国際自然保護連合(2012)

EX(Extinct)

EW(Extinct in the Wild)

CR(Critically Endangered)

EN(Endangered)

VU(Vulnerable)

NT(Near Threatened)

LC(Least Concern)

DD(Data Deficient)

NE(Not Evaluated)

—

環境省(2019)

絶滅(EX)

野生絶滅(EW)

絶滅危惧ⅠA類(CR)

絶滅危惧ⅠB類(EN)

絶滅危惧Ⅱ類(VU)

準絶滅危惧(NT)

—

情報不足(DD)

—

—

千葉県(2023)

消息不明・絶滅生物(X)

野生絶滅生物(EW)

最重要保護生物(A)

重要保護生物(B)

要保護生物(C)

一般保護生物(D)

—

—

—

保護参考雑種(RH)

開園時(2007年)には、水辺の植生として1年性のカヤツリグサの仲間がたくさんみられ、中には絶滅危惧種であるタタラカンガレイ、ツツイトモ、デンジソウ、オオアカウキクサが観察されました。注1

デンジソウは、保全のために、1-①池、3-③池、6池に植栽をしました(H20/-7/13)が、根付きませんでした。その後、隣接のミニ自然園にあるデンジソウをトロ箱で観察した結果、ナンゴクデンジソウと判明しましたので、棚池への植栽はしませんでした。



デンジソウとオオアカウキクサ

現在では、「デンジソウ」と「オオアカウキクサ」は、消滅し、「タタラカンガレイ」と「ツツイトモ」のみ観察できます。

その後、全ての棚池でカタシャジクモ、棚池 1-①池でガガブタ、下池で、サジオモダカとジョウロウスゲが観察されました。アサザ、コオホネ、ジュンサイは、市川自然博物館より譲り受け植栽しました。

2024年現在、希少植物ツツイトモ、タタラカンガレイ、アサザ、ガガブタ、ジュンサイは、保全のためトロ箱で生育しています。その結果、タタラカンガレイ、アサザ、ガガブタの生育環境保全は、ある程度確立しましたが、ツツイトモとジュンサイは暗中模索の段階です。

「タタラカンガレイ」

開園当時の調査によりますと、3-②池南側と 2-③池南側に観察されました。注2

その後、キシウスズメノヒエなどの優占種が繁茂し、棚池の縁に細々と生育していました。保全の試みとして、水を薄く張ったトロ箱に種子を蒔いて放置しておいたところ、発生したアオコに落ちた種が次々と芽を吹き出しました。その後、他のトロ箱で同じような環境下では、タタラカンガレイが繁殖することが確認できました。油かすや、グリーンそだち(IB チカラ)を施肥することによってより良く生育しました。



「タタラカンガレイ」の生育環境は確立しました。

タタラカンガレイの群生の復元

タタラカンガレイの保全として、トロ箱内で育てたタタラカンガレイを、1-①と 2-②池南の池内に、ブロックで囲み、その中に赤玉土で盛り土した場所に、1-②池と 2-①池と、3-②池の3カ所には、棚池の淵に植栽し、逐次優占種のアシ、ガマなどを除草したが、後者3カ所は、優占種の勢いが強く消滅しました。

前者は、水深が深いと、根腐れを起こしたので、ごく浅い、ないしは水際程度の浅植えをし、適宜に施肥をすることによって保全できることが分りました。

その他として、耐寒性がありますので、特別な対処は不要です。

現在は、トロ箱と、1-①池、2-②池南にブロックで囲まれた場所に保全しています。



トロ箱



1-①池



2-②池南

2024年度のタタラカンガレイ作業

- 1, 棚池、1-①池と 2-②池のタタラカンガレイ
除草、施肥と株分け
- 2, トロ箱のタタラカンガレイ
- 3, 共存しているイトモ、ガガブタ、アサザ、ジュンサイの分離。タタラカンガレイ専用のトロ箱 2 箱に整備。

参考資料

注1. 調節池で見られる植物

注2. 北方遊水池 植物マップ

「ツツイトモ」



棚池 4-①池のツツイトモ 2009/6

開園時から数年間は、多くの棚池で観察されていました。特に、4-①池は、池一面にツツイトモに覆われました。

棚池 4-①池は、シギ類の飛来を念頭に置いて計画していましたので、通年水位を下げて管理していました。しかし、ツツイトモが観察されましたので、ツツイトモの生育時期、6月初めから7月末までと、優先種の生育抑制のために、2月初旬から3月末までは、水位を上げそれ以外の期間は、水位を下げて管理していました。水位を下げたことが、結果的に、飛来したサギなどの鳥類によってアメリカザリガニが駆除され長期に亘ってツツイトモが繁茂したものと思われます。

しかし、コウキヤガラなどが繁茂し徐々に、ツツイトモの生育範囲が狭まれ、2024年には、殆ど観察されなくなりました。

文献によりますと、ツツイトモの種子からの再生や、移植した個体の保全が成功しない要因として、発生したツツイトモの種子が池の底にたまった軟泥の底に埋没して発芽が阻害されている可能性や、アメリカザリガニなどの移入動物による被食の影響が考えられています。

殖芽での越冬期間にあたる11月～3月上旬にかけて生育地の水位を下げ、気温の上昇とともに水位を上昇させていく手法が有効と考えられます。水位を下げることで、実生の定着を阻む要因となっている底質の分解を促し、アメリカザリガニを捕食者(サギなどの鳥類)に見つけやすくして個体数を減少することが可能になります。注3

2021年7月、市川自然博物館職員により、ツツイトモと同定して頂きました。注4

2023年に棚池2-①池にアメリカザリガニによる食害避けのネットで囲った生け簀を作りその中に、ツツイトモを植栽したトロ箱2箱と、ツツイトモが生育していた練り樽1個を入れ、繁茂を試行しました。2024年はアオミドロのようなものが大発生し、消滅しました。一方、4-①池は濁水のため、ツツイトモの生育は確認できませんでした。注5

2024年現在、ツツイトモは、トロ箱(浅い)とトロ箱(深)の2箱にのみ生育しているので、生育環境改善のために整備し、引き続き保全方法を模索します。

参考資料

注3. 絶滅危惧水生植物ツツイトモの再生・保全の研究

(水利科学 52 巻 1 号 p. 16-25 2008 年 4 月)

注4. 市立 いちかわ自然博物館だより 令和3年(2021年)12-1月号(通巻 197号)

注5. 令和5年度事業報告書令和6年6月 資料 V/1 希少種イトモ保全のための新イトモ池設置
(一財)千葉県環境財団 ちば環境再生基金活動ニュース Vol.26

「カタシャジクモ」

開園前より、多くの棚池で観察されていた藻類は、2007年5月13日、市川自然博物館職員により現地で観察した結果、希少種「区分A」(千葉県レッドブック)の車軸藻綱シャジクモ科「カタシャジクモ」と同定されました。

2024年現在、ほとんどの棚池で観察することができ、特に5-②池では、鬱蒼と茂っていました。万が一のためにトロ箱でのカタシャジクモの保全を試行しましたが、なぜか生育しませんでした。棚池の状況を観察し、必要であれば、その時点で保全方法を考える必要があります。



「アサザ」と「ガガブタ」

「アサザ」は、2017年2月12日、市川自然博物館のご厚意により「アサザ」を譲り受けました。このアサザは、江戸川水系の物とのことでした。

「ガガブタ」は、2013年に、棚池 1-①池に浮葉性の水生植物が突然出現しました。後日、水生植物を収集している鎌ヶ谷の住民が棚池に放った可能性があります。放置するとザリガニの食害にあい消えてしまう心配があったので、引き上げて、トロ箱で育成しました。幸い順調に生育し、3年後に花が咲いた。花を見るとはじめてそれがガガブタであることがわかった。



2018年(平成30年)2-①池の一面4坪程を約20m²程の池の土を掘り上げて、ヨシ・ガマ等の除根作業を行った後、ネットで囲いトロ箱で育成していたアサザを移植した。

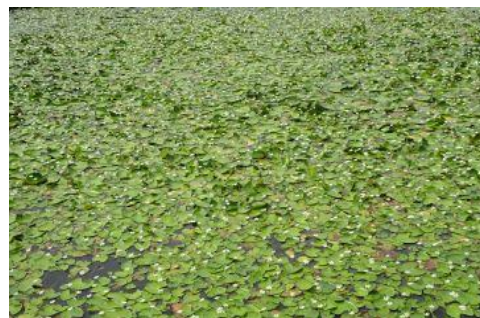
6月にまずガガブタが開花し、少し遅れてアサザが開花した。9月に入ると、ガガブタの花は終わったが、アサザは10月まで咲いた。幸い植え付けてから開花までの間に、ザリガニ3匹を退治したが、その後は侵入もなく、食害を受けることなく保護池一杯に葉と花が広がった。ザリガニの侵入を防げば、順調に成育することがわかりました。注6



2019年、より広い場所で、「ガガブタ」を育てる目的で、2-①池に、8mX12mのパイプ池を作りアサザとガガブタを移植した。浮いている太いパイプの下には、ネットを張りめぐらせてあり、下端は鉄の棒のおもりを付けて土の中に埋め込んでいます。太いパイプは「浮き」の役目とザリガニが侵入しにくいような役目を持たせています。



現在このパイプ池は、アサザは消え、一面ガガブタで覆われています。注7



パイプ池のガガブタの現状（2024/9/1）

ガガブタ

モンドリを設置し毎週アメリカザリガニの駆除をした結果、捕獲数も少なくなった。パイプ池外にも広く繁茂したので、2025年11月23日、塩ビパイプを除去し。ネットは底に沈めた。



アサザ

水元公園内の池に、アサザが生育しているとの記事がありましたので、2017年5月14日水元公園を訪問しました。公園管理者の話では、水元公園は江戸川水系と繋がっているので、ライギョの駆除をした結果、アサザが激減した。原因は、ライギョを駆除した結果、アメリカザリガニによる食害であろうとのことでした。

2018年、6池はライギョがいることが分っていたので、アメリカザリガニの食害は少ないと考え、ネットなどで囲いをせずに、2-①池で増やしたアサザをこの池に地植えしました。期待以上に良く育ち、櫓に届くと思うほどに広がりました。

2019年4月に早くも開花し、9月には更に広い範囲に広がりました。





現在6池では、ガガブタが消え、アサザが一面に生育しています。

2023年7月16日新たに広さ8mX8mにネットで周りと底を覆った新たなアサザ池に、アサザの入ったトロ箱2基と練り樽1基を設置した。同時に、モンドリを設置し毎週アメリカザリガニの駆除をした。



その結果、アメリカザリガニの捕獲数が少なくなった結果、アサザが繁茂した。そこで、2025年11月23日、ネットを底に沈め、パイプは撤去した。



注6. 平成29年度(2017年度)事業報告書

資料事 1.02 絶滅危惧種、準絶滅危惧種の増殖と生育環境整備の試行

注7. 2019年度事業報告書

資料事 02 準絶滅危惧種 アサザ・ガガブタの復元

「ジュンサイ」

2023/10/末 市川自然博物館のご厚意により、千葉県産のアサザをトロ箱内に植栽しました。

その後順調に生育し、2024年8月現在に至る。



「ジョウロウスゲ」

2020年4月26日、草刈りのため下池に入った折、株立ちしている草木が観察されました。6月14日開花したので、調べた結果、ジョウロウスゲであることが分かりました。

2021年7月、市川自然博物館職員により、ジョウロウスゲであると同定して頂きました。注4

生育している場所は、県の管理区域で、立入禁止となっていますので、市民が観察できるように、逐次湿地環境を保持している自噴池に植栽しています。



「サジオモダカ」

2021年5月16日、草刈り委託業者が、刈り取った草を搬出するために設けた通路に自生している草木が観察され、その後サジオモダカであることが判明した。

その後、優占種のアシ、ガマが繁茂していない湿潤した環境の場所には、サジオモダカが多く観察されました。

生育している場所は、県の管理区域で、立入禁止となっていますので、市民が観察できるように、逐次湿地環境を保持している自噴池に植栽しています。



「コオホネ」

2007年開園時には既に、1-②池南側で1株観察されていました。このコオホネは、外部から移植された物と思われます。その後、アシが繁茂し消滅しました。



資料保 VI.02 主な希少植物 育成経緯(2025/4～2026/2)

月日	名称	
	1-①池	2-②池
4月6日		
6月1日		
8月3日		
10月5日		
12月7日		
2月1日		

ガガブタ 2-①池 パイプ池

4月6日



6月1日



8月3日
8月9日



10月5日



11月23日
塩ビパイプ
撤去



12月7日



2月1日

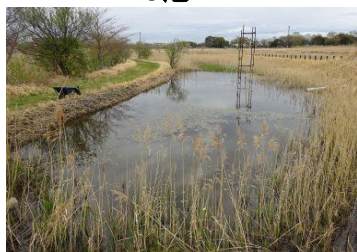


アサザ

6池

2-①池

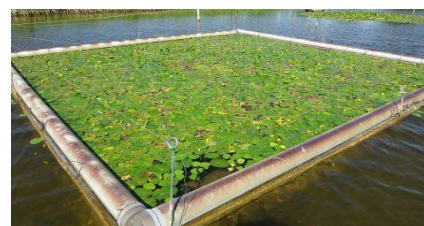
4月6日



6月1日



8月3日



10月5日



11月23日



12月7日



2月1日



イトモ イトモ池

4月6日



6月1日



8月3日



10月5日



発芽無し

12月7日



2月1日



ジョウロウスゲ

下池

サジオモダカ

4月6日



6月1日



8月3日



10月5日



12月7日



2月1日



ジュンサイ

4月6日



6月1日



8月3日



10月5日



12月7日



2月1日



資料 VII.01 2025 年度 北方小学校見学会の記録

藤田 大根田

<第1回>

日時: 4月28日(月)9時30分～11時30分

人数: 1年生45名、2年生50名、先生6名

倶楽部: 加藤、北村、斎藤、酒井、高沢、高橋、藤田、松本、大根田 9名

内容: 2グループに分かれて観察、30分交代

①ツバメの観察 望遠鏡、双眼鏡を使用。

②水生動物の観察 高沢さんが事前に採取した生き物を観察(フナ、ヤゴ、ザリガニ)。

備考: ツバメの雛はまだ孵っていない。

事前・事後学習用に、渡辺さんのツバメ写真(A4サイズ)を学校へお届け(4/18)。

倶楽部のパネル使用。

VC のツバメの巣も屋外に展示した。

VC への挨拶を忘れずに。

曇天で観察しやすかった。

<第2回>

日時: 6月9日(月)9時50分～11時

人数: 1年生45名、先生3名

倶楽部: 加藤、北村、高沢、高橋、藤田、松本、大根田 7名

内容: 2グループに分かれて観察、20分交代

①ツバメの雛の観察 望遠鏡を巣26に合わせた。

②植物探し 赤(ピンク)、白、黄色の花を探す。

③芝生広場で遊ぶ 生活科「つうがくろでみつけたよ」「みんなのこうえんであそぼう」
の学習として。

備考: 高沢さんの手描きイラストがあり子どもたちがイメージしやすかった。

「これなーに？」と質問多数。

ツバメの雛が小さかった。親が給餌するところを見られた子もいた。

暑いので、VC も避暑として利用。

先生が、子どもたちが摘んだ植物を持ち帰り、教室で観察した。

<第3回>

日時: 11月5日(水)

内容: どんぐり拾い

倶楽部: 大根田がインフルエンザ罹患のため、お手伝いできなかった。

まとめ

担当の佐塚先生が熱心に取り組んでいらっしゃる、当日の内容や下見について詳細に詰めることができた。倶楽部としては、先生方の指導したい内容を詳しく聞き、こちらにどのような支援をして欲しいのか確認することや、必要があれば資料や生き物の捕獲といった準備を行うことが大切である。市担当課への連絡や、参加人数確認、役割分担を早めに行うこと。VC への挨拶を忘れずに。今後は、低・中・高学年向けに、倶楽部が支援できることを提案するとよいと思う。先生方の多くは、近所にこのような場所があることを知らないので、生活科・理科・社会科・総合的な学習の時間などの教科と関連付けて学習できることがわかれば、利用したいと思うだろう。2026 年度は、春と秋に1年生、秋に3年生の見学予定である。池の魅力をお伝えし、やってみたいことをお聞きしたい。

<倶楽部が支援できることの案>

低学年：ツバメの姿を観る、声を聴く、覚える

イトトンボやギンヤンマ、カマキリ、バッタなどを探す

どんぐりを拾って持ち帰り遊ぶ、コナラを植える

水生動物の採取・観察

中学年：ツバメの行動を観る、巣作り・抱卵を観察する

カワセミの観察

カマキリの卵探し

どんぐりの帽子(殻斗)や種類について観察し図鑑で調べる

お助けアイテムを設置する

高学年：ツバメが子育てする環境について学校と池を比べて観察し考える

コナラやクヌギ、クリの花を観察する

学校敷地に落ち葉のプールを作って遊んだ後、落ち葉ビオネストを作る

学校敷地にコナラを植樹する

学校でアサザなど水生植物を育ててみる

ミニボランティア体験として草を抜くなどの活動をする

資料 VII.02 4月28日 北方小学校の大柏川調節池の見学会

見学会の為の準備



展示資料の採取



パネル展示準備



池の説明



ツバメの観察



現場での魚類等観察



資料 VIII.01 令和7年度のトピックス（野鳥）

新たな餌場 キカラスウリ(外周路)



繁殖



アオサギ(下池)



カイツブリ(2-2池)



繁殖関連

オオヨシキリ(巣材運び)



カワラヒワ(求愛給餌)



シジュウカラ(巣箱内確認)



資料 VIII.02 令和7年度に見られた野鳥(猛禽類)・野鳥

令和7年度に見られた野鳥(猛禽類)



資料 VIII.03 令和7年度のトピックス（昆虫）

確認



シランの
花粉媒介



産卵確認



資料保 01.1 令和8年度第1回目草刈り範囲 (令和7年度刈り残し範囲)

市は「生物多様性の保全と入園者の安全」を考慮した範囲を追加



資料保 02.02.01 大柏川第一調節池緑地維持管理業務委託仕様書

この仕様書は、委託者が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件 名 大柏川第一調節池緑地維持管理業務委託

2 業務目的 本業務は、大柏川第一調節池緑地において草刈等の管理作業を行い、緑地内の環境を維持することを目的とする。

3 委託場所 市川市北方町4丁目1444番59

4 委託期間 令和7年6月2日～令和8年3月10日

5 業務内容

ア) 業務内容・数量

名 称	規 格	単位	予定数量	備考
草 刈				
草 刈 (ハットガイト)		m ²	12,455	各回の予定数量は、草刈面積内訳表に記載
草 刈 (肩掛式)		m ²	22,460	各回の予定数量は、草刈面積内訳表に記載
水中草刈	肩掛式	m ²	1,452	各回の予定数量は、草刈面積内訳表に記載
耕 起	トラクター	m ²	2,263	各回の予定数量は、草刈面積内訳表に記載
溝掘り工		m ²	162	各回の予定数量は、草刈面積内訳表に記載
掘取り工		m ²	3,104	予定数量は、草刈面積内訳表に記載
集草～処分作業	集草・運搬・処分	回	4	緑地活動団体による草刈及び剪定分

※ 本委託は単価契約のため上記数量については目安とし、監督職員との協議によって行った実績作業数量を清算数量とする。

※各工種において出来高総括表の合計値は、小数点以下を切り捨てた整数とすること。(各単価において請求段階で小数点を切捨てること)

イ) 実施条件

○実施場所

- ・ 棚池 調節池の掘り込み部分に、大小15箇所の池を整備。
- ・ 外周路 棚池区域を取り囲むようにある、調節池の堤防上の通路。
- ・ 北部広場 利用者の往来が最も多い、ビジターセンター周辺の広場。

○実施上の留意事項

- ・ 同緑地は、水辺の自然環境を活かした自然環境創造型施設であることから、

- 各回とも監督職員と十分協議した上で、動植物の生息環境を配慮すること。
- ・原則として委託者、受託者、緑地内活動団体の3者により作業時期、内容等の調整を事前に行うこと。

6 業務担当に関する事項

ア) 業務責任者の資格

- ・業務責任者は、「1級又は2級造園施工管理技士」とする。

7 実施方法

■ 草刈・芝刈

<共通事項>

ア) 目的と工法

- ・草刈及び芝刈は、公園緑地及び植栽空間の美観を維持、又は利用性の向上、防犯・防災、及び草地環境の維持保全の為に、環境に合わせた工法で行う。

イ) 作業後について

- ・作業完了後 1 週間以内の確認時に、明らかな刈むら及び刈残しが見られた場合には、受託者の責任において再度行うこと。

ウ) 廃棄物の処理について

- ・除草による発生材は原則として一般廃棄物とし適切に処分し、適切に処理した旨を示した伝票を提出しなければならない。また発生材の処分費は、受託者負担で処理すること。
- 但し、処分費が含まれない委託（刈りっぱなし、集草まで、運搬まで）に関しては、監督職員の指示による。
- ・作業範囲内の廃棄物（塵芥）については入口付近又は収集しやすいところに集積し、監督職員に連絡すること。

(1) 草刈・芝刈

ア) 適切な機械・手法の適用

- ・現場状況に応じ、適切な機械・手法（肩掛式、ハンドガイド式、人力など）を用い作業を行うこと。
- ・樹木周り、施設近辺においてはチップソー・ナイロンコードの使用は厳禁とし、必ず人力による作業を行って樹木及び施設等が損傷しないよう注意すること。
- ・1,000㎡/箇所を超える草刈は、原則として、ハンドガイド式草刈機（HG式）を適用するが、樹木・施設などの障害物などがある場合は、状況に応じた機械・手法を適用する。

イ) 草刈・芝刈の仕様・注意点

- ・刈込高（通常1～3cm以下）等は、監督職員と十分に協議し決定すること。
- ・機械を用い草刈・芝刈を行う場合は、作業時の飛石が第三者及び車両等に当たらないように、ネット等を用いて養生を行うこと。
- ・草刈・芝刈時に樹木の幹肌を損傷し樹木が枯損した場合や施設に損傷を与えた場合は、受託者の負担で同等品の補植・補修を行うこと。

- ・刈りむら及び刈り残しのないよう均一に刈込むこと。
- ・フェンスや樹木に絡まっているつる性植物も全て地際で刈り取ること。
- ・草刈・芝刈範囲内について、実生の木がある場合は地際で刈り取るとともに、高木の高さ2m以下の胴吹き・ヤゴについては除去し、伐採木より枝が伸びている場合も伐採面より除去を行うこと。
- ・刈りっぱなし箇所においても、出入口付近及び舗装通路部等においては刈草を去除すること。
- ・芝生地については、ほふく茎が芝生地内外の施設に乗り上がらないよう、又、低木の根元に進入しないよう、芝生の縁切りを行うこと。
- ・草刈・芝刈時に合わせて枯葉及びゴミの清掃を行うこと。

ウ) 実施回数、実施時期、実施範囲等

(1) 実施回数……年5回（本業務期間は4回）を想定している。

(2) 実施時期……作業時期は原則として下表の通りとする。

1回目は別委託とし、第1期～第4期を本業務とする。

1回目（別委託）	第1期	第2期	第3期	第4期
4/1～5/31	6/20～6/30	7/20～8/10	9/1～9/10	10/20～11/5

（※原則：業務曜日 月曜日～金曜日、業務時間 午前9時～午後5時）

(3) 実施範囲……添付図に示す。

- ・「令和7年度 第1期(6月20日～6月30日) 計画図」(草刈)
- ・「令和7年度 第2期(7月20日～8月10日) 計画図」(草刈)
- ・「令和7年度 第3期(9月1日～9月10日) 計画図」(草刈)
- ・「令和7年度 第4期(10月20日～11月5日) 計画図」(草刈)
- ・具体的な実施に当たっては、実施時期、実施範囲等は監督職員と十分に協議し決定すること。

(2) 水中草刈

ア) 水中草刈の仕様・注意点

- ・水中草刈は、水面より0～3cmを残して刈り取り、方法は監督職員と協議のうえ決定すること。
- ・水中草刈は、水中草刈範囲（計画図）とする。

イ) 廃棄物の処理について

- ・刈草は、十分に脱水・乾燥させたものを収集・処分すること。
- ・除根作業を行う場合は、泥土を十分に洗い落としてから収集・処分すること。

ウ) 実施回数、実施時期、実施範囲等

(1) 実施回数……年3回を想定している。

(2) 実施時期……作業時期は原則として下表の通りとする。

第1期	第2期	第4期
6/20～6/30	7/20～8/10	10/20～11/5

（※原則：業務曜日 月曜日～金曜日、業務時間 午前9時～午後5時）

(3) 実施範囲……添付図に示す。

- ・「令和7年度 第1期(6月20日～6月30日) 計画図」(水中草刈)
- ・「令和7年度 第2期(7月20日～8月10日) 計画図」(水中草刈)
- ・「令和7年度 第4期(10月20日～11月5日) 計画図」(水中草刈)

(3) 耕起

ア) 適切な機械・手法の適用

- ・ 棚池内の表土をトラクターで15cm～20cm程度攪拌し、可能な範囲での除根及び水面下での根の切断に努めること。

イ) 耕起の仕様・注意点

- ・ トラクターの搬入前に、原則、実施範囲の水中草刈を行うこと。実施方法は「(2) 水中草刈」に準じる。

ウ) 廃棄物の処理について

- ・ 刈り取った根については1箇所を集草し天日干しを行った後、処理すること。
- ・ 集草場所については監督職員と協議し決定すること。

エ) 実施回数、実施時期、実施範囲等

- (1) 実施回数……年1回を想定している。
- (2) 実施時期……実施時期は原則として下表の通りとする。

第4期
10/20～11/5

(※原則：業務曜日 月曜日～金曜日、業務時間 午前9時～午後5時)

(3) 実施範囲……添付図に示す。

- ・ 「令和7年度 第4期(10月20日～11月5日) 計画図」(耕起)

(4) 溝掘り工

ア) 適切な機械・手法の適用

- ・ 溝掘り工は、耕起等作業時に棚池の水を抜く必要がある際、自然動物への配慮として、一部水が残るスペースを確保することを目的としている。そのため、十分な深さとなるよう、小型バックホウ等を用いて、幅 40～50 cm程度、深さ 40～50 cm程度の溝を設けること。

イ) 溝掘り工の仕様・注意点

- ・ 溝掘り工において、指定の掘削幅から±5 cmを許容誤差とする。

ウ) 実施回数、実施時期、実施範囲等

- (1) 実施回数……年2回を想定している。
- (2) 実施時期……実施時期は原則として下表の通りとする。

第2期	第4期
7/20～8/10	10/20～11/5

(※原則：業務曜日 月曜日～金曜日、業務時間 午前9時～午後5時)

(3) 実施範囲……添付図に示す。

- ・ 「令和7年度 第2期(7月20日～8月10日) 計画図」(溝掘り工)
- ・ 「令和7年度 第4期(10月20日～11月5日) 計画図」(溝掘り工)

(5) 掘取り工

ア) 適切な機械・手法の適用

- ・掘取り工は、ヨシ・ガマ等の除根することを目的としている。そのため、小型バックホウ等を用いて、深さ 20cm 程度で土砂を掘り取ること。

イ) 掘取り工の仕様・注意点

- ・掘取り工において、塩ビ管周辺については手掘りとし、管の底下が露出するまで土砂を取り除くこと。
- ・発生した土砂は場内にて敷き均しを行うこと。敷き均し箇所については監督職員と協議の上決定すること。

ウ) 実施回数、実施時期、実施範囲等

- (1) 実施回数……年 1 回を想定している。
- (2) 実施時期……実施時期は原則として下表の通りとする

第 4 期
10/20～11/5

(※原則：業務曜日 月曜日～金曜日、業務時間 午前9時～午後5時)

- (3) 実施範囲……添付図に示す。

・「令和 7 年度 第 4 期(10月20日～11月5日) 計画図」(掘取り工)

(6) 集草～処分作業

ア) 集草処分作業の仕様・注意点

- ・緑地内の堤防上部の一部及び棚池通路内において、緑地活動団体が草刈及び剪定を行う。このため委託者、受託者、活動団体の 3 者より作業時期等の調整を事前に行い、活動により発生した草刈及び枝を(1)の草刈・芝刈りで発生したものを合わせて集草し、適切に処分すること。
- ・集積場所及び時期等については監督職員と十分に協議しながら決定すること。
- ・集草回数は運搬回数ではなく、緑地内の草刈及び枝をすべて搬出した段階で 1 回とする。(処分量は過去の実績値から約 2,000kg/回程度を見込んでいる。)

イ) 実施回数、実施時期等

- (1) 実施回数……年 5 回(本業務期間は 4 回)を想定している。
- (2) 実施時期……作業時期は原則として下表の通りとする。

1 回目 (別委託)	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
4/1～5/31	6/20～6/30	7/20～8/10	9/1～9/10	10/20～11/5

(※原則：業務曜日 月曜日～金曜日、業務時間 午前9時～午後5時)

(7) そのほかの留意点

- ア) 場内において、重機等を使用したことにより、轍(わだち)が生じた場合、その箇所について原状復旧に努めること。
- イ) 外からの種子移入防止(特定外来種や外来種など)の為、場内の作業に入る

- 前に、草刈機械等を洗浄するなど配慮を行うこと。
- ウ) 施工の際は、野生生物の生態・生育等に支障を及ぼすことのないよう努めること。
- エ) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

8 添付資料

- ・案内図（別紙１）
- ・業務完了報告書（別紙２）
- ・完了届（別紙３）
- ・実施箇所図（別紙４）

草刈

- ・「令和７年度 第１期(6月20日～6月30日) 計画図」(草刈)
- ・「令和７年度 第２期(7月20日～8月10日) 計画図」(草刈)
- ・「令和７年度 第３期(9月1日～9月10日) 計画図」(草刈)
- ・「令和７年度 第４期(10月20日～11月5日) 計画図」(草刈)

水中草刈

- ・「令和７年度 第１期(6月20日～6月30日) 計画図」(水中草刈)
- ・「令和７年度 第２期(7月20日～8月10日) 計画図」(水中草刈)
- ・「令和７年度 第４期(10月20日～11月5日) 計画図」(水中草刈)

耕起

- ・「令和７年度 第２期(7月20日～8月10日) 計画図」(耕起)
- ・「令和７年度 第４期(10月20日～11月5日) 計画図」(耕起)

溝掘り工

- ・「令和７年度 第２期(7月20日～8月10日) 計画図」(溝掘り工)
- ・「令和７年度 第４期(10月20日～11月5日) 計画図」(溝掘り工)

掘取り工

- ・「令和７年度 第４期(10月20日～11月5日) 計画図」(掘取り工)

- ・草刈面積内訳表（第１期～第４期）(別紙５)

9 成果品関係

提出書類及び納品図書等は、共通仕様書による。

ア) 成果品（完成品）は、期ごとに提出すること。

1 期（6 月 2 日 ～ 9 月 3 0 日まで）：1 期終了後 2 0 日以内

2 期（1 0 月 1 日 ～ 委託期間満了日まで）：委託期間満了日

イ) 上記提出期限に関わらず出来高数量について監督職員から求めがあった時は、求めた日から 7 日以内に回答すること。

ウ) 原則として委託者が受託者に対して公園の基本データを貸与した場合、出来形（求積図、平面図等）についてはデータの修正を行って、DWG または D X F 形式で作成し、データを C D - R 又は D V D - R にて提出すること。

エ) 各工種において出来高総括表の合計値は、小数点以下を切り捨てた整数とすること。

（各単価において請求段階で少数点を切捨てること）

1 0 その他

ア) 受託者は、剪定枝葉等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

イ) 委託期間中の不適切な管理（草刈時・灌水不足等）により樹木が枯損した場合は、受託者の負担で同等樹木の補植を行うこと。

ウ) 作業に必要な誘導員及び、保安施設については事故の起きないように適切に配置すること。

エ) 各作業による発生材は速やかに片付を行うこと。

オ) 期ごとの現地確認において、各種刈込みにいて不備が認められた場合は、受託者の責任において不備を解消すること。

案内図



業 務 完 了 報 告 書 (第 期支払分)

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名 印

下記の通り業務が完了したので、報告をします。

1. 委託事務（事業名） _____

2. 施行（納入）場所 _____

3. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日

4. 支払期委託金額 金 _____ 円

5. 支払期業務期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

6. 支払期業務期間に 令和 年 月 日
おける完了年月日

7. 作 業 報 告 別紙、作業報告書のとおり

完了屈

令和 年 月 日

市川市長

住所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務(事業名)

- ## 2. 施行(納入)場所

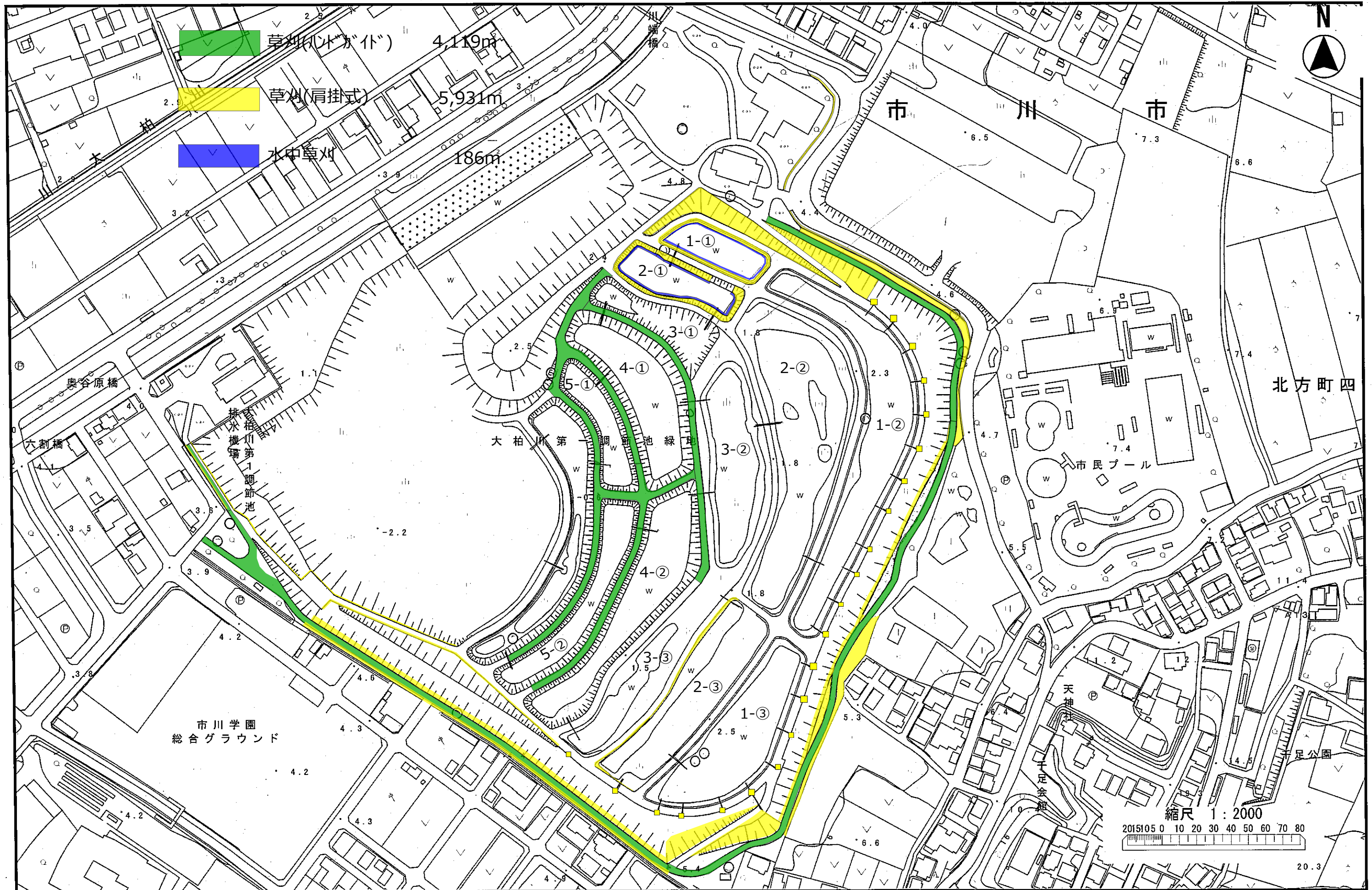
3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 円
(単価契約の場合は「委託金額」を選び、総額を記入してください)

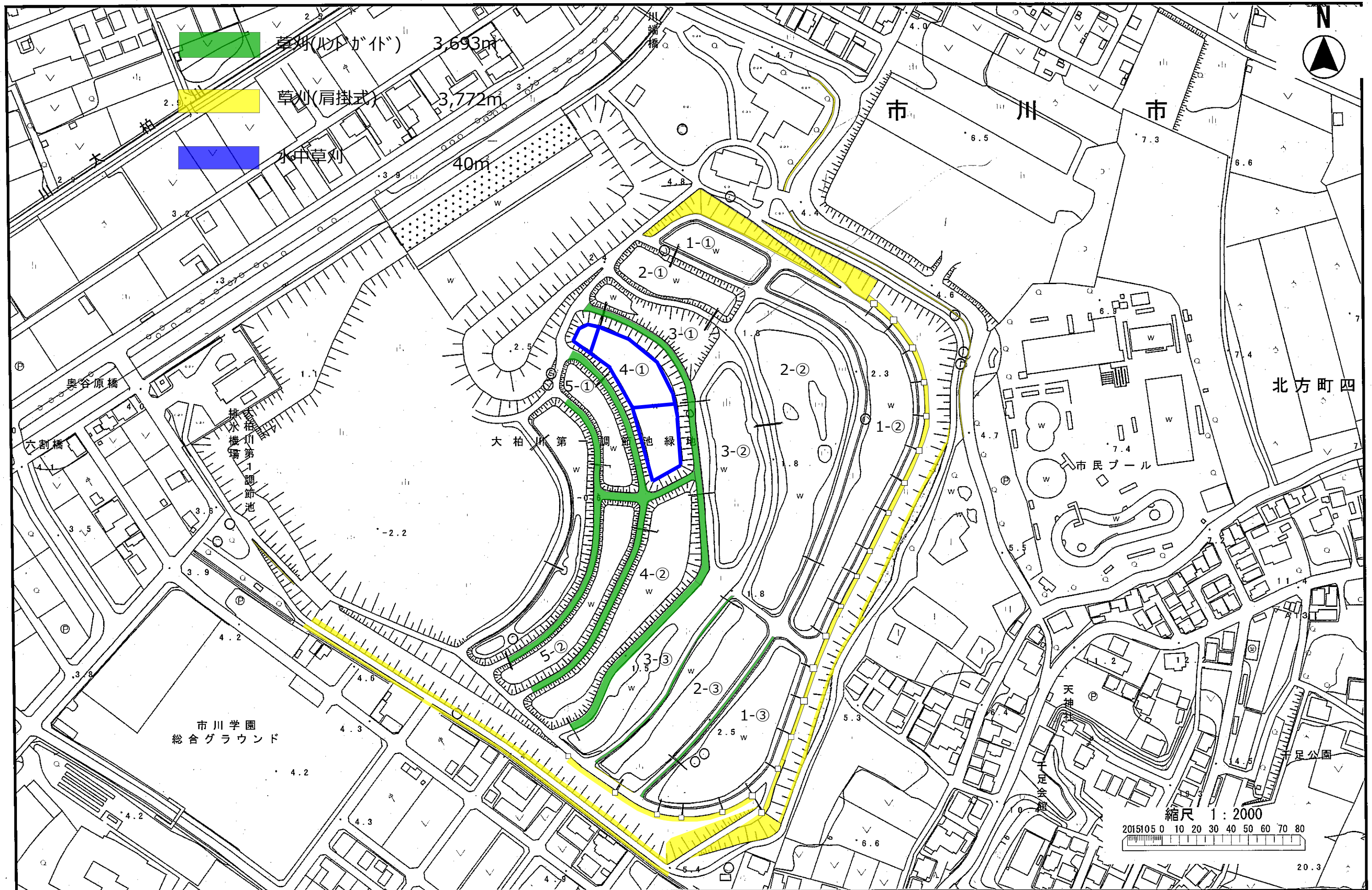
5. 委託期間
- | | | | | |
|----|---|---|---|----|
| 令和 | 年 | 月 | 日 | から |
| 令和 | 年 | 月 | 日 | まで |

6. 完了年月日 令和 年 月 日

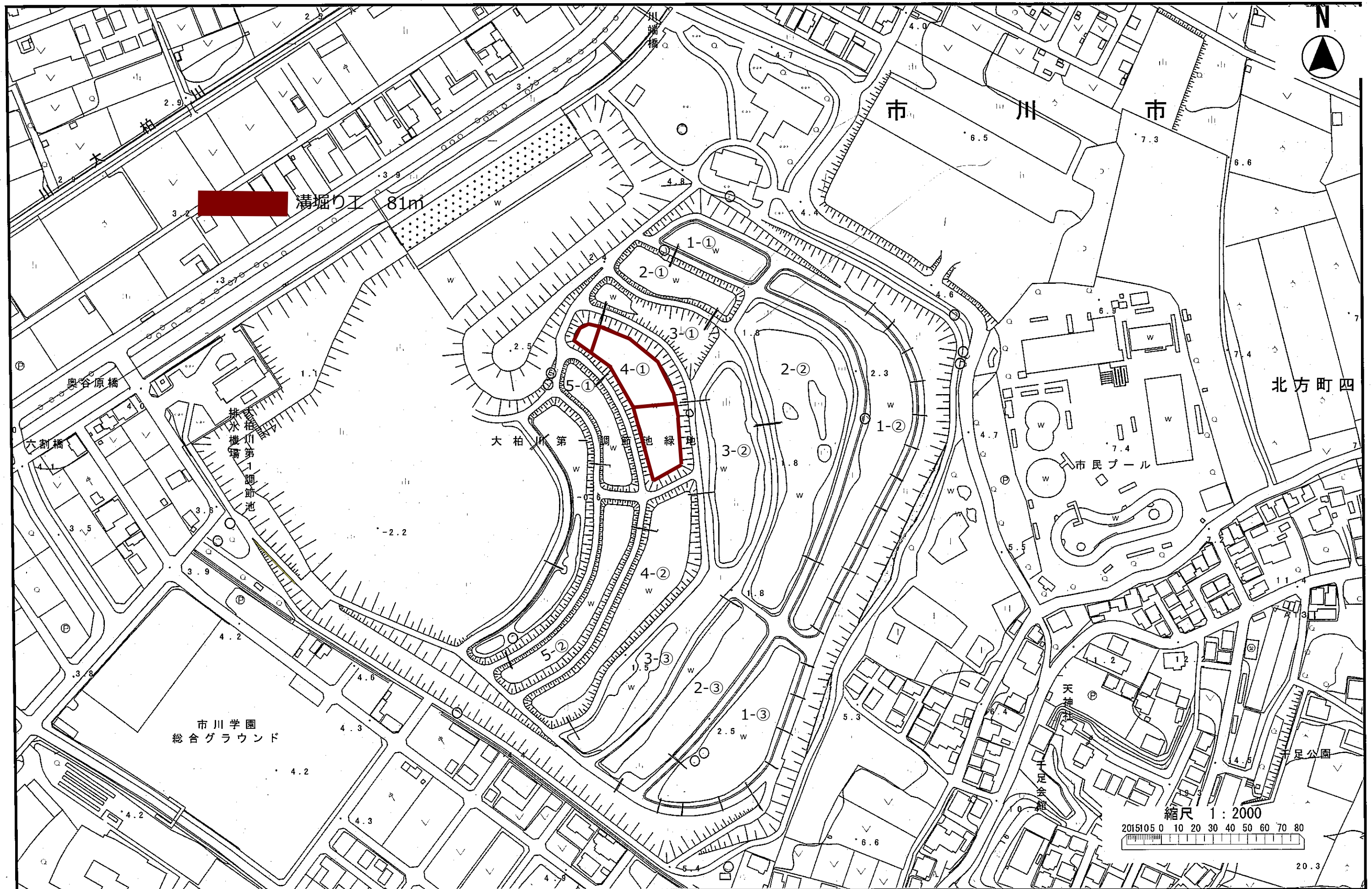
※通路幅：1・2-①池通路間:4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間：2m、2・3-②、2・3-③池通路間：2m



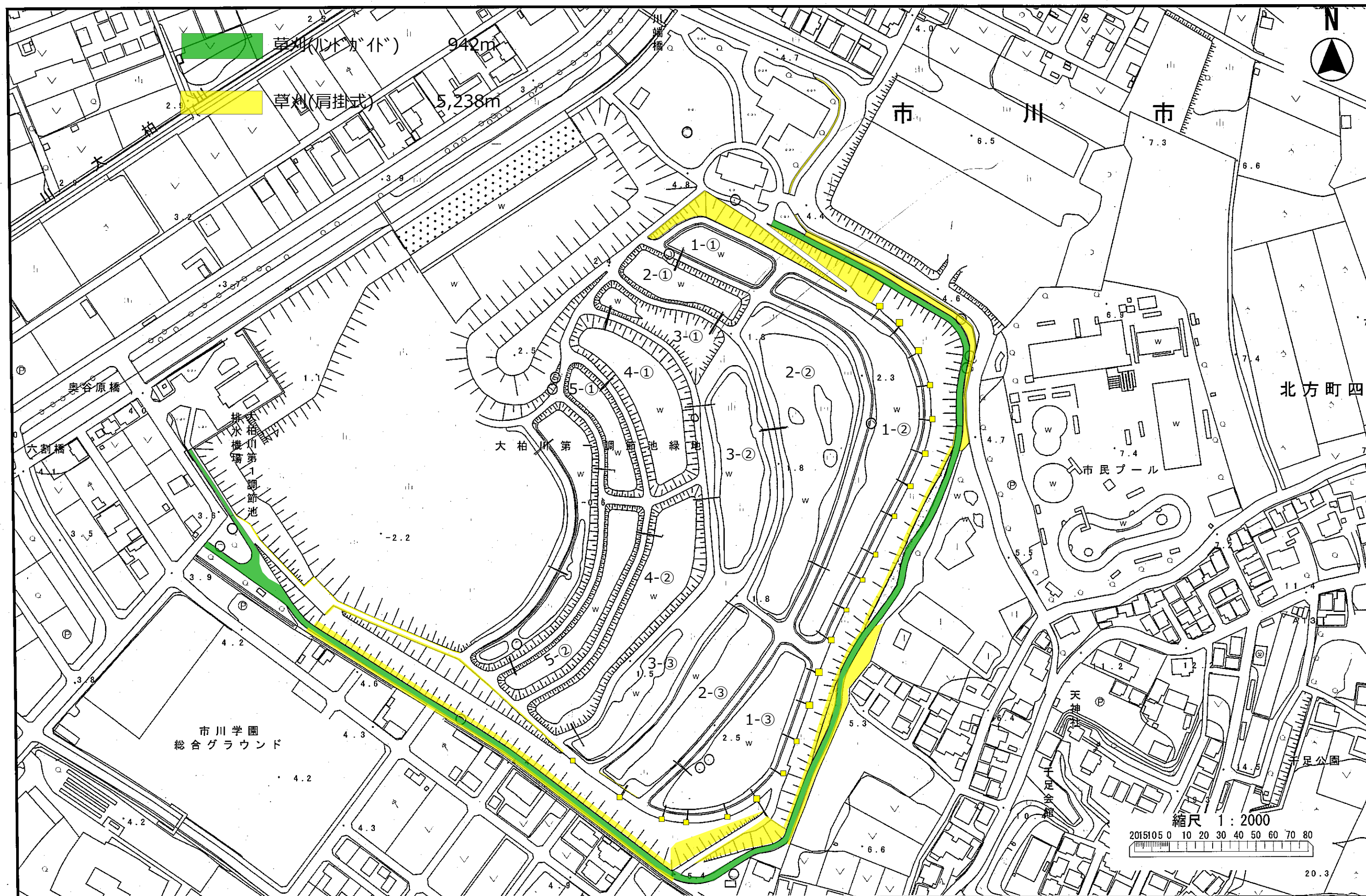
※通路幅：1・2-①池通路間:4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間：2m、2・3-②、2・3-③池通路間：2m



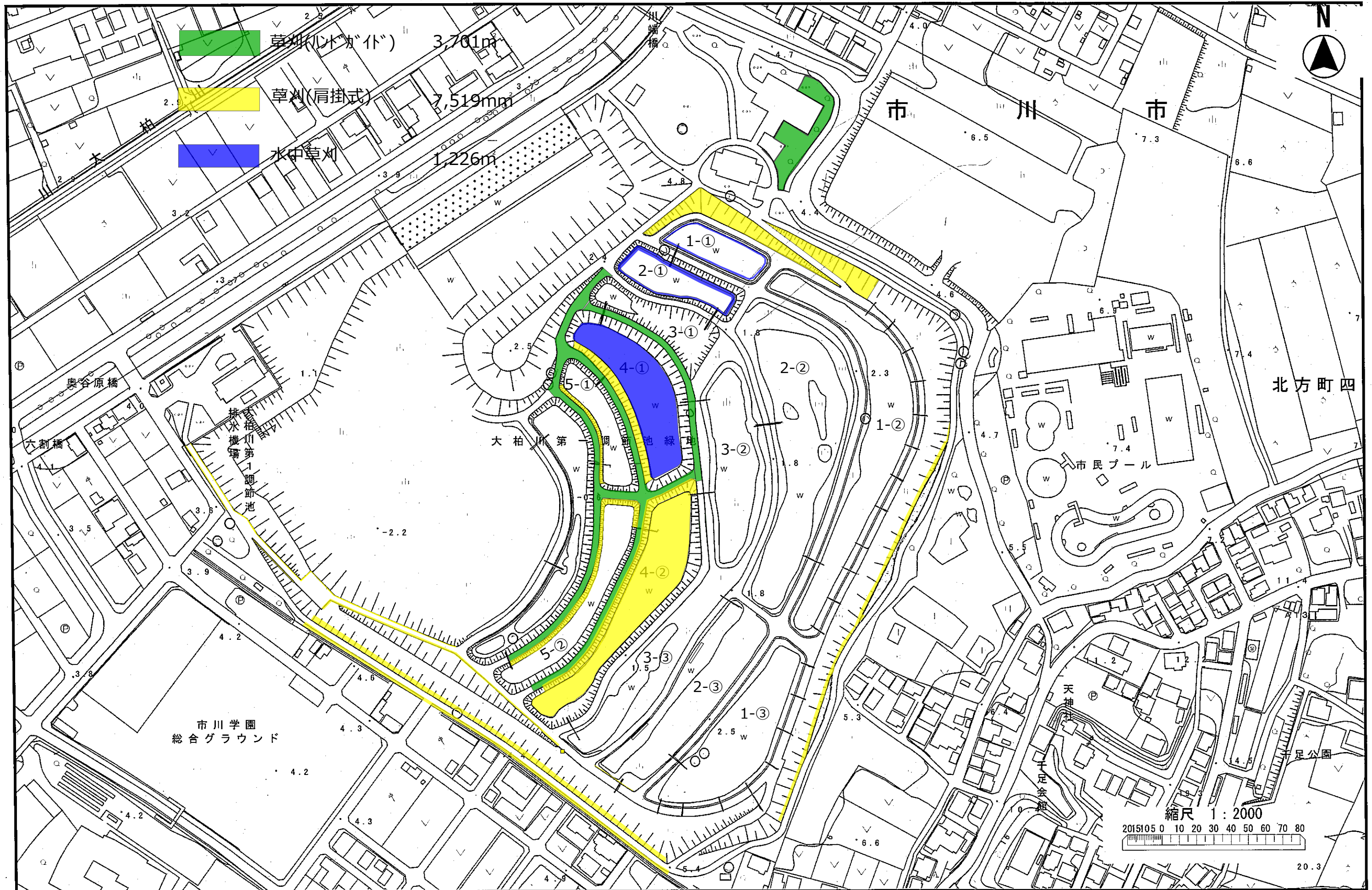
※通路幅：1・2-①池通路間:4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間：2m、2・3-②、2・3-③池通路間：1m



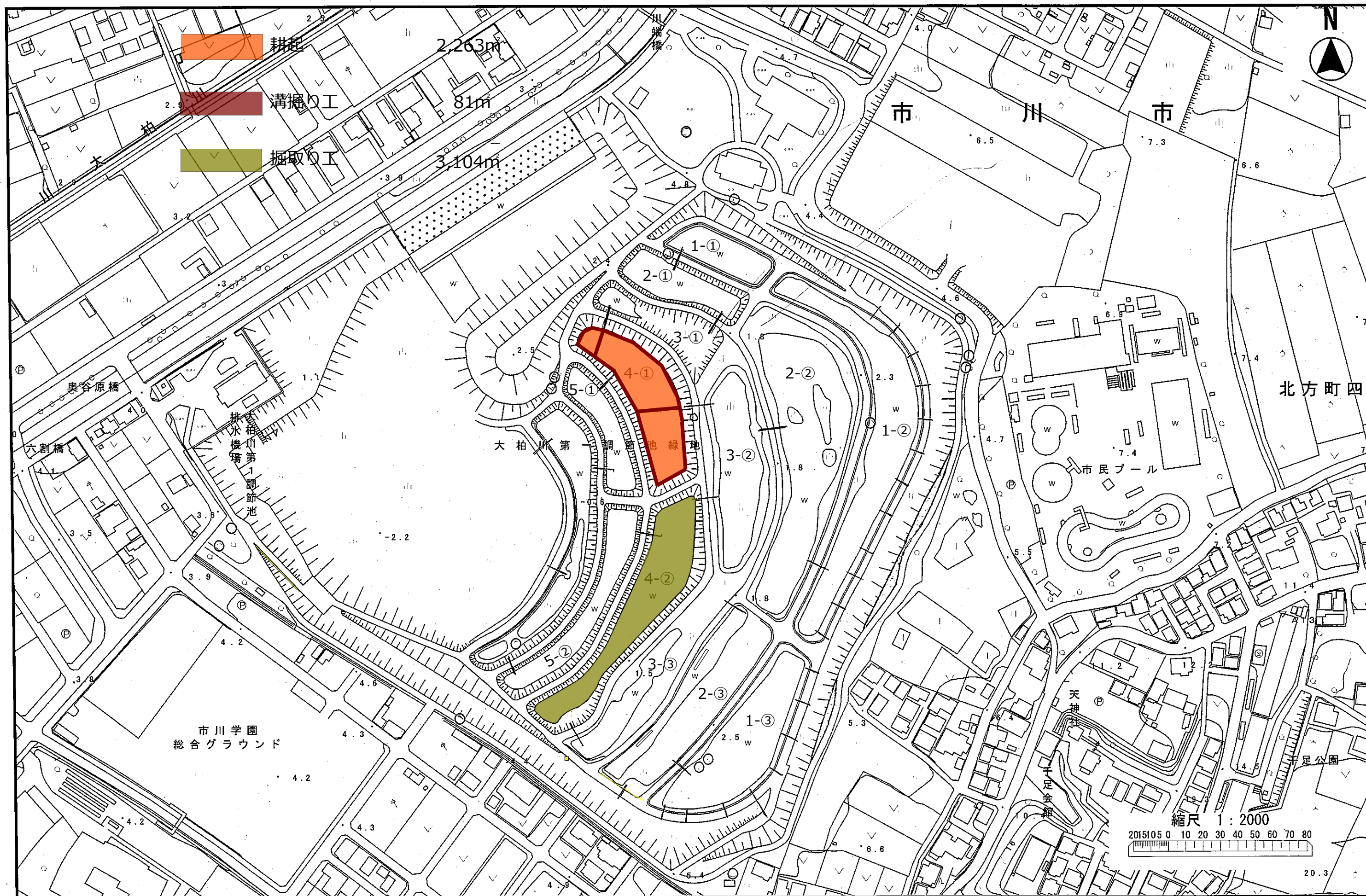
※通路幅：1・2-①池通路間:4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間：2m、2・3-②、2・3-③池通路間：2m



※通路幅：1・2-①池通路間:4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間：2m、2・3-②、2・3-③池通路間：2m



※通路幅：1・2-①池通路間:4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間：2m、2・3-②、2・3-③池通路間：1m



□草刈り面積内訳表(第1期～第4期)

(単位:㎡)

名称	規格	第1期(6月)	第2期(7月)	第3期(8月)	第4期(10月)	計
草刈(ハンドガイド)		4,119	3,693	942	3,701	12,455
草刈(肩掛式)		5,931	3,772	5,238	7,519	22,460
水中草刈	肩掛式	186	40		1,226	1,452
耕起	トラクター				2,263	2,263
溝掘り工			81		81	162
掘取り工					3,104	3,104
計		10,236	7,586	6,180	17,894	41,896

資料保 0 20 30 1 令和7 年度予算申請用図面

2025年度計画図面

第2回目（6月20日～6月30日）

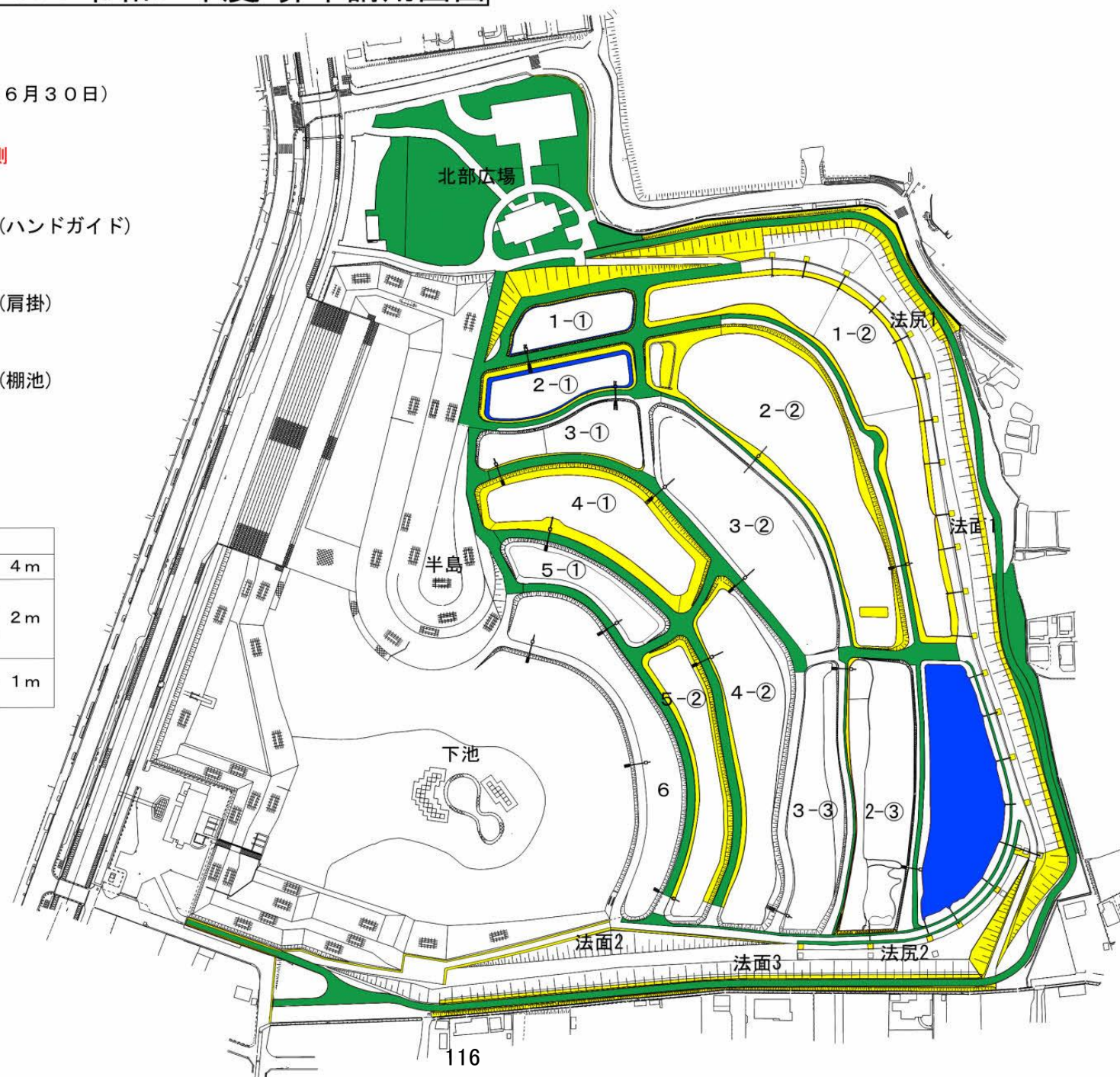
手順：外側から内側

草刈り（ハンドガイド）

草刈り（肩掛）

草刈り（棚池）

通路幅	
1, 2-①池間通路	4 m
1, 2-②池間通路	2 m
1, 2-③池間通路	
2, 3-①池間通路	
2, 3-②池間通路	1 m
2, 3-③池間通路	



2025年度計画図面

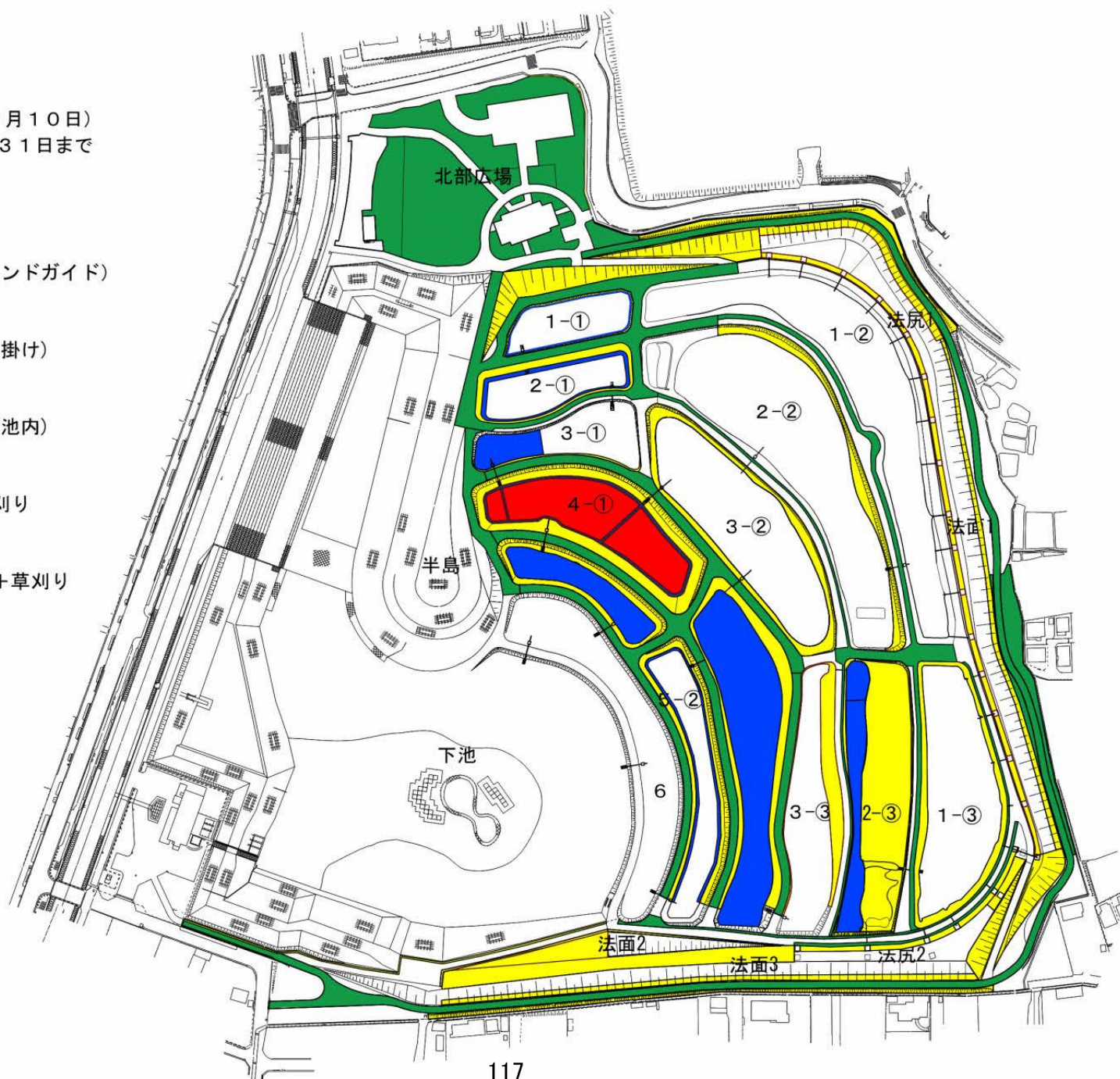
第3回目（7月20日～8月10日）

注）整備エリア：7月31日まで

手順：内側から外側

- 草刈り（ハンドガイド）
- 草刈り（肩掛け）
- 草刈り（棚池内）
- 耕起＋草刈り
- 溝掘り工＋草刈り

通路幅	
1,2-①池間通路	4 m
1,2-②池間通路	2 m
1,2-③池間通路	
2,3-①池間通路	1 m
2,3-②池間通路	
2,3-③池間通路	



2025年度計画図面

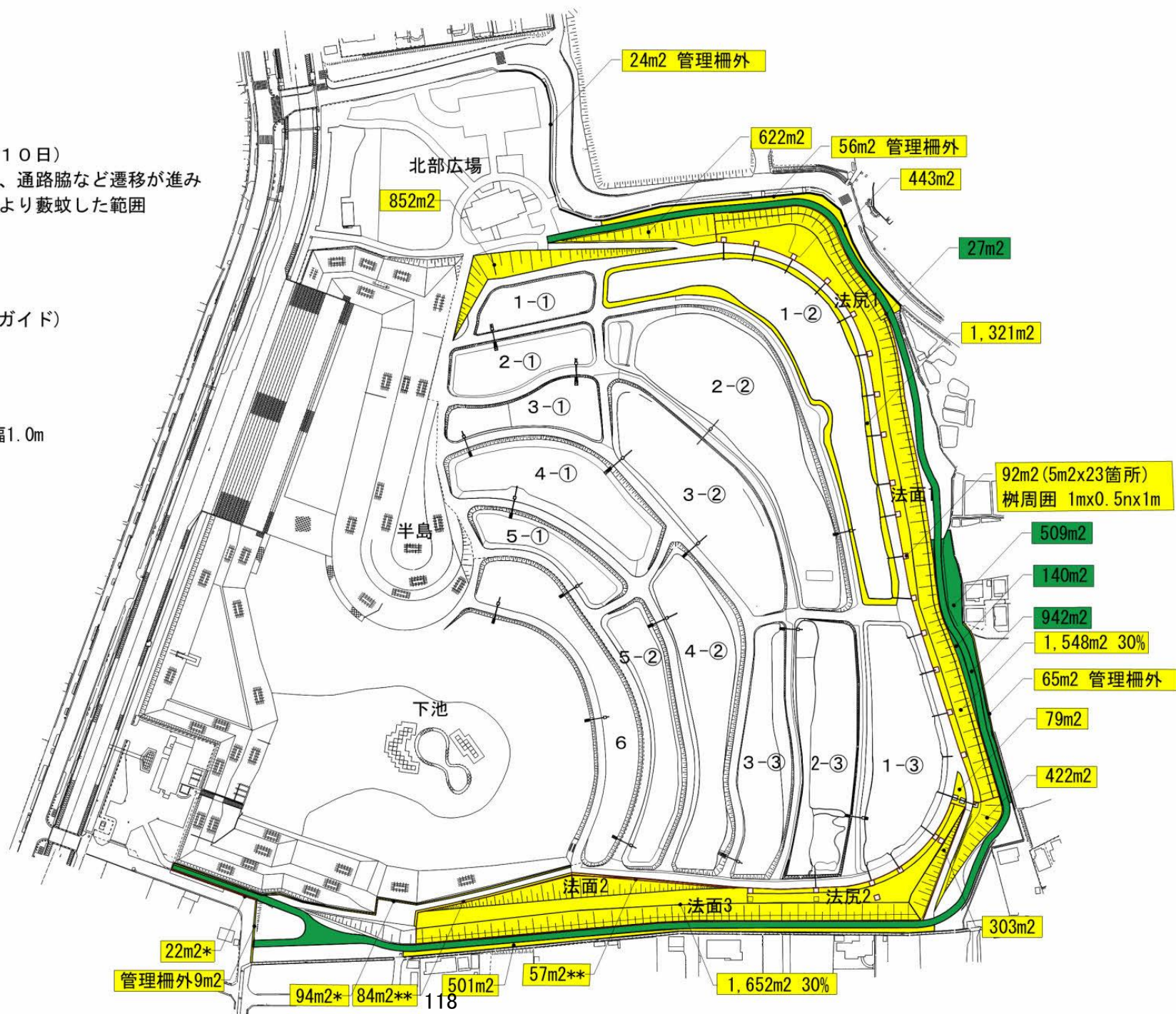
第4回目（9月1日～9月10日）

法面1, 2, 3、法尻1, 2及び、通路脇など遷移が進み
高茎化及び、蔓性植物により藪蚊した範囲

手順：外側から内側

草刈り（ハンドガイド）
1,618m²

草刈り（肩掛）
8,246m²
* 幅0.5m ** 幅1.0m



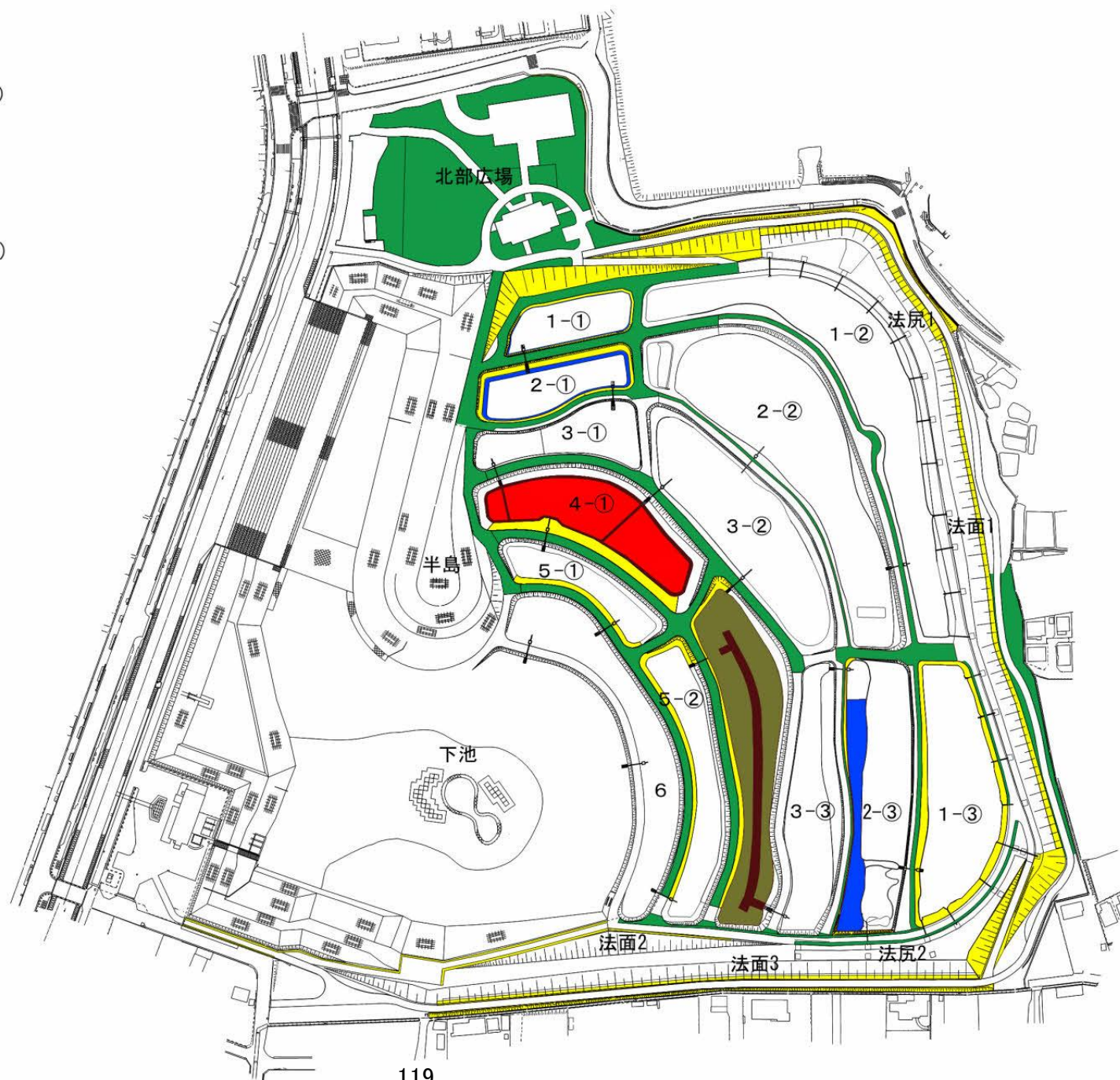
2025年度計画図面

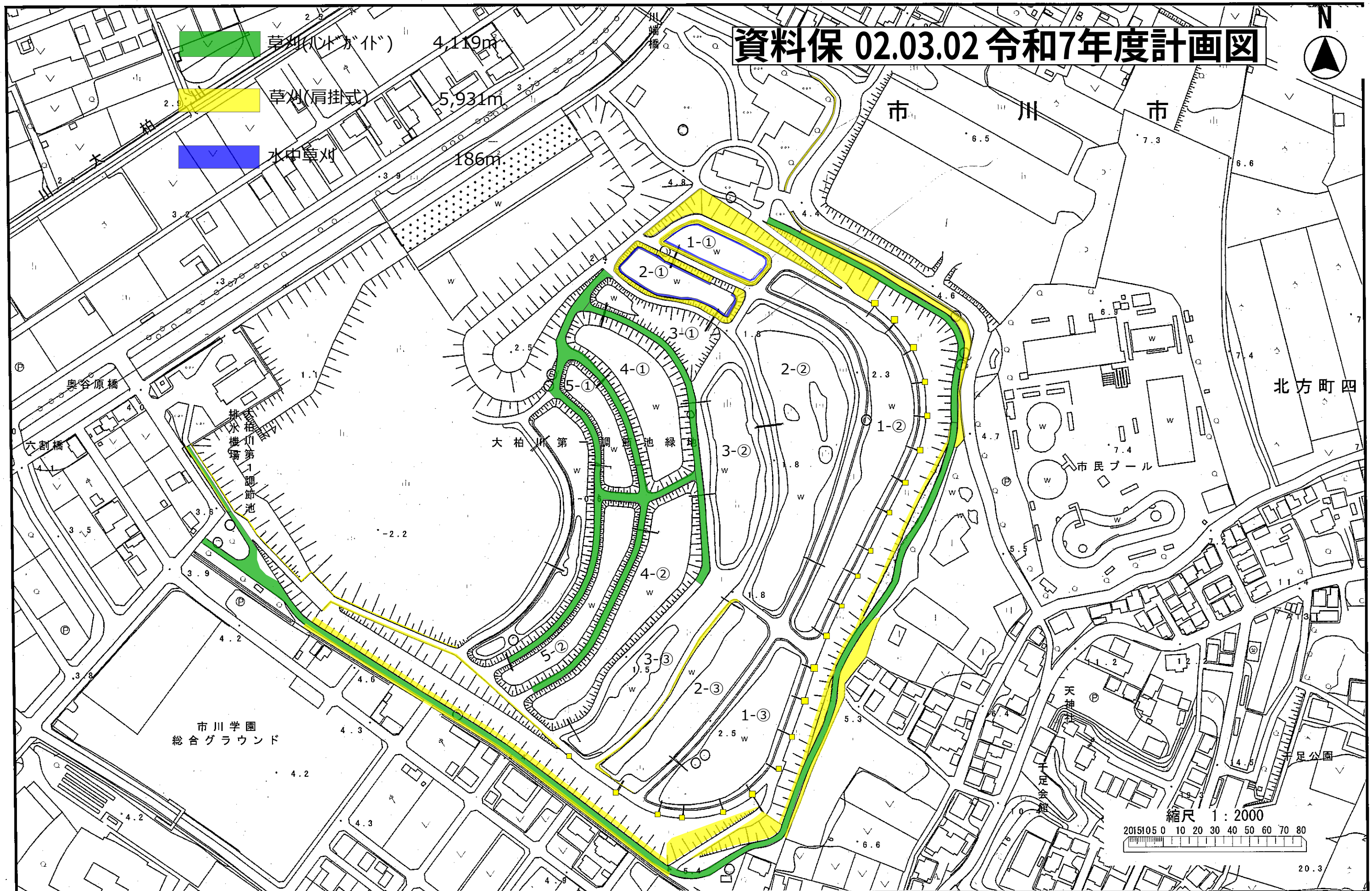
第5回目（10月20日～11月5日）
整備エリア：10月31日まで

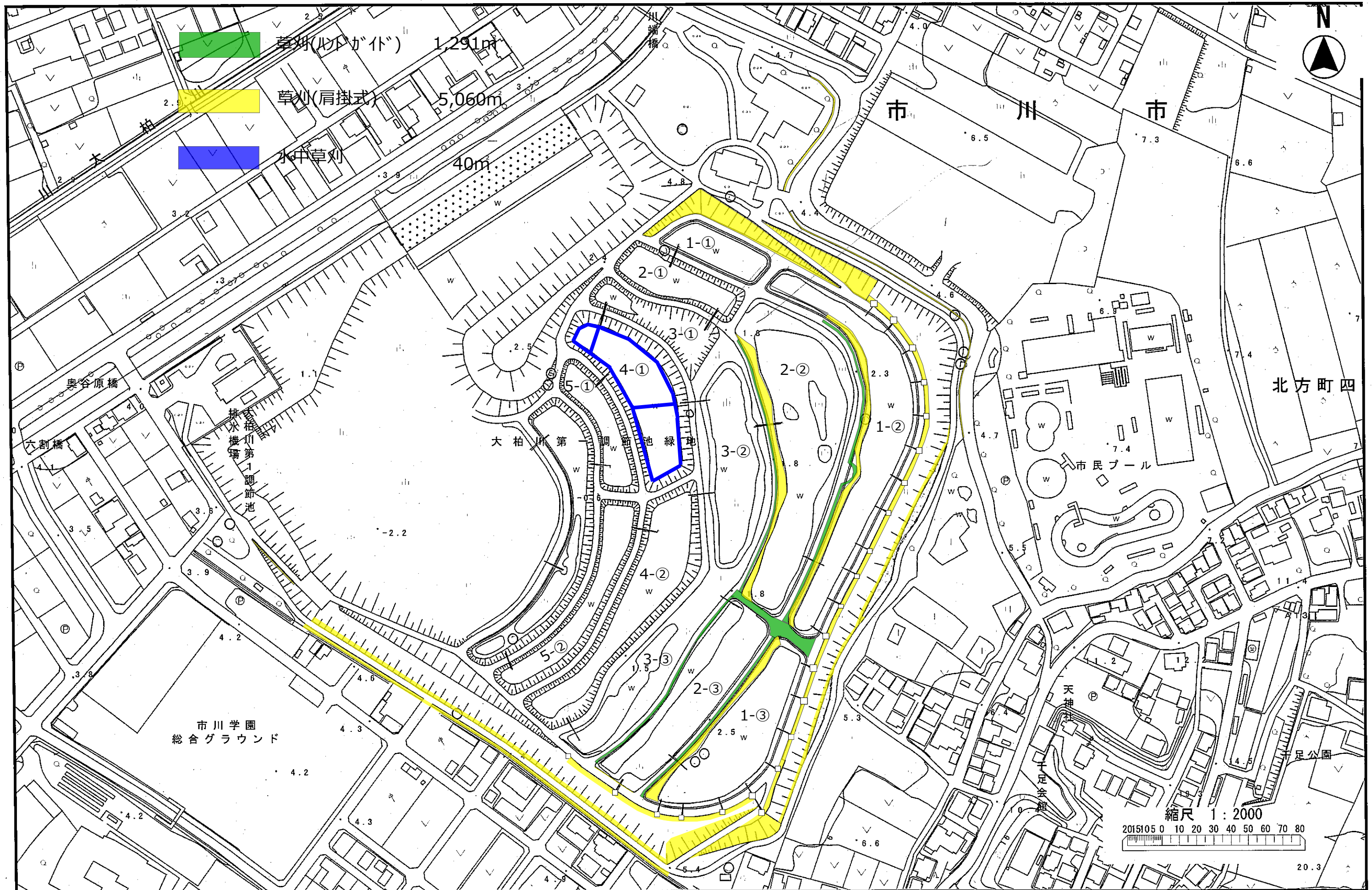
手順：内側から外側

- 草刈り(ハド*ガイト*)
- 草刈り(肩掛)
- 草刈り(棚池内)
- 耕起+草刈り
- 植生撤去+草刈り
- 溝掘り工+草刈り

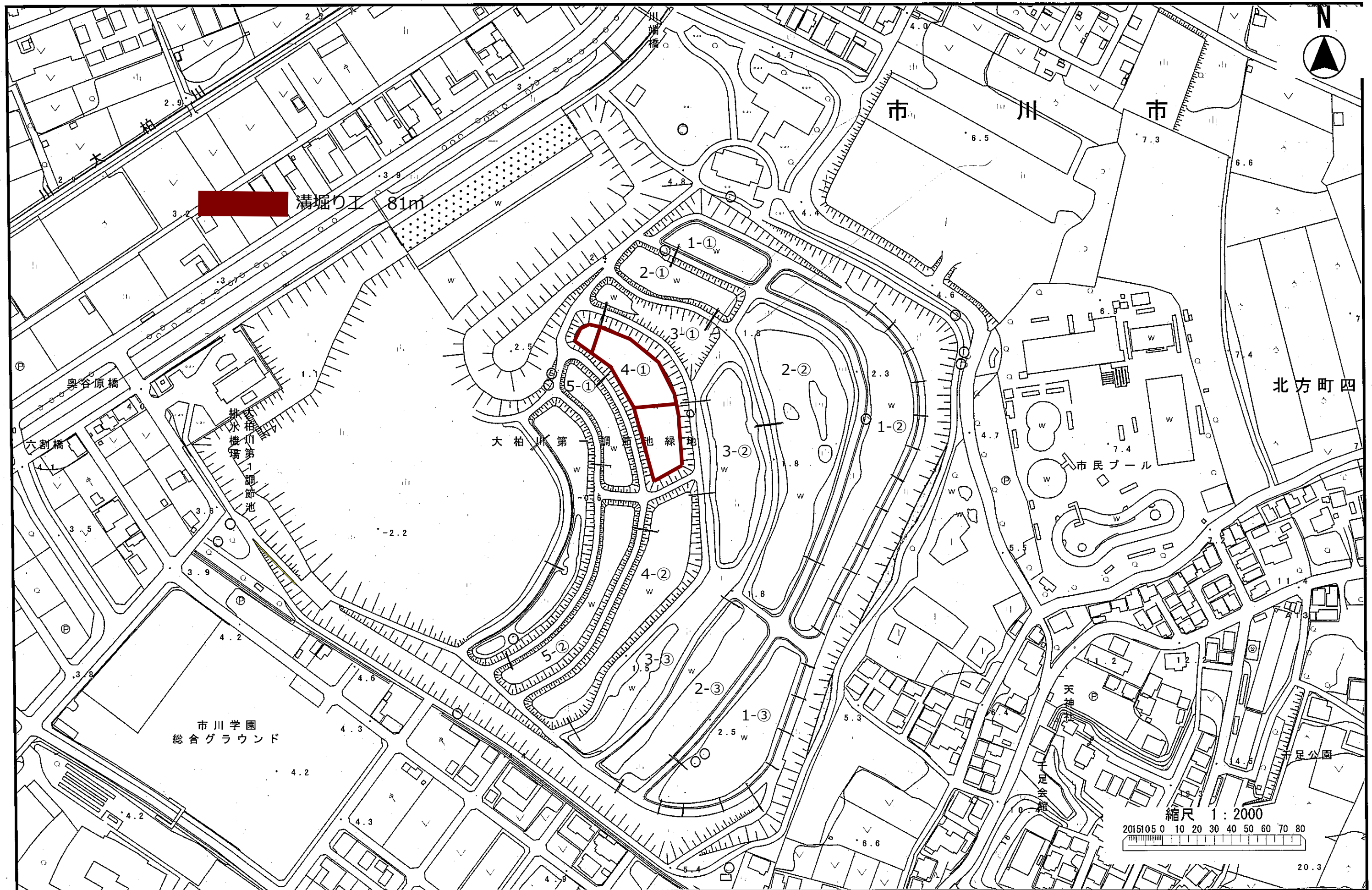
通路幅	
1, 2-①池間通路	4 m
1, 2-②池間通路	2 m
1, 2-③池間通路	
2, 3-①池間通路	1 m
2, 3-②池間通路	
2, 3-③池間通路	



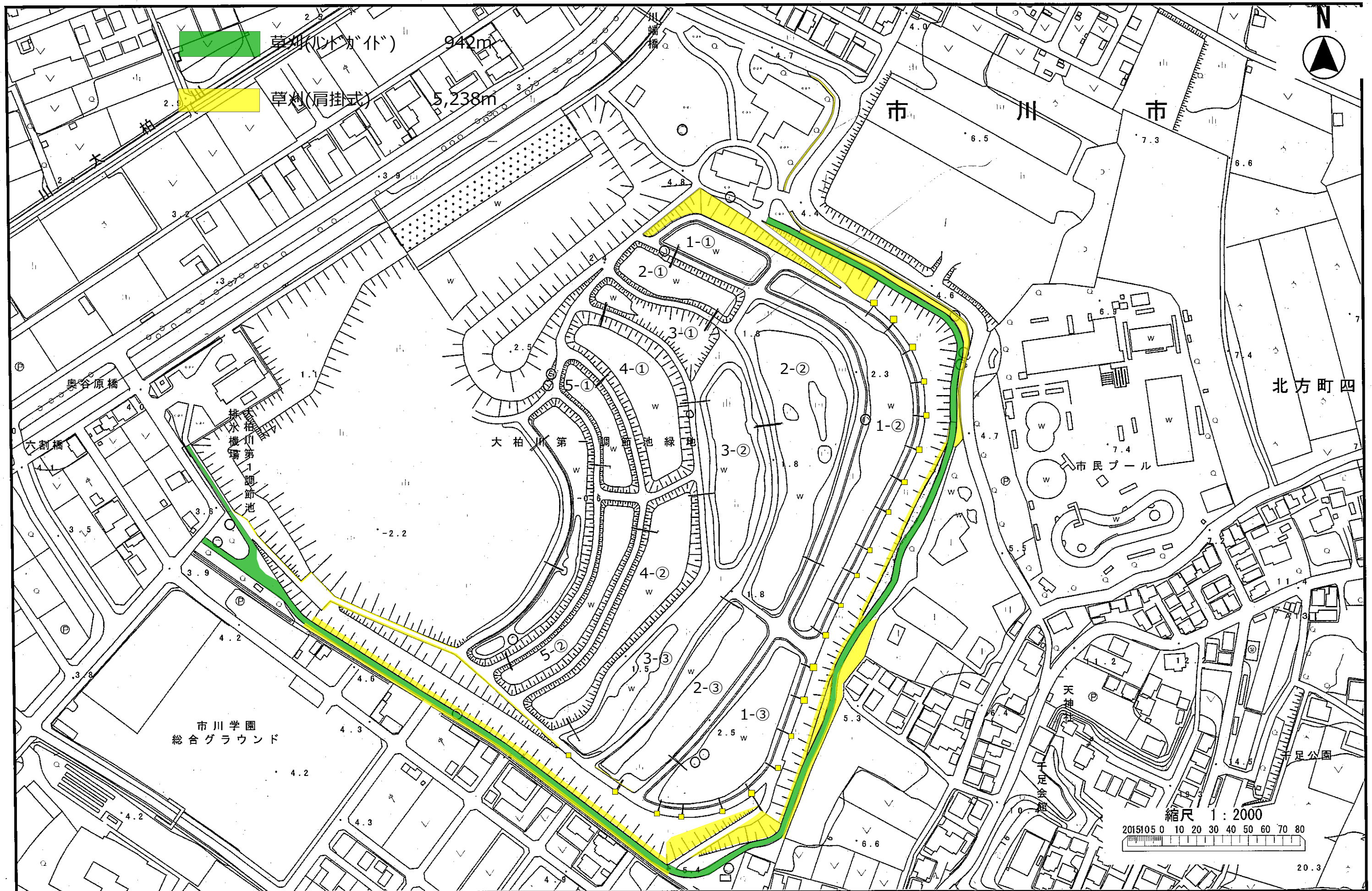


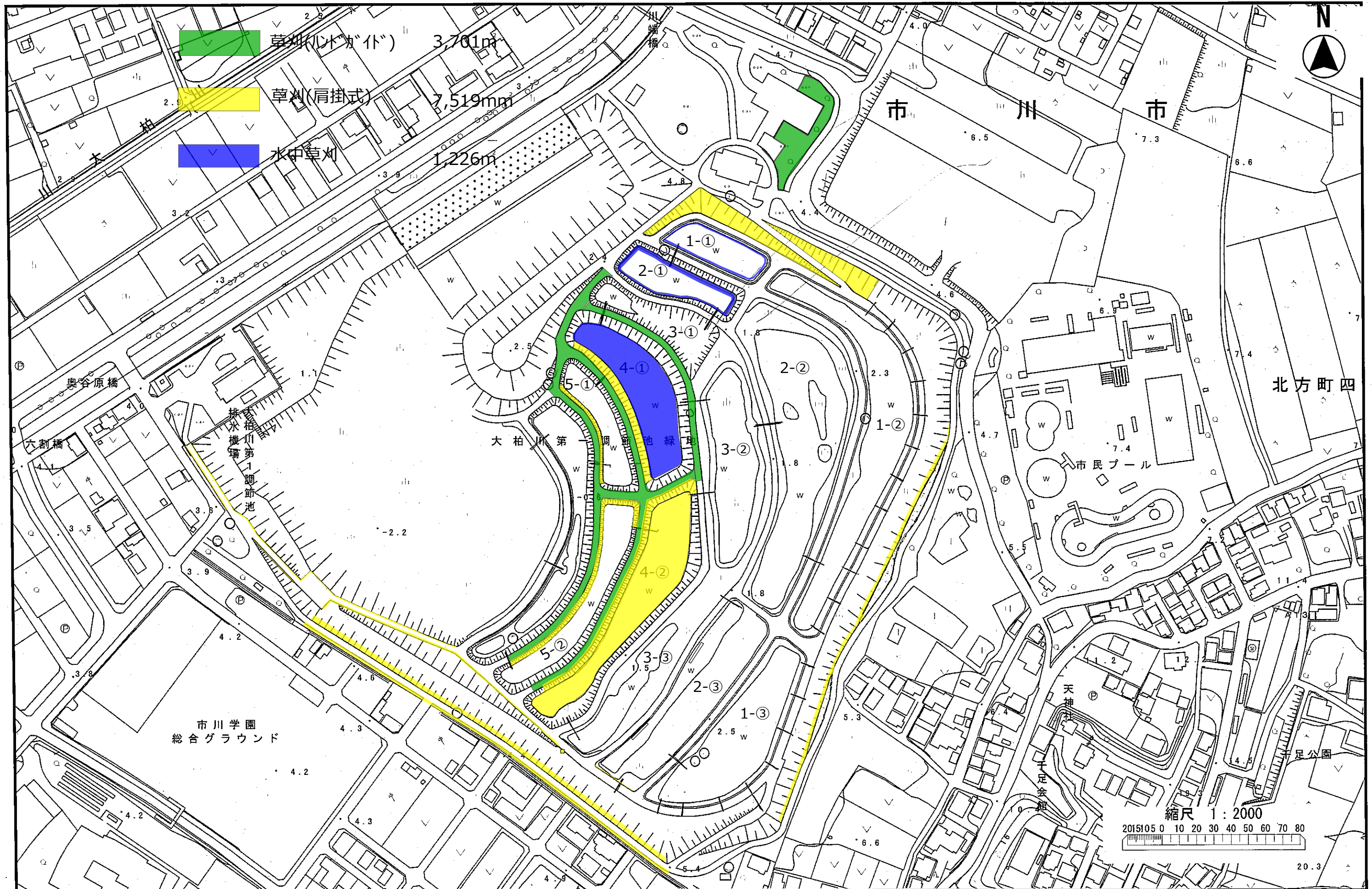


※通路幅：1・2-①池通路間:4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間：2m、2・3-②、2・3-③池通路間：1m

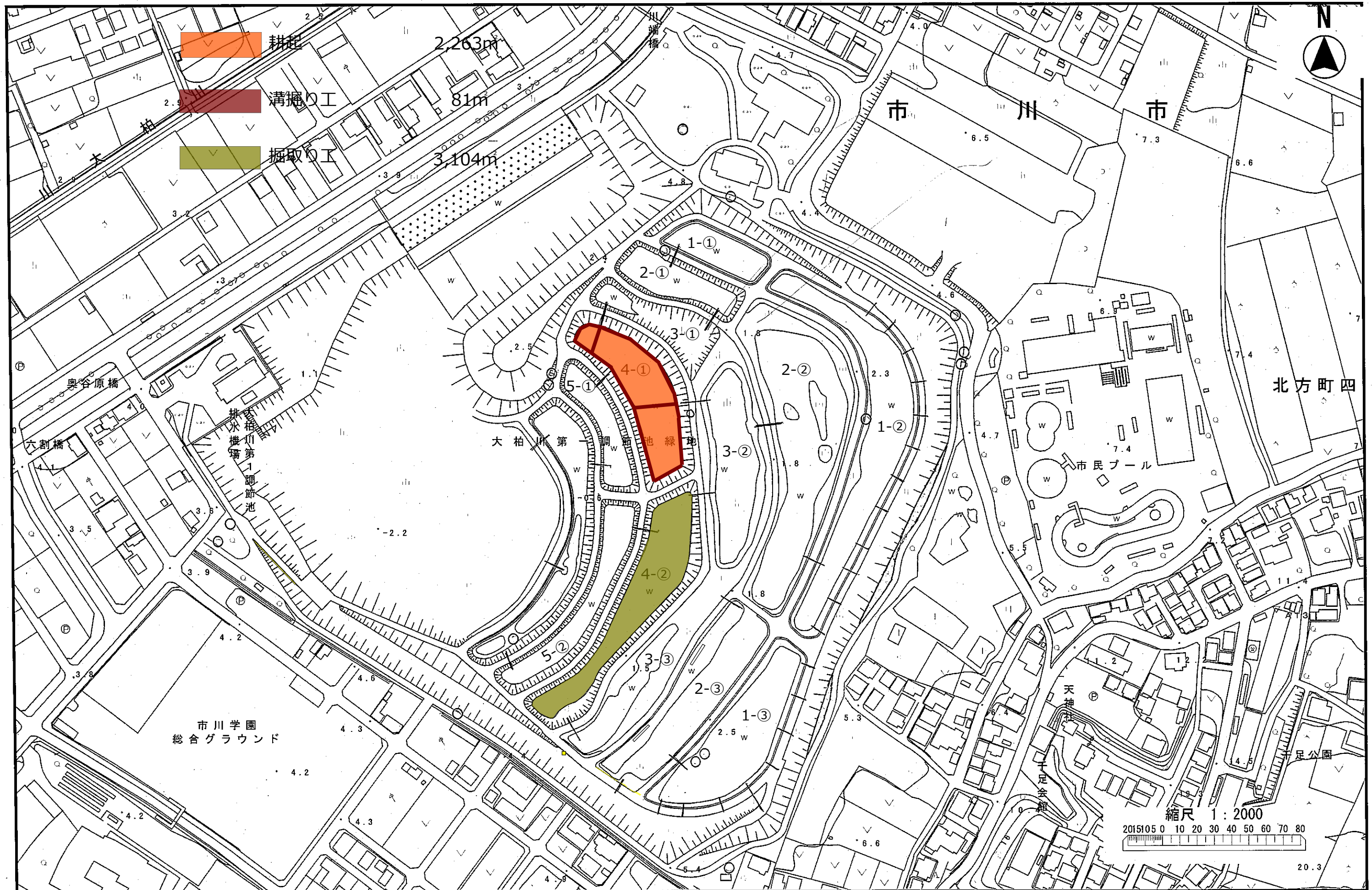


※通路幅: 1・2-①池通路間:4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間:2m、2・3-②、2・3-③池通路間:2m



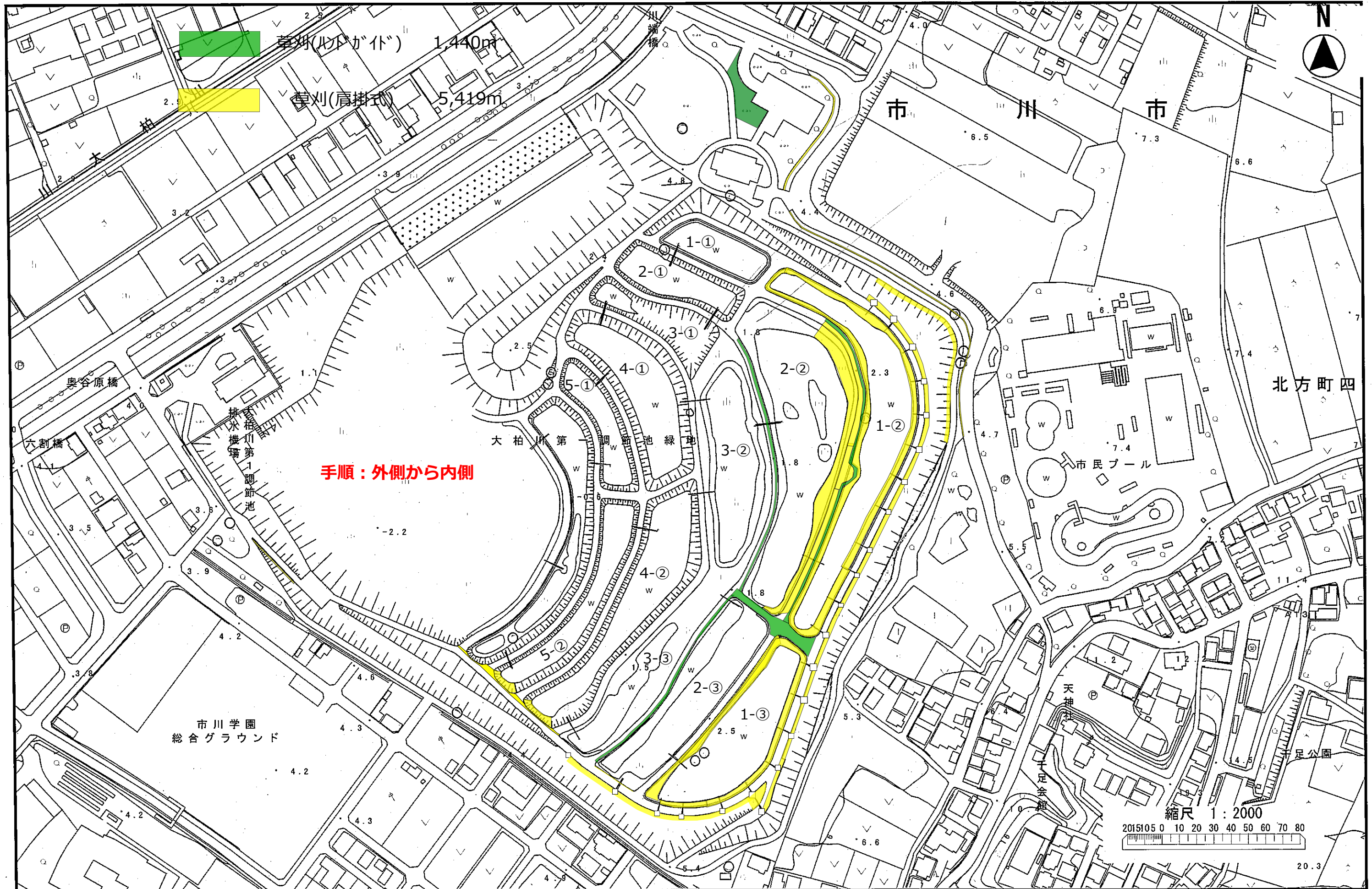


※通路幅：1・2-①池通路間：4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間：2m、2・3-②、2・3-③池通路間：1m



資料保 02.03.03 修正した計画図 (第3回目草刈り変更)

間：2m、2・3-②、2・3-③池通路間：2m



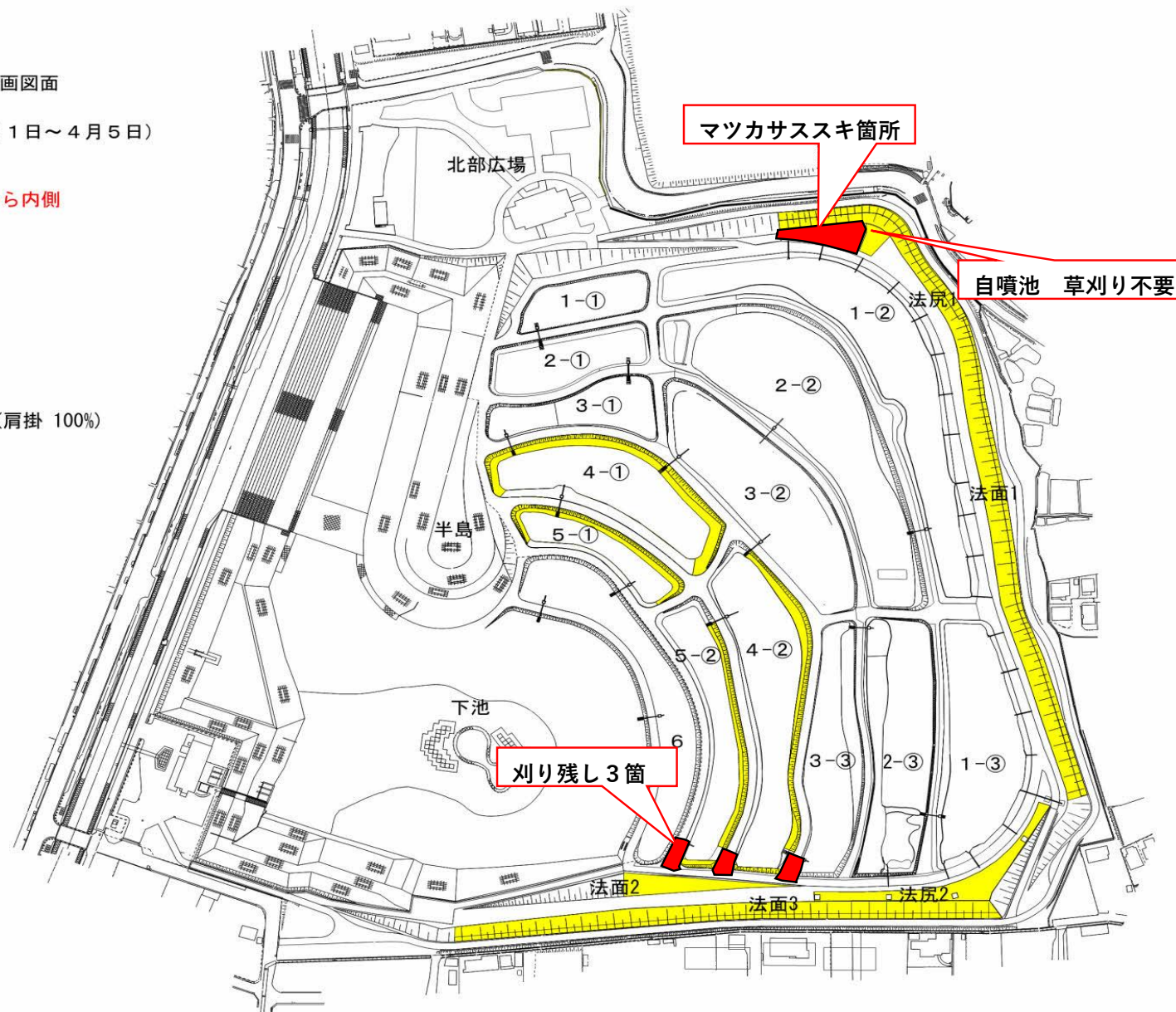
資料保 02.03.04 第1回目草刈り追加要求図面・施行図・実施図

2025年度計画図面

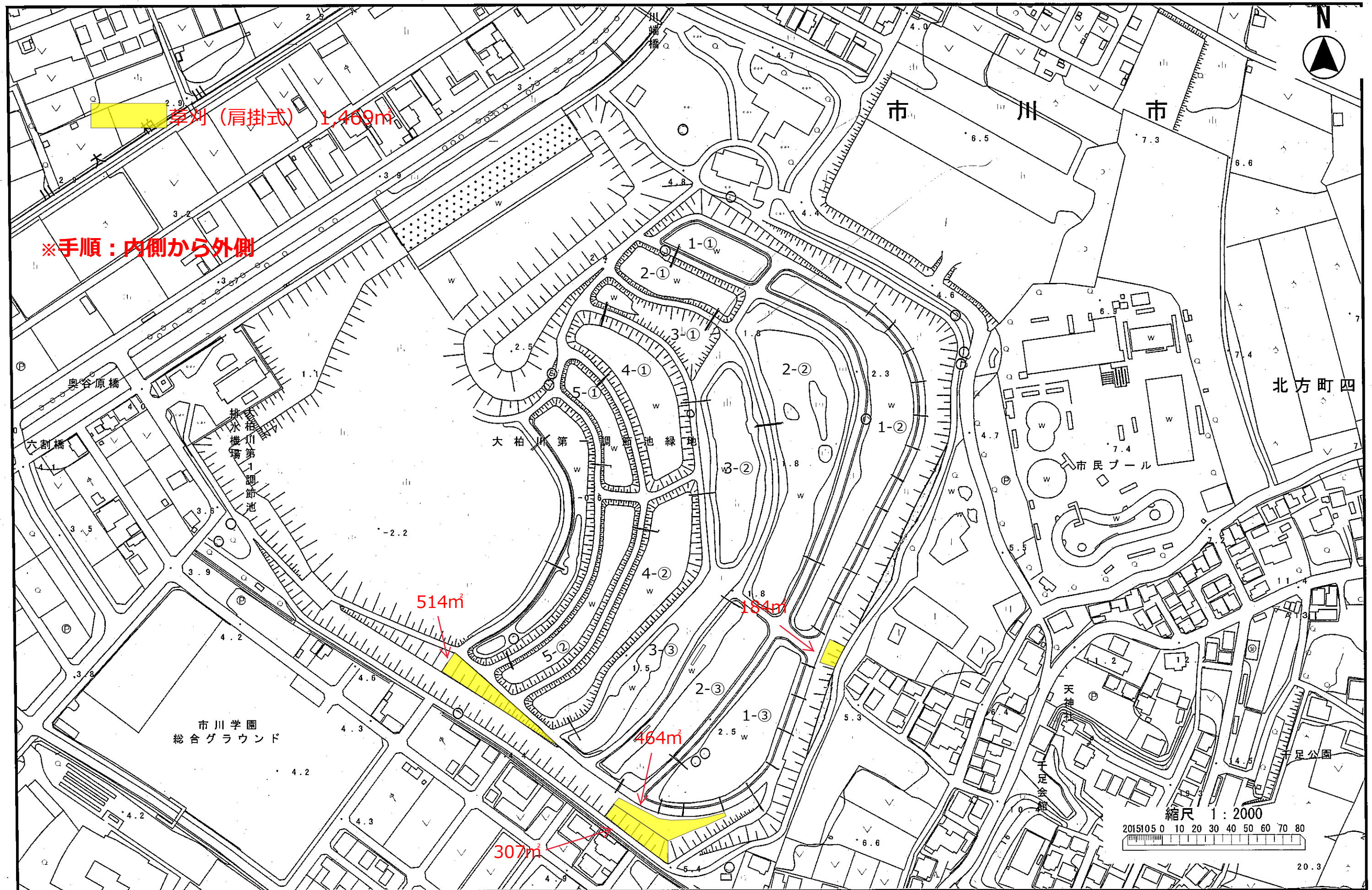
第1回目（4月1日～4月5日）

手順：外側から内側

草刈り（肩掛 100%）

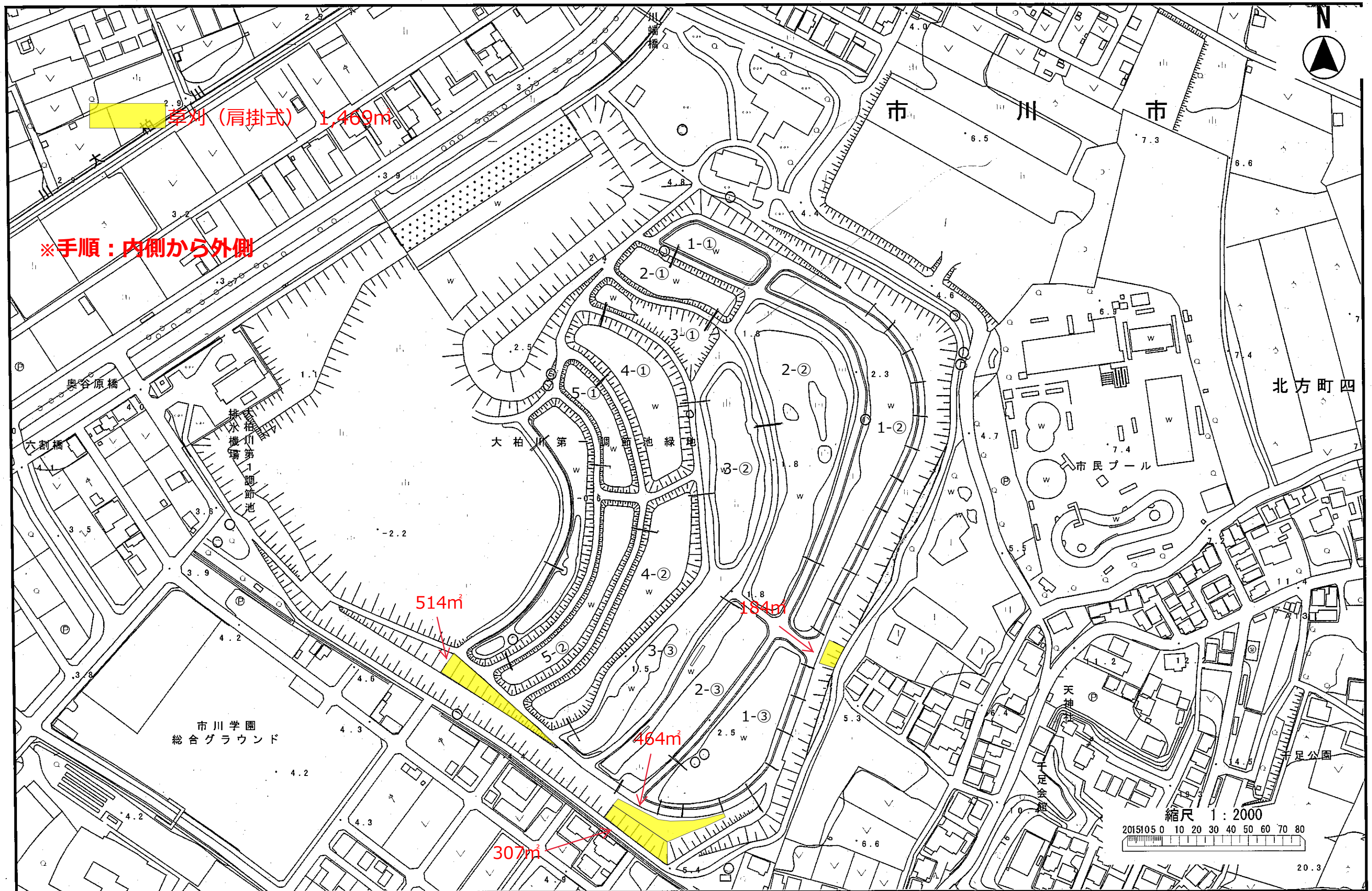


※通路幅：1・2-①池通路間：4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間：2m、2・3-②、2・3-③池通路間：1m



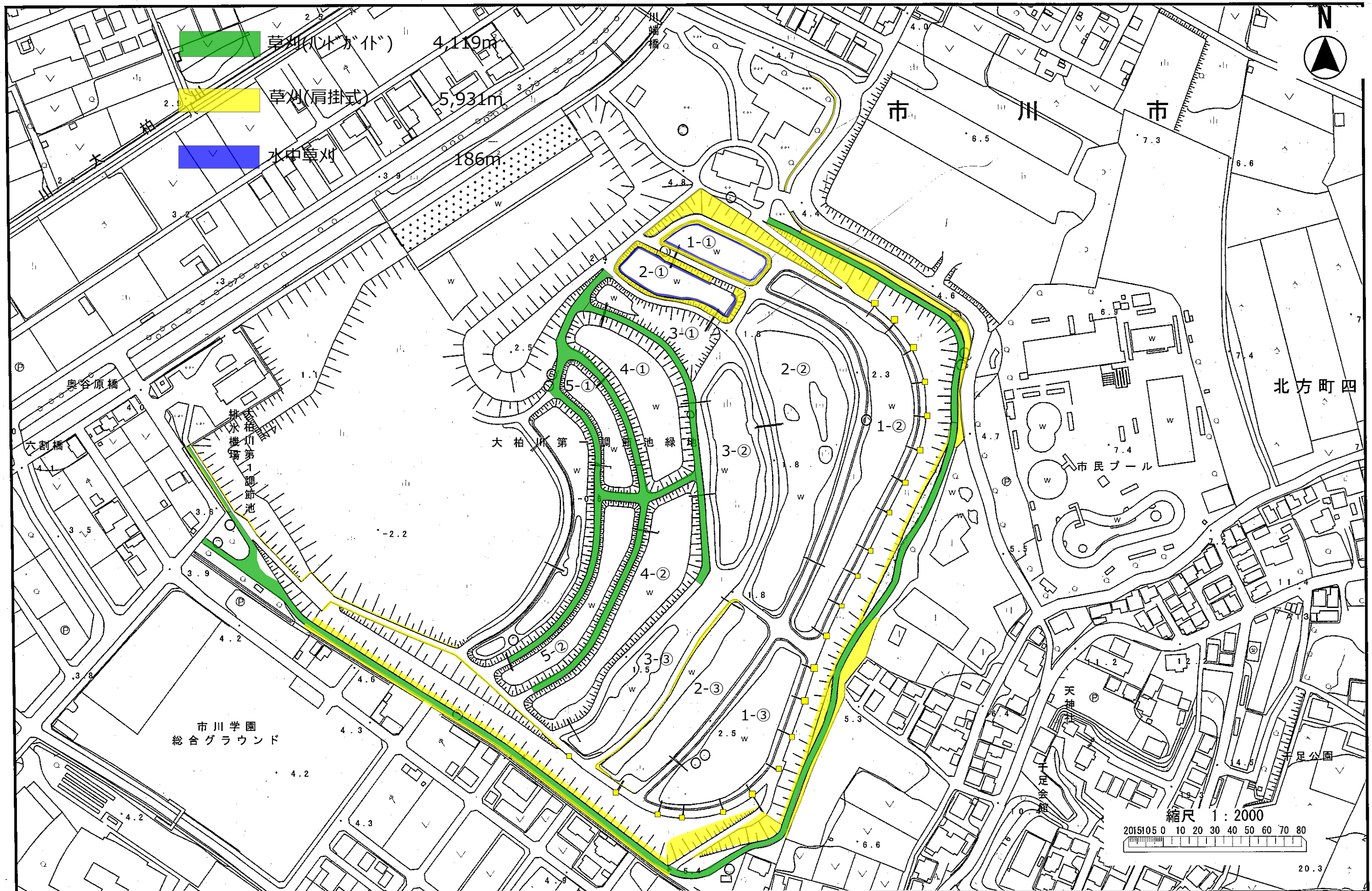
令和7年度 実施図(4月 4日~4月7日)

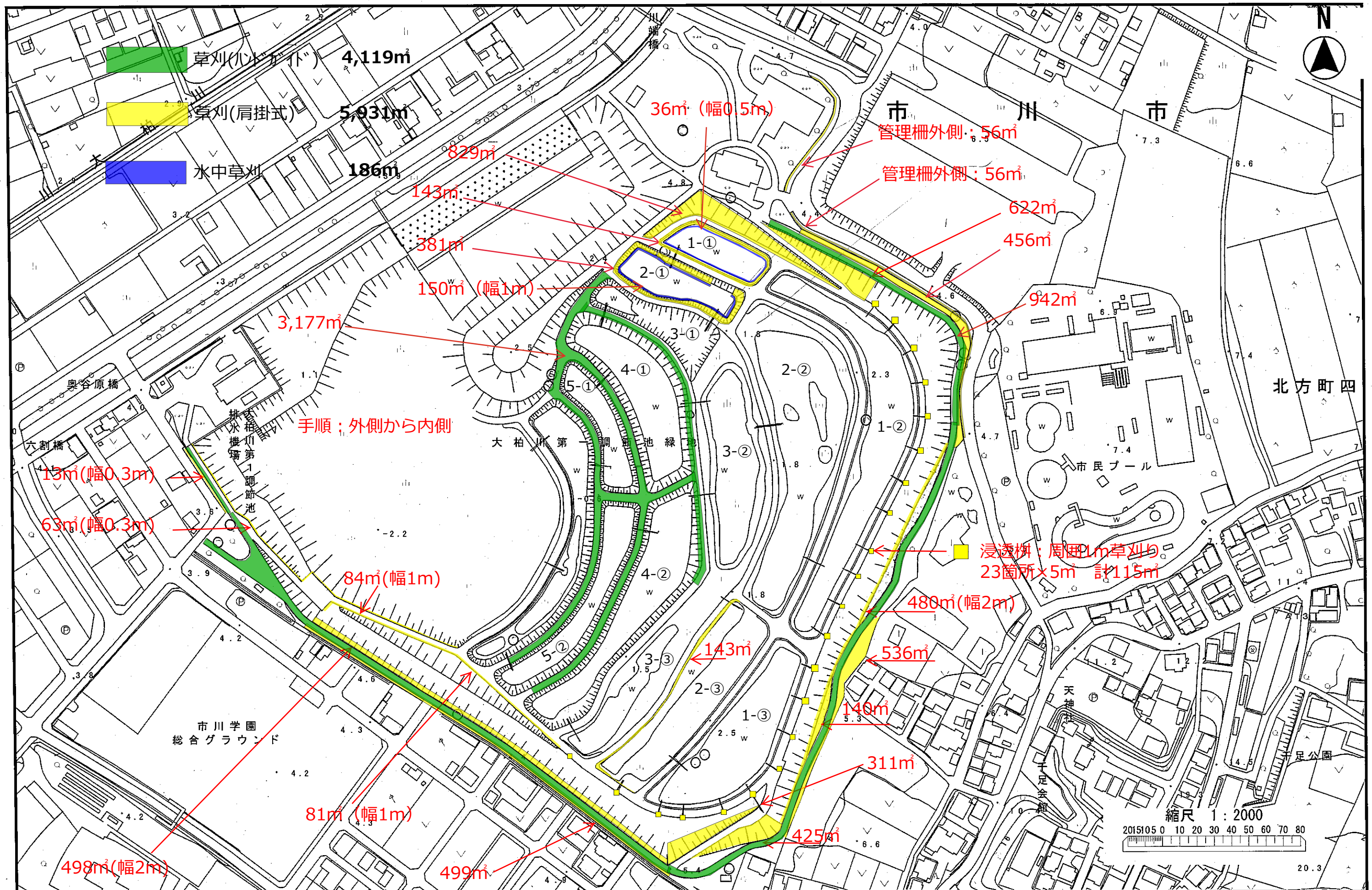
※通路幅 : 1・2-①池通路間:4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間 : 2m、2・3-②、2・3-③池通路間 : 1m

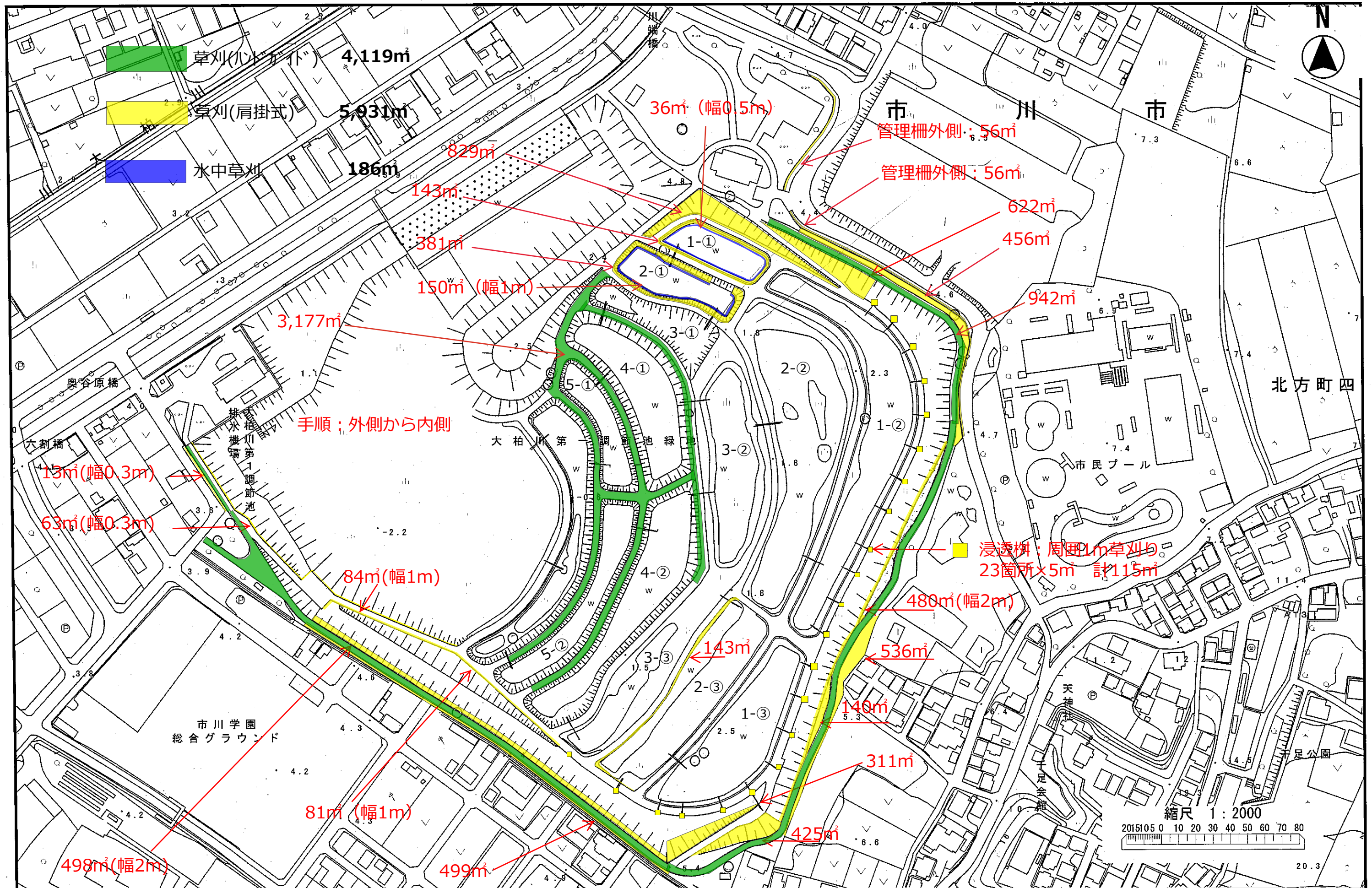


資料保 02.03.05 第2回目計画図・施工図・実施図・肩掛式・水中)

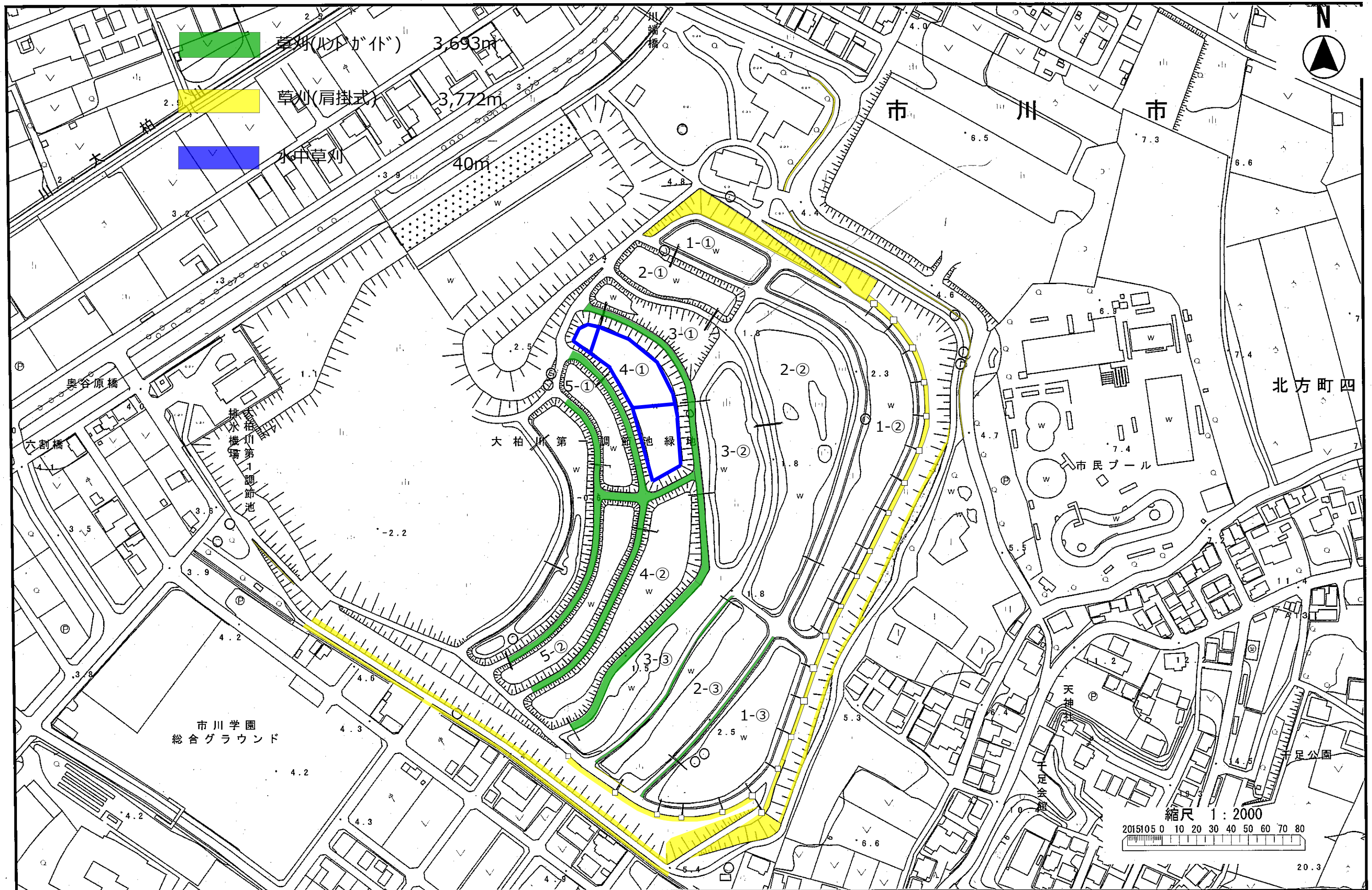
※通路幅：1・2-①池通路間:4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間：2m、2・3-②、2・3-③池通路間：2m



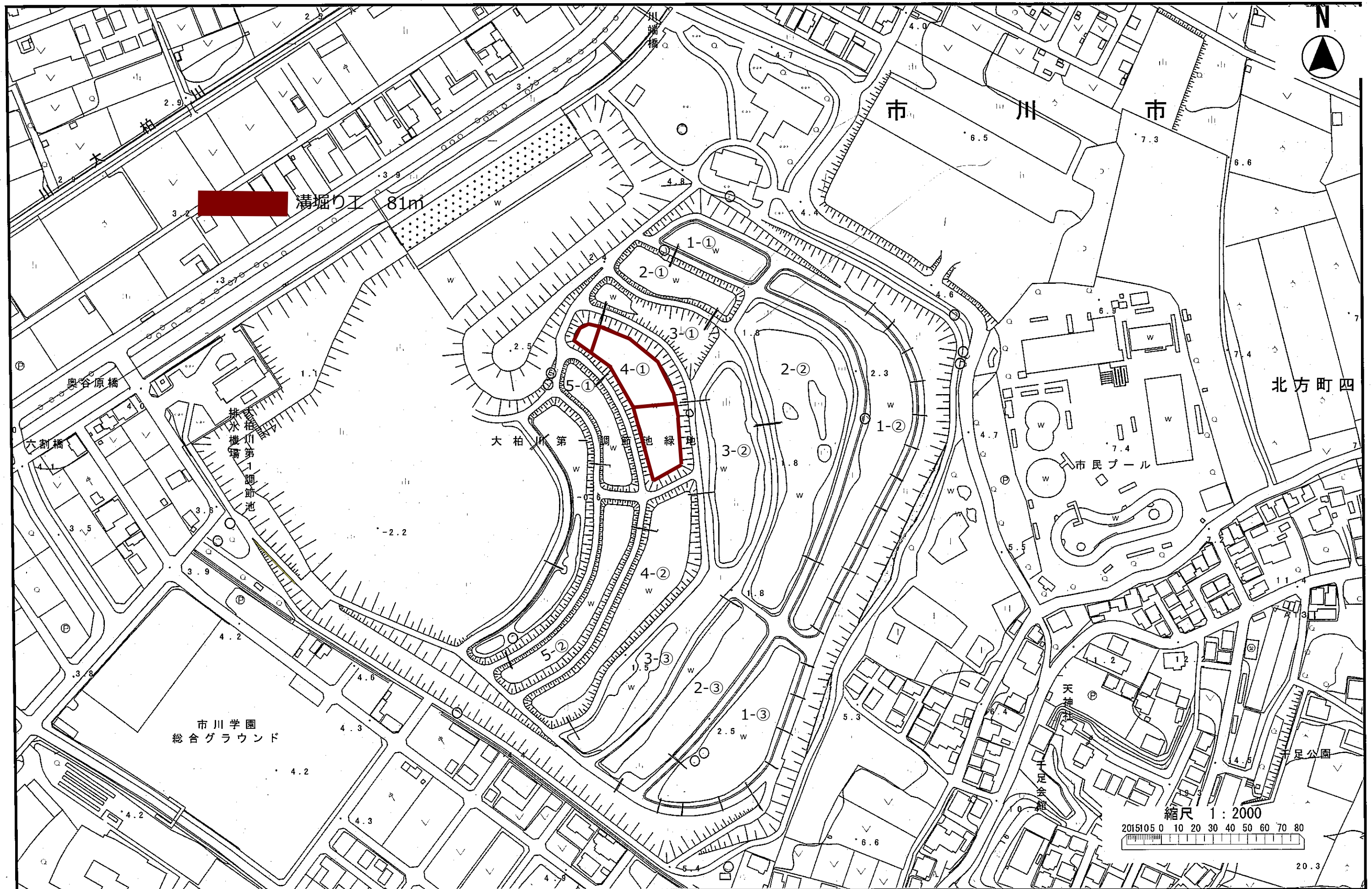




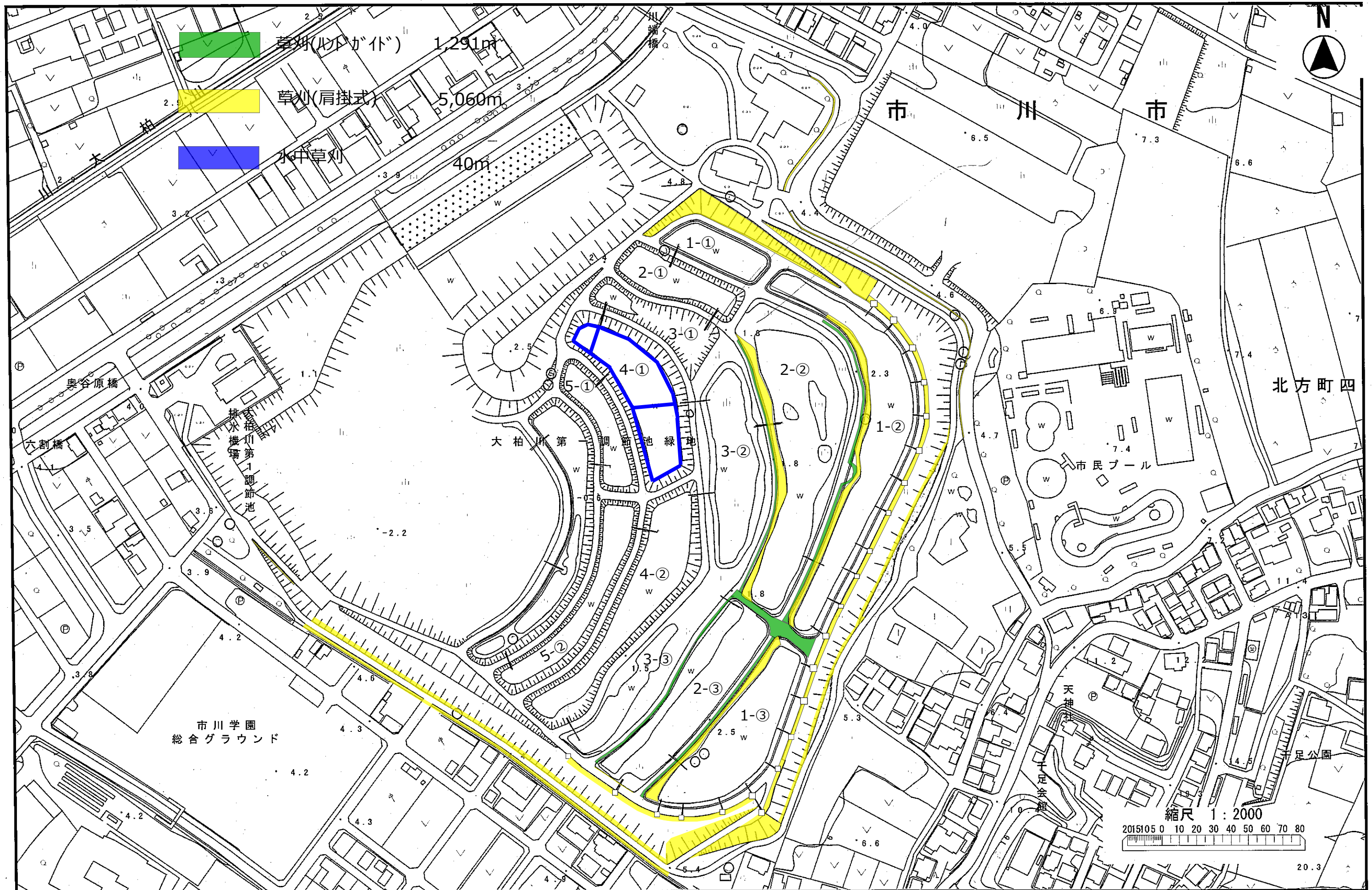
資料保 02.03.06 第3回目草刈り計画図 (入札時添付)・計画図 (変更)・施工図・実施図 ③池通路間: 2m



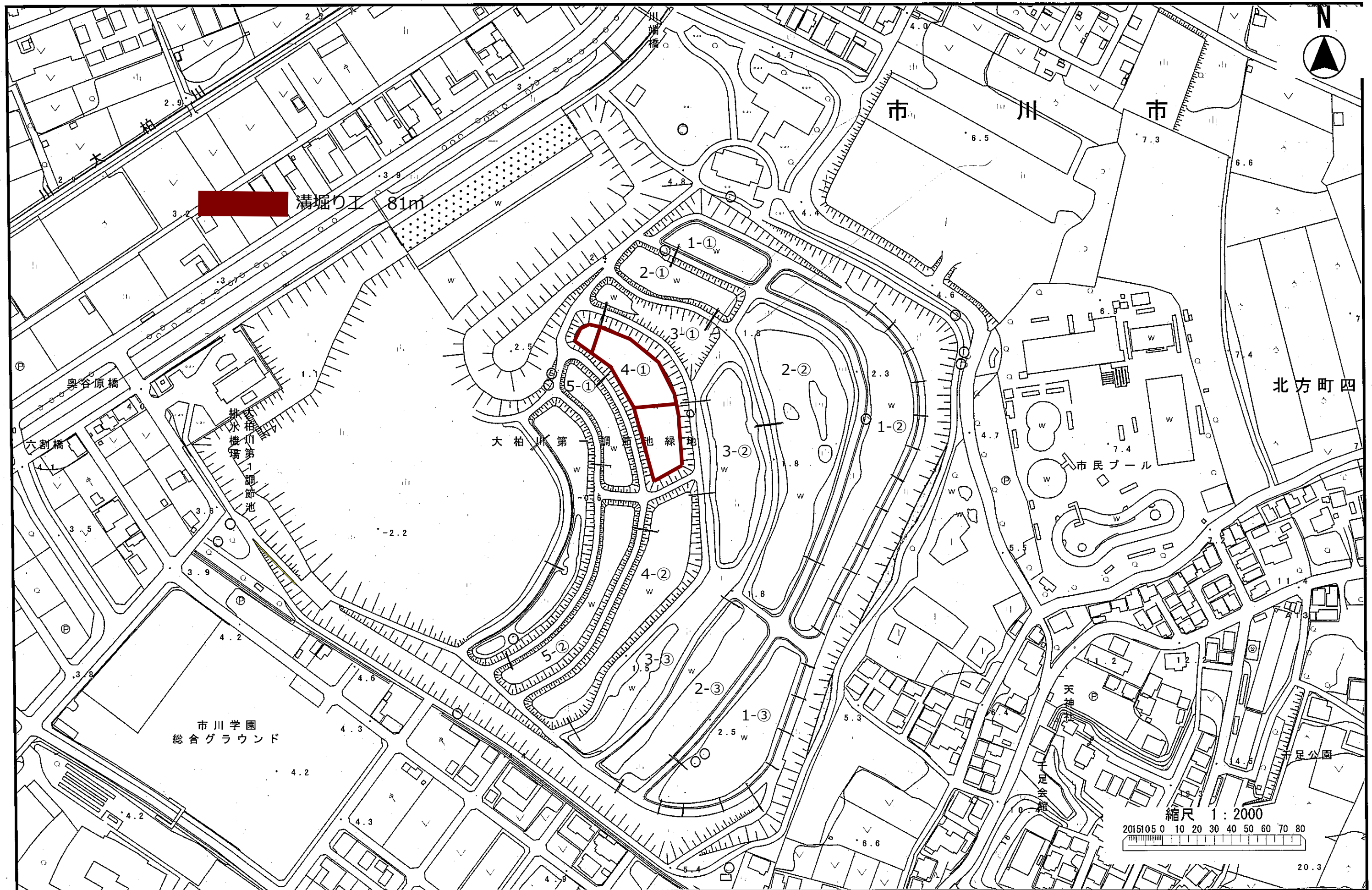
※通路幅：1・2-①池通路間:4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間：2m、2・3-②、2・3-③池通路間：1m

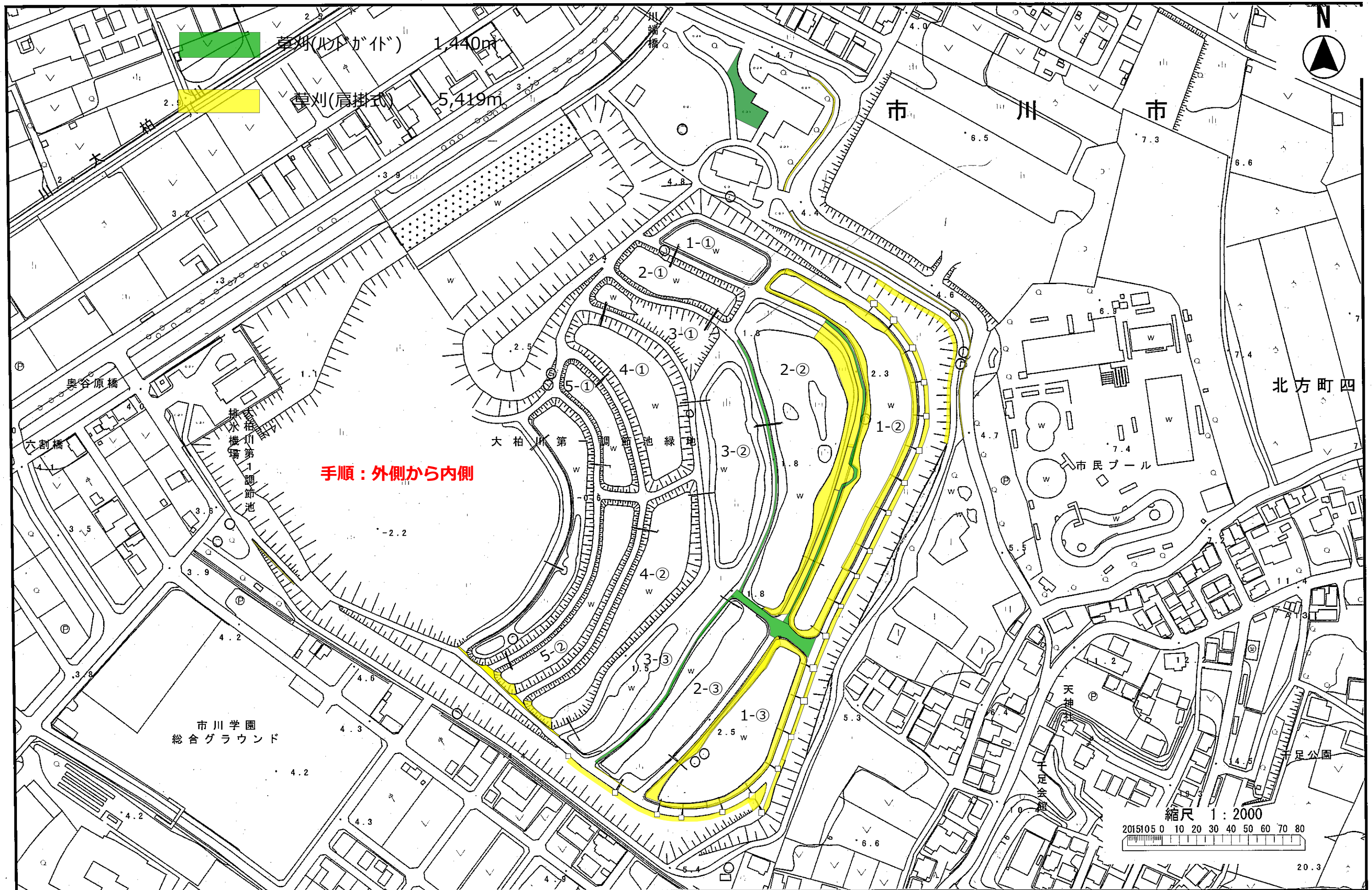


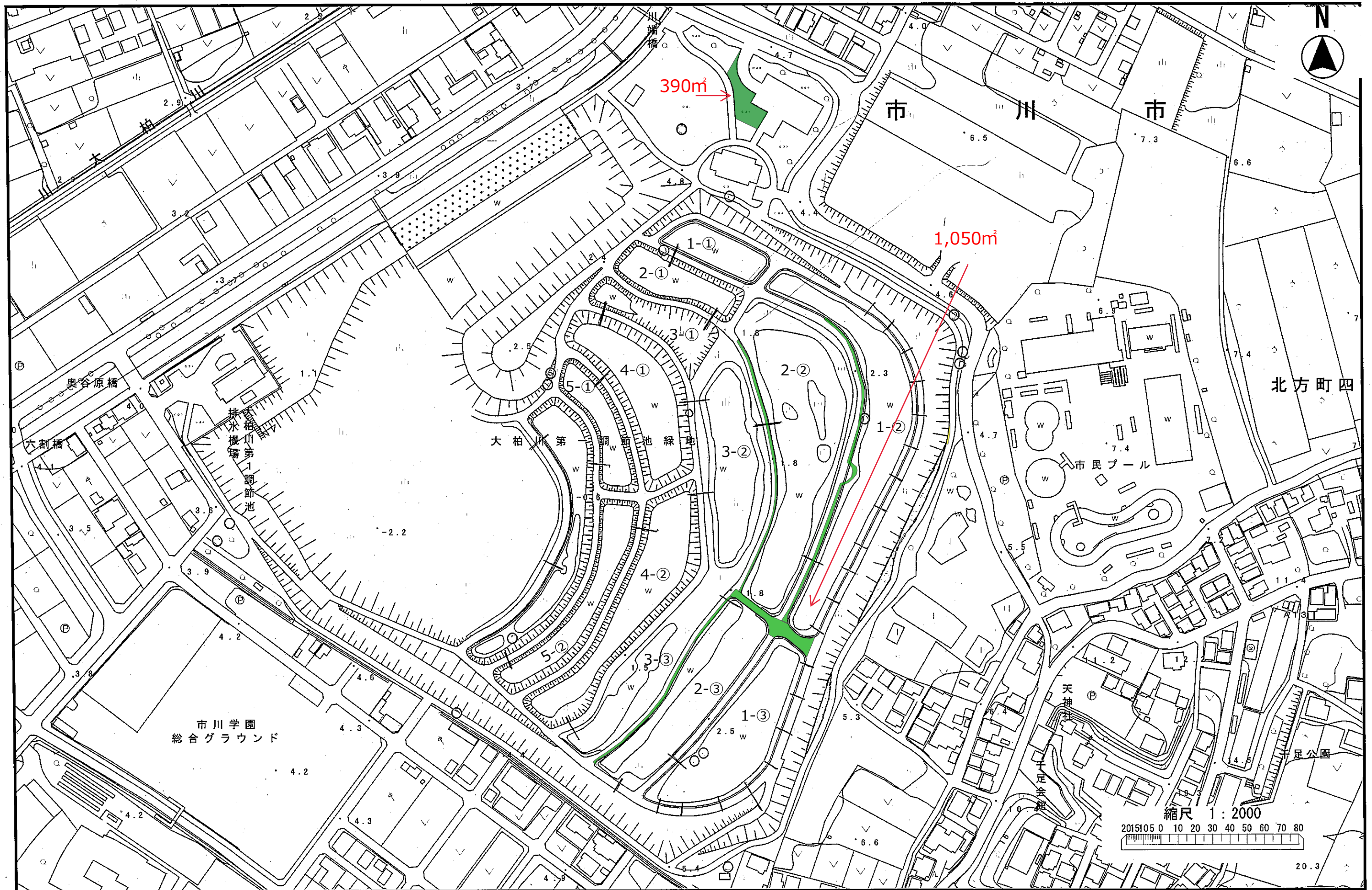
※通路幅：1・2-①池通路間:4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間：2m、2・3-②、2・3-③池通路間：2m

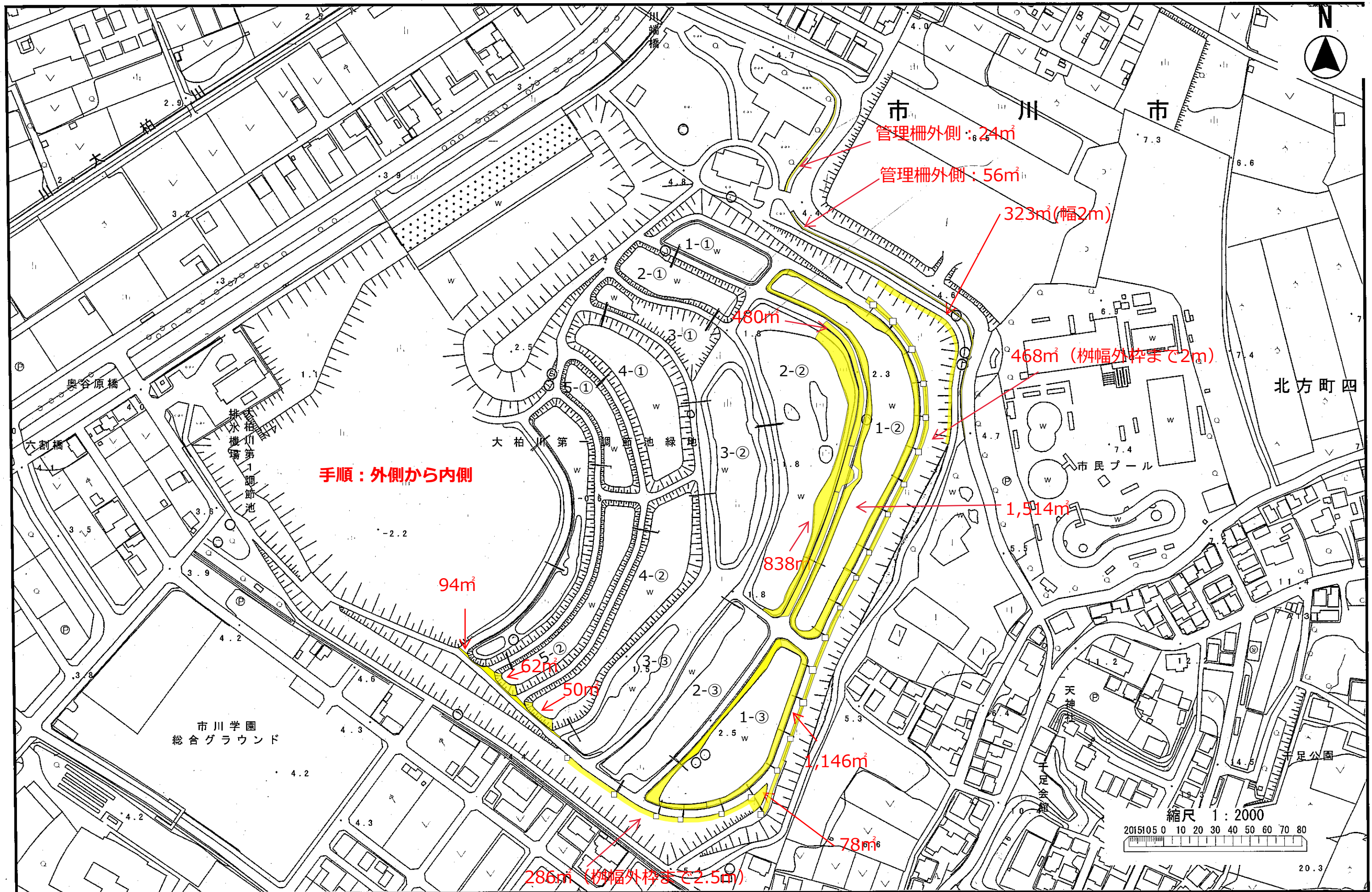


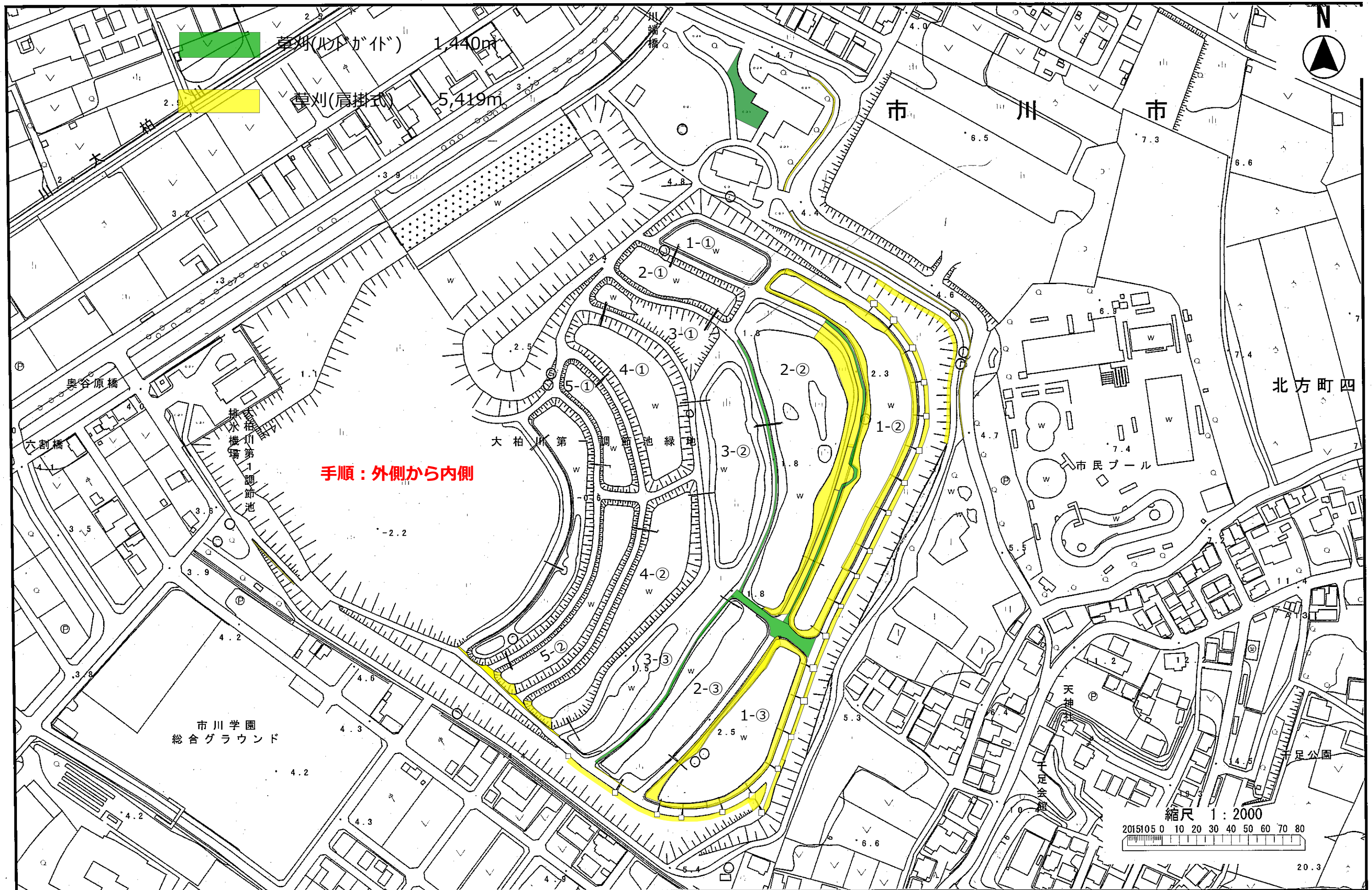
※通路幅：1・2-①池通路間:4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間：2m、2・3-②、2・3-③池通路間：1m











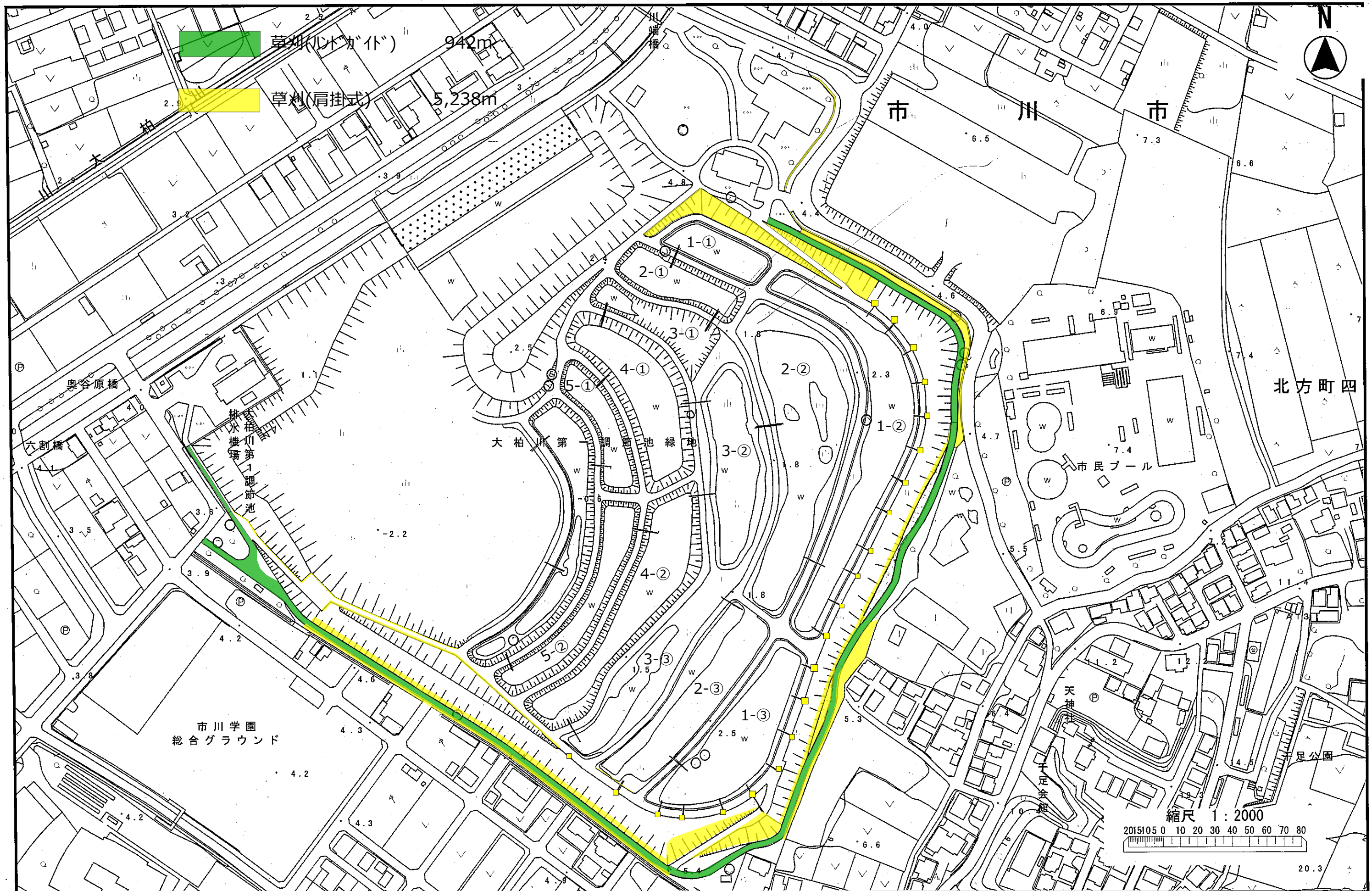
資料保 02.03.07 令和7年度第2期計画図の修正について

令和7年7月25日

草刈場所	手法	内容	理由
駐車場西側	ハンドガイド	追加	安全性の視点から追加
2ー③、1ー③間棚池通路		削除	第1期に草刈を行っており、現地確認にて今回は不要とした
生息環境整備ゾーンの棚池通路		削除	第1期に草刈を行っており、予算の範囲があるため見送った
ビクターセンター前の斜面(東側)	肩掛け	削除	第1期に草刈を行っており、現地確認にて今回は不要とした
ビクターセンター前の斜面(西側)		削除	第1期に草刈を行っており、現地確認にて今回は不要とした
東側外周路法面		削除	第1期に草刈を行っており、現地確認にて今回は不要とした
東側外周路の法面(北側カーブ部分)		追加	安全性の視点から追加した(ただし、予算の範囲があつて2m幅)
1ー②全周法面		追加	安全性の視点から追加した
2ー②東側法面		追加	安全性の視点から追加した
1ー③全周法面		追加	安全性の視点から追加した
南門前の斜面		削除	第1期に草刈を行っており、現地確認にて今回は不要とした
南門前の斜面(西側)先端部		追加	安全性の視点から追加した
5-②・4-②の南側法面及び通路の一部		追加	安全性の視点から追加した
南側外周路の外側(市川学園側)		削除	第1期に草刈を行っており、現地確認にて今回は不要とした
南側外周路法面		削除	第1期に草刈を行っており、現地確認にて今回は不要とした
4ー①	水中草刈	削除	予算の範囲があるため見送った

資料保 02.03.08 第3回目 計画外草刈りとフェンス草刈り

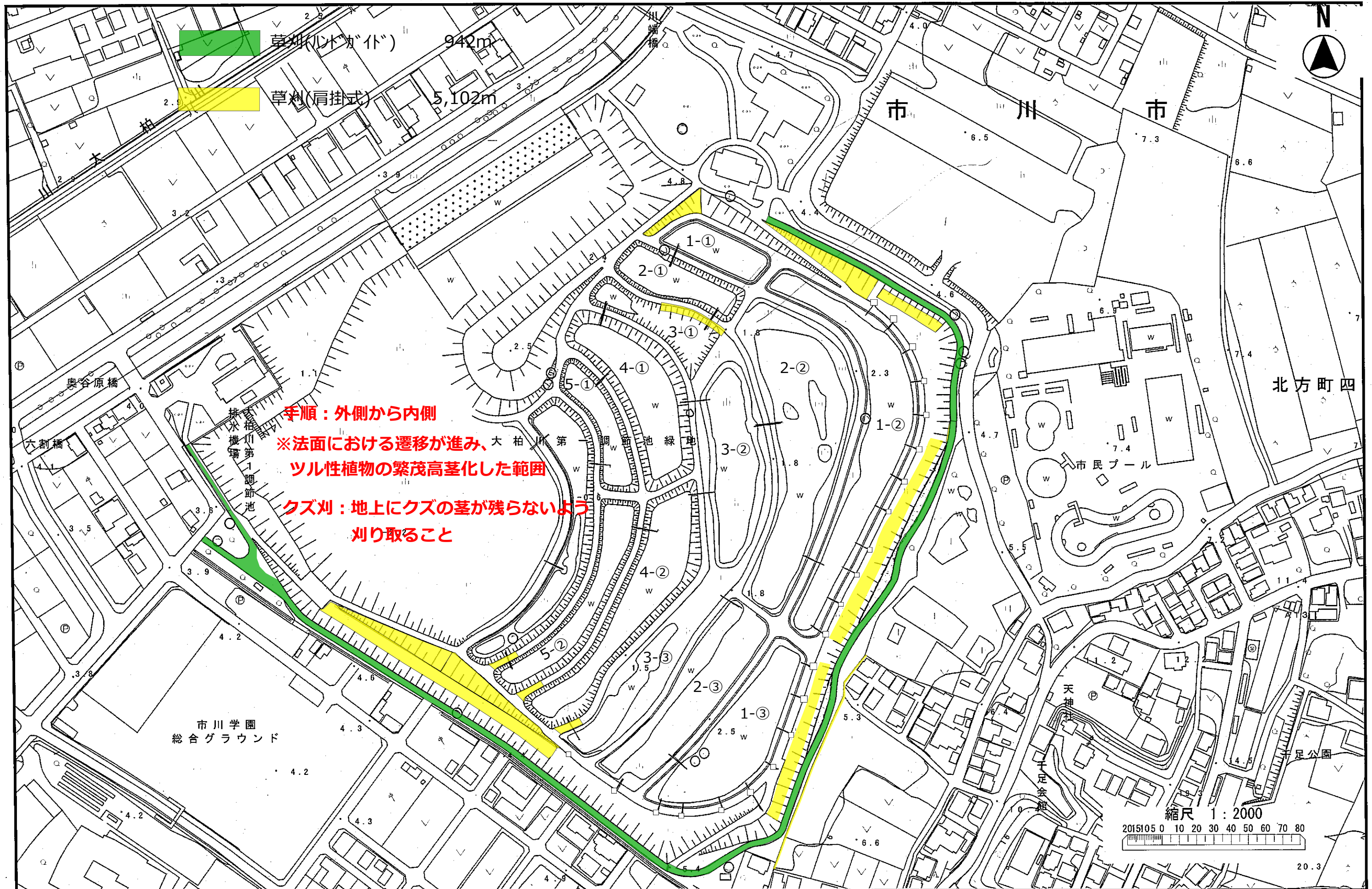




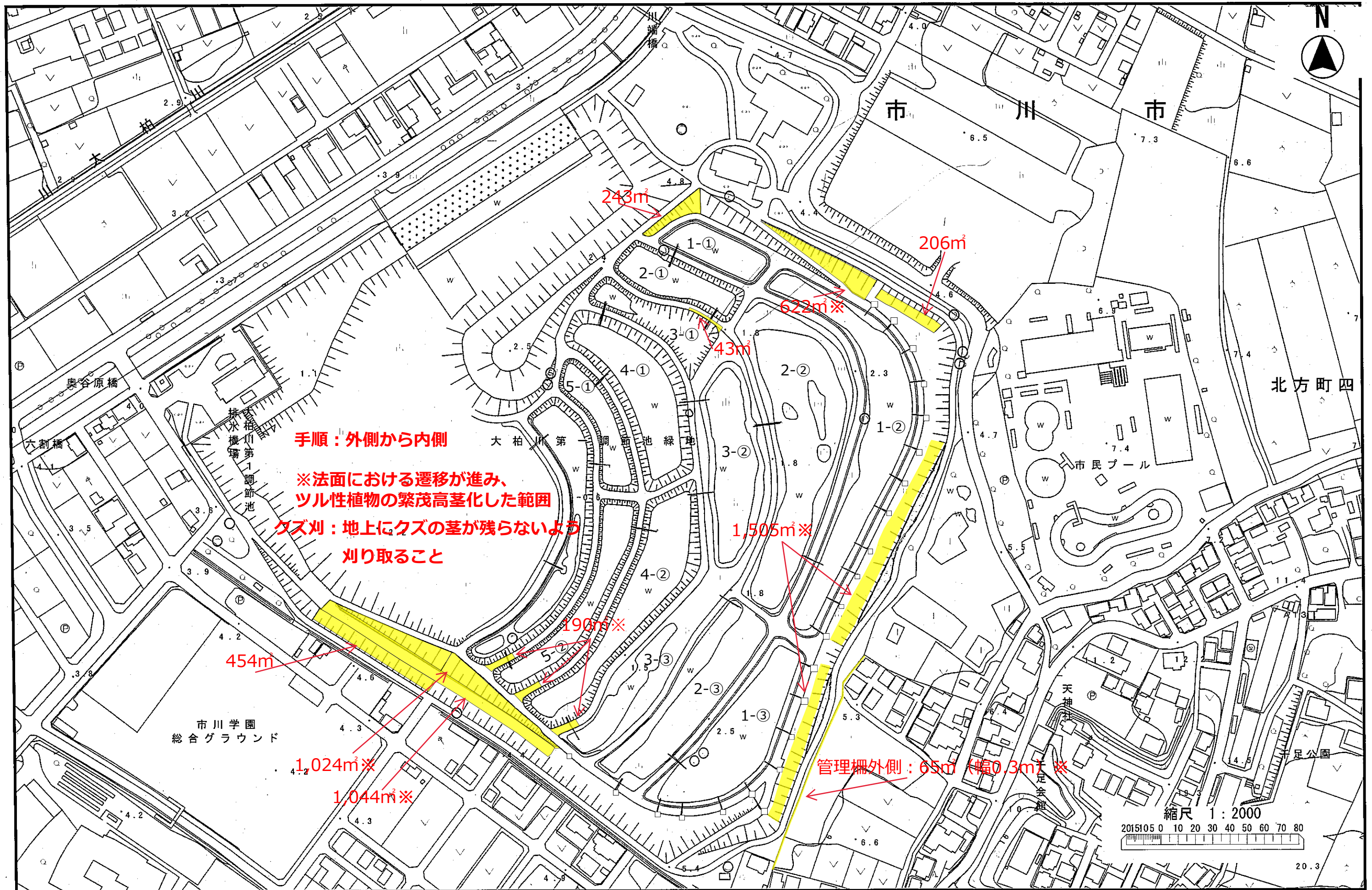


- 144

※通路幅：1・2-①池通路間:4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間：2m、2・3-②、2・3-③池通路間：2m



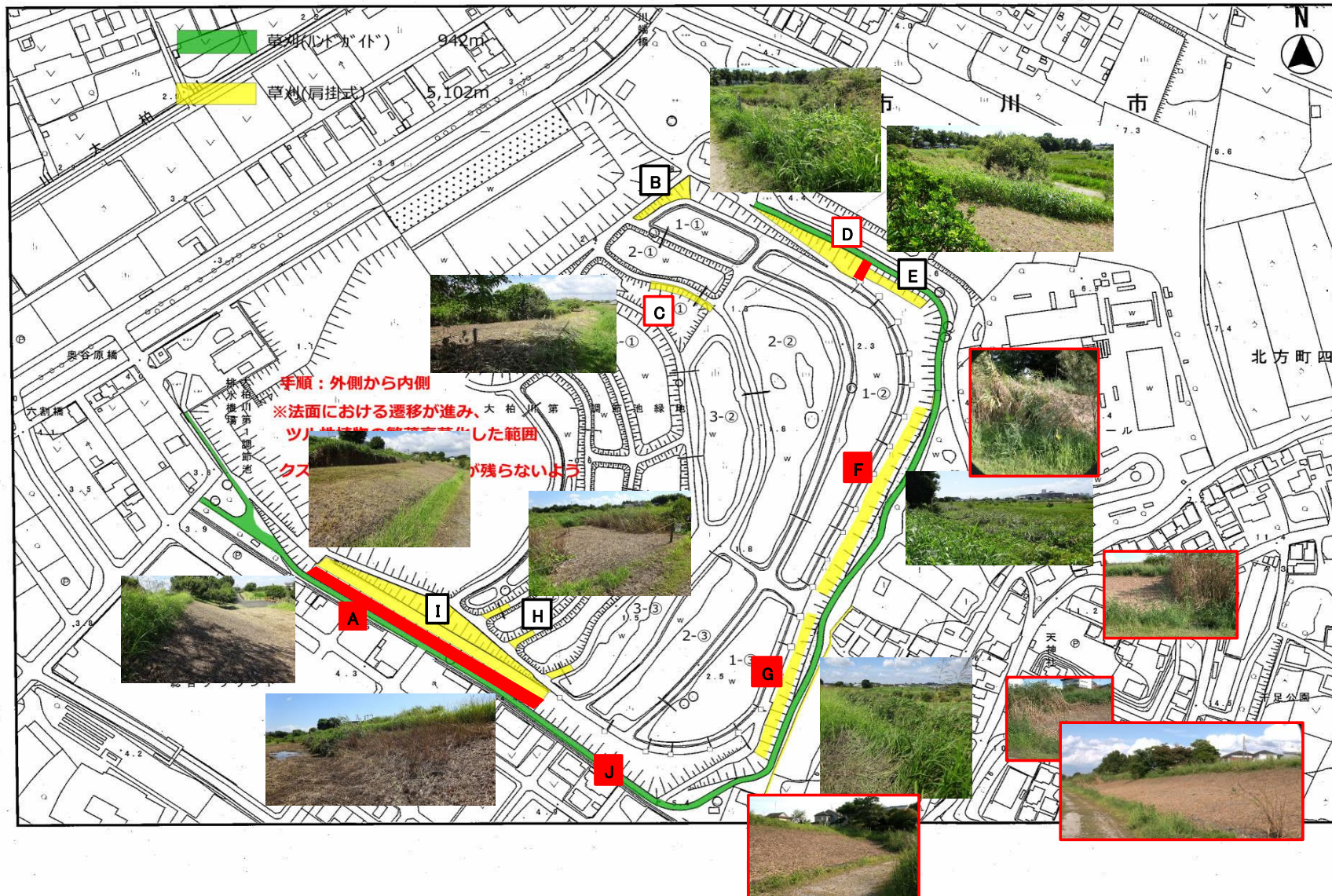
実施図(市)



草刈り検証 (ぼっけ生きものの倶楽部)

令和7年度 第3期(9月 1日～ 9月10日) 施工図 草刈 (ハンドガイド・肩掛式)

※通路幅 : 1・2-①池通路間:4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間 : 2m、2・3-②、2・3-③池通路間 : 2m



2025/9/7

A:908m2箇所追加 図面修正 草刈り作業中 範囲半分実施

B、E、H、I:完了

C:作業中 通路部草刈りも実施、法面未草刈り

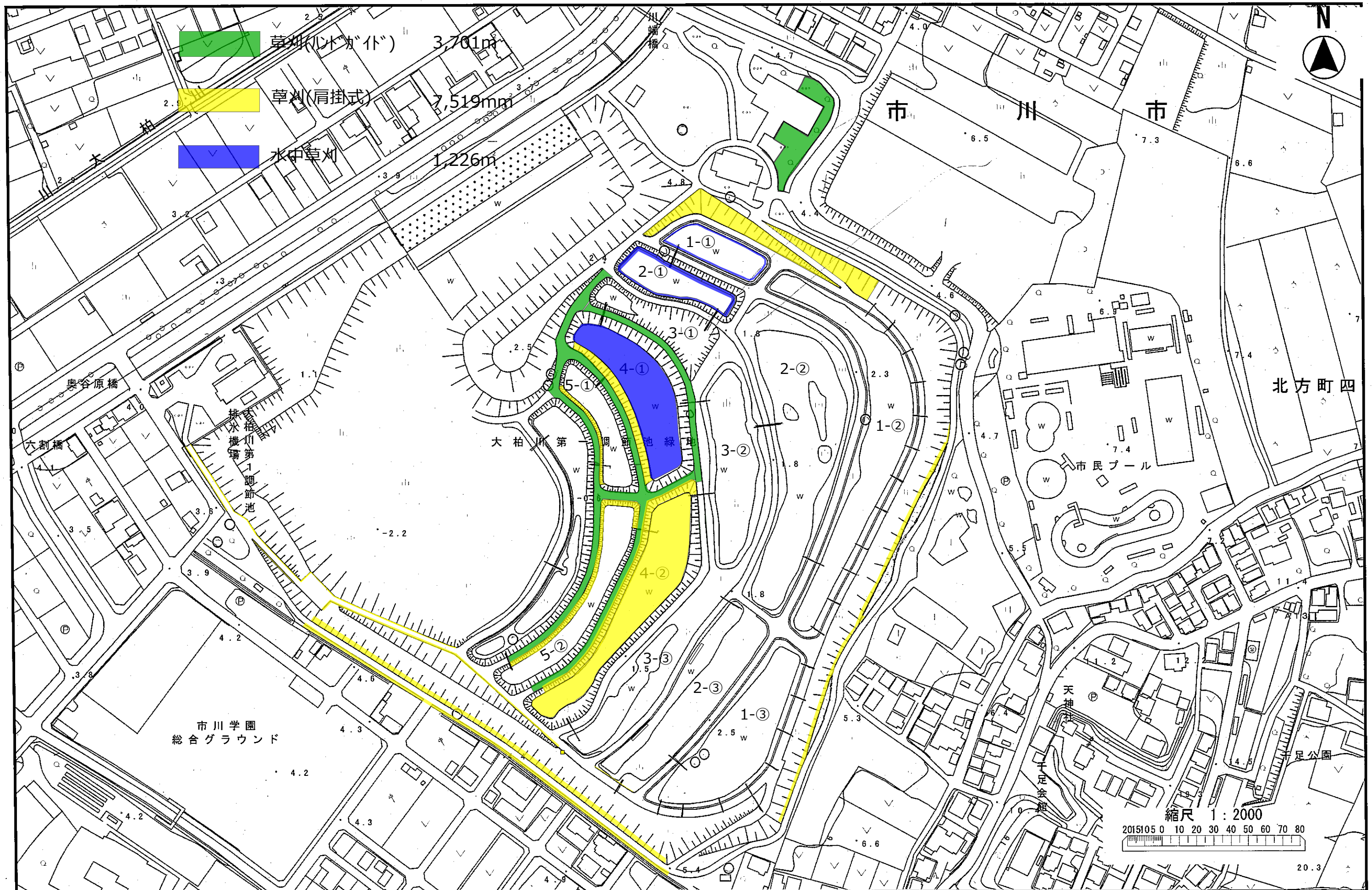
D:刈り残り 赤い範囲 目印杭まで刈ること

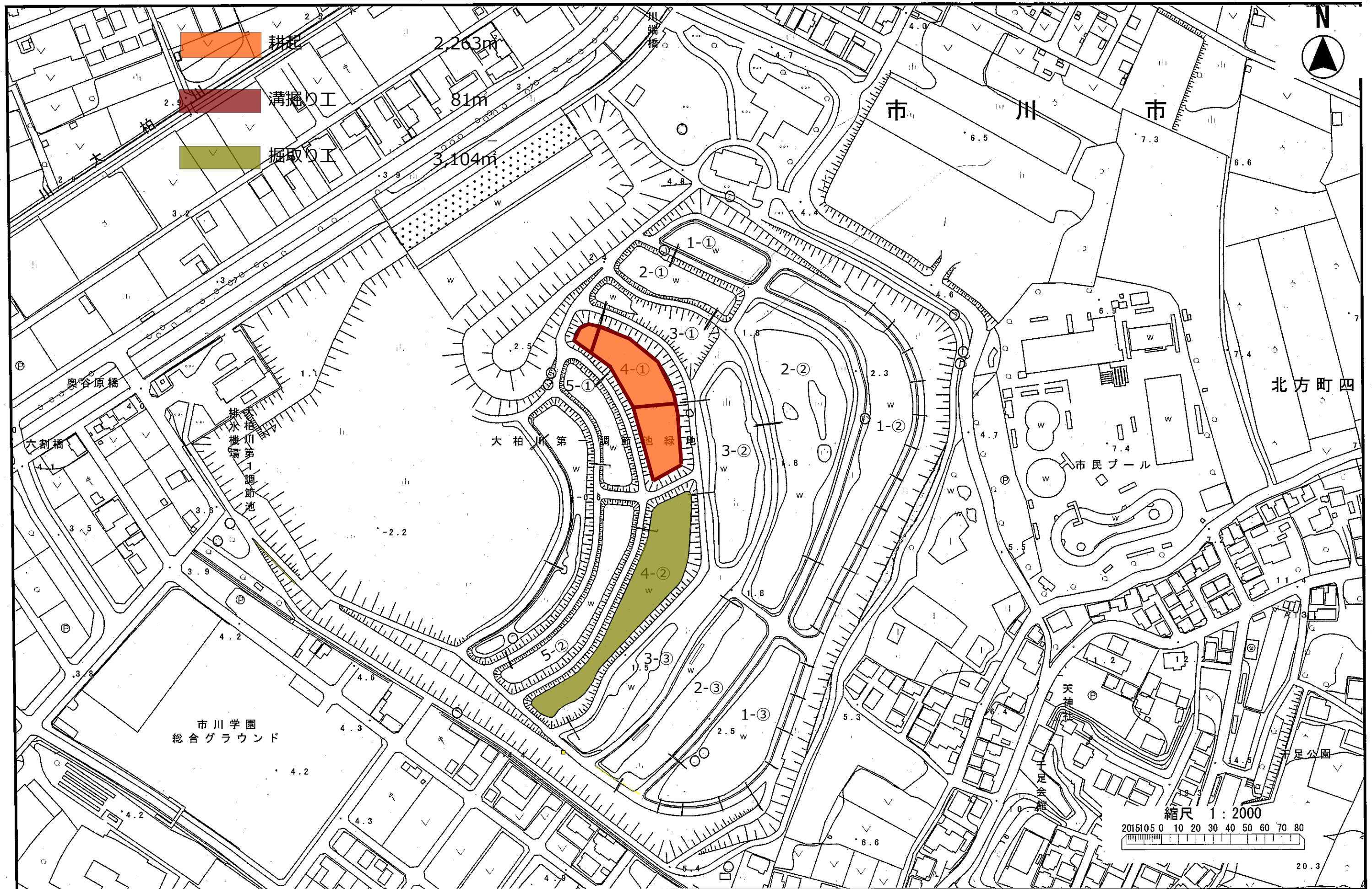
F,G:未草刈り

2025/9/28

C:法面 未草刈り

G、F:完了



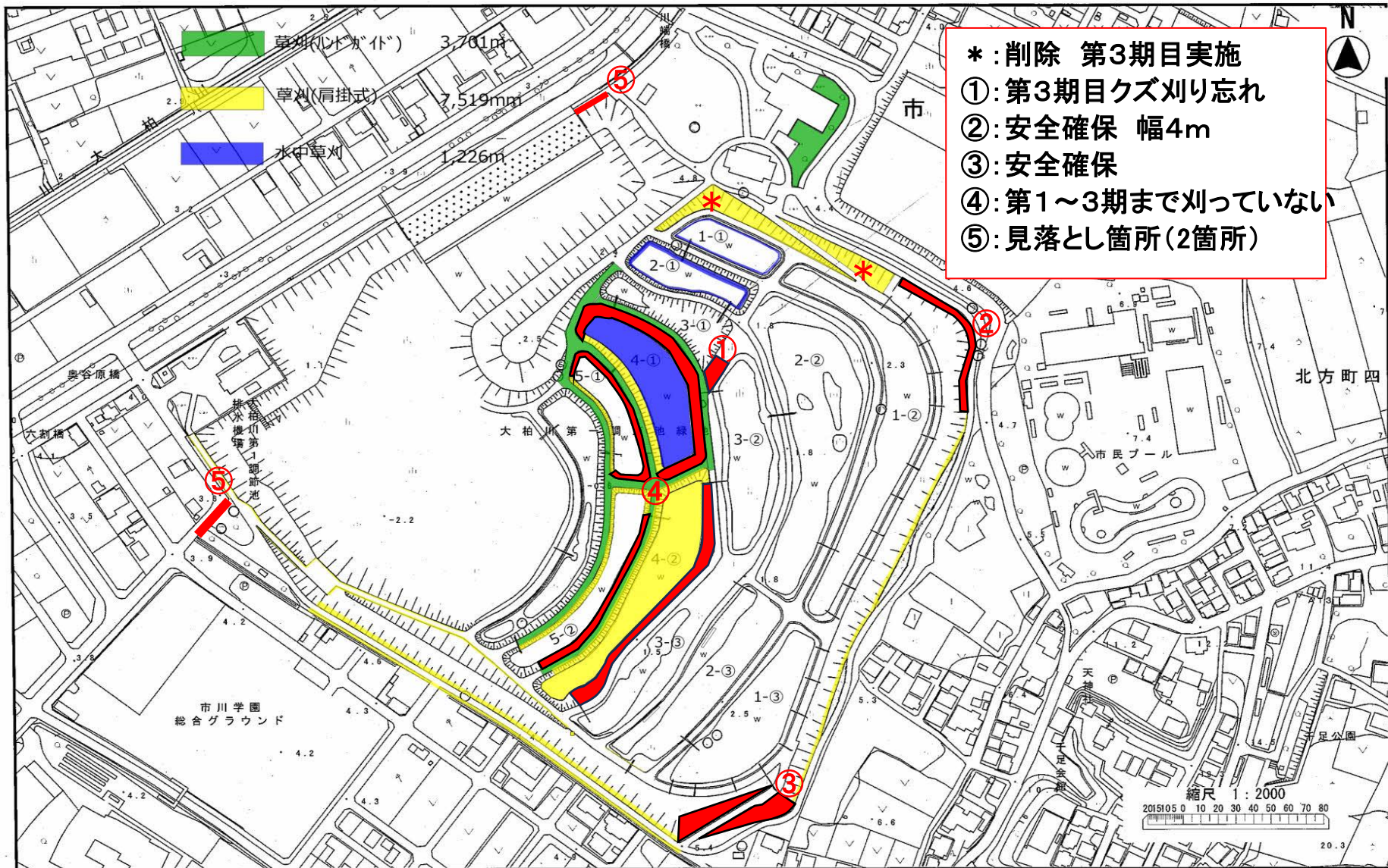


施工図作成に当たっての依頼図面

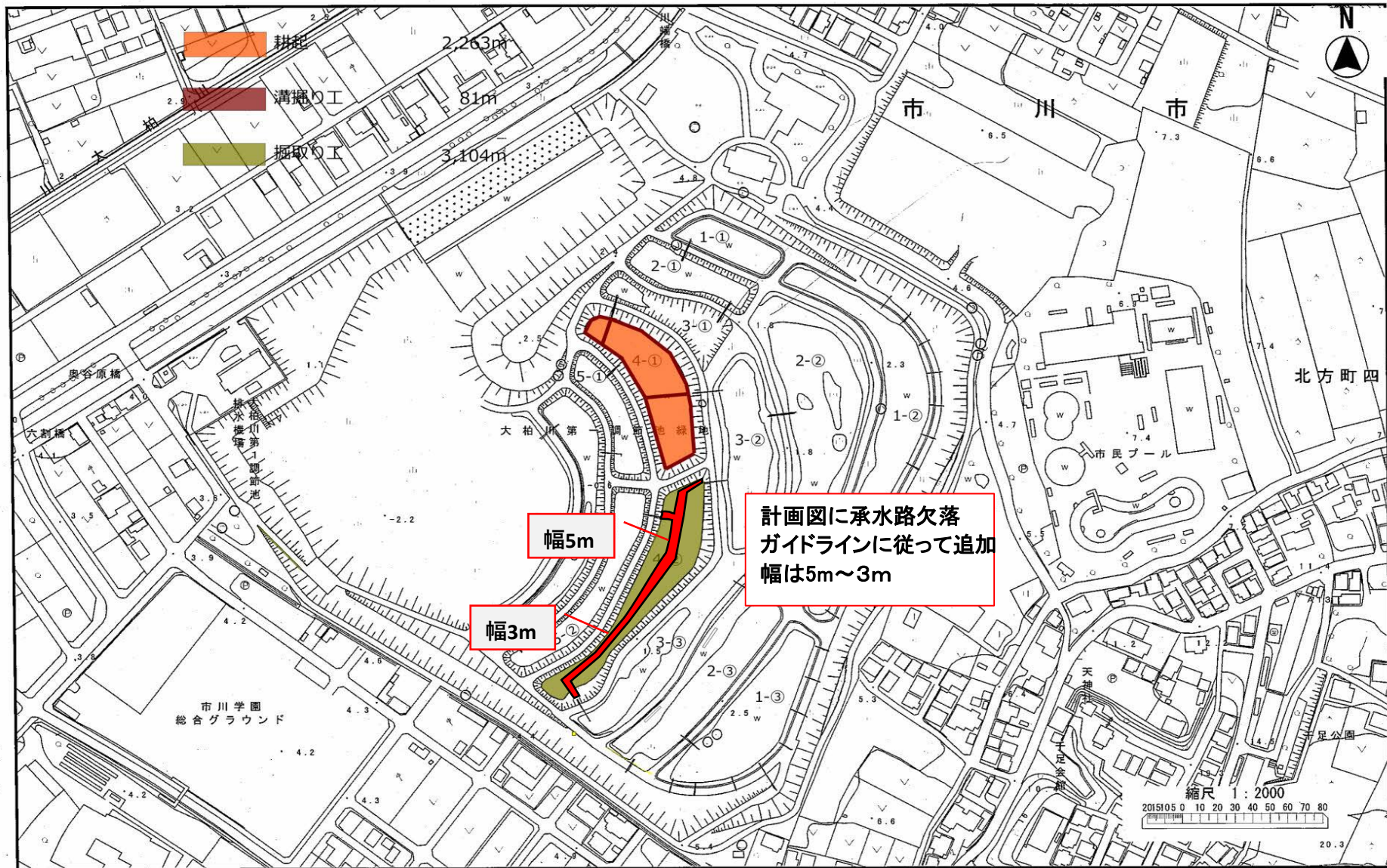
令和7年度 第4期(10月20日～11月5日) 計画図 草刈(ハンドガイド・肩掛式・水中)

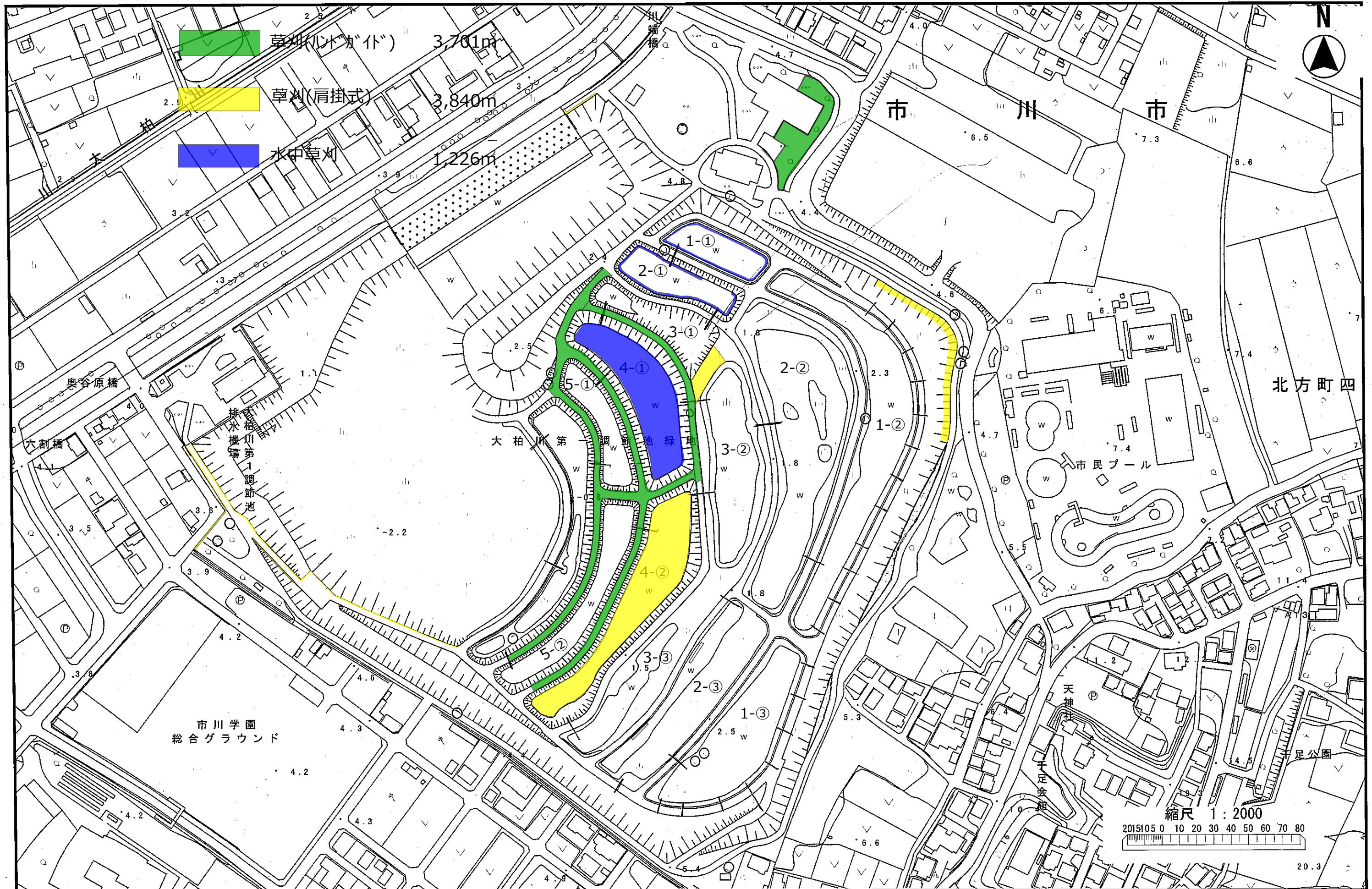
別紙4

※通路幅: 1・2-①池通路間: 4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間: 2m、2・3-②、2・3-③池通路間: 2m



※通路幅: 1・2-①池通路間: 4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間: 2m、2・3-②、2・3-③池通路間: 1m





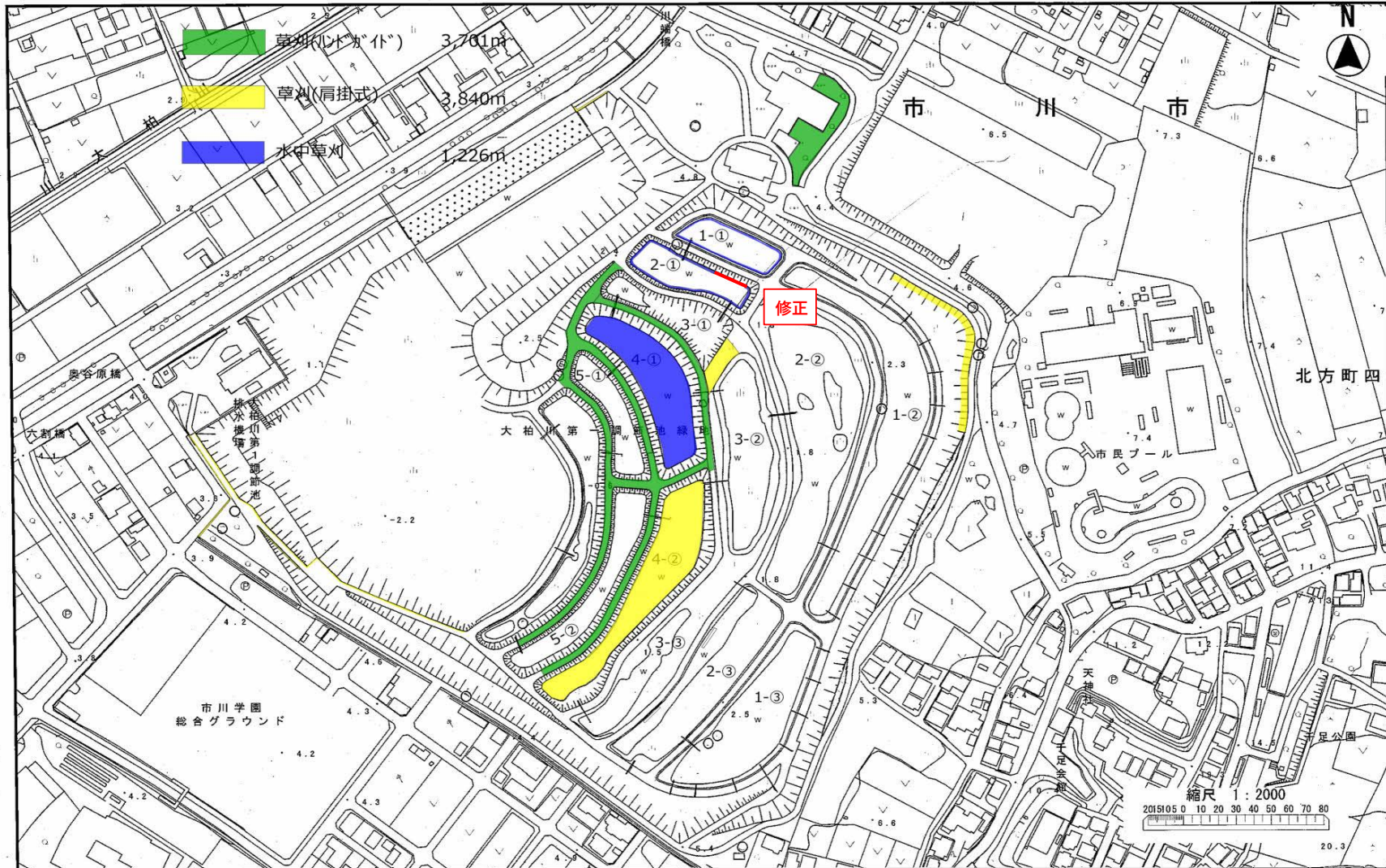
※通路幅：1・2-①池通路間:4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間：2m、2・3-②、2・3-③池通路間：1m



令和7年度第5回目草刈り施工図に対してのコメント

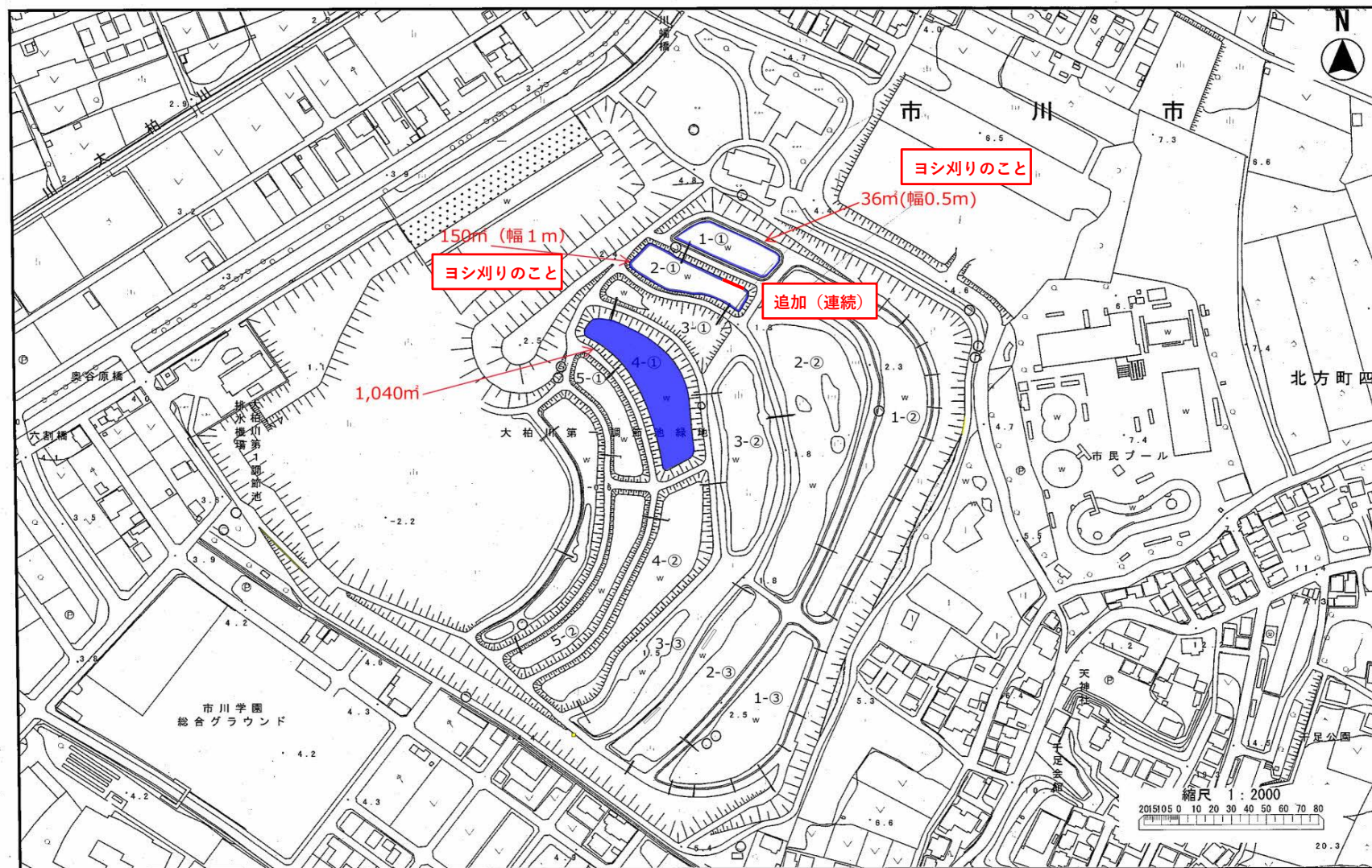
令和7年度 第4期(10月20日～11月5日) 施工図 草刈 (ハンドガイド・肩掛式・水中)

※通路幅: 1・2-①池通路間: 4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間: 2m、2・3-②、2・3-③池通路間: 2m



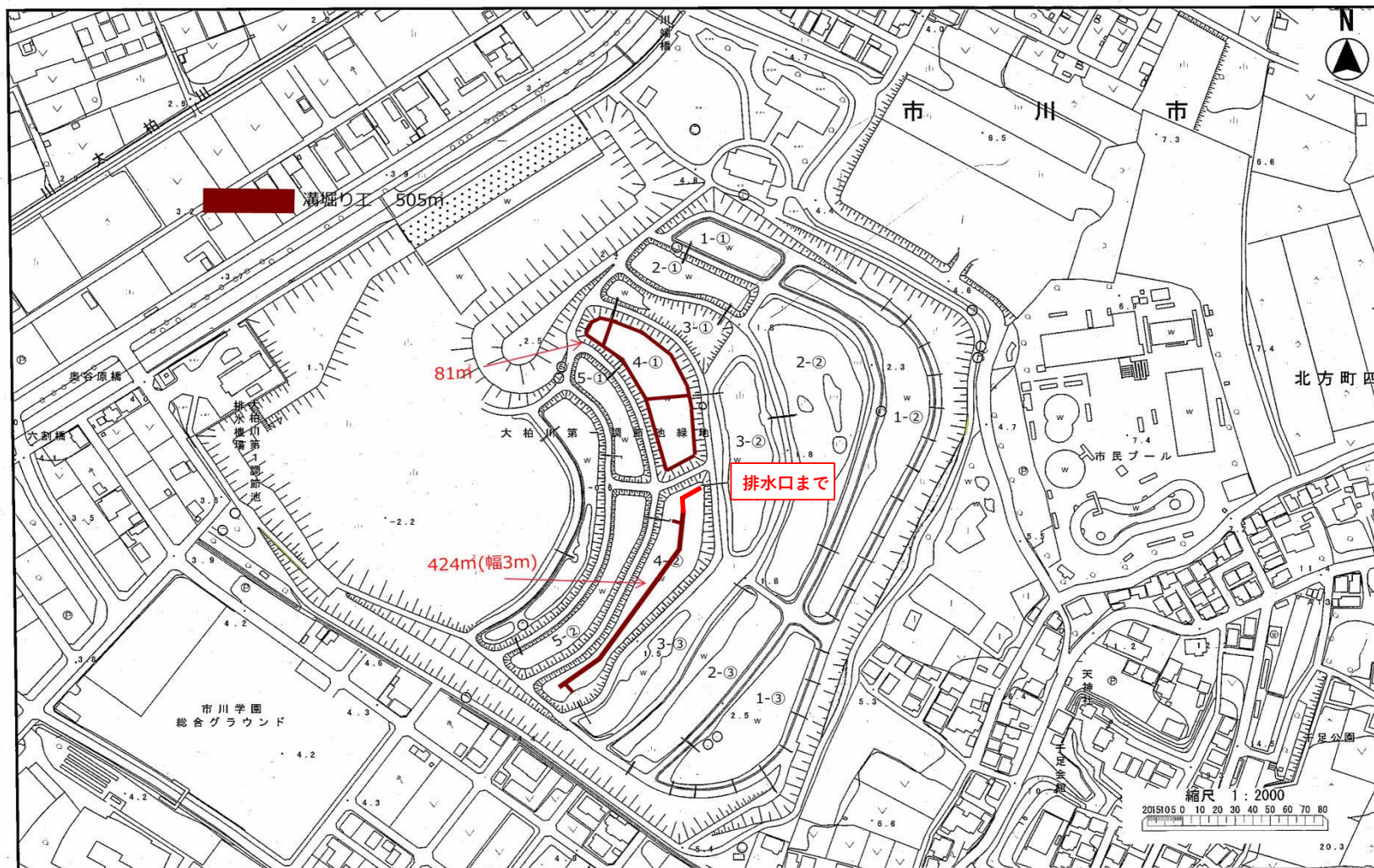
令和7年度棚池側 第4期(10月20日～11月5日) 施工図 水中草刈

(草刈面積: 合計 1,226㎡)

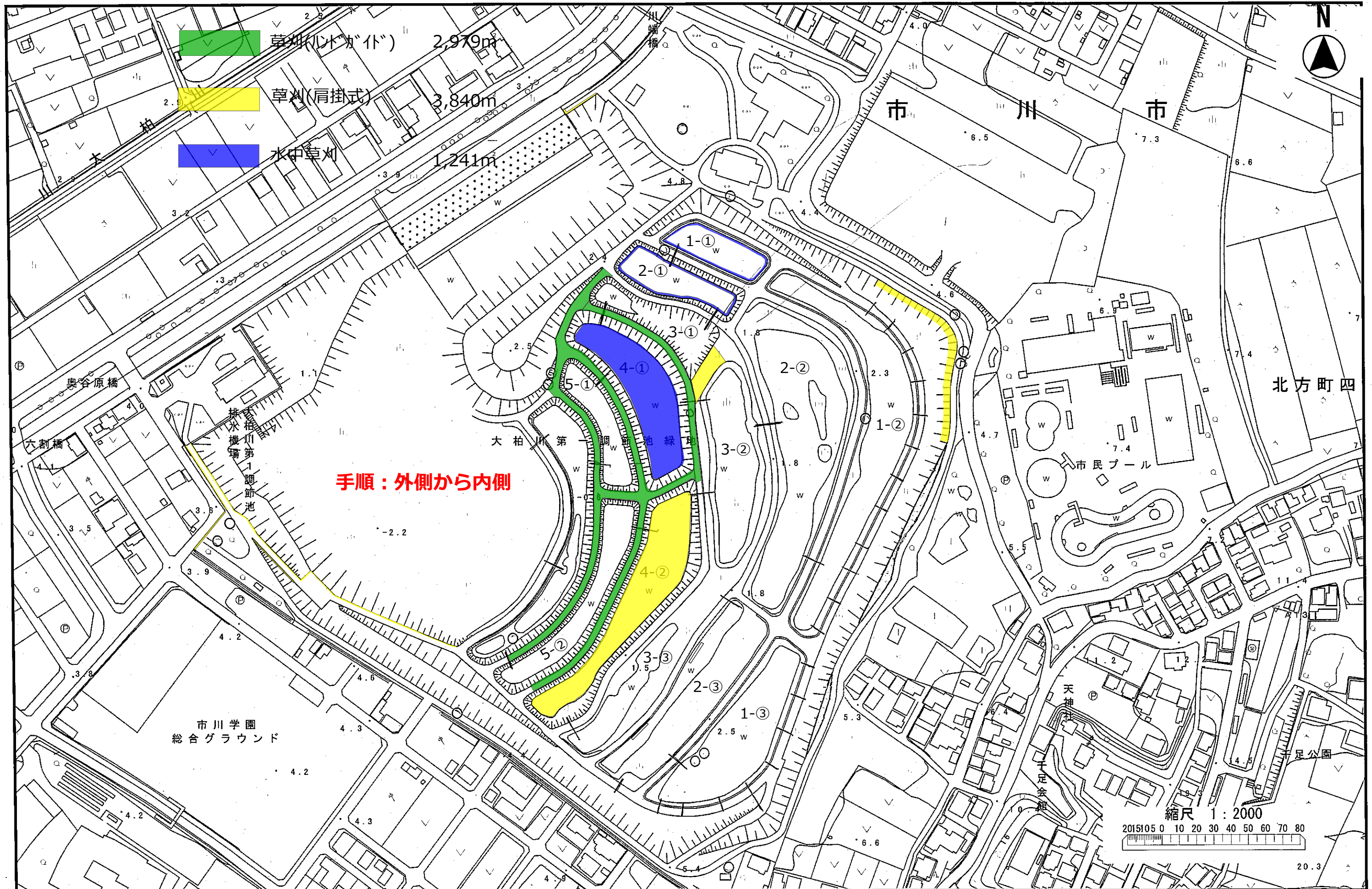


令和7年度 第4期(10月20日～11月5日) 施工図 溝掘り工

※通路幅：1・2-①池通路間：4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間：2m、2・3-②、2・3-③池通路間：1m

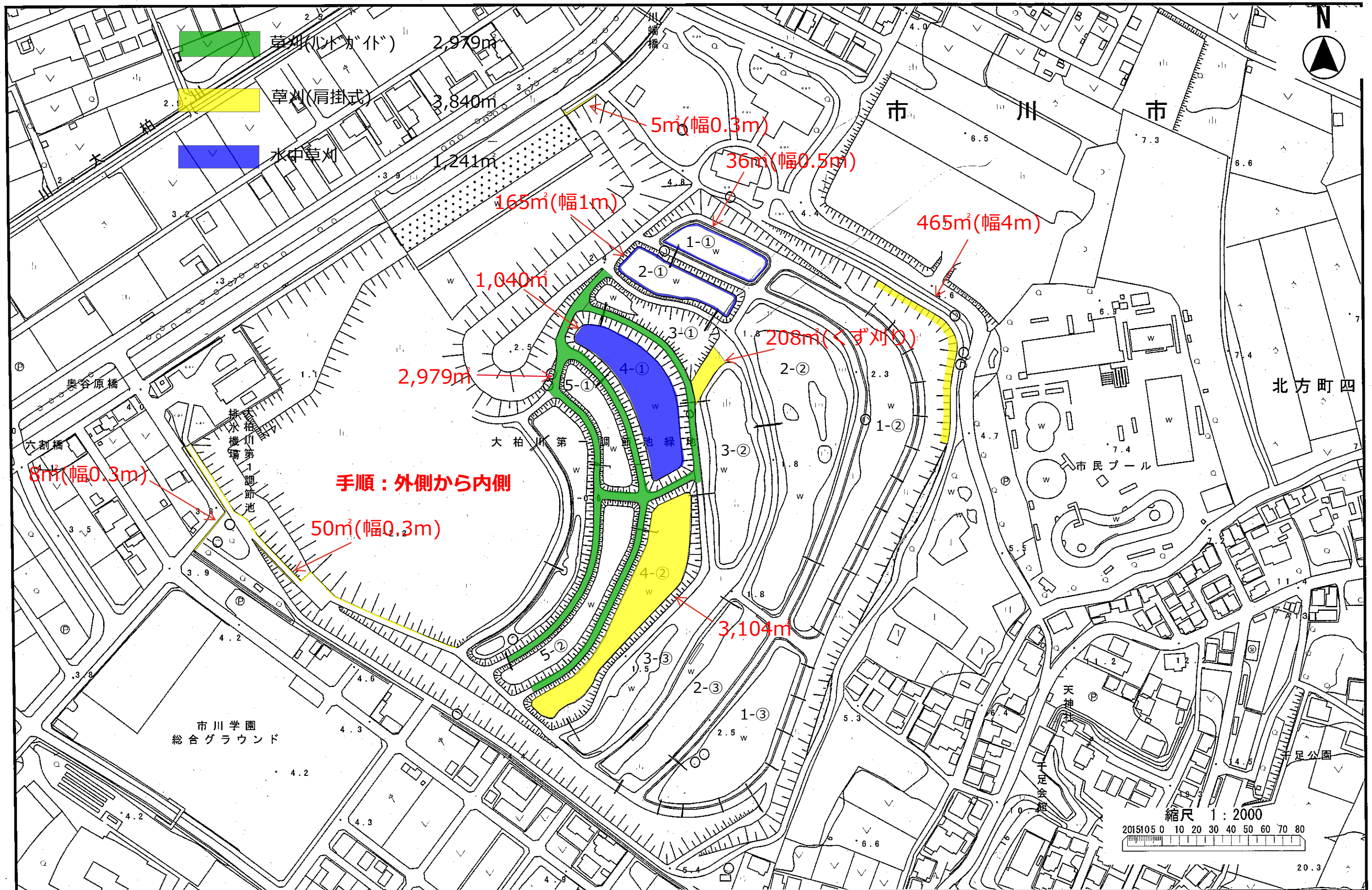


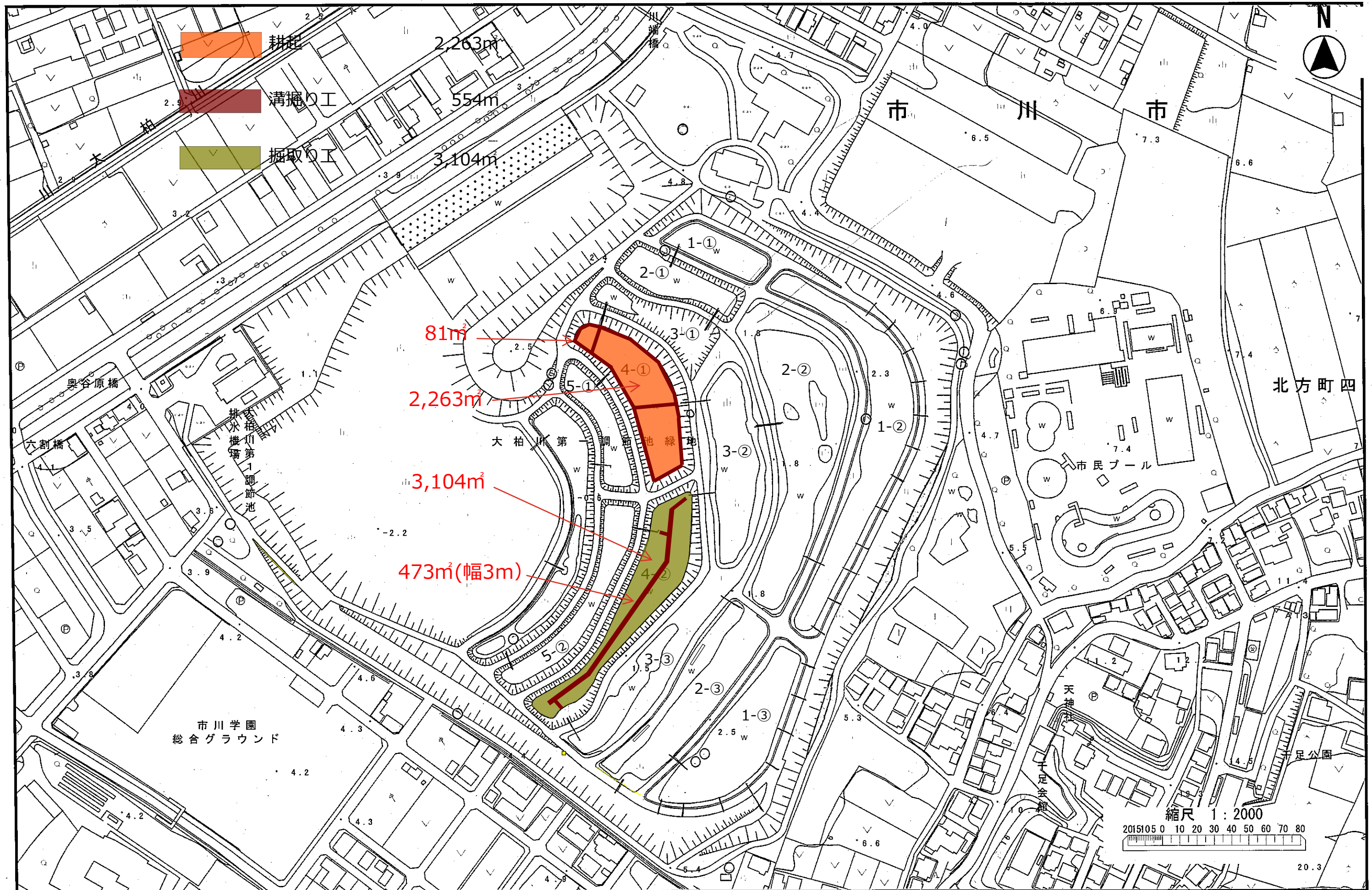
※通路幅: 1・2-①池通路間:4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間:2m、2・3-②、2・3-③池通路間:2m



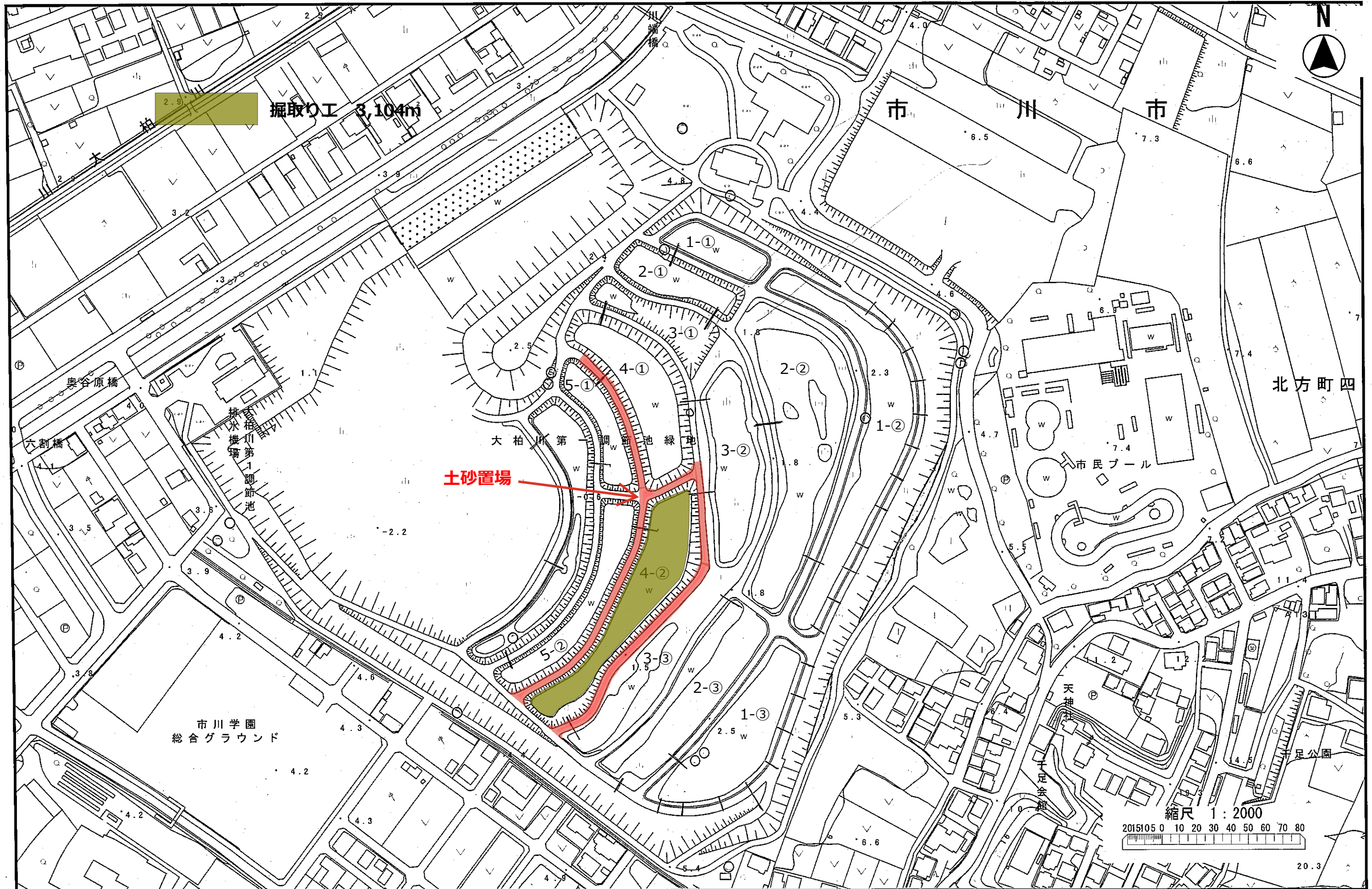
※通路幅：1・2-①池通路間:4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間：2m、2・3-②、2・3-③池通路間：1m







(※通路幅：1・2-①池通路間:4m、1・2-②、1・2-③、2・3-①池通路間：2m、2・3-②、2・3-③池通路間：1m)



資料保 02.03.11 大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について
(令和8年度版)

大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について
(令和8年度版)

~~平成30年3月~~令和7年12月

環境部 自然環境課

資料保 02.03.11 大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について
(令和8年度版)

大柏川第1調節池緑地における草刈り図面について
(令和8年度版)

~~平成30年3月~~令和7年12月

環境部 自然環境課

□図面種類と年間スケジュール表

(1) 原図(※予算要求図面)

- ①次年度の予算要求資料として作成するもの。
- ②「生物多様性の保全」と「入園者の安全」を反映させて作成する。
- ③随意契約で実施した施工図、一般競争入札で実施した第1回～第4回の施工図及び第5回の計画図を基に作成する。
- ④作成時期は8月下旬までに原図と総量管理表を作成する。
- ⑤ぼっけ生きもの倶楽部へ提出する。

(2) 計画図(※業務委託契約書添付図面)

- ①次年度予算が概ね固まった段階で、原図を基に作成するもの。
- ②予算範囲内で各回草刈り図面について、「ぼっけ生きもの倶楽部」の保全・再生活動との整合性などを確認して作成する。
- ③作成時期は2月下旬までに計画図を作成する。

(3) 施工図(※委託料支払い図面)

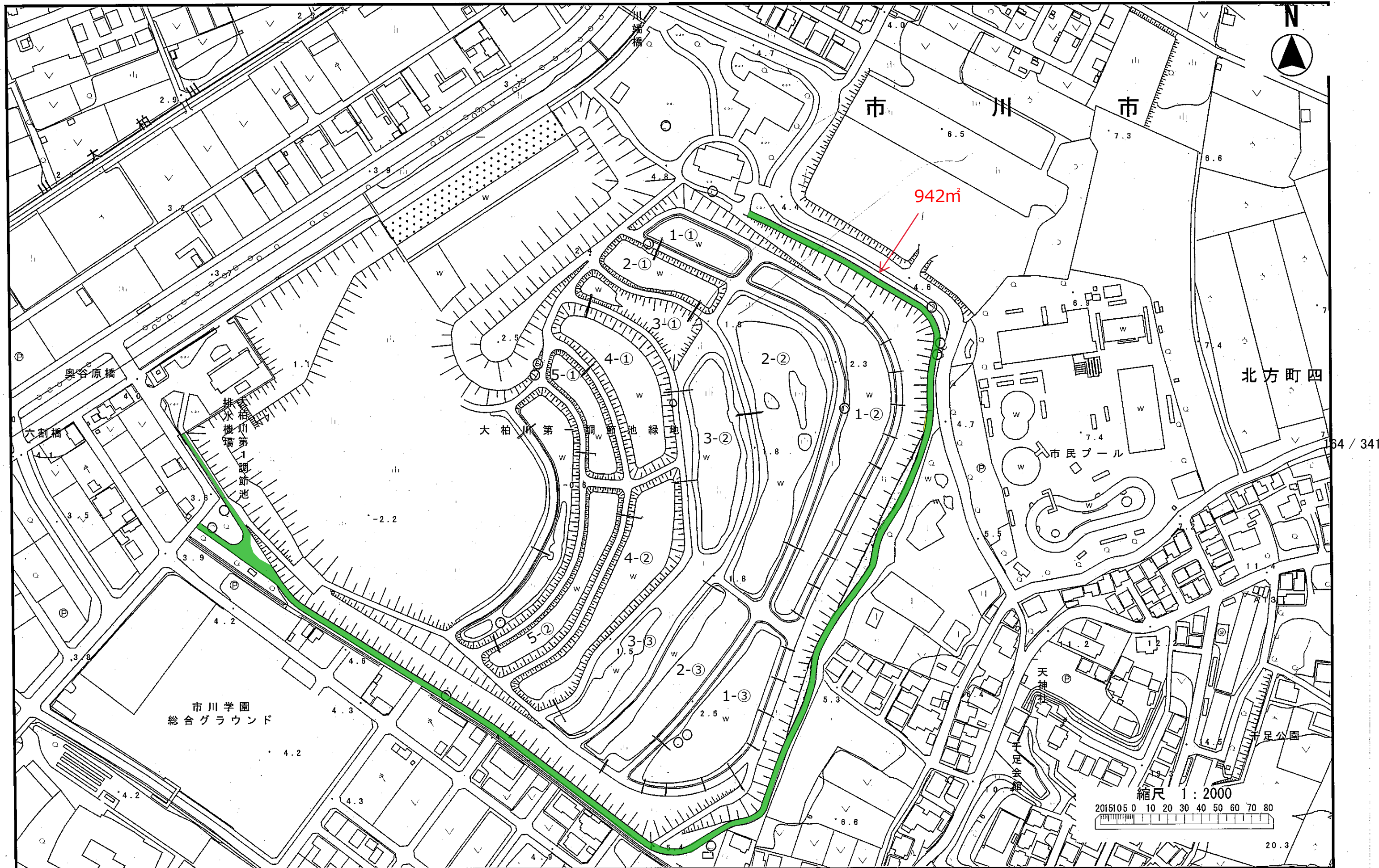
- ①現地調査等を踏まえ、計画図を基に作成するもの。
- ②草刈り作業前に実施する現場での最終チェック(市・業者)で修正作業を行う場合がある。
- ③作成時期は各回草刈り作業前までに施工図を作成する。
- ④各回草刈り完了検証結果等において、施工図を基に確認作業を行い、施工範囲を実施しなかった範囲がある場合は、その範囲を除去したもの。

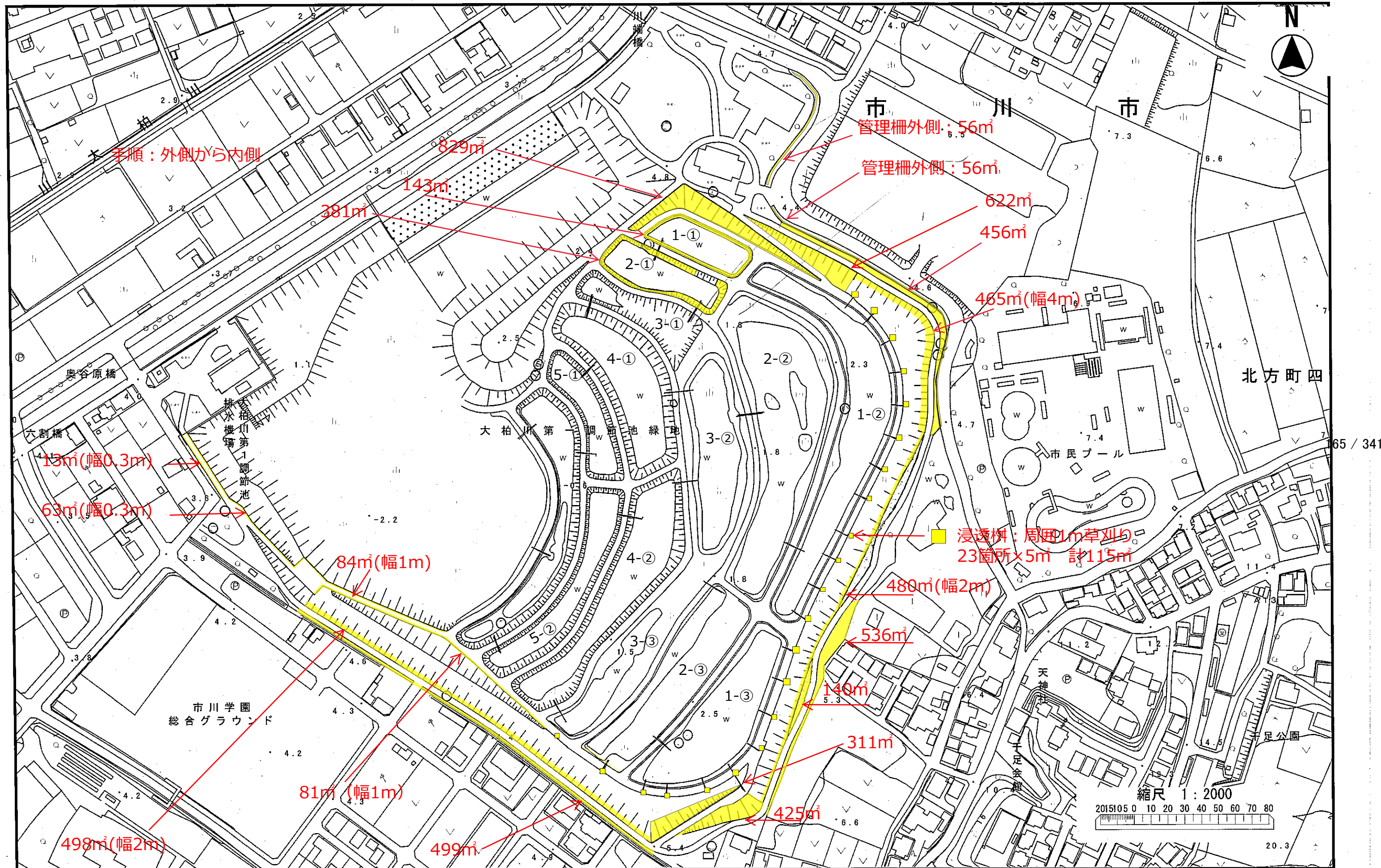
(4) 実施図(※維持管理用図面)

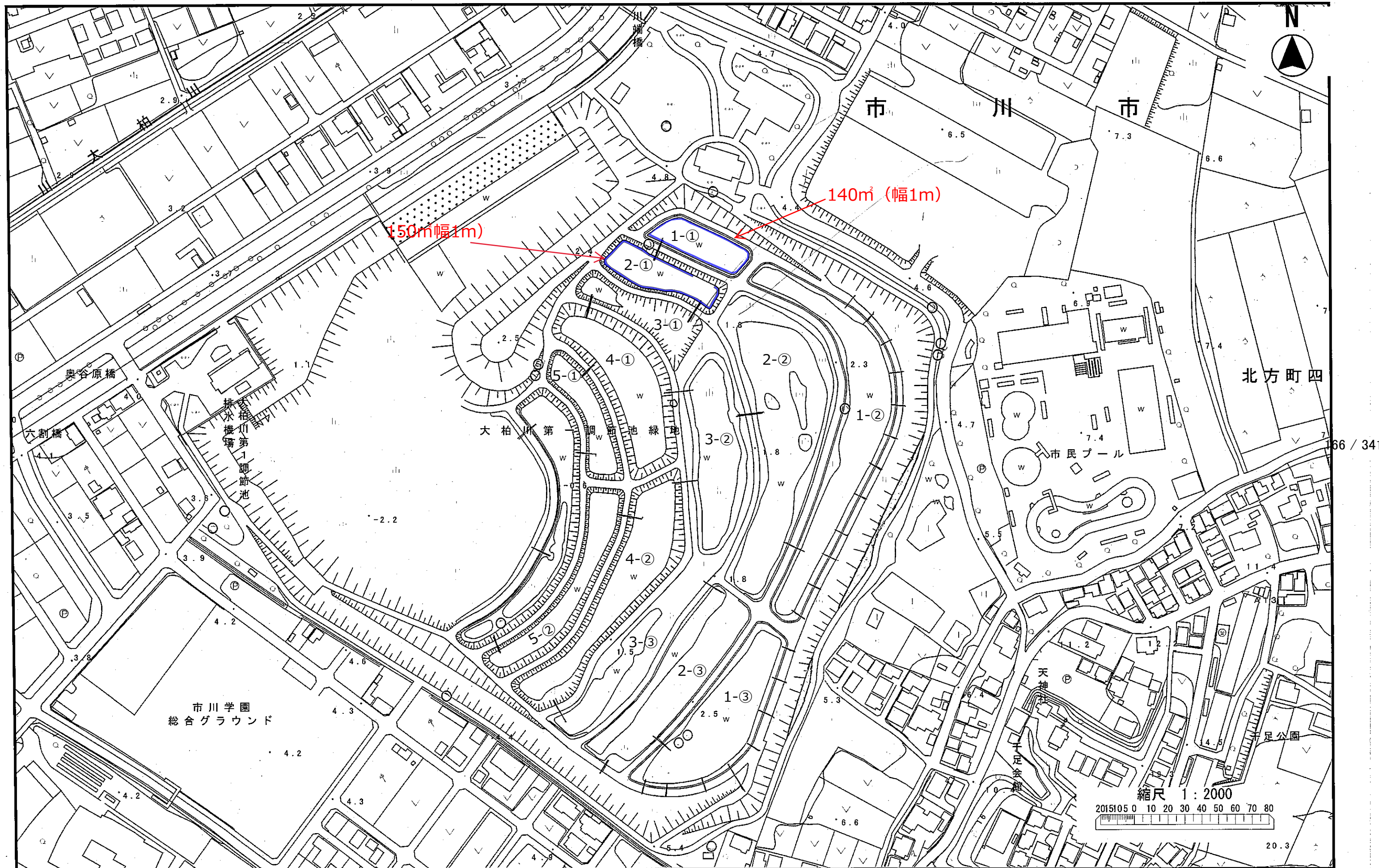
- ①各回草刈り完了検査等において、施工図を基に確認作業を行い、施工範囲を超えて草刈りを行った箇所を反映させたもの。
- ②実施図は次回草刈り計画図に反映させるものである。例えば、第1回草刈り範囲を超えて草刈りが実施された箇所が、第2回草刈り計画図に予定されていた場合、その箇所を除く作業が生じることになる。
- ③作成時期は各回草刈り作業中の現場確認、完了検査を踏まえ実施図を作成する。

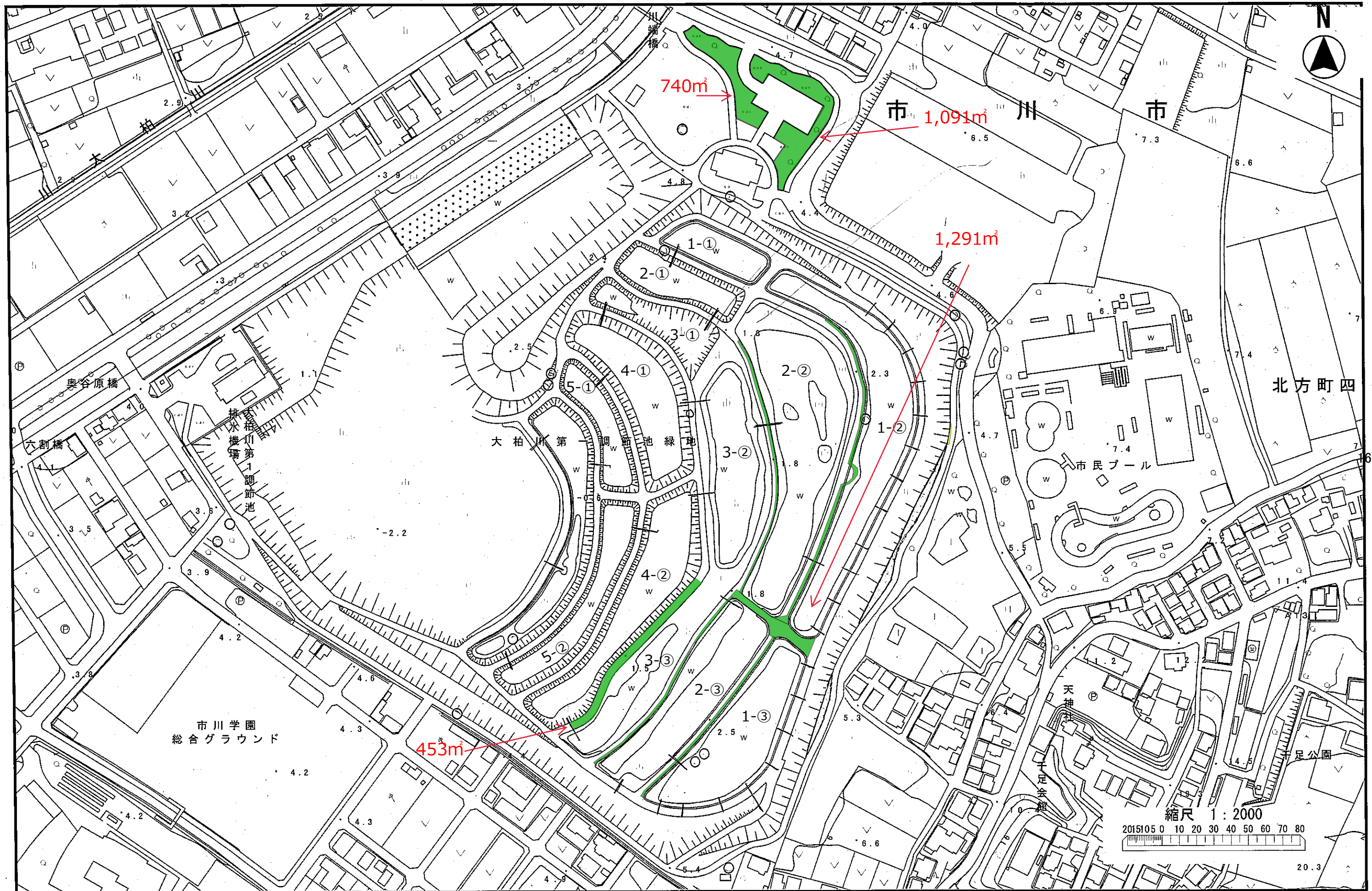
(5) 年間スケジュール表(※別添参照)

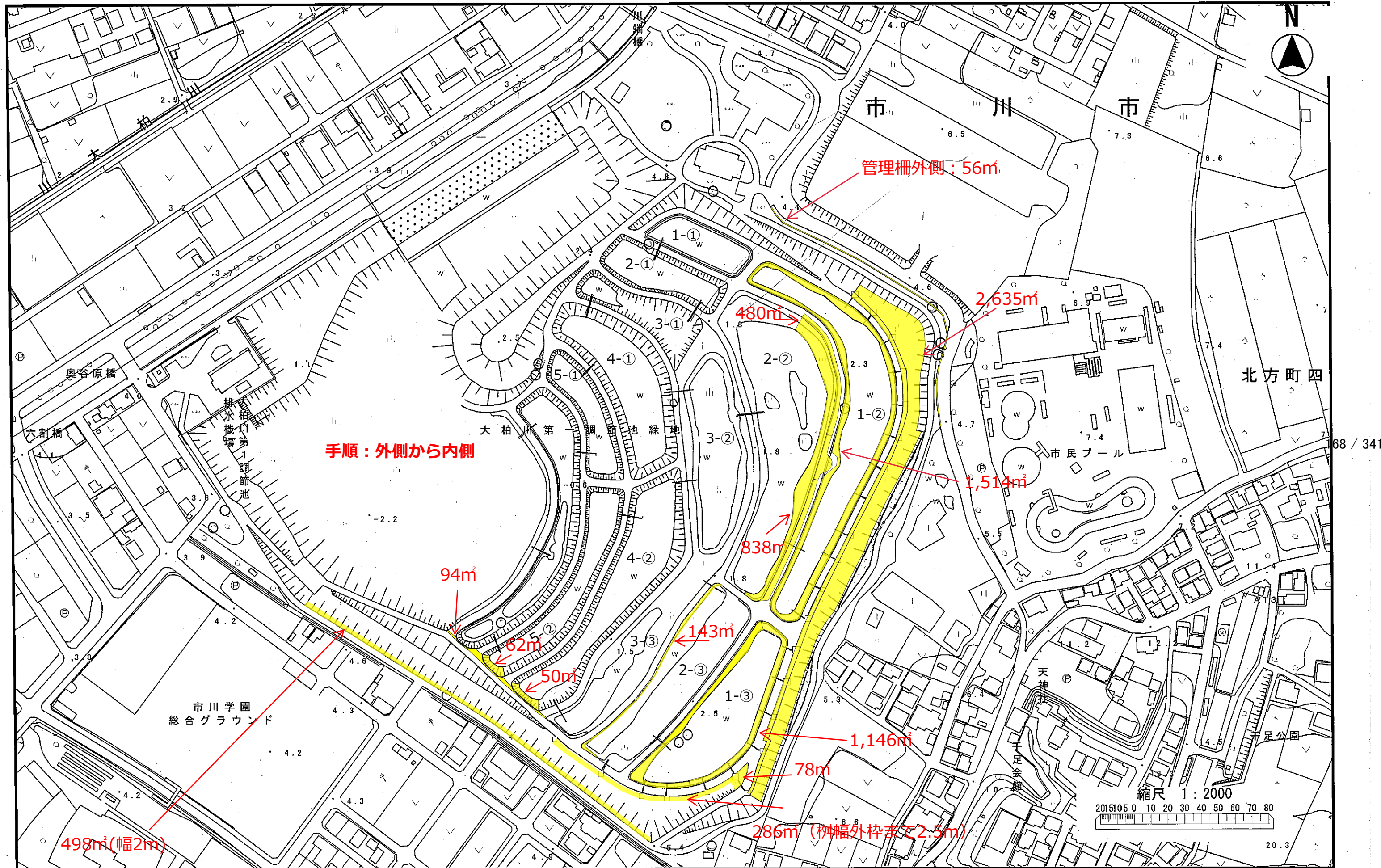
スケジュール管理にも言及すること。

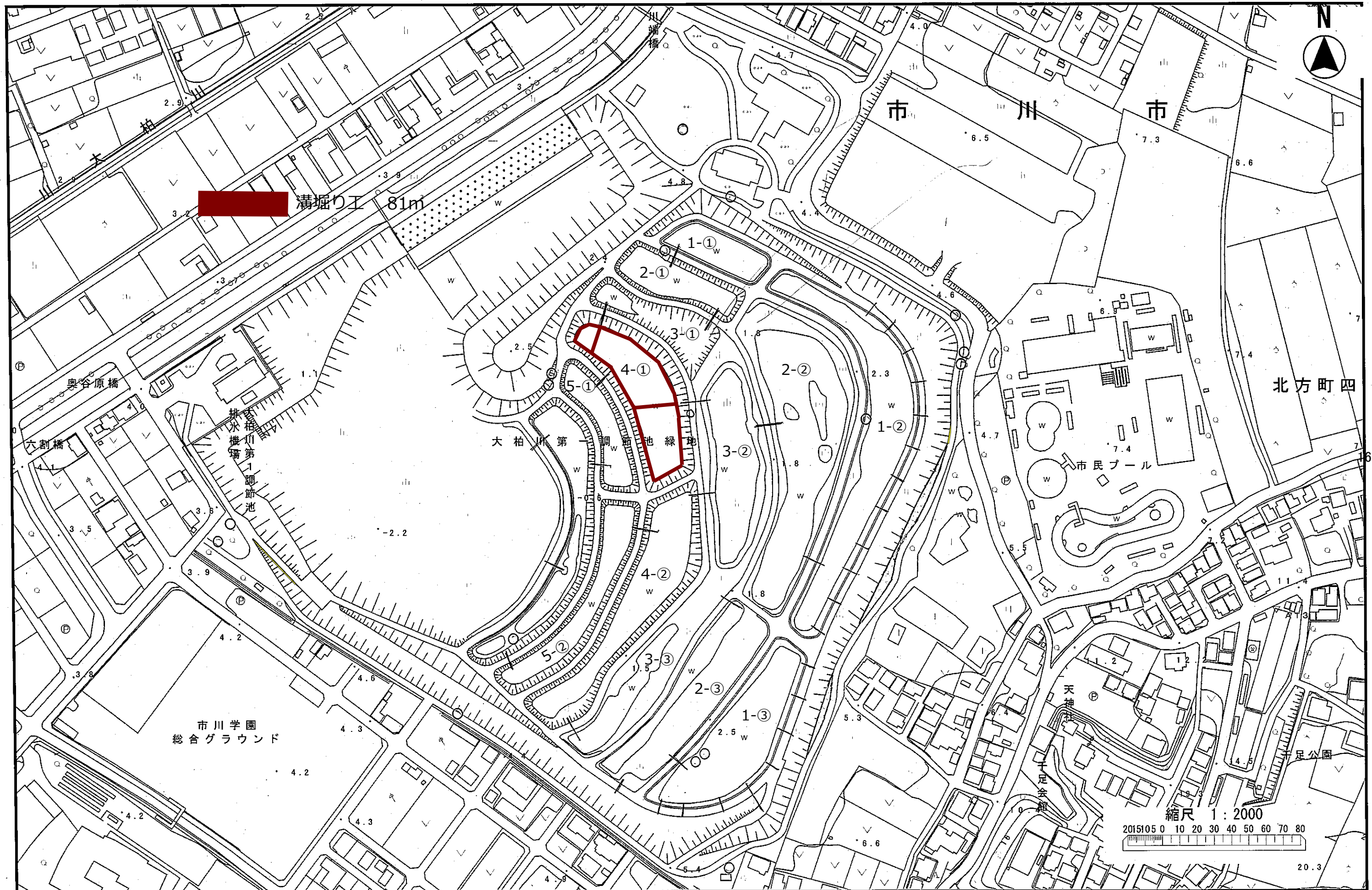


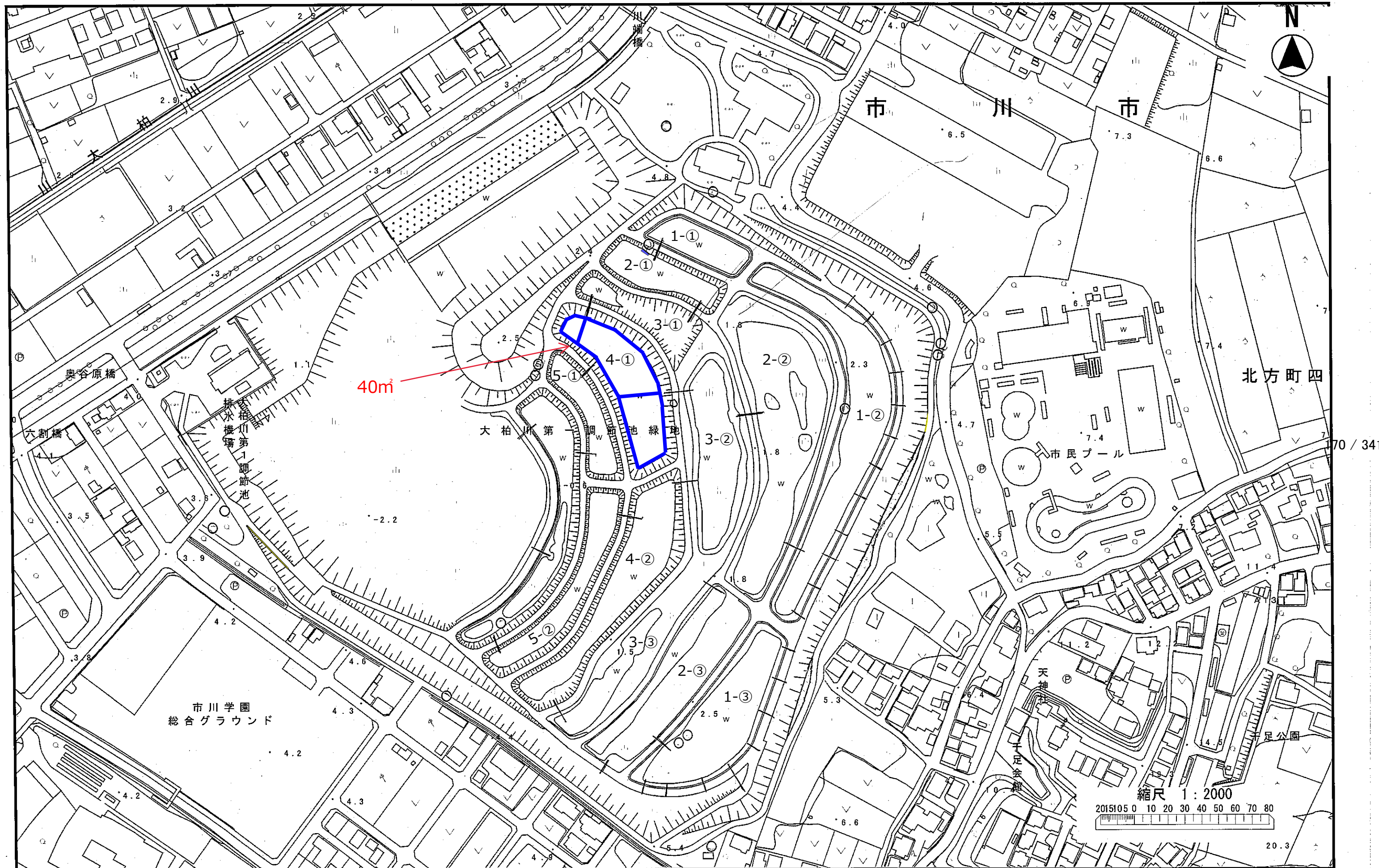


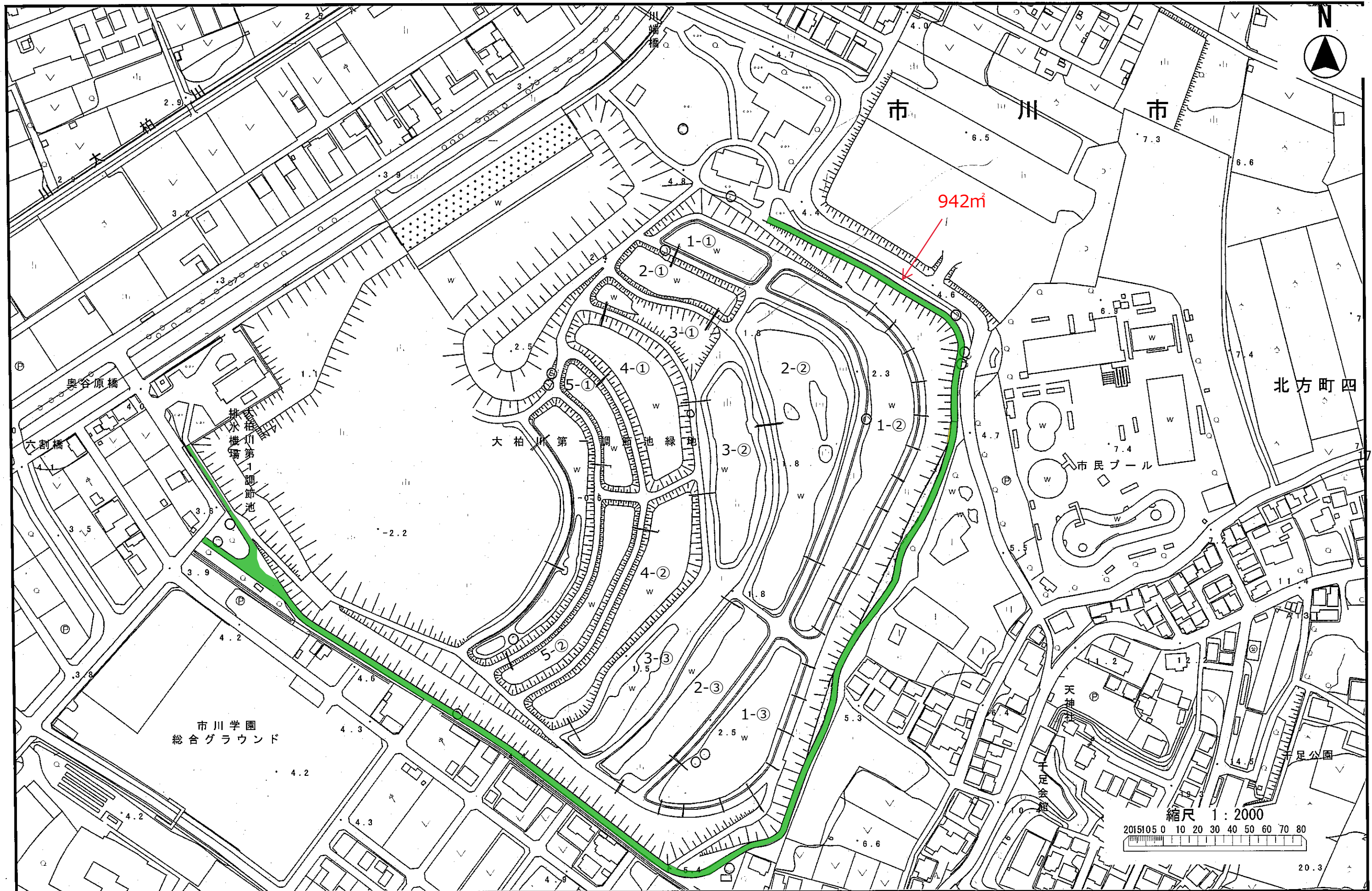


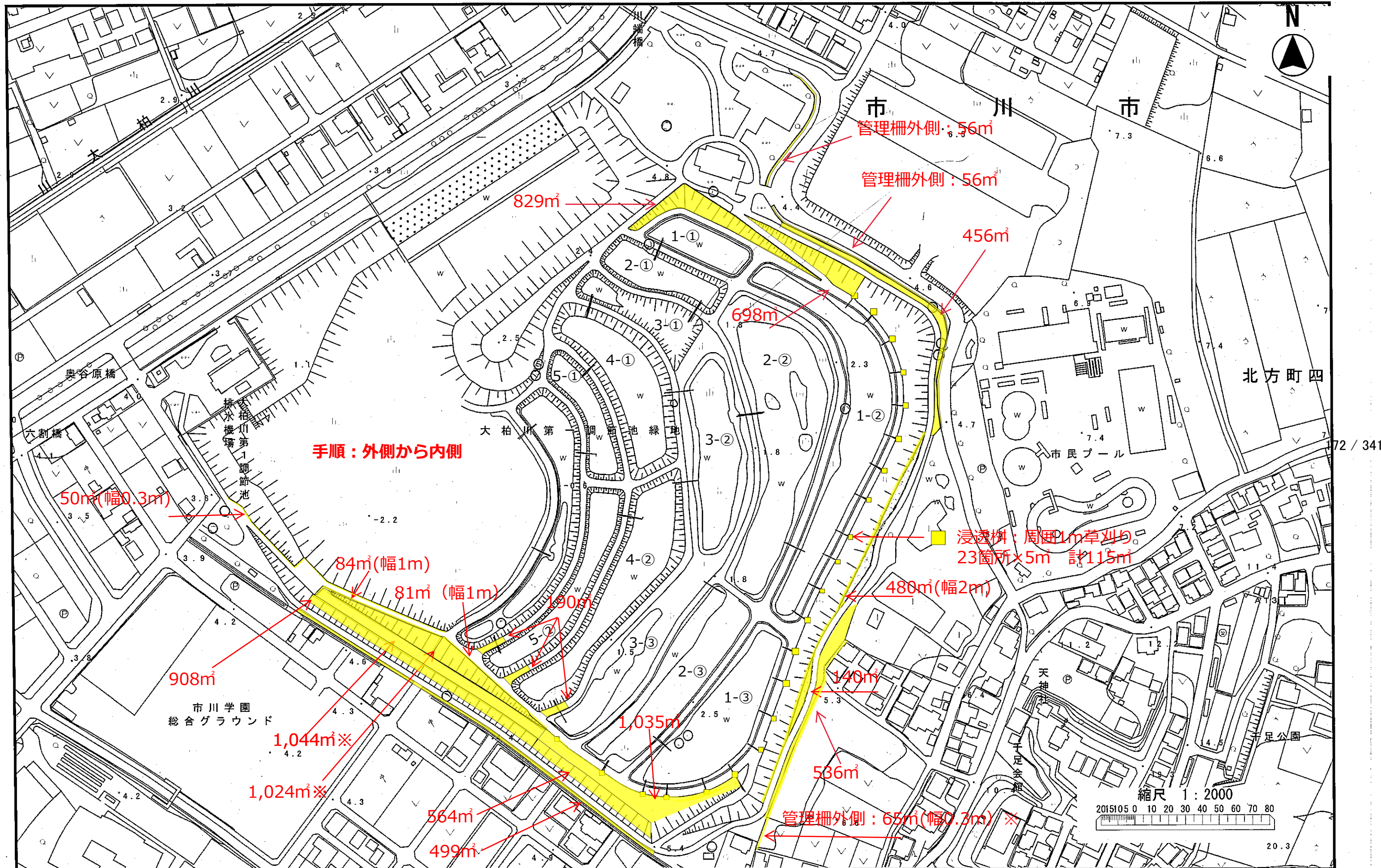


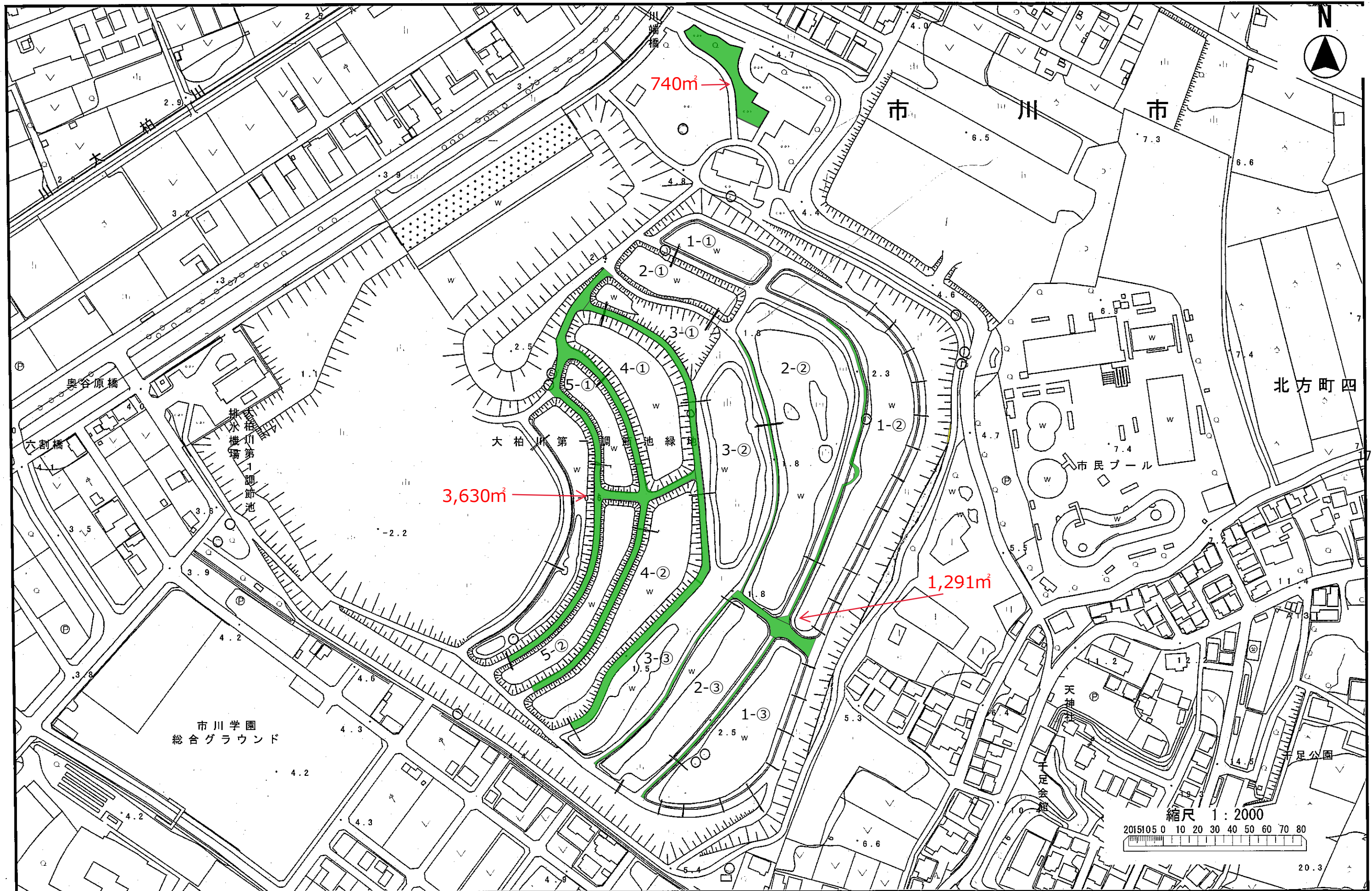


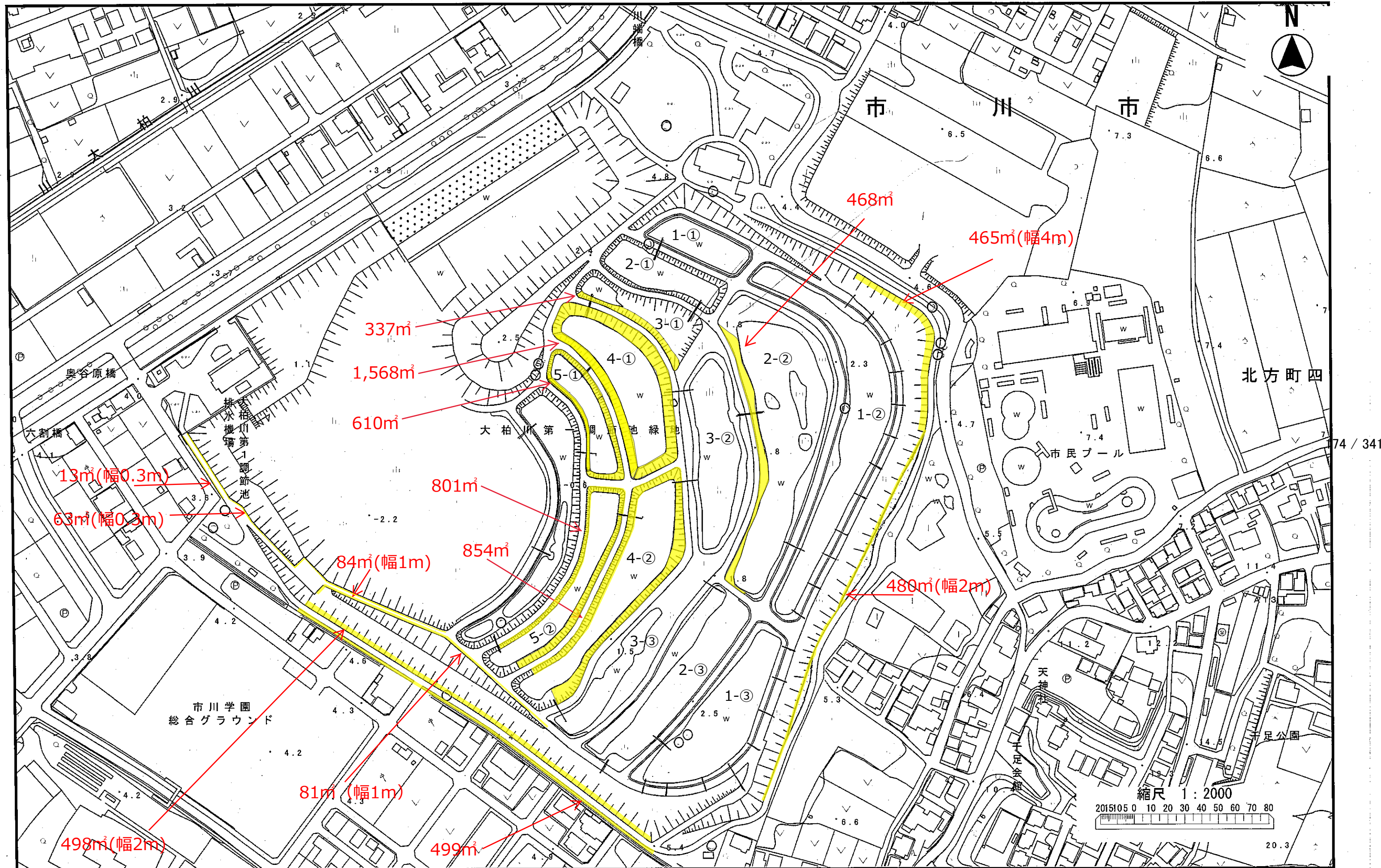


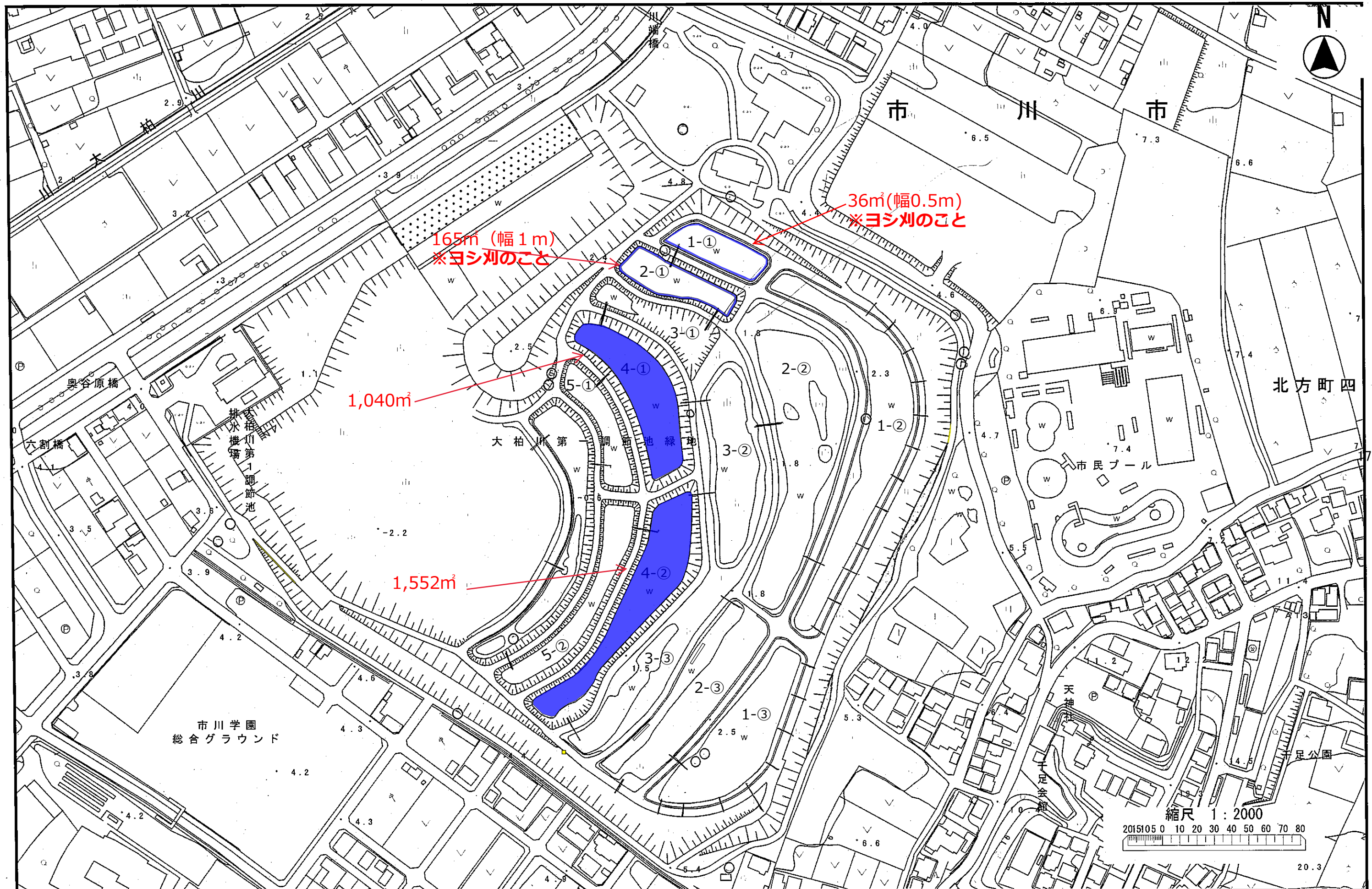


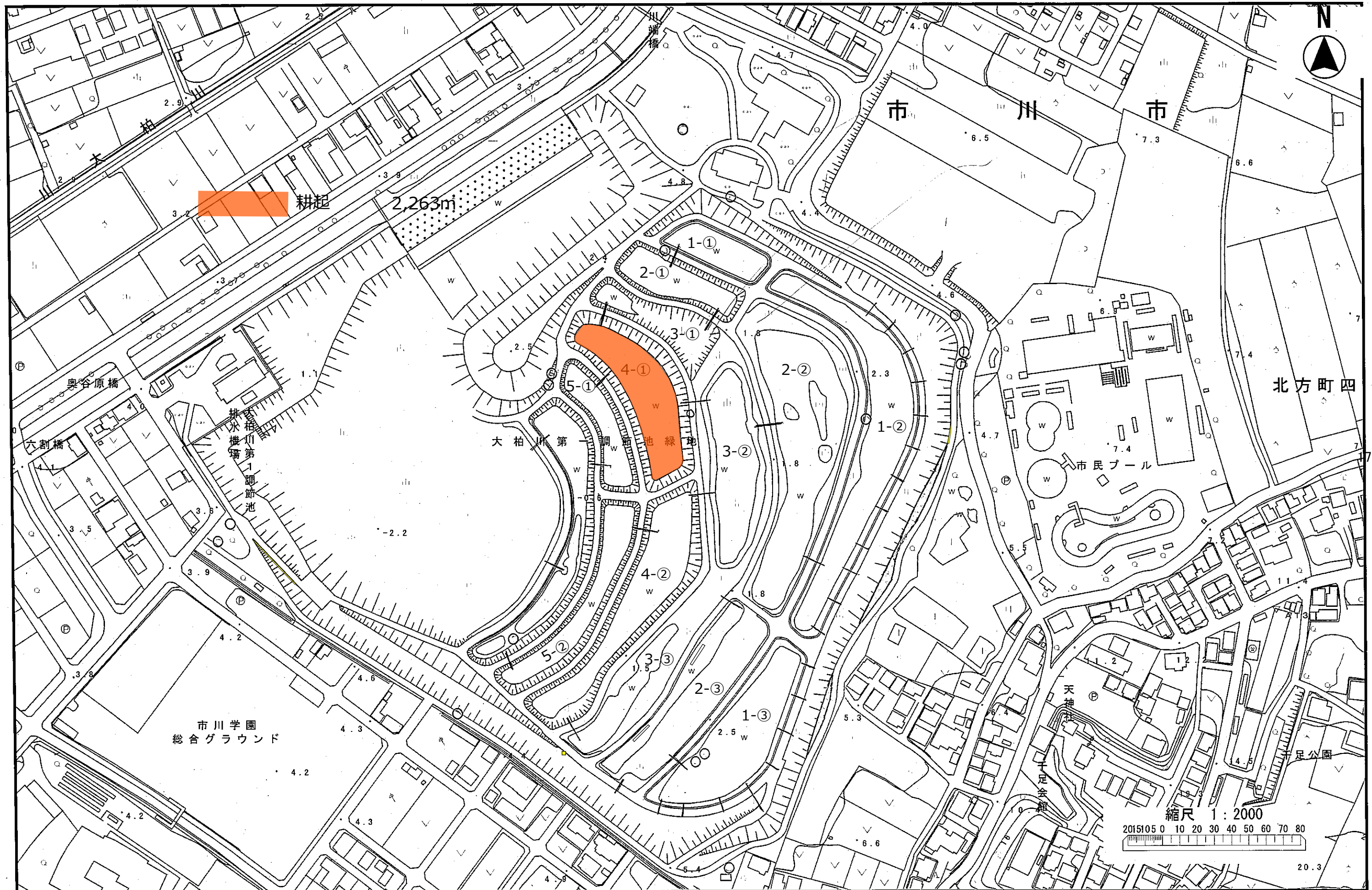


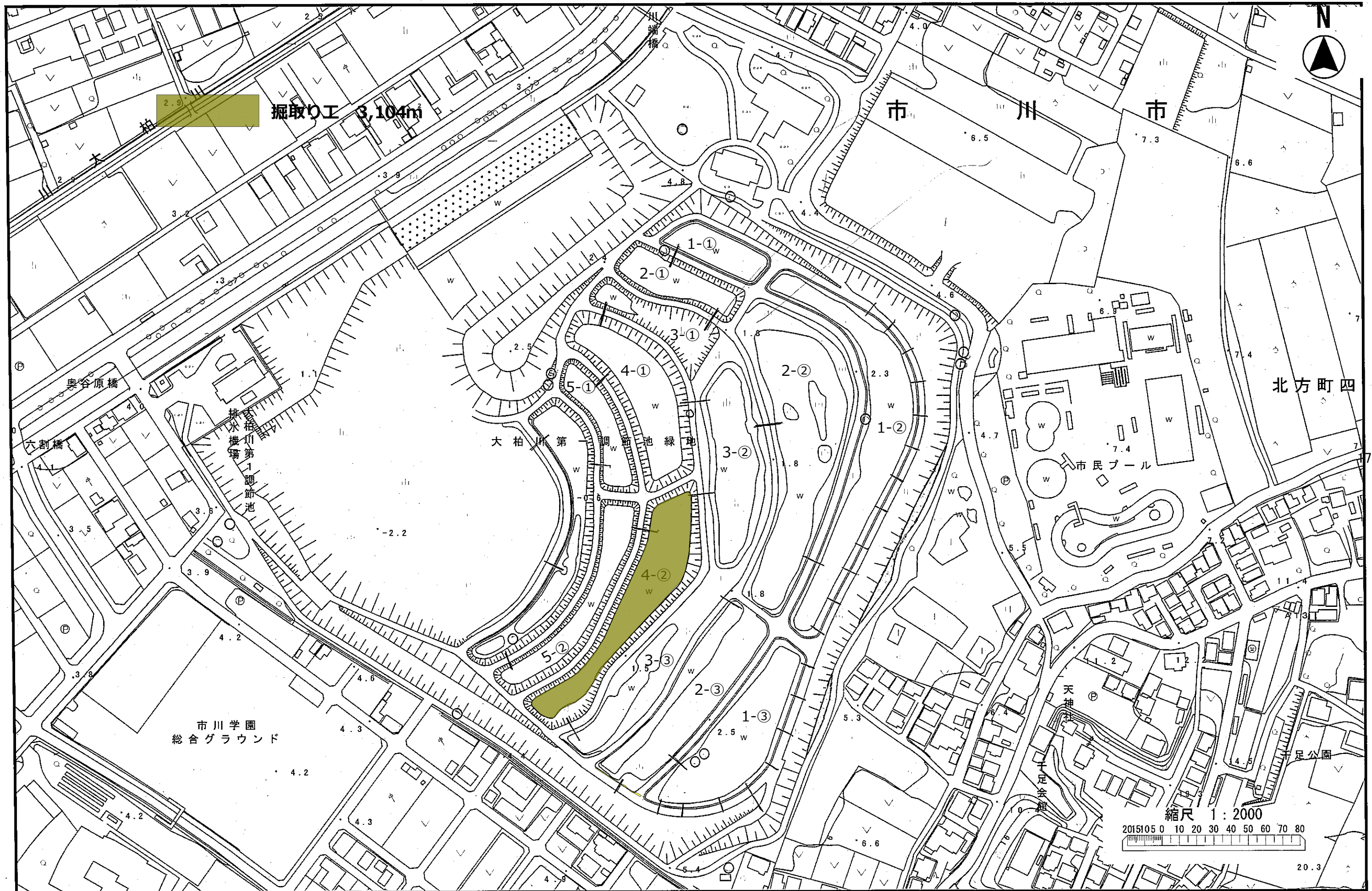


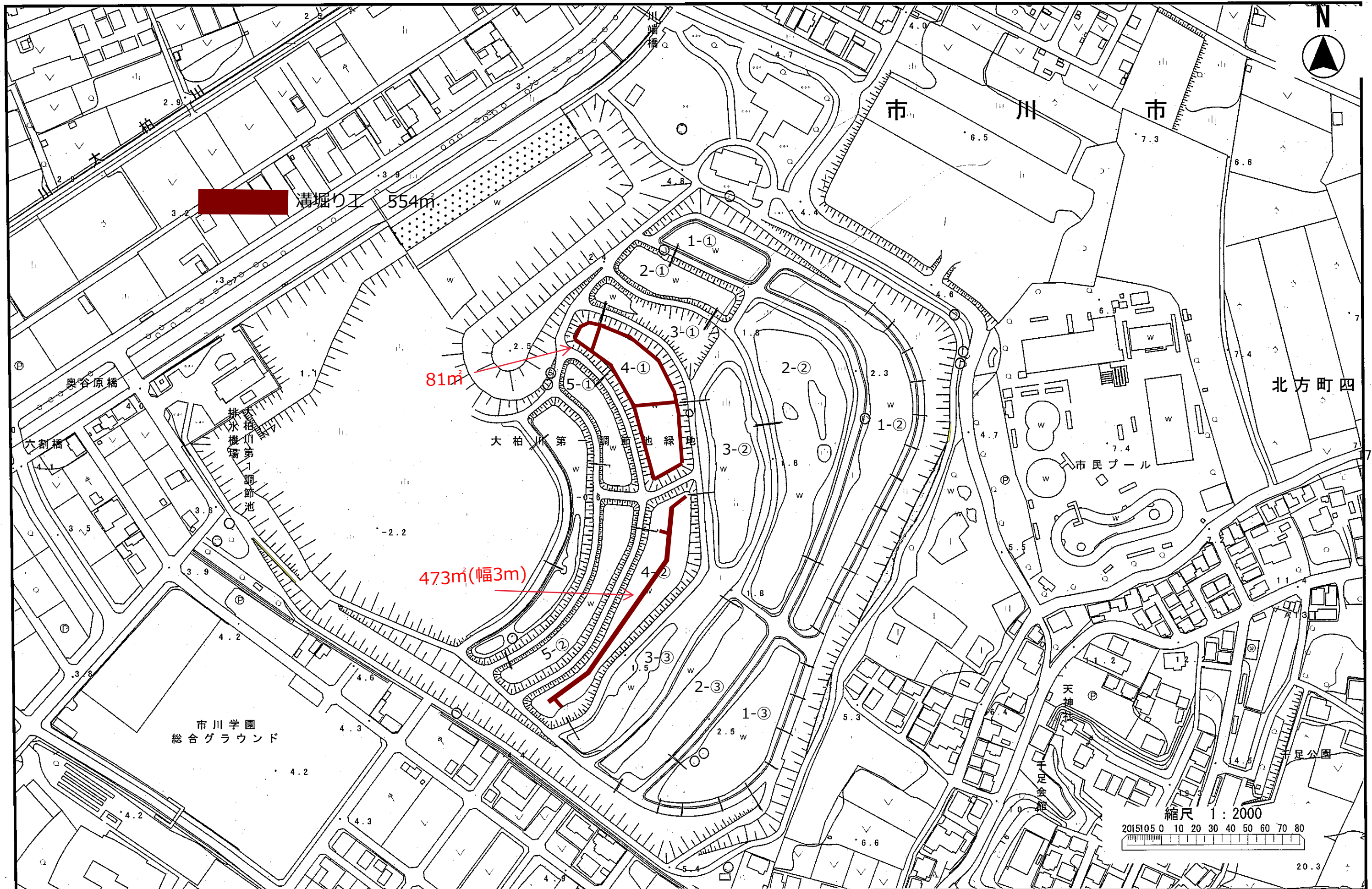




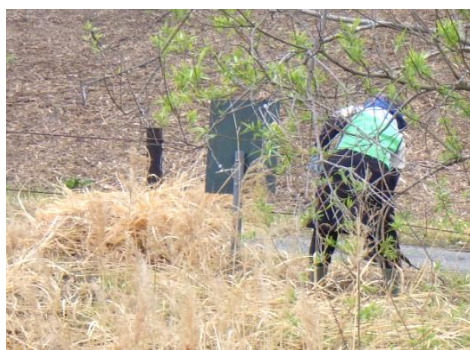






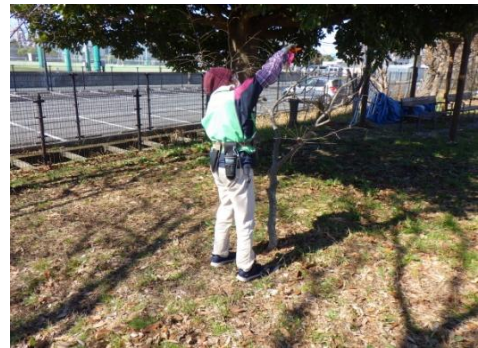


資料保 02.6.01 活動風景 2025年度









資料保 02.6.03 4-②池 植生撤去 2025年度

ぼっけ生きもの倶楽部



南から

ガマ繁茂

草刈り後



堀取後

満水後



北西から

草刈り後



堀取後

4－② 堀取工 2025年度

ぼっけ生きもの倶楽部



東から

草刈り後



堀取後



北東から

草刈り後



堀取後

4－② 堀取工 2025年度

ぼっけ生きもの倶楽部



西から

草刈り後



堀取後



南西から

草刈り後



堀取後